会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組 状況等に関する会計検査の結果について」

令和元年12月会計検査院

参議院決算委員会において、平成29年6月5日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月6日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、30年10月4日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、令和2年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和元年12月会 計 検 査 院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	検査の要請の内容	1
2	30年報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
((1) 検査の観点及び着眼点	5
	ア 大会の開催に向けた取組等の状況	6
	イ 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
((2) 検査の対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2	2 検査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	大会の開催に向けた取組等の状況	8
((1) 大会の開催に向けた取組体制等の状況 ·····	8
	ア 大会の開催に向けた取組体制の概要	8
	イ 大会の開催に向けた政府等関係機関の連携体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
((2) 大会経費の試算等の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
	ア 30年報告の検査結果に対する対応等	12
	イ 大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	ウ 国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況 ・・・・	24
	エ 大会組織委員会の決算等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
((3) パラリンピック経費の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	ア パラリンピック経費の概要	32
	イ パラリンピック経費の予算及び決算の状況	34
	ウ パラリンピック経費の確認状況	35
((4) 大会施設の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	ア 大会施設の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	イ JSCによる新国立競技場の整備	44
	ウ JSCによる国立代々木競技場の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	エ JRAによる馬事公苑の整備 ······	50

	オ	東京都による大会施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	力	都外自治体又は民間団体による大会施設の整備	53
	キ	大会組織委員会による大会施設の整備	55
	(5) 🛊	新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	ア	30年報告の検査結果に対する対応等	58
	イ	事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	ウ	整備費用に係る分担決定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	エ	文部科学省及びJSCによる財源確保の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	才	大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2	各層	存省等が実施する大会の関連施策等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	(1)	大会の関連施策の全体状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	ア	政府の取組状況報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	イ	オリパラ関係予算の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	ウ	政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況	76
	エ	その他の大会に関する主な支援	81
	オ	大会の関連施策の全体状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	(2)	大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	ア	「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る連絡会議等の取組状況 ‥	89
	イ	「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係	
		る連絡会議等の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	ウ	「被災地の復興・地域活性化」に係る連絡会議等の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	エ	「日本文化の魅力の発信」に係る連絡会議等の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	(3)	「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	ア	「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状	
		況	94
	イ	「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係	
		る大会の関連施策の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
	ウ	「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況	102
	工	「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況 ・・	108
	オ	「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況	114

	力	「新国立	競技場の整	備」に	係る大	会の関	連施策	の実施	状況	• • •				116
	キ	「教育・	国際貢献等	による	オリン	ピック	・パラ	リンヒ	゚ック	ムー	ブメ	ント	の	
		普及、ボ	ランティア	等の機	後運醸成.	」に係	る大会	の関連	極策	の実力	施状	況 ·		116
	ク	その他の	大会の円滑	な準備	i及び運行	営に資	する大き	会の関	連施第	策の复	を 施	伏況		117
(4	1)	「大会を通	じた新しい	日本の	創造」	に資す	る大会	の関連	極策	の状況	兄 ·			120
	ア	「被災地	の復興・地	域活性	三化」に	係る大	会の関	連施策	の実	施状剂	兄 ·			121
	イ	「外国人	旅行者の訪	日促進	こに係	る大会	の関連	施策の	実施	状況				125
	ウ	「日本文	化の魅力の	発信」	に係る	大会の	関連施	策の集	施状	況 ·				128
第3	杉	資査の結果	に対する所	見 …										133
1	検査	至の結果の	概要											133
2	所見	<u></u>												153
別図	表													156

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中 の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・本文及び図表中の支出額及び交付金額については、平成31年4月30日現在の金額を記載しているため、決算額と一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満があること、「-」は皆無であることを示す。

事例一覧

	1,	N 1	90	
[オリパラ関係予算において、 いる経費を公表していないも <事例1>・・・・・・・		債務負担行	F為により後年度に執行が予	
[令和元年取組状況報告に記載 <事例2>・・・・・・・・		ていないも	-	• • • 28
[委託費の精算に当たり、委託料の提出を求めていなかった <事例3>・・・・・・・	<u>-</u> もの]	人日数等の確認をするため	,, ,, ,,
[大会組織委員会においてオリ 法について十分に検討すべき <事例4>・・・・・・・・			パラリンピック経費の適切	な案分方 ・・・39

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項 について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同 月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検 査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚 生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行 政法人日本スポーツ振興センター等

(二)検査の内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項

- ① 大会の開催に向けた取組等の状況
- ② 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

2 30年報告の概要

上記の要請により、会計検査院は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)に向けた取組状況等に関して、合規性、経済性、効率性、有効性(注1)等の観点から、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、9独立行政法人、日本中央競(注3)馬会(以下「JRA」という。)、18都道府県、同都道府県の92市区町村、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(26年以前は一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。以下「大会組織委員会」という。)及び14府省等の国庫補助金等交付先又は委託先である23法人において、①大会の開催に向けた取組等の状況、②各府省等が実施する大会に関連して講ずべき施策(以下、大会に関連して講ずべき施策を「大会の関連施策」という。)等の状況等について検査を実施するなどして、30年10月4日に、会計検査院長から参議院議長に対してその結果を報告した(以下、この報告を「30年報告」という。)。

(注1) 14府省等 内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、 環境省、防衛省

- (注2) 9独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人造幣局、同国際協力機構、同国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、同日本芸術文化振興会、同日本貿易振興機構、同国際観光振興機構
- (注3) 18都道府県 東京都、北海道、京都府、宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、静岡、兵庫、福岡、大分各県

30年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

① 東京都及び特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会 (以下「招致委員会」という。26年3月解散)が国際オリンピック委員会 (以下「IO C」という。)に提出した立候補ファイルにおける、大会の開催に要する経費 (以下「大会経費」という。)の試算は、他の立候補都市と比較可能なようにIOCにより 計上対象とする経費が設定されているため、輸送やセキュリティ等の大会の運営に要する経費が一部しか計上されていないなどしており、大会経費の全体を試算したものとはなっていない。

また、大会組織委員会が公表した大会経費 V2(バージョン2。以下「V2予算」という。)における試算の対象は、大会組織委員会が負担して実施する全ての業務、東京都及び国(独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)を含む。)が負担する所有施設の新規整備等となっている。一方、国及び都外自治体(東京都外の競技会場が所在する地方公共団体をいう。以下同じ。)が行う所有施設の改修整備や、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について」(以下「大枠の合意」という。)に基づき国及び都外自治体が担うこととなっている業務の経費は、行政経費であるとして試算の対象となっておらず、V2予算は大会の開催に関連して行われる全ての業務に係る経費を示すものではない。

そして、国が29年度末時点で大会に関連して行う業務に要する経費の規模を公表しているのは、所定の要件を満たすとして各府省等が整理し、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下「オリパラ事務局」という。)へ回答した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(以下「オリパラ関係予算」という。)のみであり、オリパラ関係予算として整理されていないが、大会組織委員会を対象とするなど大会との関連性が強いと思料される業務に要する経費の規模は公表していない。

- ② 27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容(以下「財源スキーム」という。)に基づき、JSCが行う新国立競技場の整備に係る分担対象経費(スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する見込額等)1581億円の国、東京都等の分担内容は、国はその2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担することとなっているが、東京都の負担見込額395億円については、29年度末時点で協定書等は締結されておらず、JSCへの入金時期や入金方法等は未定となっている。
- ③ 新国立競技場について、文部科学省に設置された大会後の運営管理に関する検討ワーキングチームにより29年11月に策定された「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(以下「基本的考え方」という。)によれば、31年年央を目途にコンセッショ(注4)ン事業(公共施設等運営事業)等の民間事業化の事業スキームを構築して、公募を経て、大会終了後に改修を行い、34年後半以降の供用開始を目指すことなどとなっているが、29年度末時点で改修に係る財源や期間等は定まっていない。また、新国立競技場の完成後は、施設の維持管理費が必要とされ、民間事業化までの期間は所有者であるJSCの負担が生ずることが想定される。
- ④ 大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針として、27年11月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(以下「オリパラ基本方針」という。)が閣議決定された。オリパラ基本方針は、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、大会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、大会の円滑な準備及び運営の推進に関して政府が講ずべき措置に関する計画等を定めたものである。各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、29年5月に公表された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」(以下「政府の取組状況報告」という。)に記載された取組内容に該当する25年度から29年度までの支出額は、計8011億余円(事業ごとの支出額を算出することが困難な事業等に係る支出額を除く。)となっている。各府省等が29年度までに実施した大会の関連施策の状況をみたところ、各府省等が実

(注5)

施する様々な施策において、大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するための取組において課題等が見受けられた。

- (注4) コンセッション事業 (公共施設等運営事業) 利用料金の徴収を行う 公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の 運営権を民間事業者に設定する方式により運営を行う事業。公共主 体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由 度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質 の高いサービスの提供が可能となる。
- (注5) レガシー オリンピック憲章により開催国と開催都市が引き継ぐよう 奨励されている大会の有益な遺産。長期にわたる特にポジティブな 影響であり、スポーツ、社会、環境、都市及び経済の5分野によるも のをいう。

そして、30年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

国は、大会の招致について、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるとして東京都が招請することを了解して、万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、東京都が補塡し、東京都が補塡しきれなかった場合には、最終的に、国が国内の関係法令に従い補塡すること、大会組織委員会の費用負担なしに、大会に関係する政府関連業務を提供することなどを内容とした政府保証書をIOCへ提出している。そして、大会の開催決定後は、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援に取り組んできたところである。

会計検査院が検査したところ、各府省等が実施した大会の関連施策に係る25年度から29年度までの支出額は計8011億余円となっており、各府省等が実施する大会の関連施策については、30年度以降も大会の開催に向けて多額の支出が見込まれる。

今後、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会を中心として大会の開催に向けた準備が加速化していくことから、オリパラ事務局、各府省等及びJSCは、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と連携して、32年7月からの開催に向けて、大会の円滑な準備、運営等に資する取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知し、理解を求め るために、大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担す ることとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること

- イ JSCは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと
- ウ 早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること
- エ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること。また、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、30年報告において、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、32 (令和2)年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向け た取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施 して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

オリパラ基本方針によれば、大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠とされており、政府の取組状況報告によれば、国は大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するために必要な措置を講ずるために、政府一体とな

って、オリパラ基本方針に基づき施策を総合的に推進しているところであるとしている。

そして、30年報告以降、新国立競技場等の大会に必要な施設(以下「大会施設」という。)の整備が進むなど、大会の開催に向けた準備は佳境を迎えつつあり、また、30年度以降、多数執行される見込みであるパラリンピック競技大会の大会施設及び運営に必要な経費(以下「パラリンピック経費」という。)に対しては、国の負担額として既に東京都に交付されている東京パラリンピック競技大会開催準備交付金(以下「パラリンピック交付金」という。)も充てられることとなる。

そこで、今回の検査では、前記の要請の趣旨を踏まえて、大会の開催準備の進捗状況、パラリンピック経費の執行状況、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した(以下、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況について確認する検査を「フォローアップ検査」という。)。

ア 大会の開催に向けた取組等の状況

- (ア) 国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか。
- (4) 国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会経費の試算等の内容はどのようになっているか。特に、オリパラ事務局は、30年報告を踏まえて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、各府省等から情報を集約して業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか。
- (ウ) 国が東京都に交付したパラリンピック交付金について、大会組織委員会による (注6) パラリンピック経費の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピック経費 の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか。
- (エ) 新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか。特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等について、30年報告以降の進捗状況はどのようになっているか。

イ 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(ア) 各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっ

ているか。また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残す べきレガシーの創出に資するものとなっているか。特に、30年報告において課題 等が見受けられた大会の関連施策についての実施状況は改善されているか。

- (イ) 各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都(大会施設が所在する (注8) (注9) 11市区を含む。)、都外自治体である8道県15市町等が実施する大会の関連施策 等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているか。
- 大枠の合意に基づき、大会経費のうち、大 (注6) 共同実施事業管理委員会 会準備のために、大会組織委員会が東京都、国等の役割(経費) 担に応じた負担金を使用して実施する事業である共同実施事業に関 し、コスト管理・執行統制等の観点から、国、東京都及び大会組織 委員会の三者間において、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うことなどにより共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場
- 調布市、千代田、中央、港、新宿、墨田、江東、品川、世田 (注7) 11市区 谷、渋谷、江戸川各区
- 8道県 (注8)
- 北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県札幌、福島、鹿嶋、さいたま、川越、狭山、朝霞、新座、千 (注9) 15市町 横浜、藤沢、伊豆各市、宮城郡利府、長生郡一宮、駿東郡小山 各町

(2) 検査の対象及び方法

大会の開催に向けた取組等の状況については、25年度から30年度まで(一部につい ては令和元年度まで)に各府省等、JSC及びJRAが実施した大会施設の整備状況 等について検査するとともに、東京都、大会組織委員会及び都外自治体が国庫補助金 等を活用するなどして実施した大会施設の整備状況等について検査した。また、各府 省等が実施する大会の関連施策等の状況については、平成25年度から30年度まで(一 部については令和元年度まで)に14府省等が実施した大会の関連施策等に係る事業の 実施状況等について検査した。

検査に当たっては、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、4独立行政法人、 J (注11) RA、24都道県、同都道県の70市町村、大会組織委員会及び14府省等の国庫補助金 等交付先又は委託先である31法人において、大会施設の整備状況、各府省等の大会の 関連施策の実施状況等について、672人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書 及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどした。また、公表され ている資料等を基に調査分析を行った。

なお、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、大会組 織委員会、地方公共団体等において国庫補助金等の交付を受けずに実施されているな どの会計検査院の検査権限が及ばない取組等については、協力が得られた範囲で説明

を受けるなどして調査を行った。

- (注10) 4独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、同新エネルギー・産業技術総合開発機構、JSC、独立行政法人国立病院機構
- (注11) 24都道県 東京都、北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、 千葉、神奈川、山梨、岐阜、静岡、三重、兵庫、鳥取、山口、徳島、 高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

第2 検査の結果

- 1 大会の開催に向けた取組等の状況
 - (1) 大会の開催に向けた取組体制等の状況

ア 大会の開催に向けた取組体制の概要

平成25年9月に、IOC、東京都及び国内オリンピック委員会であるJOCの3 者により開催都市契約が締結されて、IOCから東京都及びJOCに大会の計画、 組織、資金調達及び運営が委任された。そして、開催都市契約に基づき、26年1月に 大会組織委員会が東京都及びJOCの拠出により設立され、同年8月に開催都市契約 の当事者に追加された。

国においては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営を支援するために、25年9月に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(27年6月以降は東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣。以下「オリパラ担当大臣」という。)が任命された。そして、27年6月には、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。)が成立して施行され、オリパラ特措法に基づき、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「オリパラ推進本部」という。)が設置された。また、オリパラ特措法に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針として、同年11月にオリパラ基本方針が閣議決定された。

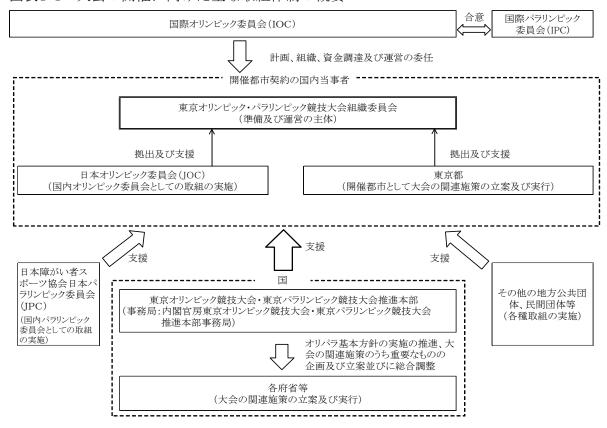
オリパラ推進本部は、オリパラ基本方針の実施を推進すること、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関することなどを所掌しており、その事務についてはオリパラ事務局が処理することとされた。 各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。

以上の内容を踏まえて、大会の開催に向けた取組体制の概要を示すと図表1-1のと

おりであり、大会組織委員会が主体となって大会の準備及び運営を行い、東京都は開催都市としての大会の関連施策の立案及び実行により、JOCは国内オリンピック委員会としての取組の実施により、それぞれ大会組織委員会の取組を様々な形で支援している。国は、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により、大会組織委員会を主体とする開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で支援している。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)は国内パラリンピック委員会としての取組の実施により、東京都以外の地方公共団体、民間団体等は各種取組の実施により、それぞれ開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で支援している。

- (注12) 国内オリンピック委員会 オリンピック憲章によれば、自国において オリンピック・ムーブメントを発展させ、推進し、保護することを 使命として、自国において、特にスポーツと教育の分野でオリンピ ズムの根本原則とその価値を向上させることなどの役割を有し、オ リンピック競技大会等の総合競技大会において、自国を代表する独 占的な権限を持つ組織とされている。
- (注13) 国内パラリンピック委員会 国際パラリンピック委員会(以下「IPC」という。)が定めるIPCハンドブックによれば、当該国又は領域におけるIPCに対する唯一のパラリンピック・ムーブメントの代表としてIPCが認め、各国の競技評議会又は国内で同様に高い権限を持つ競技機関に認められた国内組織であり、各国又は領域内の調整を行い、IPCとの関係及び連絡に責任を持つとされている。

図表1-1 大会の開催に向けた主な取組体制の概要



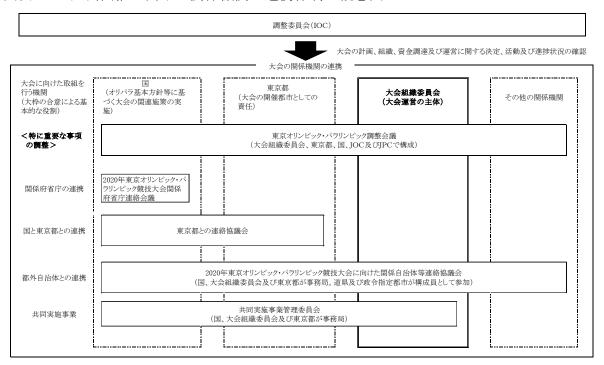
- 注(1) 「拠出」は、基本財産の拠出を示す。
- 注(2) 「支援」は、財政支援、人的支援、物的支援、業務支援等の様々な形で行われている。
- 注(3) 検査要請事項の①「大会の開催に向けた取組等の状況」について、取組の中心となるのは、本図表の開催都市契約の 国内当事者である大会組織委員会、東京都及びJOCであり、国は大会組織委員会等の取組を支援する立場である。
- 注(4) 検査要請事項の②「各府省等が実施する大会の関連施策等の状況」について、取組の中心となるのは、本図表の国の 枠内に記載しているように、オリパラ推進本部が行う総合調整の下で大会の関連施策を実施する各府省等である。

イ 大会の開催に向けた政府等関係機関の連携体制

大会に向けた取組は幅広い分野に関わることから、関係する各機関は、大会の円滑な準備及び運営に関する取組を行うために、大会組織委員会を中心として相互に連携して、実施すべき内容等について調整を図りながら、それぞれの機関の取組内容を決定し、実施する必要がある。

大会の開催に向けた関係機関の連携体制を示すと図表1-2のとおりであり、IOCは、オリンピック憲章等に基づき、大会組織委員会による開催準備の進展について、関係機関との協力関係を含めて、監視して指導するために、IOCの代表等で構成する調整委員会を設置して、大会の計画、組織、資金調達及び運営に関する決定、活動及び進捗状況の確認を行うこととしている。同委員会は、26年度から開催されており、令和元年10月までの間に計9回開催された。

図表1-2 大会開催に向けた関係機関の連携体制の概念図



大会組織委員会、東京都、国、JOC及びJPCは、平成26年1月に「東京オリンピック・パラリンピック調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置して、大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、オリパラ担当大臣、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしている。調整会議は、定期的に開催することとはされておらず、必要に応じて開催されており、25年度から30年度までの間に計17回開催され、大会組織委員会の組織体制、大会開催基本計画、大会に向けた進捗状況、V2予算を見直した大会経費V3(バージョン3。以下「V3予算」という。)、ボランティア等が議題として取り上げられている。

また、大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するために、27年7月、オリパラ推進本部の下に全府省庁の事務次官等が構成員である「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」(25年10月から27年7月までは2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が設けられており、その決定事項や検討事項が引き継がれている。以下「大会連絡会議」という。)が設置されている。

大会連絡会議の下には、内閣官房を事務局として関係府省等で構成するセキュリティ幹事会が設置されるなどしており、オリパラ推進本部において各府省等が30年

度までに実施する大会の関連施策の取組状況について取りまとめを行い、令和元年 6月7日に国会に提出された政府の取組状況報告(以下「令和元年取組状況報告」と いう。2(1)ア参照)によれば、図表1-3のとおり、複数の連絡会議等が設置されてい る(主な連絡会議の開催状況等は、2(2)参照)。

図表1-3 主な連絡会議等の概要(令和元年7月末現在)

図表1-3 主な連絡会議	等の概要(令和元年7月末現在)			
会議名等	設置目的	本部長、議長等	構成員	開催 回数
2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会関係府省庁連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため	内閣官房副長官	全府省庁事務次官等	10回
東京都との連絡協議会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため	内閣官房副長官	オリパラ推進本部事務局 長、全府省庁事務次官、東 京都副知事等	6回
2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会におけるホストタウン関係府省庁 連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、親光援興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため	オリパラ担当大臣	関係府省庁局長等	9回
東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ 対策に係る関係府省庁等連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催される。特に、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人や障害者が訪れることが見込まれる。このため、競技会場等関係施設とその周辺のみならず街づくりの一環として暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備する	オリバラ推進本部事務局長	関係府省庁審議官級、東京 都部長、大会組織委員会局 長等	
2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会における木材利用等に関するワー キングチーム	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における競技施設、選手村、仮設構造物等における木材利用を推進するため	オリパラ推進本部事務局企 画・推進統括官	関係省庁審議官等	5回
2020年東京オリンピック・バラリンピック 競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策 に関する関係府省庁等連絡・連携会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け て関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進 められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連 携等を目的	オリパラ推進本部事務局長	関係府省庁審議官級等	8回
受動喫煙防止対策強化検討チーム	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を 契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピッ ク・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規 制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受 動喫煙防止対策を強化するため	内閣官房副長官	関係省庁局長等	2回
2020年東京オリンピック・バラリンピック 競技大会における日本の食文化の発信に係 る関係省庁等連絡会議	ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を始めとした、日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするために、選手材等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があるため	オリバラ担当大臣	関係省庁局長級、東京都局 長級、大会組織委員会副事 務総長等	
2020年東京オリンピック・バラリンピック 競技大会に向けた出入国に関する関係省庁 等連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功 に向け、政府として、セキュリティの万全と安全安心を確 保した上で、アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人 の受入れのため円滑な出入国に向けた対策を推進すること が必要である。このため、大会に特有の事情を考慮の上、 安全安心の確保にも配慮しつつ、出入国に関連する課題へ の対応やその進捗管理を関係者間で行う	オリバラ推進本部事務局企 画・推進統括官	関係省庁、大会組織委員会 の担当者	2回
ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全国展開を見据えつつ、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備するとともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要がある。このため、東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行する	オリバラ担当大臣	担当大臣	3回
2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議	大会期間中においては関係者や観客の輸送と一般交通が交 錯し、市民生活や経済活動が大きな影響を受けるおそれが ある。大会輸送と一般交通が適切に共存できるよう、大会 期間中の国民や企業等の行動計画を見直す取組を経済界と 一体となって全国的な視野で検討する体制を立ち上げることが必要である。このため、円滑な大会輸送の実現に向け て、交通行動を見直す取組を、政府、組織委員会、東京 都、関係自治体及び経済界が一体となって検討、調整する 場を設ける	オリバラ推進本部事務局長	関係省庁局長級、東京都副 知事、経済団体等	5回
セキュリティ幹事会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る セキュリティ対策の円滑な準備に資するよう、関係府省庁 の所管する事務を調整するため	内閣危機管理監	関係府省庁局長等	12回

- (注) 令和元年取組状況報告等の公表資料等を基に会計検査院が整理した。
 - (2) 大会経費の試算等の状況
 - ア 30年報告の検査結果に対する対応等
 - (ア) 30年報告の検査結果の概要

30年報告において報告した大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の 状況を経費の負担者別に示すと図表2-1のとおりであり、30年報告においては、大 会の関連施策の経費について、大会組織委員会が試算した大会経費であるV2予算 のほかにも、行政経費等としてV2予算における試算の対象外となっている業務の 経費があり、これらの経費については、東京都及び国においてそれぞれ独自の基 準により試算するなどして公表していて、このうち国については、平成29年度末 時点で公表しているのはオリパラ関係予算のみであることを報告した。

図表2-1 30年報告において報告した大会経費及び大会の関連施策の経費に係る経費の負担 者別の試算等の状況 (単位:億円)

	_	負担者			経費の負担者別の想定され	る業務			
業務の	の区分		大会組織委員会		東京都		国等(関係府省等、JSC)		
		恒久施設			所有施設の新規整備 新国立競技場の新規整備のうち 東京都負担分	2250	新国立競技場の 新規整備(東京都負担分を除く。)	1200	
	会	仮設等(仮設イ ンフラ、オー バーレイ、賃借 料等)	国・民間所有施設の仮設整備、オーバーレイ整備、民間施設の賃借料等パラリンピック経費		東京都及び都外自治体所有施設 の仮設整備、賃借料等 パラリンピック経費	2100			
大会経費 V2予算	場関係	エネルギー	国・民間所有施設の電源 設備、電気・ガス使用料 パラリンピック経費		東京都・都外自治体所有施設の 電源設備 パラリンピック経費	250	パラリンピック経費	200	
		テクノロジー	国・民間所有施設の通信 インフラ、IT環境(パソコン等)、競技計測、各種 情報システム パラリンピック経費	700	東京都・都外自治体所有施設の 通信インフラ パラリンピック経費	300		 	
	大会運営関	輸送	バス・自動車の借上げ、 大会関係者の公共交通 無料化 パラリンピック経費	250	東京都・都外自治体所有施設周辺の会場周辺駐車場、車両基地、オリンピック・ルート・ネットワーク等の整備パラリンピック経費	250	パラリンピック経費		
		セキュリティ	民間ガードマンによる警備、大会施設内の警備資機材 パラリンピック経費	200	東京都・都外自治体所有施設周辺のスクリーニング・映像監視機器、警備指揮所等パラリンピック経費	750		100	
	係	オペレーション 等	選手村、飲食、医療、宿 泊、競技、聖火リレー・開 閉会式、管理・広報、 マーケティング(ロイヤル ティ)	3750	開閉会式 パラリンピック経費	100			
		計	パラリンピック経費 6000		6000		1500	<u> </u>	
		合計	0000		1兆3500		1500		
V2予算以外の大会の関連 施策の経費		以外の大会の関連		東京都公表値 約8100億円		政府公表値 オリパラ関係予算としての政府公表 値 (平成30年1月) 28年度 329億余円 29年度 517億余円 30年度 280億余円 計 1127億余円 注(2)			

注(1) 図表中に記載の金額は、各負担者の公表分については集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。

注(2) オリパラ関係予算には、新国立競技場の新規整備に係る経費の予算として125億円及びパラリンピック交付金の予算

として300億円が含まれている。また、平成30年1月に公表されたオリパラ関係予算の30年度分は当初予算のみのため図表2-5及び図表2-8と金額が異なっている。

注(3) オーバーレイ整備は、大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等であるオーバーレイの設置・撤去である(後掲31ページ(注15)参照)。

そして、オリパラ関係予算として整理されていないが、大会組織委員会を対象 とするなどの大会との関連性が強いと思料される業務に要する経費があることを 報告して、国等が負担する大会の関連施策の経費について29年度までの支出額の 集計等を行った。その結果は、図表2-2のとおりであり、①各府省等が実施する大 会の関連施策全体の状況について、オリパラ基本方針に基づき29年度に公表され た政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業の25年度から29年度 までの間の支出額について各府省等に調書の提出を求めて集計したところ計8011 億余円(図表2-2の①)となっていること、②JSCに対する検査の結果、大会施 設である国立代々木競技場の整備に対する29年度までの国庫補助金等による支払 額が5億1350万余円(図表2-2の②)となっていること、③大会組織委員会に対す る支援状況を検査した結果、JSCによる財政支援として26年度から29年度まで の間の助成額が20億3168万余円(図表2-2の③)となっていること、④東京都に対 する支援状況を検査した結果、大会施設の整備に対する29年度の国庫補助金等交 付額が2234万余円(図表2-2の④)となっていること、⑤東京都以外の地方公共団 体に対する支援状況を検査した結果、東京都内の大会施設が所在する市及び特別 区に対する28、29両年度の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金交付額が4億6 118万余円(図表2-2の⑤)となっていること、⑥同支援状況を検査した結果、都 外自治体に対する28、29両年度の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金交付額 が64億4949万余円(図表2-2の⑥)となっていること、⑦ J R A に対する検査の結 果、大会施設である馬事公苑の改修整備に対する29会計年度までの支払額が136億 5468万余円(図表2-2の⑦)となっていることなどを報告した。

図表2-2 30年報告における国等が負担する大会の関連施策の経費に係る概念図表(1)30年報告の対象

数(1) 00 10 10 10 10 10 10 10										
予算種別	オリパラ関係予算	行政経費								
事業種別等	政府の取組状況報告に		JSCの事業 大会施設に対する 支援	国による支援		JSC以外の 独立行政法人 による支援				
【上記の事業種別等に対応する】 表(2)の報告事項(①~⑦)		1	246	56	356	5				

JRAの 予算 JRAの 事業

表(2) 30年報告の報告事項等

国等が負担する大会の関連施策の経費に係る30年報告の	金額•内訳)	左記の報告事項に対応する 表(1)の事業種別等	
① 政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	8011億余円	平成25年度から29年度までの 間の支出額	政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業
② 国立代々木競技場の整備	5億1350万余円	29年度までの支払額	JSCの事業
③ 大会組織委員会に対する支援状況(JSCによる財政支援の状況)	20億3168万余円	26年度から29年度までの間の 助成額	JSCによる支援
④ 東京都に対する支援状況	2234万余円	29年度の国庫補助金等交付額	大会施設に対する支援
⑤ 東京都以外の地方公共団体に対する支援状況(東京都内の大会施設 が所在する市及び特別区に対する財政支援の状況)	4億6118万余円	28、29両年度の国庫補助金等	国による支援、 JSCによる支援、 JSC以外の独立行政法人による支援
⑥ 東京都以外の地方公共団体に対する支援状況 (都外自治体に対する支援状況)	64億4949万余円	又は独立行政法人の助成金交付 額	大会施設に対する支援、 国による支援、 JSCによる支援
⑦ JRAが実施する馬事公苑の改修整備	136億5468万余円	29会計年度までの支払額	JRAの事業

(注) 政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業の平成25年度から29年度までの間の支出額計8011億余円には、新国立競技場の新規整備に係る経費及びパラリンピック経費の支出額が含まれている。また、同額について、オリパラ事務局は、大会との関連性等により、A、B、Cの三つに分類している((イ)参照)。

(イ) 30年報告の検査結果に対する対応等

会計検査院は30年報告の所見において、「オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知し、理解を求めるために、大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること」としている。

そして、オリパラ事務局は上記の所見を受けて、30年報告において各府省等が 実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度 までの支出額計8011億余円(オリパラ関係予算以外のその他の行政経費を含 A:大会の準備、運営等に特に資する事業

事業シートにおいて、「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」欄の回答が「有」となっており、「オリパラ関係予算に該当するか否か」欄の回答が「該当する」又は「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における「大会の準備、運営等に特に資する支出額に区分可能か。できない場合はその理由」欄の回答が「区分可能」となっていて、支出額が記載されているなどのもの

B:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業事業シートにおいて、「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」欄の回答が「有」となっており、「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における「個別施策に係る政府の取組の進捗状況の記述」欄の回答に個別施策に係る具体的な記述がされているが、支出額が記載されていないもの

C:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い 事業

事業シートにおいて「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」 欄の回答が「無」又は「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における 「個別施策に係る政府の取組の進捗状況の記述」欄に個別施策に係る具体的な 記述がされていないなどのもの

そして、上記の調査結果を、30年10月30日に次のように公表している。

- A:大会の準備、運営等に特に資する事業 (8府省等、53事業、1725億円)
 - ①新国立競技場の整備に伴う経費及びパラリンピック経費(国負担分)
 - ②オリパラ関係予算に係る事業(①を除く。)
 - ③一般の行政事業のうち、執行の結果、支出の段階で大会組織委員会等が対象となっ

たもの

B:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業(14府省等、208事業、5461億円)

C:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業 (8府省等、29事業、826億円)

また、ABC分類のほか、各種補助金等を活用しており、予算で全体像を把握することは困難だが支出の段階で集計することが可能であり、大会の準備、運営等に特に資すると認められる事業として、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等として5施設、総額34億円についても公表した。

今後の対応として、「政府としては、これまで、新国立競技場の整備に伴う経費やパラリンピック経費に加え、大会の運営、成功等に直接資するものであり、新規・追加的に講ずる施策を、28年度以降オリパラ関係予算として公表してきた。今回の調査においては、これらのほか、一般の行政事業のうち、執行の結果、大会組織委員会等が対象となるものについても公表することとした。オリパラ事務局としては、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、今後、オリパラ関係予算の公表に加え、支出の段階でも集計を行い、その結果を、毎年度、公表していくこととする。」とした。

イ 大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況

オリパラ事務局が実施したABC分類は、前記のとおり、30年報告の所見を受けて特に実施されたものであり、各府省等が25年度から29年度までに実施した大会の関連施策を対象としている。

そして、ABC分類の公表以降、大会組織委員会、オリパラ事務局及び東京都は、 更に30年度以降の大会経費及び大会の関連施策の経費の執行等に伴い、過年度に公 表済みの大会経費や大会の関連施策の経費の内容を見直して、公表している。

すなわち、大会組織委員会は大会経費について、V3予算を30年12月21日に公表している。そして、国は、大会の関連施策の経費について、新たに30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月29日に公表するとともに、(1)イのとおり、令和元年6月7日に平成30年度の取組状況を中心に取りまとめた令和

元年取組状況報告を国会に提出して内容を公表した。また、東京都は大会関連の行政経費について見直した結果を31年1月25日に公表している。

上記の公表された試算等の状況は、次のとおりとなっている。

(ア) V3予算の試算等の概要

図表2-3のとおり、V3予算において、大会経費の総額は1兆3500億円と試算されており、大会組織委員会がIOCからの負担金やスポンサーからの協賛金、チケットの売上金等を原資として6000億円を負担し、東京都及び国がそれぞれの役割に応じて計7500億円を負担すると試算している。

上記1兆3500億円の内訳をみると、会場関係の大会施設に係る経費として計810 0億円、大会関係の大会の運営に係る経費として計5400億円となっている。このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費1200億円と、パラリンピック経費1200億円のうち300億円の計1500億円となっている。

図表2-3 大会組織委員会が試算したV3予算の概要

(単位:億円)

	(A)AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA	1/ 1						(+ 12 21			
経費区分	経費区分 大会経費の主な内容			東京都		国		計			
会場関係	大会施設に係る経費		1800		4900		1400	8100			
	(うちパラリンピック経費)		(400)		(200)		(200)	(800)			
注(2) 恒久施設	新国立競技場等の整備		_		2250		1200	3450			
仮設等	仮設施設整備(仮設インフラ、オーバーレイ)、賃借料等	パラリ	950	パラル	2100	パラ					
エネルギー	エネルギー設備整備費(発電機、電源ケーブル、無停電電源装置 (UPS))、エネルギー費用等(電気使用料、ガス使用料)	4 ン 0 ピ 0 ッ	150	リ 2 ン 0 ピ 0 ツ	250	リ 2 ン 0 ピ 0 ッ					
テクノロジー	通信インフラ(放送用映像回線、データ通信、ケーブルテレビ、LA N設備)、音響/映像機器(音響システム、大型映像装置)、IT環境(パソコン、ブリンタ、ITセキュリティ、通信機器等)、無線通信、競技計測、各種情報システム(競技計測・得点情報の取得配信、スコアボード、大会管理・事務管理システム)、その他(インターネット、コントラクター採用)	億円 費	700	億円経費	300	0億円費	200	4650			
大会関係	大会の運営に係る経費		4200		1100		100	5400			
	(うちパラリンピック経費)		(200)		(100)		(100)	(400)			
輸送	輸送用バス、輸送用自動車借上げ、公共交通無料化(大会関係者)、会場周辺駐車場、車両基地等整備、オリンピック・ルート・ネットワーク整備、輸送支援スタッフ雇用、輸送オペレーション等		350		250						
セキュリティ	民間ガードマンによる警備、スクリーニング及び統合映像監視等 (X線検査機、セキュリティゲートシステム、車両検査システム、セキュリティカメラ機器、高度センサー)、警備指揮所、警備資機材、サイバーセキュリティ対策等(サイバー合同訓練、サイバー攻撃に対する情報収集・分析業務)	パラリンピック経費	2 0 0 億円 経	ラリンピック経		200		750			
オペレーション	選手村(選手村備品、リネン・ランドリー)、飲食(選手・ボランティア等向け食事、飲料水)、医療、アンチ・ドーピング活動(医師・看護師の配置、医療機器・備品、ドーピング検査の実施)、宿泊(IOC/IPC関係者・IF技術役員等向け宿泊手配)、NOC/NPCサービス(NOC選手団・NPC選手団の旅費補助)、競技(競技運営、競技プレゼンテーション、競技用備品)、セレモニー(聖火リレー、開閉会式、オリンピック・パラリンピックファミリーサービス)、その他(清掃、ロジスティクス(倉庫費用)、アクレディテーション)				1050	パラリンピック経費	100	パラリンピック経費	100	5400	
管理•広報	管理·広報(人材管理、広報)		650	650		0					
マーケティング	マーケティング(ロイヤルティ)(IOCへの支払(ロイヤルティ)、チケット販売)		1250		0						
その他	調整費等				0						
	計 (5+ 30-11) 12 1. 15 (2 + 4)		6000		6000		1500	1兆3500			
	(うちパラリンピック経費)		(600)		(300)		(300)	(1200)			

注(1) V3予算及び東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

V2予算と比較すると、図表2-4のとおり、輸送の経費区分におけるフリート (車両)関係費用、オペレーションの経費区分における食品安全対策の費用等の 経費が増加したものの、あらかじめ計画的に計上していた調整費を減ずることな どによって対応したため、総額で増減はしていない。

注(2) 恒久施設には、新国立競技場以外に東京都が新規の恒久施設の建設を行う施設等を含む。

注(3) V3予算には、本図表に示した金額以外に予備費が「1000億円 ~3000 億円」計上されている。

V2予算における試算額とV3予算における試算額の比較 図表2-4

(単位:億円) 経費区分 経費の内容 V2予算 V3予算 増減 主な増 主な減 会場関係 大会施設に係る経費 8100 8100 恒久施設 新国立競技場等の整備 3450 3450 仮設施設整備(仮設インフラ、オーバー 仮設等 3150 3150 レイ)、賃借料等 エネルギー設備整備費(発雷機、電源 ケーブル、無停電電源装置(UPS))、エ エネルギー 450 450 ネルギー費用等(電気使用料、ガス使 田料) 通信インフラ(放送用映像回線、データ 通信・ケーブルテレビ、LAN設備)、音響/映像機器(音響ンステム、大型映像装置)、IT環境(パソコン、プリンタ、ITセキュリティ、通信機器等)、無線通信、 テクノロジー 1050 1050 競技計測、各種情報システム(競技計 測・得点情報の取得配信、スコアボー ド、大会管理・事務管理システム)、その他(インターネット、コントラクター採用) 大会関係 大会の運営に係る経費 5400 5400 リート(車両)関係費用 68 輸送用バス、輸送用自動車借上げ、公 共交通無料化(大会関係者)、会場周 辺駐車場、車両基地等整備、オリンピッ ・バス関係費用 輸送 +100 500 600 ケ・ルート・ネットワーク整備、輸送支援ス 輸送センター費用 10 タッフ雇用、輸送オペレーション等 民間ガードマンによる警備、スクリーニン グ及び統合映像監視等(X線検査機、t キュリティゲートシステム、車両検査システム、セキュリティカメラ機器、高度セン セキュリティ 1000 1000 サー)、警備指揮所、警備資機材、サイ バーセキュリティ対策等(サイバー合同 訓練、サイバー攻撃に対する情報収集 分析業務) ・食品安全対策の費用 ・選手村の備品の仕様・数量 Δ 選手村(選手村備品、リネン・ランド 等の見直し リー)、飲食(選手・ボランティア等向け食事、飲料水)、医療、アンチ・ドーピング活動(医師・看護師の配置、医療機 ・ 馬等の輸送費用 器・備品、ドーピング検査の実施)、宿泊 (IOC/IPC関係者・IF技術役員等向け 宿泊手配)、NOC/NPCサービス(NO +50 ・関係者の入出国対応の費 用 オペレーショ 1150 1200 C選手団・NPC選手団の旅費補助)、競 技(競技運営、競技プレゼンテーション、 競技用備品)、セレモニー(聖火リレー、 開閉会式、オリンピック・パラリンピック ファミリーサービス)、その他(清掃、ロジ スティクス(倉庫費用)、アクレディテ、 ション) ・交通費・倉庫等のボランティ 管理•広報 管理・広報(人材管理、広報) 600 650 +50 ・ユニフォーム関連費用 マーケティン マーケティング(ロイヤルティ)(IOCへの支払 (ロイヤルティ)、チケット販売) 1250 1250 △ 69 ·V2時にどの経費区分の経 費か未整理だったものの整 理が進み、V3で共通経費 から各「項目」に振り替えたこ とによるもの その他 調整費等 900 700 △ 200 ・関係者からの要望の具体 △ 150 化、新たな需要等に対応す るために計画的に計上して いた調整費の減額 1000~ 1000 予備費 計(予備費を除く。 13/53500 13/53500

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 「主な増」及び「主な減」については、主な内容を記載しているため、差額が増減額と一致しないものがある。

注(3) 恒久施設には、新国立競技場以外に東京都が新規整備を行う施設等を含む。

(イ) 国が負担する大会の関連施策の経費等

a オリパラ関係予算の状況

オリパラ関係予算は、各府省等が実施する大会の関連施策のうち、特に大会の運営及び準備に関係する内容について、オリパラ基本方針が作成された後の28年度当初予算から、事業の効果や費用の管理等について他の施策と区分することで各府省等においてオリパラ基本方針に基づく施策の実効性を担保して、その進行管理に資するよう、オリパラ事務局が取りまとめているものである。30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算は31年1月29日に公表されており、オリパラ関係予算として整理する際の要件は従来と同様に次の2点となっている。

- ① 大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること
- ② 大会招致を前提に、新たに又は追加的に講ずる施策であること(実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない。) 各府省等はいずれの要件も満たしている大会の関連施策をオリパラ関係予算として整理しており、オリパラ関係予算はABC分類においていずれも大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務としてA分類に整理されている。

また、オリパラ事務局は、30年報告の所見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、上記2点の要件に該当して新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、図表2-5のとおり、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている。このうち、全体の大部分を占めるのは文部科学省所管分であり、パラリンピック交付金(平成29年度一般会計補正予算300億円)、大会に向けて各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するなどの競技力向上事業(27年度から令和元年度までの予算計448億9700万円)、JSCが行う新国立競技場の新規整備の財源のうち国の負担分の一部に充てる独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金(平成26、28両年度の予算計295億6200万円)等の計1916億6000万円となっている。

図表2-5 平成25年度から令和元年度までのオリパラ関係予算の状況 (単位: 百万円											
府省等名	事業数	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計		
内閣	1	=	_		875	576	825	592	2,868	(1.3%)	
内閣府(警察庁)	13	-		8	13	I	8,346	11,312	19,679	(8.9%)	
総務省	5	-		ı	ı	439	374	2,237	3,050	(1.3%)	
外務省	2	-		ı	ı	I	-	105	105	(0.0%)	
文部科学省	23	28,270	26,307	13,409	31,708	49,757	24,512	17,697	191,660	(87.2%)	
厚生労働省	4	-	88	I	75	85	235	207	690	(0.3%)	
農林水産省	1	-		I	17	15	11	9	52	(0.0%)	
国土交通省	1	-		ı	162	809	-		971	(0.4%)	
環境省	6	=	=	385	87	70	42	43	627	(0.2%)	
計	56	28,270	26,395	13,802	32,937	51,751	34,345	32,202	219,702	(100.0%)	

(注) 事業数はオリパラ関係予算として整理された事業の数を示す。

b 令和元年取組状況報告

令和元年取組状況報告は、平成29年5月及び30年5月にそれぞれ国会に提出された政府の取組状況報告に引き続いて報告されたもので、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、30年度の主な取組の内容や今後の主な取組を追記するなどして取りまとめられたものである。政府の取組状況報告の内容は、ABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている(令和元年取組状況報告については2(1)ア参照)。

(ウ) 東京都が負担する大会の関連施策の経費の状況

30年報告のとおり、東京都は、30年1月発表の30年度の東京都予算案の概要資料において、大会に関する東京都の負担額について、東京都が所有する大会施設の新規整備及び改修整備等に係る経費でV2予算において試算対象となっている大会経費として6000億円、それ以外で大会への受入環境の充実や都市インフラの整備等の大会に関連する事業の経費として約8100億円が必要との見込みを公表している。

その後、31年1月発表の31年度の東京都予算案の概要資料においては、大会経費及び大会関連経費(30年度の東京都予算案の概要資料における大会に関連する事業の経費。以下同じ。)の額は前年度と同額となっており、新たにその内訳の金額が公表されている。

東京都によると、大会経費は、大会の開催に伴い専ら大会のために行われる大会に直接必要となる業務に係る経費及び大会にも資するが大会後も活用されてレガシーとして残る新規恒久施設の整備等に係る経費であり、V3予算における試算

の対象となっている。その内訳は、図表2-6のとおり、会場関係に係る恒久施設の整備が2250億円と最も多額となっており、仮設等についても2100億円と多額になっている。

図表2-6 大会経費の内訳(令和2年度まで)

(単位:億円)

			各年度內訳						
	区分	事業費	~平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度			
会場	関係	4900	700	570	2370	1260			
	恒久施設の整備 東京アクアティクスセンター、有明アリーナの 整備等	2250	653	291	1211	95			
	仮設等 都内・都外自治体所有施設における仮設整備 等	2100	44	228	965	863			
	エネルギー	250	1	26	111	112			
	テクノロジー	300	2	25	83	190			
大会	関係	1100	0	40	350	710			
	輸送	250	0	10	130	110			
	セキュリティ	750	0	28	203	519			
	オペレーション等	100	0	2	17	81			
合計		6000	700	610	2720	1970			

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

また、東京都によると、大会関連経費には、本来の行政目的のために行われるものであるが、大会に密接に関わる事業や大会の成功を支える関連事業の経費等が計上されている。そして、図表2-7のとおり、大会の成功を支える関連事業として実施されている無電柱化の推進等の都市インフラの整備が2710億円と最も多額となっており、これに続いて同じインフラ整備でも大会に密接に関わる事業として実施されている環状第2号線等骨格幹線道路の整備等の円滑な都市運営に資する輸送インフラ及びセキュリティ対策が1870億円となっている。なお、大会関連経費については、大会後もレガシーとして残るものや引き続き展開される業務等に係る経費の全額が計上されている。

注(2) 平成29年度までは決算額、30年度及び令和元年度は予算額、2年度は見込額である。

図表2-7 大会関連経費の内訳(平成29年度~令和2年度)

(単位:億円)

					T • 1971 17
			各年月	度内訳	
区分	事業費	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度
大会に密接に関わる事業	4360	820	1150	1490	910
既存体育施設の改修、晴海地区基盤整備等 東京体育館等の改修、選手村整備に伴う晴 海地区の基盤整備事業等	860	180	190	410	90
円滑な都市運営に資する輸送インフラ、セキュリティ対策 環状第2号線等骨格幹線道路の整備、競技 会場周辺のセキュリティ対策等	1870	370	530	590	380
都市のパリアフリー対策、多言語対応等 競技会場周辺駅等のエレベーターの設置、 微細ミストの設置等の暑さ対策等	750	140	230	270	110
教育・文化プログラム、都市ボランティアの育成・ 活用等 Tokyo Tokyo FESTIVALの推進、ライブサイ トなど大会の気運醸成等	700	90	130	170	310
競技力向上施策の推進、障害者スポーツの振興 アスリートの発掘、障害者スポーツセンター の改修等	190	50	60	50	30
大会の成功を支える関連事業	3240	620	950	1120	550
都市インフラの整備 無電柱化の推進、遮熱性舗装等路面の高 機能化等	2710	520	830	920	430
安全・安心の確保等	140	20	30	60	40
観光振興、東京・日本の魅力発信	330	70	80	100	80
スポーツの振興	70	10	10	40	10
その他の事業	500	-	_	-	500
슴計	8100	1440	2100	2610	1950

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。なお、公表資料は端数処理されているため合計と一致しないものがある。

ウ 国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況

30年報告における検査の結果に基づき大会経費及び大会の関連施策の経費に係る 試算等の状況を取りまとめた図表2-1について、イの大会経費や大会の関連施策の経 費の情報に基づき再度取りまとめると、図表2-8のとおりであり、国における大会の 関連施策の経費については、新たにオリパラ関係予算について25年度から令和元年 度までの計2197億余円が公表されている。

注(2) 平成29年度は決算額、30年度及び令和元年度は予算額、2年度は見込額である。

図表2-8 30年報告以降の大会経費及び大会の関連施策に係る経費の公表状況 (単位:億円)

	_	8 30年辛 _{負担者}		ر حد ۱	経費の負担者別の		に除る経貨の公衣状況(単位: れる業務内容	· pc/ 3			
業務の区分			大会組織委員会		東京都		国等(関係府省等、JSC)				
大会経費 V3予算	会場関係	恒久施設			所有施設の新規整備 新国立競技場の新規整備のうち 東京都負担分	2250	新国立競技場の 新規整備(東京都負担分を除く。)	1200			
		仮設等(仮設イ ンフラ、オー バーレイ、賃借 料等)	国・民間所有施設の仮設整備、オーバーレイ整備、民間施設の賃借料等パラリンピック経費	1	東京都及び都外自治体所有施設 の仮設整備、賃借料等 パラリンピック経費	2100					
		エネルギー	国・民間所有施設の電源 設備、電気・ガス使用料 パラリンピック経費		東京都・都外自治体所有施設の 電源設備 パラリンピック経費	250	パラリンピック経費				
		テクノロジー	国・民間所有施設の通信 インフラ、「T環境(パソコン等)、競技計測、各種 情報システム パラリンピック経費		東京都・都外自治体所有施設の 通信インフラ パラリンピック経費	300					
	大会運営関係	輸送	バス・自動車の借上げ、 大会関係者の公共交通 無料化 パラリンピック経費	350	東京都・都外自治体所有施設周辺の会場周辺駐車場、車両基地、オリンピック・ルート・ネットワーク等の整備パラリンピック経費	250	バラリンピック経費				
		セキュリティ	民間ガードマンによる警備、大会施設内の警備資機材 パラリンピック経費	200	東京都・都外自治体所有施設周辺のスクリーニング・映像監視機器 警備指揮所等 パラリンピック経費	750					
		オペレーション 等	選手村、飲食、医療、宿 泊、競技、聖火リルー・開 閉会式、管理・広報 マーケティング(ロイヤル ティ) パラリンピック経費	3650	開閉会式 バラリンピック経費	100					
		計	6000		6000	0=00	1500				
	合計			/	1 3 5	3500	政府公表値				
V3予算以外の大会の関連 施策の経費					東京都公表値 約8100億円		オリパラ関係予算としての政府公表値 (平成31年1月) 平成25年度 282億余円 26年度 263億余円 27年度 138億余円 28年度 329億余円 29年度 517億余円 30年度 343億余円 6和元年度 322億余円 計 2197億余円 注(2) オリパラ事務局によるABC分類等 各所省等が実施する大会の関連施策(30年報告を踏まえたオリパラ事務局による調査結果) 286事業 8011億余円(A分類53事業1725億円、B分類208事業5461億円、C分類29事業 826億円)(平成30年10月)注(3) 大会施設の整備・改修等に対する国庫補助金等(30年報告を踏まえたオリパラ事務局による調査結果) 5施設34億円(平成30年10月)				

- 注(1) 図表中に記載の金額は、各負担者の公表分については集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。
- 注(2) オリパラ関係予算には、新国立競技場の新規整備に係る予算として517億余円及びパラリンピック交付金の予算として300億円が含まれている。
- 注(3) A分類には、新国立競技場の新規整備に係る支出額として744億余円及びパラリンピック交付金の支出額として300億円が含まれている。なお、新国立競技場の新規整備に係る支出額744億余円には、国際的な規模のスポーツの競技会の

我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額である特定金額による支出が含まれている。

注(4) A分類とB分類については、一部重複する事業があるため、ABC分類の事業数の単純合計は全体の事業数(286事業)とは一致しない。

会計検査院は、各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、30年報告に引き続き検査を実施したところであり、令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業及び当該事業に係る平成25年度から30年度までの支出額と共に、令和元年取組状況報告に記載された取組以外の国等による大会の支援状況について、その支援額を取りまとめた検査結果は、2(1)に示したとおりである。

これらの検査の過程において、オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの((ア)参照)、令和元年取組状況報告に記載されていないもの((イ)参照)及び大会組織委員会に対して国が業務等の支援を行うこととしているもので、その実施内容について公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれるもの((ウ)参照)が見受けられた。

- (ア) オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定され ている経費を公表していないもの
 - (2)イ(4)のとおり、オリパラ事務局は、31年1月29日、オリパラ関係予算について、30年度補正予算案及び31年度当初予算案に加えて、25年度以降の予算額についても整理して公表した。これによると、25年度から31年度当初予算案までのオリパラ関係予算の合計額は9府省等の計56事業に係る計2197億余円となっている。

上記のオリパラ関係予算についてみると、国の25年度から31年度当初予算案において、各年度の歳出予算の中からオリパラ関係予算に該当するものを公表したものとなっている。一方、国の予算には、各年度の歳入歳出予算のほかに、複数年度にわたる債務を負担する国庫債務負担行為等がある。そして、各府省等は、歳入歳出予算等と共に国会に提出され、その議決を経た国庫債務負担行為に基づいて、公共工事やリース契約等の複数年度契約を締結して業務を実施している。

国庫債務負担行為は、債務負担権限のみを与えるものであって、実際に契約に 基づいた支出を行うには各年度の歳出予算に改めて計上して国会の議決を経る必 要があり、支出年度の歳出予算額としてはいずれ公表されることになるものであ る。このようなことから、オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち歳出予算として計上された額以外の後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としていない。

オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算には、警察庁、総務省、文部科学省及び海上保安庁において計398億1430万余円がある。これらの国庫債務負担行為について、オリパラ事務局は、それぞれの歳出予算額としての支出年度にオリパラ関係予算として公表してきており、上記の計398億1430万余円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万余円については、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。

この事例を示すと次のとおりである。

<事例1> オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている 経費を公表していないもの

オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としていない。

そして、警察庁において、大会時に全国から動員予定の警察官のために大会施設周辺に設置する仮設の待機施設等に要する経費として、令和元年度一般会計歳出予算に国庫債務負担行為として総額133億2993万余円(元年度支出予定額4080万余円、2年度支出予定額132億8912万余円)が計上されている。オリパラ事務局は、このうち元年度支出予定額4080万余円については、平成31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算として公表しているが、令和2年度支出予定額の132億8912万余円については、オリパラ関係予算として公表していなかった。

(イ) 令和元年取組状況報告に記載されていないもの

各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。政府の取組状況報告は、各府省等が実施する大会の関連施策の取組状況について、前年度までの主な内容、今後の主な内容等が示されており、オリパラ特措法によれば、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、国会へ報告するとともに公表することとされている。

また、ABC分類に当たっては、30年5月に国会に提出された政府の取組状況報告の報告内容との関連性等がABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている。

令和元年取組状況報告は、東京都、JOC、JPC等の関係団体からの要望事項を踏まえて、平成26年度に内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室が作成したセキュリティ・安全安心、輸送、外国人旅行者の受入れ、バリアフリー、復興・地域活性化、スポーツ、文化・環境等の各分野に係る国の対応が期待される事項を記載した文書を基にして、27年11月及び28年10月にオリパラ事務局がオリパラ基本方針に基づく分野等に合致するように再構成したものを原案としている。そこで、27年11月及び28年10月に原案を作成した際には想定していなかったものの、新たに大会の関連施策として実施された業務がないかみたところ、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが見受けられた。

<事例2> 令和元年取組状況報告に記載されていないもの

オリパラ事務局は、各府省等が大会に関連すると判断した施策を政府の取組状況報告として 取りまとめるなどしている。そして、総務省は、平成30年度に請負業者との間で「大規模スポーツイベントのボランティア管理等における公的個人認証サービスの利活用実現に向けた調査 研究請負」業務契約を契約金額5097万余円で締結して実施しており、同業務の検討結果を基に して大会時における個人番号カードの活用について、大会組織委員会と協議している。

このように、同業務は、個人番号カードを大会におけるボランティア管理にも使用すること を想定した業務であるが、オリパラ事務局の取りまとめた令和元年取組状況報告には記載され ていなかった。

(注) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他省令で定める事項(カード記録事項)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録されたカード

また、上記のほか、JSCが大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が次のように見受けられた。

a JSCによる大会組織委員会に対する支援状況

JSCは、スポーツ振興くじの売上げによる収益を原資として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対してスポーツ振興くじ

助成を行っており、スポーツ振興くじ助成の一つの事業として、大会の開催に係る事業に対して助成を実施している(以下「オリパラ開催助成」という。)。 そして、オリパラ開催助成の一つとして、スポーツ団体に該当する大会組織委員会が大会の円滑な開催を図ることを目的として行うガバナンス・コンプライアンス強化及び国際広報活動に要する経費に対して財政支援を行っており、図表2-9のとおり26年度から30年度までに計23億5863万余円を助成している。

図表2-9 JSCによる大会組織委員会への財政支援の状況(平成26年度~30年度)

(単位:千円)

事業の名称	主な内容		平成26~29年度	30年度	計	
	専門	門的知見等を有する人材の配置 892,766		183,701	1,076,468	
ガバナンス・コ ンプライアンス		うち各府省等からの派遣等職員の 配置	508,195	157,064	665,259	
強化		里士法人、法律事務所等による専 内な分野の業務支援等	938,878	143,285	1,082,163	
	小計		1,831,645	326,987	2,158,632	
国際広報活動	リオ大会開催時における Tokyo2020JAPANHOUSEを通じた東京大会のPR活動(28年度のみ)		200,000	-	200,000	
		計	2,031,645	326,987	2,358,632	

注(1) ガバナンス・コンプライアンス強化及び国際広報活動については、図表6-8参照

b JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況

JSCが実施するオリパラ開催助成のうち、ドーピング防止活動推進強化事業、大規模競技場機能補完施設整備事業、競技会場整備事業、キャンプ地施設整備事業及び日本武道館整備事業によって27年度から30年度までに東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対して実施された財政支援の状況(26年度は財政支援は行われていない。)は図表2-10のとおり、計49億1627万余円となっている。

注(2) ガバナンス・コンプライアンス強化に係る「主な内容」別の助成額は、内容ごとに助成額が個別に算定されているものではないため、ガバナンス・コンプライアンス強化に係る事業全体として助成対象となる経費の上限額に対する実際の助成額の割合を基に計算している。

図表2-10 オリパラ開催助成による東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する 財政支援状況(平成27年度~30年度) (単位: 千円)

/\1\2\2\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\										(十一元・111)		
支援の対象	ドーピング防止活動 推進強化事業		大規模競技場機能補完 施設整備事業		競技会場整備事業		キャンプ地施設 整備事業		日本武道館整備事業		計	
	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額
東京都					0	_	0	_			0	_
その他の地方公共団体					6	672, 142	5	354, 174			11	1, 026, 316
うち大会施設が所在 する地方公共団体					6	672, 142	0	_			6	672, 142
上記以外の地方公共 団体							5	354, 174			5	354, 174
民間団体	1	889, 959	1	3, 000, 000					0	- 注(2)	2	3, 889, 959
計	1	889, 959	1	3, 000, 000	6	672, 142	5	354, 174	0		13	4, 916, 275

- 注(1) ドーピング防止活動推進強化事業、大規模競技場機能補完施設整備事業、競技会場整備事業、キャンプ地施設整備事業及び日本武道館整備事業については、図表6-8参照
- 注(2) 日本武道館整備事業に係る助成金は、平成30年度に3か年計16億2077万余円の交付決定を行っているが、令和元年度 以降に交付する予定となっている。
- 注(3) 競技会場整備事業の大会施設ごとの交付金額の内訳は、宮城スタジアム2154万余円、福島あづま球場2億5029万円、 茨城カシマスタジアム1億5197万余円、幕張メッセAホール及びBホール4696万余円、江の島ョットハーバー6693万円、 横浜国際総合競技場1億3443万余円となっている。
 - (ウ) 大会組織委員会に対して国が業務等の支援を行うこととしているもので、その 実施内容について公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれる もの

大会の関連施策の中には、次のような方法で大会組織委員会に対して国が業務 等の支援を行うこととしているものが見受けられた。

V3予算の試算において大会組織委員会が負担して実施することとされている輸送、セキュリティ、オペレーション等の大会運営関係の一部について、大会組織委員会と防衛省との間で各種協力の調整が行われている。このうち、大会組織委員会の警備局は、一層安全・安心で確実な大会運営を実現するためとして、31年1月に防衛省に対して「会場内外の整理を始めとする大会運営に係る各種協力」を依頼している。同省によると、大会組織委員会と調整している大会運営に係る各種協力について、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の3の規定等に基づき、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、役務の提供その他必要な協力を行う予定としている。そして、協力に要する費用は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第124条の規定等に基づき、隊員の給与(旅費を除く。)、隊員の糧食費並びに自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費については同省が負担することとして、残りの費用については大会組織委員会が負担することとなっている。この支援について、同省は、式典協力費等として予算要求をす

る予定としている。上記のような大会組織委員会と調整している各種協力については、その実施に当たって、実施内容を適切に公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれる。

以上のように、大会経費及び大会の関連施策に対する経費については、30年報告後に公表されたオリパラ関係予算や令和元年取組状況報告において、オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないものや、令和元年取組状況報告に記載されていないものなどが見受けられたところである。

これらの状況を踏まえて、オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について 国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、 経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていく必要があ る。

エ 大会組織委員会の決算等の状況

大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書に基づき、平成25年度から30年度までの収益の実績をみると、図表2-11のとおり、経常収益は計2646億余円であり、このうち収益の中心となるスポンサー料等のマーケティング収益が2417億余円となっている。そして、V3予算における大会組織委員会の収入に係る試算額6000億円に占める上記の経常収益の2646億余円の割合は44.1%となっている。また、経常収益には、オリパラ開催助成により、組織体制の強化等を目的としてJSCから交付された助成金計23億余円(科目「受取補助金等」)が含まれている。

大会組織委員会の25年度から30年度までの費用の実績をみると、図表2-11のとおり、経常費用は計1276億余円であり、このうち事業費は1077億余円、管理費は198億余円となっている。そして、V3予算における大会組織委員会の支出に係る試算額6000億円に占める上記経常費用の計1276億余円の割合は21.2%となっている。

大会開催を間近に控えて、今後、大会組織委員会が大会施設を対象に実施してい (注14) (注15) る仮設整備及びオーバーレイ整備が本格化するなど、調達業務がピークを迎えて、 費用が大幅に増加していくことが見込まれる。

- (注14) 仮設整備 大会期間中に一時的にIOCが求める施設水準とするため に必要な建物、観客席、電源設備等の仮設施設の設置及び撤去
- (注15) オーバーレイ整備 大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送 用の照明等であるオーバーレイの設置及び撤去

年度	一般財 (平成26年12	団法人 2月31日まで)			公益財団法人 7年1月1日以			 	V3予算にお ける試算額 6000億円に占
科目	25年度	26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		める割合
経常収益	403,564	278,121	3,409,897	40,700,680	65,124,773	67,986,009	86,740,739	264,643,786	(44.1%)
受取寄付金	400,000	=	=	-	5,700,000	475,068	6,873,588	13,448,657	
受取受贈益	3,564	=	=	-	-	-	=	3,564	
基本財産運用益	ı	446	175	1,196	47	3	3	1,871	
特定資産運用益	=	=	=	=	-	-	14,323	14,323	
受取負担金	=	=	=	-	-	884,791	6,049,315	6,934,107	
事業収益	-	1	3,297,444	40,124,816	58,752,071	66,163,164	73,429,961	241,767,458	
マーケティング収益	=	=	3,281,244	40,124,816	58,741,271	66,163,164	73,429,088	241,739,585	
その他収益	-	=	16,200	-	10,800	-	873	27,873	
受取補助金等	I	277,675	112,223	570,386	671,400	400,000	326,987	2,358,672	
為替差益	-	=	=	-	-	-	43,544	43,544	
雑収益	=	=	54	4,281	1,254	62,981	3,014	71,586	
経常費用	166,905	931,884	864,665	11,646,339	27,530,042	39,591,758	46,890,984	127,622,580	(21.2%)
事業費	119,139	738,576	777,798	11,279,162	17,948,008	35,505,774	41,356,574	107,725,034	
管理費	47,765	193,307	86,866	367,177	9,582,034	4,085,983	5,534,410	19,897,545	
当期経常増減額	236,659	△ 653,762	2,545,232	29,054,341	37,594,731	28,394,250	39,849,754	137,021,206	
経常外収益	=	=	=	=		_	=	=	
経常外費用	-	2,585	6,613	93,780	18,855		0	121,835	(0.0%)
当期経常外増減額	=	△ 2,585	△ 6,613	△ 93,780	△ 18,855	-	△0	△ 121,835	
当期一般正味財産増減額	236,659	△ 656,348	2,538,619	28,960,560	37,575,875	28,394,250	39,849,754	136,899,371	

- 注(1) 大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書を基に会計検査院が作成した。
- 注(2) 平成28年度の経常収益のうち受取寄付金57億円と、経常費用のうち管理費に含まれる57億円は、東京都から出えんされた基本財産57億円の返還に伴い計上されたものである。
- 注(3) 受取補助金等は、JSCから交付されたオリパラ開催助成の助成額であるが、額の再確定により返還されている金額があるため、実際の助成額とは一致しない。

(3) パラリンピック経費の執行状況

ア パラリンピック経費の概要

国が資金の一部を負担することとなっているパラリンピック経費は、共同実施事業に係る経費の一部として経理されている。共同実施事業は、大会組織委員会が、東京都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業であり、共同実施事業の経費は、大枠の合意に基づき大会組織委員会、東京都及び国が2:1:1の割合で負担することとされているパラリンピック経費と、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会と開催都市である東京都がそれぞれの役割に応じて負担することとされているオリンピック経費で構成されている。

文部科学省は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額を負担するために、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付している。「東京パラリンピック競技大会開催準備交付金交付要綱」(平成30年3月文部科学大臣決定)によれば、パラリンピック交付金が大会組織委員会へ交付されるまでの流れは図表3-1のとおりであり、文部

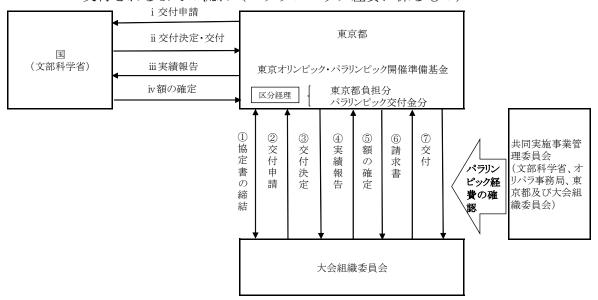
科学省は、東京都からの交付申請書を審査して、交付決定した上で基金の造成に要する経費を交付することとされ、交付を受けた東京都は、既存の基金に積み立てて区分経理するなどした後、速やかに文部科学省に実績報告書を提出することとされている。また、大会の終了後に当該基金の残余がある場合には、国庫に返納することとされている。

東京都は、東京都補助金等交付規則及び大会組織委員会と締結した共同実施事業の経費負担に係る協定書に基づき、大会組織委員会から共同実施事業に係る負担金の交付申請書の提出を受けて交付決定を行った後、各年度の終了後に大会組織委員会から実績報告書の提出を受けて額の確定を行い、大会組織委員会から請求書の提出を受けて負担金を交付することとなっている。額の確定に当たっては、大会組織委員会から提出された実績報告書の審査等により、報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するものであるかを調査することとされている。そして、東京都から大会組織委員会への共同実施事業負担金の交付に当たっては、

そして、東京都から大会組織委員会への共同実施事業負担金の交付に当たっては、 負担金の対象となる経費のうち、大会組織委員会がパラリンピック経費として当該 年度に履行を完了した経費について、あらかじめ文部科学省、オリパラ事務局、東 京都及び大会組織委員会の関係者で構成する共同実施事業管理委員会が、原則とし て当該年度末に確認することとなっている。

東京都は、30年3月に、文部科学省からパラリンピック交付金300億円の交付を受けて、既に設置造成している東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金に積み立てて自らの資金と区分して経理している。

図表3-1 パラリンピック交付金が共同実施事業に係る負担金の一部として大会組織委員会 へ交付されるまでの流れ (パラリンピック経費に係るもの)



イ パラリンピック経費の予算及び決算の状況

パラリンピック交付金による国の負担額は、東京都から大会組織委員会へ交付される共同実施事業の負担金に含めて交付されている。東京都は、共同実施事業に係る負担金の交付に先立ち負担金の上限額(予算額)について、毎年度、大会組織委員会と協議して年度協定書を取り交わしている。共同実施事業に係る負担金の上限額と交付額の関係は、図表3-2のとおりとなっていて、東京都は、29年度に上限額87億3424万余円に対して49億3412万余円(87億3424万余円の56.4%)、30年度に上限額744億1347万余円に対して186億6975万余円(744億1347万余円の25.0%)の負担金を大会組織委員会に交付している。なお、東京都及び大会組織委員会によると、負担金上限額は、当該年度に負担する可能性のある経費の全てを計上しており、29、30両年度については、支払年度の翌年度以降への見直しに伴い執行率が低くなったとしている。

図表3-2 共同実施事業に係る負担金の上限額と交付額の関係

(単位:千円)

			()	- 1 T - 1 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	区分	負担金上限額	負担金交付額	割合
	应 切	A	В	(B/A)
平成	29年度	8, 734, 245	4, 934, 127	56.4%
	オリンピック経費	-	4, 569, 065	1
	パラリンピック経費	1	365, 061	I
30年	度	74, 413, 476	18, 669, 751	25.0%
	オリンピック経費	64, 142, 408	16, 148, 089	25. 1%
	パラリンピック経費	10, 271, 068	2, 521, 662	24.5%

⁽注) 平成29年度の年度協定書には、オリンピック経費とパラリンピック経費の内訳が定められていない。

パラリンピック経費における東京都と国を合わせた負担額の状況は、図表3-3のとおり、29年度3億6506万余円、30年度25億2166万余円、計28億8672万余円となっており、このうち国の負担額は、29年度1億8253万余円、30年度12億6083万余円と増加傾向にあるものの、30年度までで計14億4336万余円となっていて、国が既に東京都に交付しているパラリンピック交付金300億円に対する執行割合は、4.8%となっている。

大会組織委員会は、30年度末現在の執行割合が低調となっている理由について、 特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、 令和元年度からの整備が予定されている(図表4-11参照)ためであるとしている。

図表3-3 パラリンピック経費における東京都及び国の負担額の状況並びにパラリンピック 交付金300億円に対する執行割合 (単位・千円)

	平6001以11(0)11	- 12 (1 1 D 1 D		(十四・111)
	パラ	パラリンピック交付		
区分		都	国 (所管 文部科学省)	金300億円に対する 執行割合
平成29年度	365, 061	182, 530	182, 530	0.6%
30年度	2, 521, 662	1, 260, 831	1, 260, 831	4.2%
計	2, 886, 723	1, 443, 361	1, 443, 361	4.8%

⁽注) 「パラリンピック交付金300億円に対する執行割合」とは、パラリンピック交付金300億円に占めるパラリンピック 経費の国の負担額の割合をいう。

上記のように、平成30年度までの執行割合は4.8%となっており、今後、令和2年に開催される大会に向けて、パラリンピック経費に係る契約件数や金額等が大幅に増加していくことが見込まれる。

ウ パラリンピック経費の確認状況

共同実施事業管理委員会設置要綱によれば、共同実施事業管理委員会は、パラリ

ンピック経費を含む共同実施事業に係る経費、コスト管理及び執行統制の強化等に ついて協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及 び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。

そして、共同実施事業管理委員会は、パラリンピック経費について、大会組織委員会がパラリンピック経費として整理した経費の一覧表、経費ごとの契約内容を整理した表等を確認するとともに、大会組織委員会から経費の内容について聴取することで、東京パラリンピック競技大会開催準備交付金交付要綱等に記載されている次の①から③までのパラリンピック経費の基本的な考え方に沿って適切かどうかを確認している。

- ① 経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること
- ② オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、 経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであること
- ③ 経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

平成30年度のパラリンピック経費の確認体制は、図表3-4のとおりとなっており、 共同実施事業管理委員会には、同委員会の下部組織として、パラリンピック競技大 会に係る共同実施事業について協議するパラリンピック作業部会と、東京都の負担 が含まれる共同実施事業について協議する東京都作業部会が設置されている。

このうちパラリンピック作業部会におけるパラリンピック経費の確認状況をみると、30年度執行分は31年1月23日及び3月27日に1回(1日)ずつ、計2回(計2日)行われている。文部科学省によると、31年1月は第2四半期までに執行した経費について、同年3月は同年1月に確認したものも含めた30年度に執行した全ての経費について、それぞれ確認したとしている。

図表3-4 パラリンピック経費の確認体制(平成30年度執行分)



(注) パラリンピック作業部会は、平成31年1月23日にも確認している。

大会組織委員会の会計処理規程、契約書、前記パラリンピック経費の基本的な考え方等に基づき、29、30両年度に大会組織委員会がパラリンピック経費として執行した29年度44件(契約金額計7億3044万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1億8253万余円))、30年度93件(同計50億4438万余円(同計12億6083万余円))、計137件(同計57億7482万余円(同計14億4336万余円))についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) パラリンピック交付金の交付対象とされた契約について適切な会計経理がなされていない事態

図表3-5のとおり、パラリンピック交付金の交付対象とされた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託」等5契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4166万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1041万余円)について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。

図表3-5 パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約について、適切な会計経理がな されていないものの概要 (単位: 千円)

契約名	負担金 対象 年度	支払額	適切とは認パラリンピ		業務内容	適切とは認められない事態の概要
東京2020オリンピック・パ ラリンピック競技大会専用	平成29	192, 227	11, 261	2, 815	東京2020オリンピック・パ	契約書等において、委託業務の遂行に要した費用を実費に限 り支払うとしているにもかかわらず、委託業務に従事した人
アンチ・ドーピングラボラ	30	248, 381	11, 232	2, 808	ラリンピック競技大会専用 アンチ・ドーピングラボラ	日数等を確認できる根拠資料の提出について明示しておら
トリー運営業務委託 <事例3>	計	440, 609	22, 494	5, 623	トリーの運営業務	ず、委託費の精算に当たり、根拠資料に基づき業務に要した 実費を確認できるものとなっていなかった。
大会関係者輸送用バスの調 達及び運用に係る業務委託	29	24, 033	3, 769	942	大会関係者輸送用バスの調 達及び運用業務	仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかった。
業務用無線及び周波数調整 に係るコンサルティング契 約	29	6, 974	1, 565	391	無線端末配備計画やスポーツイベントにおける周波数 調整等への助言等業務	最終的な成果品である報告書の確認は行っていたものの、契 約金額の分割払いの際に、業務の実施状況を確認するために 別途提出することとされている業務報告書の提出は受けてい なかった。
有明体操競技場屋內仮設電 気設備整備工事	30	69, 369	3, 930	982	オリンピック・パラリン ピック競技大会で使用する 有明体操競技場に係る屋内 仮設電気設備工事	大会組織委員会が発注して同一の請負者が受注した別工事に 関する業務費用を、本件工事契約の対価として支払ってい た。
東京2020大会入賞メダル製 造等業務委託 (銀圧延版加 工および金メッキ加工)	30	82, 497	9, 901		金メダル、銀メダル製造に 使用する銀圧延版や金メッ キ液の加工及び納品等	大会組織委員会の会計処理規程等において、契約の相手方を 決定したときは、遅滞なく契約書を作成して、当該契約書の 定めに従い物品の納入等に関する検査を行うこととされてい るにもかかわらず、契約書作成前に納品を受けていた。
29、30両年度合計(5契約	句)	623, 485	41,660	10, 415		
29年度 計(3契約)		223, 236	16, 596	4, 149		
30年度 計(3契約)		400, 249	25, 064	6, 266		_

(注) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託」は、複数 年度契約であるため、年度別の契約数の計の合計が両年度の契約数の合計と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認をするための根拠資料の 提出を求めていなかったもの

大会組織委員会は、平成29年4月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託契約を契約金額17億8491万余円で締結している。契約書によれば、大会組織委員会は、受託事業者が委託業務の遂行に要した費用を実費に限り支払うなどとされており、大会組織委員会は、業務の対価として、29年12月から31年3月までの間に、受託事業者に対して計4億4060万余円を支払い、計2541万余円(29年度1109万余円及び30年度1432万余円)のパラリンピック交付金の交付を受けていた。

契約書、仕様書等によれば、受託事業者は、業務の履行後、大会組織委員会の検査に合格 したときは、大会組織委員会に対して、当該検査に合格した部分に係る請求書と共に、納品 書、領収書等の費用の支出を裏付ける資料を提出することとされている。

しかし、大会組織委員会は、契約書、仕様書等において受託事業者からの委託業務に従事 した人日数等を確認できる根拠資料の提出について明示していなかったため、当該契約は、 委託費の精算に当たり、根拠資料に基づき業務に要した実費を確認できるものとなっていな かった。

(4) 大会組織委員会においてオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分 方法について十分に検討すべきであった事態 図表3-6のとおり、パラリンピック交付金の交付対象とされた「伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託」等2契約に係る29、3 0両年度のパラリンピック経費計4135万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1033万余円)について、前記パラリンピック経費の基本的な考え方における「②オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであること」に照らして、オリンピック、パラリンピック両競技で使用される会場(以下「オリパラ共通会場」という。)等に係るオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

図表3-6 オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる2契約の概要 (単位: 千円)

	負担金		大会組織	委員会精算		会計検	查院修正計算		差	額
契約名	対象年度	支払額	パラリンピック経費を算 出する際の案分方法		うちパラリン ピック交付金 相当額	パラリンピック経費を 算出する際の案分方法	うちパラリン ピック経費	うちパラリン ピック交付金 相当額		うちパラリン ピック交付金 相当額
競技馬輸送に係 る海外輸送業者 との業務委託契 約	平成 29	11, 452	オリンピック・パラリン ピックそれぞれの競技馬 数の比 (オリ:パラ= 200:80) で案分	3, 272	818	予備馬50頭分を加味した競技馬数の比(オリ:パラ=250:80)で案分	2, 776	694	495	123
伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託 <事例4>	30	137, 903	オリンピック専用会場と の共用施設分の工事費概 算額の全額をオリパラ共 通会場分に加えた額の総 工事費概算額に占める比 率で案分	38, 080	9, 520	本件業務の対象会場数 に占めるオリパラ共通 会場数の比率(2分の1) で案分	29, 878	7, 469	8, 201	2, 050
29、30両年度	計	149, 355		41, 352	10, 338		32, 655	8, 163	8, 697	2, 174

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 大会組織委員会においてオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法に ついて十分に検討すべきであったもの

大会組織委員会は、平成29年9月に、オリパラ共通会場となる伊豆ベロドローム、オリンピック競技専用の会場(以下「オリンピック専用会場」という。)となる伊豆マウンテンバイクコース及び両会場の共用施設に係る実施設計を行う伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務を委託して実施している。そして、本件業務に要した経費(以下「実施設計業務費」という。)1億3790万余円のうちパラリンピック経費を3808万余円と算出して、パラリンピック交付金952万余円の交付を受けていた。

大会組織委員会は、実施設計業務費に係るパラリンピック経費を算出するに当たり、パラリンピック経費の対象となるオリパラ共通会場分の実施設計業務費の内訳がなかったことから、両会場及び共用施設それぞれの経費が明らかであった工事費概算額を用いて、オリパラ共通会場に係る工事費概算額の総工事費概算額に占める比率を基に実施設計業務費の案分を行うこととしていた。そして、共用施設の工事費概算額をオリパラ共通会場分とオリンピック専用会場分とに案分することなく、その全額をオリパラ共通会場の工事費概算額に加算してオリパラ共通会場に係る工事費概算額としていた。

しかし、上記のように、実施設計業務費に係るパラリンピック経費を算出するに当たっては、共用施設の工事費概算額について両会場分に案分した上で、両会場それぞれの工事費概算額に加算することが必要である。

そして、前記のようにオリパラ共通会場とオリンピック専用会場を対象とする業務におい

て、会場別に経費の内訳がない場合については、大会組織委員会が作成して共同実施事業管理委員会において確認を受けた「オリンピック・パラリンピック共通経費における按分の考え方」(以下「案分の考え方」という。)が示されており、これによれば、業務の対象となっている全会場数に占めるオリパラ共通会場の数の比率を基に経費の総額を案分することとされていて、上記のような共用施設の経費についてもこの比率により案分されることとなる。そこで、工事費概算額を用いた算出方法ではなく、案分の考え方に基づき、本件業務の対象会場数に占めるオリパラ共通会場数の比率(2分の1)により本件業務の経費を案分するなどしてパラリンピック経費を算出すると2987万余円(パラリンピック交付金相当額746万余円)となり、前記のパラリンピック経費はこれを820万余円(同205万余円)上回っていた。大会組織委員会は、本件業務のパラリンピック経費を算出するに当たり、適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる。

イのとおり、パラリンピック交付金300億円のうち30年度までに執行されたのは1 4億余円となっていて、パラリンピック経費に係る契約件数や金額等は、今後、令和 2年に開催される大会に向けて大幅に増加していくことが見込まれることから、大会 組織委員会において、これらに係る会計経理が適切になされる必要がある。

国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がより的確に行われるように働きかけていく必要がある。

(4) 大会施設の整備状況

ア 大会施設の概要等

(注16) (注17) 主な大会施設は、図表4-1のとおり、元年7月末現在で9都道県の26市区町にわたって45か所となっており、このうち43か所の競技会場が9都道県にわたって所在しているほか、選手村と国際放送センター・メインプレスセンターが東京都内に整備されることになっている。

競技会場を使用する競技大会別にみると、オリパラ共通会場は20か所、オリンピック専用会場は22か所、パラリンピック競技大会のみで使用されるものは1か所となっている。

また、大会施設を整備等の内容別にみると、43か所の競技会場については、図表 4-1のとおり、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所につい ては、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等 を一時的に使用したりするなどとされている。新規に建設する8か所のうち、JSCが建設する新国立競技場以外の7か所は東京都が建設して所有することとなっている。また、既存の競技施設等を使用するなどの35か所のうち、競技施設の所有者等の行う改修の目的が大会のためだけであるか否かにかかわらず、平成26年度以降に大会に資する内容の整備を行っているものが18か所あり、JSCが国立代々木競技場を改修し、JRAが馬事公苑を改修するほか、東京都が4か所、都外自治体が10か所、民間団体が2か所を改修することとなっている。

上記競技会場の新設又は改修に伴う整備のほか、大会組織委員会は、43か所全ての競技会場において、大会期間中に一時的にIOCが求める施設水準とするために必要な建物、観客席、電源設備等の仮設施設の設置・撤去を内容とする仮設整備や大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等の設置・撤去を内容とするオーバーレイ整備を行うこととなっている。

競技会場以外の2か所のうち、選手村の建物の整備については、東京都において施設建築物の建築等を施行者に代わり民間事業者等に実施させることができる特定建築者制度が採用されており、特定建築者に選定された民間事業者の資金により建築工事が施工されている。また、大会組織委員会により、内装工事等の仮設整備及びオーバーレイ整備が行われている。

国際放送センター・メインプレスセンターについては、大会組織委員会により、 東京ビッグサイトにおいて仮設整備及びオーバーレイ整備が行われることとなって いる。

上記の仮設整備及びオーバーレイ整備に係る経費のうち、パラリンピック競技等に深く関わる大会施設に係る経費であり、パラリンピック経費として執行されるものの一部については、(3)のとおり、国の負担としてパラリンピック交付金が交付されている。

なお、大枠の合意によれば、大会準備における進行管理の強化として、東京都、 大会組織委員会、国及び関係自治体の4者は、大会の準備及び運営に関する具体的な 業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理 に万全を期していくこととされている。

- (注16) 9都道県 東京都、北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、 静岡各県
- (注17) 26市区町 札幌、福島、鹿嶋、さいたま、川越、狭山、朝霞、新座、 千葉、調布、横浜、藤沢、伊豆各市、千代田、中央、港、新宿、墨 田、江東、品川、世田谷、渋谷、江戸川各区、宮城郡利府、長生郡 一宮、駿東郡小山各町

図表4-1 主な大会施設の整備状況等(令和元年7月末現在)

番	大会施設の名称	予定額	竞技等	整備主体の分類		育主体による整備	大会組織委員 及びオーバー	員会による仮設整備 ーレイ整備
号	<主な所在地(所有者)>	オリンピック競技大会	パラリンピック競技大会		主な 整備	しゅん工予定等	令和元年7月 末現在の進捗 状況	しゅん工予定
1	国立競技場 (オリンピックスタジアム) <東京都新宿区(JSC) >	開会式/閉会式、陸 上競技、サッカー	開会式/閉会式、陸上競技		新規	令和元年11月	実施設計	令和2年4月
2	国立代々木競技場 <東京都渋谷区(JSC)>	ハンドボール	バドミントン、車いすラ グビー	国が出資し た法人	改修	2年6月	実施設計	2年6月
3	馬事公苑 <東京都世田谷区(JRA)>	馬術(馬場馬術、総合馬術 (クロスカントリーを除く。)、障 害馬術)	馬術		改修	元年12月(大会 関係部分のみ)	工事実施中	2年5月
4	東京体育館 <東京都渋谷区(東京都)>	卓球	卓球		改修	元年11月	実施設計	2年4月
5	東京国際フォーラム <東京都千代田区(東京都)>	ウエイトリフティング	パワーリフティング		_	_	工事実施中	2年7月
6	有明アリーナ <東京都江東区(東京都)>	パレーボール (パレーボール)	車いすバスケットボール		新規	元年12月	実施設計	2年4月
7	有明テニスの森 <東京都江東区(東京都)>	テニス	車いすテニス		改修	2年3月	実施設計	2年4月
8	大井ホッケー競技場 <東京都品川区(東京都)>	ホッケー	_		新規	しゅん工 (元年6月)	実施設計	2年4月
9	海の森水上競技場 <東京都江東区(東京都)>	カヌー(スプリント)、ボート	カヌー、ボート		新規	しゅん工 (元年5月)	実施設計	2年3月
10	カヌー・スラロームセンター <東京都江戸川区(東京都)>	カヌー (スラローム)	_	東京都	新規	元年12月	実施設計	2年3月
11	夢の島公園アーチェリー場 <東京都江東区(東京都)>	アーチェリー	アーチェリー		新規	しゅん工 (平成31年2月)	実施設計	2年4月
12	東京アクアティクスセンター <東京都江東区(東京都)>	水泳 (競泳、飛込、 アーティスティックスイミ ング)	パラ水泳		新規	令和2年2月	実施設計	2年6月
13	東京辰巳国際水泳場 <東京都江東区(東京都)>	水泳(水球)	_		改修	元年10月	実施設計	2年6月
14	武蔵野の森総合スポーツプラザ <東京都調布市(東京都)>	バドミントン、近代五種(フェ ンシング ランキングラウンド (エペ))	車いすバスケットボー ル		新規	しゅん工 (平成29年3月)	実施設計	2年6月
15	東京スタジアム <東京都調布市(東京都)>	サッカー、ラグビー、近代五種(水 泳、フェンシング ボーナスラウンド (エペ)、馬術、レーザーラン)	_		改修	令和2年3月	実施設計	2年6月
16	選手村 <東京都中央区(民間団体)>	選=	手村			元年12月(大会 時に必要な部分 のみ)	工事実施中	2年5月
17	東京ビッグサイト <東京都江東区(東京都)>	国際放送センター/	メインプレスセンター		_	_	工事実施中	2年6月
	陸上自衛隊朝霞訓練場 <埼玉県朝霞市及び新座市 (防衛省)>	射撃	射撃		仮設		実施設計	2年1月
19	釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ <千葉県長生郡一宮町(千葉 県、一宮町) >	サーフィン	_		仮設 注(7)	元年12月	実施設計	2年7月
20	皇居外苑 <東京都千代田区 (環境省)>	陸上競技(競歩)	-		仮設		実施設計	2年6月
21	有明体操競技場 <東京都江東区(東京都)>	体操	ボッチャ		仮設		工事実施中	2年5月
22	有明アーバンスポーツパーク <東京都江東区(東京都)>	自転車競技(BMXフリース タイル、BMXレーシング)、 スケートボード	_	大会組織委	仮設		実施設計	2年4月
23	お台場海浜公園 <東京都港区(東京都)>	水泳(マラソンスイミン グ)、トライアスロン	トライアスロン	員会	仮設		実施設計	2年4月
24	潮風公園 <東京都品川区(東京都)>	バレーボール (ビーチ バレーボール)	_		仮設		実施設計	2年4月
25	海の森クロスカントリーコース <東京都江東区(東京都)>	馬術(総合馬術(クロス カントリー))	_		仮設	- J	工事実施中	2年3月
26	青海アーバンスポーツパーク <東京都江東区(東京都)>	バスケットボール(3× 3)、スポーツクライミン グ	5人制サッカー		仮設		実施設計	2年4月
27	武蔵野の森公園 <東京都調布市(東京都)>	自転車競技(ロード (ロードレース・スター ト))	-		仮設		実施設計	2年4月

番	大会施設の名称	予定競	競技等	整備主体の	整備	前主体による整備	大会組織委及びオーバー	員会による仮設整備 ーレイ整備
号	<主な所在地(所有者)>	オリンピック競技大会	パラリンピック競技大会	分類	主な 整備	しゅん工予定等	令和元年7月 末現在の進捗 状況	しゅん工予定
28	日本武道館 <東京都千代田区 (民間団体)>	柔道、空手	柔道	民間団体	改修	令和2年6月	実施設計	令和2年6月
29	富士スピードウェイ <静岡県駿東郡小山町 (民間団体)>	自転車競技(ロード(ロード レース・ゴール、個人タイムト ライアル))	自転車競技(ロード(スター ト・ゴール))	-	_	-	契約手続中	2年6月
30	国技館 <東京都墨田区 (民間団体)>	ボクシング	-	-	_	-	実施設計	2年7月
31	さいたまスーパーアリーナ <埼玉県さいたま市 (埼玉県)>	バスケットボール(バス ケットボール)	-	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
32	霞ヶ関カンツリー倶楽部 <埼玉県川越市及び狭山市 (民間団体)>	ゴルフ	_	-	_	-	実施設計	2年5月
33	幕張メッセ Aホール <千葉県千葉市(千葉県)>	テコンドー、レスリング	シッティングバレーボール	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年7月
34	幕張メッセ Bホール <千葉県千葉市(千葉県)>	フェンシング	テコンドー、 車いすフェンシング	都外自治体	改修	(大会関係部分の み)	実施設計	2年7月
35	幕張メッセ Cホール <千葉県千葉市(民間団体)>	_	ゴールボール	_	_	_	実施設計	2年7月
36	横浜スタジアム <神奈川県横浜市(横浜市)>	野球・ソフトボール	_	民間団体	改修	2年2月	実施設計	2年6月
37	江の島ヨットハーバー <神奈川県藤沢市 (神奈川県)>	セーリング	_	都外自治体	改修	2年6月	実施設計	2年5月
38	伊豆ベロドローム <静岡県伊豆市(民間団体)>	自転車競技(トラック)	自転車競技(トラック)	-	_	_	工事実施中	2年3月
39	伊豆MTBコース <静岡県伊豆市(民間団体)>	自転車競技(マウンテンバイク)	_	-	_	_	工事実施中	2年3月
40	福島あづま球場 <福島県福島市(福島県)>	野球・ソフトボール	_	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
41	札幌ドーム <北海道札幌市(札幌市)>	サッカー	_	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
42	宮城スタジアム <宮城県宮城郡利府町 (宮城県)>	サッカー	_	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
43	埼玉スタジアム2○○2 <埼玉県さいたま市 (埼玉県)>	サッカー	_	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
44	横浜国際総合競技場 <神奈川県横浜市(横浜市)>	サッカー	_	都外自治体	改修	元年度末	実施設計	2年6月
45	茨城カシマスタジアム <茨城県鹿嶋市(茨城県)>	サッカー	_	都外自治体	改修	元年度末	実施設計	2年6月
	9都道県26市区町			国が出資した法 人3か所、東京 都12か所、大会 組織委員会10か 所、都外自治体 10か所、民間団 体2か所 計37 か所	新規 9: 設 10か	・ か所、改修 18か所、仮 ・所 計37か所	実施設計 36か 契約手続中 1カ	所、工事実施中 8か所、 小所 計45か所

- 注(1) 東京都の公表資料及び会計実地検査の際に各府省等、都外自治体等から聴取した内容を基に会計検査院が作成した。
- 注(2) 「国立競技場」は新国立競技場のしゅん工後の名称である。
- 注(3) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうちの主な内容を示している。 「一」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。
- 注(4) 「主な所在地」は、令和元年7月末現在で大会開催時に使用が見込まれるなどの主な所在地を記載している。また、 「所有者」は、敷地の主な所有者を示しており、所有者が民間団体である場合は全て「民間団体」と記載している。
- 注(5) 選手村の宿泊施設等として使用する建物の新規整備は、特定建築者制度により民間事業者が自らの資金で行っているが、東京都が道路等の基盤整備を行っているため、便宜的に「東京都」の欄に記載している。
- - ん工予定である。大会組織委員会によると、実施設計において工事期間の短縮を図っており、各会場のしゅん工予定は変更となる場合がある。
- 注(7) 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチにおける「整備主体による整備」の「しゅん工予定等」は、競技会場内に千葉県長生郡 ・・・ 一宮町が整備するトイレ等の施設に係るしゅん工予定であり、当該施設は大会時に活用される予定となっている。

- 注(8) 富士スピードウェイにおける「令和元年7月末現在の進捗状況」は、実施設計から施工、維持管理、撤去・復旧までを一括して発注する契約の契約手続中のため、「契約手続中」としている。
- 注(9) オリンピック競技大会における陸上競技のマラソン及び競歩の競技会場については、令和元年10月16日に、IOCにより開催地を札幌市に変更する計画が公表されている。

イ JSCによる新国立競技場の整備

新国立競技場は、大会の開会式、閉会式及び陸上競技並びにオリンピック競技大会のサッカーが行われるメインスタジアムとして整備が進められており、施設の所有及び管理はISCが行っている。

27年8月にオリパラ担当大臣を議長とする新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議により、図表4-2のとおり、新国立競技場の整備計画(以下「新整備計画」という。)が決定された。

図表4-2 新整備計画の概要

基本理念	アスリート第一、世	t界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和や日本らしさ					
	競技施設	陸上競技、サッカー及び開閉会式の実施に必要な機能を整備する。					
	観客席	大会時6万8000席程度を確保する。大会後トラック上部への増設を可能とし、国際サッカー 連盟ワールドカップ規定(8万席)にも対応し得るものとする。					
性能	屋根	観客席の上部のみ設置する。					
	諸施設	メディア施設及び防災警備施設を整備する。ホスピタリティー機能及び管理施設・駐車場機能については、大会に必要な機能を確保する。					
	面積(フィールド 含む。)	新 1					
工期		平成32年4月末を期限とし、同年1月末を工期短縮の目標とする。JSCは整備期間を極力圧縮するために、 設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)による公募を行う。					
コストの上限	スタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額は1550億円以下とする。なお賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第25条に準ずるものとする。 当該工事に係る設計・監理等の費用は40億円以下とする。						

(注) 公募型プロポーザル方式 (設計交渉・施工タイプ) については、後掲60ページ (注21) 参照

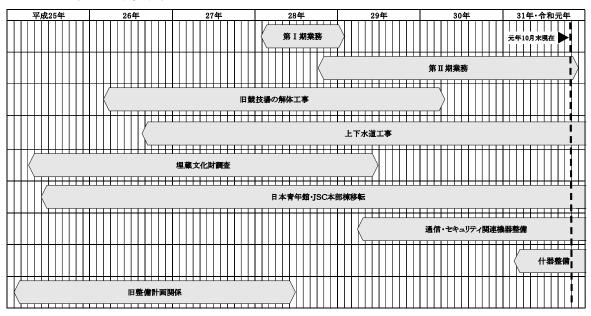
新整備計画においては、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等を実施することとされていて、JSCは、設計業務(基本設計及び実施設計)及び工事施工等業務(施工技術検討)(以下、これらを「第Ⅰ期業務」という。)と設計業務(設計意図伝達)、工事施工等業務(工事施工)及び工事監理業務(以下、これらを「第Ⅱ期業務」という。)に区分して実施している。また、JSCが行う新国立競技場の主な整備には、上記のスタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等に加えて、旧競技場の解体工事があり、その他に埋蔵文化財調査、計画用地内に所在する日本

青年館・JSC本部棟移転、通信・セキュリティ関連機器整備、 什器等整備、旧整備計画関係がある。

令和元年10月末現在の主な整備の進捗状況は図表4-3のとおりであり、スタジアム本体等に関連する整備についてみると、第Ⅰ期業務は既に完了しており、第Ⅱ期業務が実施中となっている。また、平成29年から通信・セキュリティ関連機器整備が開始され、令和元年に什器整備も開始されてそれぞれ実施中となっている。

新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、図表4-4のとおり、平成30年度までの業務に係る契約金額計2073億余円に対して支払額は計1362億余円となっている。このうち、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等についてみると、第 I 期業務については、新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体(以下「JV」という。)との間で、28年1月に契約金額24億9127万余円で、また、第 II 期業務については、28年10月に契約金額1504億9449万円でそれぞれ契約を締結している。そして、第 I 期業務は既に28年度に完了して、契約金額24億余円全額の支払を完了しており、第 II 期業務は30年度までの業務に係る契約金額計1519億余円に対して支払額は944億余円となっている。

図表4-3 JSCにおける新国立競技場の主な整備の進捗状況及び令和元年の整備予定(元年10月末現在)



図表4-4 JSCにおける新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況(平成30年度まで)

(単位:百万円)

							(里	位:白万円)
			<u></u>	型約金額				
平成 24年度 以前	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	30年度までの 支払額
_	_	_	2,850	150,569	0	1,440	154,861	97,441
_	_	_	2,491	_	_	_	2,491	2,491
_	_	-	_	150,494	_	1,417	151,911	94,492
_	_	_	358	74	0	23	458	457
_	0	4,445	176	956	_	-	5,579	5,592
_	0	4,445	3,026	151,525	0	1,440	160,440	103,033
_	_	982	2,323	974	15	1,731	6,026	5,738
_	212	789	153	104	_	-	1,259	1,204
-	1,440	10,313	5,456	63	△ 51	30	17,252	17,185
-	-	-	-	101	2,727	1,215	4,044	144
12	1,587	4,194	6,518	_	_	_	12,313	6,859
1,335	△ 98	600	1,034	447	236	2,501	6,056	2,036
1,348	3,141	16,879	15,485	1,691	2,926	5,480	46,953	33,168
1,348	3,142	21,325	18,512	153,216	2,927	6,920	207,393	136,201
	24年度 以前 ———————————————————————————————————	24年度 以前	24年度 以前 25年度 26年度 - - - - - - - - - - 0 4,445 - 0 4,445 - - 982 - 1,440 10,313 - - - 12 1,587 4,194 1,335 △ 98 600 1,348 3,141 16,879	平成 24年度 以前 25年度 26年度 27年度 - - 2,850 - - 2,491 - - - - - - - 0 4,445 176 - 0 4,445 3,026 - - 982 2,323 - 212 789 153 - 1,440 10,313 5,456 - - - - 12 1,587 4,194 6,518 1,335 △ 98 600 1,034 1,348 3,141 16,879 15,485	24年度 以前 25年度 26年度 27年度 28年度 - - - 2,850 150,569 - - - 2,491 - - - - 150,494 - - - 358 74 - 0 4,445 176 956 - 0 4,445 3,026 151,525 - - 982 2,323 974 - 212 789 153 104 - 1,440 10,313 5,456 63 - - - 101 12 1,587 4,194 6,518 - 1,335 △ 98 600 1,034 447 1,348 3,141 16,879 15,485 1,691	平成 24年度 以前 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 - - - 2,850 150,569 0 - - - 2,491 - - - - - 150,494 - - - - 358 74 0 - 0 4,445 176 956 - - 0 4,445 3,026 151,525 0 - 0 4,445 3,026 151,525 0 - - 982 2,323 974 15 - 212 789 153 104 - - 1,440 10,313 5,456 63 △ 51 - - - - 101 2,727 12 1,587 4,194 6,518 - - 1,335 △ 98 600 1,034 447 236 1,348 3,141 16,879 15,485 1,691 2,926	平成 24年度 以前 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 - - - 2,850 150,569 0 1,440 - - - 2,491 - - - - - - 150,494 - 1,417 - - - 358 74 0 23 - 0 4,445 176 956 - - - 0 4,445 3,026 151,525 0 1,440 - - 982 2,323 974 15 1,731 - 212 789 153 104 - - - 1,440 10,313 5,456 63 △ 51 30 - - 1,440 10,313 5,456 63 △ 51 30 - - - - 101 2,727 1,215 12 1,587 4,194 6,518 - - - 1,335 △ 98 600	平成 24年度 以前 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 計 - - - 2,850 150,569 0 1,440 154,861 - - - - 2,491 - - 2,491 - - - - 150,494 - 1,417 151,911 - - - - 358 74 0 23 458 - 0 4,445 176 956 - - 5,579 - 0 4,445 3,026 151,525 0 1,440 160,440 - - 982 2,323 974 15 1,731 6,026 - - 212 789 153 104 - - 1,259 - - 1,440 10,313 5,456 63 △ 51 30 17,252 - - - 101 2,727 1,215 4,044 12 1,587 4,194 6,518 - </td

- 注(1) 本図表は、JSCが平成25年度から30年度までに特定業務勘定(後掲49ページ(注19)参照)で行った支払の原因となる契約のうち、新整備計画に基づく各費目に該当する契約の契約金額及び支払額の集計である。「⑧その他関係経費」は、①から⑦までに該当しない契約に係る金額を全て集計している。ただし、本図表の契約金額及び支払額には、工事契約については契約金額50万円未満、その他の契約については契約金額100万円未満の契約に係る金額は含んでいない。また、人件費、通信運搬費等の事務経費は含んでいない。
- 注(2) 「⑦旧整備計画関係費」及び「⑧その他関係経費」の一部は、平成25年度以降に支払っているが、24年度以前に契約を行っているものがある。
- 注(3) 「⑦旧整備計画関係費」については、契約金額123億1308万余円のうち、旧整備計画の白紙撤回以前に履行が完了していたものに係る契約金額29億3988万余円以外は契約を解除しており、「30年度までの支払額」は、履行が完了していたものに係る契約金額29億3988万余円に、契約を解除した精算に伴う支払額34億9416万余円、別途契約不成立に伴い発生した契約準備段階の損害に係る支払額4億2526万余円を合わせたものとなっていて、全ての支払を完了している。
- 注(4) 「⑧その他関係経費」の契約金額には、新国立競技場の整備に係る契約以外を含めてJSCが法人として一括契約した契約金額が含まれている。一方で、「30年度までの支払額」には新国立競技場の整備に伴う経費のみが集計されている。
- 注(5) 複数年度契約のうち変更契約により契約金額が変更となったものについては、増減した契約金額を変更契約を締結した年度に記載している。このため、契約金額の欄には、マイナス(△)と表記しているものがある。
- 注(6) 第 I 期業務及び第 II 期業務契約には東京都が負担する道路上空連結デッキ整備の契約が含まれており、平成30年度末現在において区分ができないため、契約金額及び支払額は東京都の負担分を含めて計上している。
- 注(7) 「①スタジアム本体及び周辺整備費、設計・監理等費用」のうち、「うちその他業務」は、新国立競技場の整備に伴 う明治公園橋等取り壊し工事等の周辺整備に係る費用である。
- 注(8) 「30年度までの支払額」は平成30年度までの予算から支出している額である。

令和元年10月末現在の第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、JSCによると、 同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしており、図 表4-5のとおり、屋根工事は同年5月に、地上工事、外装仕上工事、内装仕上工事及 びフィールド工事は同年10月に完了している。また、歩行者デッキ工事及び各種検査は同年11月に完了する予定としている。

年月 平成28年 工事 10 11 12 1
 29年

 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
 31年·令和元年 4 5 6 7 8 準備工事 全体工期 36か月 元年10月末現在 ◀ 28年12月 本体着工 元年11月末完成予定 屋根工事 完了 地上工事 完了 | 地上躯体工事 外装仕上工事 完了 内装仕上工事 地下工事 フィールド工事 完了 完了 歩行者デッキ工事 完了

図表4-5 第Ⅱ期業務の進捗状況及び令和元年の整備予定(元年10月末現在)

通信・セキュリティ関連機器、什器等については、大会に向けた整備に係る予算額として、JSCの第4期中期計画(平成30年4月から令和5年3月まで)において、153億円が計上されている。

それらの整備内容は、Wi-Fi設備、監視カメラ、入場ゲート等の通信・セキュリティ関連機器や什器等の整備を行うものとされていて、平成30年度末現在の状況を確認したところ、図表4-6のとおり、通信・セキュリティ関連機器に係る11の調達区分のうち10の調達区分で既に発注が行われており、契約金額は計38億2642万余円となっている(30年度までの支払実績はない。)。また、什器・備品の調達に係る30年度末現在の契約金額は2241万円となっている(30年度までの支払実績はない。)。

図表4-6 通信・セキュリティ関連機器、什器等の調達状況 (平成28年度~30年度)

(単位:千円)

		調達の内容	概要	平成30年度末現在の状況 及び今後の予定	30年度末現在 の契約金額	30年度までの 支払額
		競技場ネットワーク、Wi-Fi、 システム等保護用機器、シス テムセキュリティ対応機器	競技場内において快適なネットワー ク環境を構築し、利便性向上に資す る基幹ネットワーク等	30年3月契約締結 (政府調達)	2,414,880	_
		デジタルサイネージ	競技映像、フロア案内等の情報提 供、広告の配信等に活用するための ディスプレイ等	30年4月契約締結 (政府調達)	540,000	_
	映像・音響	館內共聴機器	撮影した競技映像等を大型映像装 置やデジタルサイネージ等に配信す る設備	30年4月契約締結 (政府調達)	4,125	_
通	関連設備	諸室用映像•音響機器	ラウンジ等のエリア、会議室等において、映像・音楽を流し空間演出や会 議等を行うための機器	30年5月契約締結 (政府調達)	134,352	_
信・セ		ボンボード 7 万 告 情報を表示するための選		30年3月契約締結 (政府調達)	419,624	_
キュリテ		監視カメラ	競技場内外に設置し、イベント時の 混雑軽減や事故等が生じた場合の 事後検証を行うためのカメラ	30年4月契約締結	41,040	_
/ イ関連	セキュリティ	防犯・入退室管理機器	関係者用諸室への入退室をICカード等の認証で制限することにより、入 退室の管理を行うための設備	30年5月契約締結 (政府調達)	13,154	_
機器	関連設備	入場ゲート	入場口に設置し、入場時間の短縮 や混雑緩和、不正侵入防止を行うた めのセキュリティゲート	30年3月契約締結 (政府調達)	244,728	_
		駐車場用ゲート	車両の入退場口に設置し、車両の入 出庫、駐車、在車台数を管理するた めのシステム	30年7月契約締結 (政府調達)	3,132	_
	競技場の安心・安全の	雷検知システム	雷雲の接近や雷の発生状況等の気 象情報から落雷発生等を予測するた めのシステム	令和元年度以降調達予定	_	_
	ために必要 なシステム 等	案内等表示用コンテンツ	交通情報、気象情報等をデジタルサイネージ、大型映像装置等に表示し、情報を提供するためのコンテンツ	平成30年11月契約締結	11,391	_
		計			3,826,428	_
	•	什器·備品	競技用器具、オフィス什器・備品、厨 房機器等	令和元年度以降調達予定 (平成30年度中に一部契 約締結済)	22,410	_
	その他	発注者支援業務等	設備・機器等について専門知識を有 する者から支援を得るための業務等	29年3月等契約締結	195,284	144,254
		合計			4,044,122	144,254

⁽注) 「(政府調達)」は、JSCが「政府調達手続に関する運用指針」(平成26年3月関係省庁申合せ)に基づき、契約手続を行ったものである。

ウ JSCによる国立代々木競技場の整備

JSCが所有して管理する国立代々木競技場は、昭和39年に開催されたオリンピック東京大会の競技会場として建設されたものであり、令和2年の大会では、オリンピック競技大会のハンドボール並びにパラリンピック競技大会の車いすラグビー及びバドミントンが行われることとなっている。JSCによると、国立代々木競技場については、大会に向けた整備に係る予算額として、第4期中期計画において、116億余円が計上されており、その後、バリアフリー化や老朽化対策等が必要となった

ことから、元年10月末現在で190億余円を見込んでいるとしている。

国立代々木競技場は、第一体育館、第二体育館、付属棟等から成り、図表4-7のとおり、耐震改修工事については、第一体育館及び付属棟等は平成29年12月に、第二体育館は30年7月にそれぞれ着手している。また、機能向上工事及び老朽化対策工事については、第一体育館及び付属棟等は30年11月に、第二体育館は令和元年9月にいずれも第一体育館及び付属棟等の耐震改修工事の契約に追加する契約変更を行って・・・・着手している。そして、上記工事のしゅん工予定は、第一体育館及び付属棟等が同年11月、第二体育館が2年6月とされている。

これらの平成30年度までの契約金額は計169億4166万余円、支払額は計31億3926万余円であり、その財源は運営費交付金8424万円、施設整備費補助金4億1061万余円及(注18)び特定金額26億4440万余円となっている。(5) ウのとおり、特定業務に国立代々木(注19)競技場の耐震改修等に係る業務が追加されたことから、29年度以降は特定業務勘定の特定金額を財源として整備が行われている。

- (注18) 特定金額 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額
- (注19) 特定業務勘定 特定業務に係る経理について整理するために設けられている特別の勘定

			整備状況(令	和元年10月末現在)		契約物	代況(平成30年度	まで)											
整備内容	主な整備内容	進捗状況	今後の予定	着手年月	しゅん工予定	契約内容	契約年月	契約金額	支払額	財源										
						基本計画策定	26年10月	84,240	84,240	運営費交 付金										
						基本設計	27年10月	90,720	90,720	施設整備 費補助金										
						実施設計	28年4月	319,896	319,896	施設整備 費補助金										
	第一体育館、	第一体育館、	第一体育館、	(第一体育館、付 属棟等)		J (// Elix II)	29年10月	6,912	6,912											
耐震改修工事	第二体育館、 付属棟等の耐 震改修工事	第二体育館、 付属棟等の耐 震改修工事の	第二体育館、 付属棟等の耐 震改修工事の	平成29年12月 (第二体育館)		監理	29年9月	113,940	3,311											
	辰以修工争	実施	実施·完了	30年7月		耐震改修工事 (第一体育館、 付属棟等)	29年12月	14,023,800	2,569,914	特定金額										
						設計意図伝達		31,104	_											
					(第一体育館、付	耐震改修工事 (第二体育館)	30年7月	2,137,320 24,105												
		工体育館、 第二体育館、 付属棟等のバ			属棟等) 令和元年11月 (第二体育館)	設計	29年6月	61,592	18,477											
安全安心対策	第一体育館、 第二体育館、		第一体育館、 第二体育館、	(第一体育館、付 属棟等) 平成30年11月	2年6月	工事(第一体 育館、付属棟 等)	30年11月	耐震改修に含む	耐震改修に含む	特定金額										
工事(その1) (機能向上工 事)	付属棟等のバ リアフリー整備 等		付属棟等のバ リアフリー整備 等の実施・完			工事(第二体育館)	-	=	=											
		4 . 7 . 7	了		属棟等)	属棟等)	属棟等)	(第一体育館, 付	(第一体育館、付	(第一体育館、付	(第一体育館, 付	(第一体育館, 付	(第一体育館 付	(第一体育館 付		設計意図伝達	30年10月	耐震改修に含 む	-	
									監理	30年9月	耐震改修に含 む	耐震改修に含 む								
				(第二体育館) 令和元年9月		設計	30年3月	72,144	21,688											
安全安心対策	第一体育館、	第一体育館、	第一体育館、							工事(第一体 育館、付属棟 等)	30年11月	耐震改修に含む	耐震改修に含む							
工事(その2) (老朽化対策 丁重)	第二体育館、 付属棟等の老 朽化対策等	第二体育館、 付属棟等の老 朽化対策等の	の老 付属棟等の老			工事(第二体 育館)	_	-	=	特定金額										
	17日73 東守												設計意図伝達	30年10月	耐震改修に含 む					
						監理	30年9月	耐震改修に含 む	耐震改修に含 む											
			計					16,941,668	3,139,264											

(注) 平成30年度までの支払額は30年度までの予算から支出している額である。

エ JRAによる馬事公苑の整備

JRAが所有して管理する馬事公苑は、オリンピック競技大会の馬場馬術、総合 馬術(クロスカントリーを除く。)及び障害馬術並びにパラリンピック競技大会の 馬術が行われる会場である。JRAは、大会開催時に利用が想定される施設を対象 とした第1期工事と、他の施設等を対象として大会終了後に行う第2期工事の二段階 で整備することとしている。

令和元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、図表4-8のとおり、 JRAは、第1期工事(当初契約金額317億6604万円)について平成28年1月に設計施 工契約を締結し、メインアリーナ、練習馬場、厩舎等の建替、改修等を行っている。 JRAによると、令和元年10月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事 における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしている。そして、(注20) 特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万余円を支払っている。

(注20) 特別振興資金 JRAが、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205 号)に基づき、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便 に供する施設の整備その他の競馬(馬術競技を含む。)の健全な発 展を図るために必要な業務等に関して設ける資金

図表4-8 馬事公苑の整備の進捗状況(令和元年10月末現在)

(単位:千円)

				A40.		契約				
ì	工事の種類	主な整備内容	令和元年10月末現在の進捗状況	今後 の予定	しゅん工予定	契約年月	契約金額	30会計年度まで の支払額	財源	
			基本設計及び実施設計が終了し、解 体工事、土木工事及び建築工事に着 手	建築工事	令和元年12月	平成28年1月	31,766,040	17,765,172	特別振興資金	

(注) JRAの会計年度は1月から12月までのため、平成30会計年度までの支払額は30年12月末までの支払額である。

オ 東京都による大会施設の整備

開催都市である東京都が所有する大会施設は14か所となっており、このうち東京都が大会に向けた新規整備又は改修整備を行うのは11か所となっている。

上記の大会施設14か所の令和元年7月末現在の整備の進捗状況について確認したと ころ、バドミントン等の会場となる武蔵野の森総合スポーツプラザは平成29年3月に しゅん工して、同年11月に開業している。海の森水上競技場は、予定していた30年 度末から2か月遅れた令和元年5月にしゅん工して、同年6月に供用開始している。 夢の島公園アーチェリー場及び大井ホッケー競技場は、それぞれ平成31年2月及び令 和元年6月にしゅん工して、平成31年4月及び令和元年7月に供用開始している。こ のほか、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターは、平成30年10月に国が発 表した油圧機器メーカーの検査データ改ざんにより大臣認定等に不適合な製品が出 荷されていた免震・制震ダンパーと同型の製品が設置予定となっていたが、東京都 によると、令和元年7月末現在において、両施設で使用されるダンパー全てについて、 既に設置されていたものは交換又は再設置を行い、今後設置するものは適合した製 品であることの確認が完了した製品を使用することとして、それぞれ同年12月及び 2年2月に完了させるよう工事を進めて、大会準備への影響は生じない見込みである としている。また、カヌー・スラロームセンター及び有明テニスの森については、 元年7月末現在において、工事を請け負っていた業者の経営破綻に伴う一部工事の停 止により、カヌー・スラロームセンターの管理棟及び有明テニスの森の屋外テニス コート等のしゅん工予定がそれぞれ同年12月及び2年3月に延期されているものの、 予定どおり、元年度内にしゅん工する予定となっている(図表4-9参照)。

上記施設の整備費の財源をみると、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターの新規整備に係る費用の財源の一部に国庫補助金等を充てている。有明アリーナについては、平成29年度及び30年度に国土交通省の住宅・建築物環境対策事業費補助金(サステナブル建築物等先導事業(木造先導型))の交付決定を受けて、メインアリーナの壁面及び大屋根の一部と、サブアリーナの床面等の木質化整備を行っており、計9820万余円が交付されている。また、東京アクアティクスセンターについては、28年度及び30年度に文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けて、一般の利用に供する地域スイミングセンターとしてプール及び附属室の整備を行っており、一部繰り越しているものの計3923万円が交付されている。

図表4-9 東京都による大会施設の整備の進捗状況(令和元年7月末現在) (単位: 百万円)

番号	大会施設名	主な整備	主な整備内容	令和元年7月末現 在の進捗状況	今後の予定	しゅん工予定等	整備費 (見込)	財源
	東京体育館	改修	老朽化対応工事、バリアフリー 改修工事等	老朽化対応工事、 バリアフリー改修 工事等	老朽化対応工 事、バリアフリー 改修工事等	令和元年11月	5,500	単独
2	東京国際フォーラム	_	_	_	1	-	-	-
3	有明アリーナ	新規	施設新設工事等	本体工事実施中	本体工事等	元年12月	37,000	単独、国土交通 省補助金(9820 万余円)
4	有明テニスの森	改修	ショーコート、インドアコート、 屋外コート、クラブハウス等の 新設、改修	本体工事実施中	本体工事等	2年3月	10,200	単独
5	大井ホッケー競技場	新規	メインスタンド、照明灯等の新 築、既存スタンドの改修等	しゅんエ	1	しゅん工 (元年6月)	4,800	単独
6	海の森水上競技場	新規	グランドスタンド棟、艇庫棟、水 門、排水施設、消波装置等の 新設等	しゅんエ	ı	しゅん工 (元年5月)	30,800	単独
7	カヌー・スラロームセンター	新規	競技コース、フィニッシュプー ル、ポンプ施設等の新設等	本体しゅん工	一部残工事	元年12月	7,300	単独
8	夢の島公園アーチェリー場	新規	盛土工事、施設新設工事等	しゅんエ	-	しゅん工 (平成31年2月)	900	単独
9	東京アクアティクスセンター	新規	施設新設工事等	本体工事実施中	本体工事等	令和2年2月	56,700	単独、文部科学 省交付金(3923 万円)
10	東京辰巳国際水泳場	改修	トイレ改修、手すり設置改修、 外壁等の改修等	トイレ改修、手すり 設置改修、昇降機 の増設、外壁等の 改修等	昇降機の増設等	元年10月	870	単独
11	武蔵野の森総合スポーツプラ ザ	新規	施設工事、バリアフリー対応工事等	しゅんエ	_	しゅん工 (平成29年3月)	35,100	単独(一部は大 会協賛宝くじの 配分金を充当)
12	東京スタジアム	改修	バリアフリー対応工事(昇降機の増設、車いす対応トイレの増設等)、競技用照明のLED 化、電気設備の更新等	バリアフリー対応 工事(昇降機の増 設、車いす対応ト イレの増設等)、 競技用照明のLE D化、電気設備の 更新等	バリアフリー対応 工事(昇降機の 増設、車いす対 応トイレの増設 等)、競技用照 明のLED化、電 気設備の更新等	令和2年3月	6,200	単独
13	選手村	注(3) 基盤整備	下水道管敷設、街路築造、照明設置等	道路盛土、下水道 管敷設、街路築 造、照明設置等	下水道管敷設、 街路築造、照明 設置等	元年12月(大会 時に必要な部分 のみ)	_	単独
14	東京ビッグサイト	_	-		_	_	_	_

注(1) 東京都の公表資料、立候補ファイル等の記載内容及び会計実地検査の際に東京都から聴取した内容等を基に会計検査 院が作成した。

注(2) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうち主な内容を示しており、

「一」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。

- 注(3) 選手村の宿泊施設等として使用する建物の新規整備は、特定建築者制度により民間事業者が自らの資金で行っており、 東京都が行うのは基盤整備のみである。
- 注(4) 「整備費(見込)」は東京都が令和元年7月末現在で事業完了までに必要であると見込んでいる額である。整備を行う予定があるが見込額を算出していないものや整備を行う予定がないものは「一」としている。
- 注(5) 大会施設ごとの実施予定の競技等については図表4-1参照

カ 都外自治体又は民間団体による大会施設の整備

都外自治体又は民間団体が所有する大会施設は18か所となっており、このうち大会に資する改修整備を行っているのは、都外自治体によるものが10か所、民間団体によるものが2か所の計12か所となっている。そして、それらのほとんどは大規模修繕の一環として、又は大規模修繕を前倒しするなどして、大会に資する内容の整備を実施している。令和元年7月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、図表4-10のとおり、12か所のいずれも整備を実施中となっている。

図表4-10 都外自治体又は民間団体による大会施設の改修整備の進捗状況(令和元年7月末 現在) (単位: 百万円)

	20147									
番号	大会施設名	主な整備	所有者	整備主体	主な整備内容	令和元年7月末現 在の進捗状況	今後の予定	しゅん工予定	整備費 (見込)	平成30年度までの財源
1	日本武道館	改修	民間団体	民間団体	練習道場・関連施設の増築、 既存棟のバリアフリー改修等	練習道揚・関連施設 の増築、既存棟のバリ アフリー改修のための 一部先行工事等	既存棟のバリアフ リー改修等	令和2年6月	_	単独、東京都補助金
2	富士スピードウェイ	_	民間団体	-	_	_	_	_	_	_
3	国技館	_	民間団体	_	_	_	_	_	_	_
4	さいたまスーパーアリーナ	改修	埼玉県	埼玉県	外壁塗装、大型映像装置更 新、ミストの拡張更新、トイレ洋 式化等	外壁塗装、大型映 像装置更新等	ミストの拡張更新工事、トイレ洋式化等	2年3月	_	単独
5	霞ヶ関カンツリー倶楽部	_	民間団体	-	_	_	_	_	_	_
6	幕張メッセ Aホール	改修	千葉県	千葉県	特別高圧受変電設備更新、エ レベーター増設、トイレ・エント	特別高圧受変電 設備、エレベー ター増設、トイレ・	特別高圧受変電設備、エレベーター増	2年3月 (大会関係部分	5 500	単独、スポーツ振興く じ助成金(4696万余
7	幕張メッセ Bホール	改修	千葉県	千葉県	ランス更新等	エントランス更新工事等	設工事等	のみ)	5,500	円)
8	幕張メッセ Cホール	-	民間団体	-	(共通設備については千葉県 が行う整備内容に含む。)	_	_	_	_	_
9	横浜スタジアム	改修	横浜市	民間団体	スタンド増築改修	スタンド増築改修	スタンド増築改修	2年2月	_	単独
10	江の島ヨットハーバー	改修	神奈川県	神奈川県	セーリング関係施設整備、給 油施設整備、トイレ改修	基本設計、実施設 計、施設整備工事	トイレ改修工事	2年6月	_	単独、スポーツ振興くじ 助成金(6693万円)
11	伊豆ベロドローム		民間団体	_	_	_	_	_	_	_
12	伊豆MTBコース		民間団体	_	_	_	_	_	_	_
13	福島あづま球場	改修	福島県	福島県	グラウンド排水設備改修、芝面 改修、トイレ改修等	基本設計、実施設計、グラウンド排 水設備改修、トイレ改修等	グラウンド排水設備 改修、芝面改修等工 事	2年3月	1,300	単独、経済産業省交付 金(2154万余円)、ス ポーツ振興くじ助成金 (2億5029万円)
14	札幌ドーム	改修	札幌市	札幌市	照明設備、電気設備、バリアフ リー改修等	照明設備、電気設 備改修、車いす席 増設等	エレベーター改修工 事等	2年3月	_	単独
15	宮城スタジアム	改修	宮城県	宮城県	芝面改修、大型映像装置更新、トイレ改修等	芝面改修、大型映 像装置更新、トイ レ改修等	芝面改修、大型映像 装置更新、トイレ改 修等	2年3月	716	単独、スポーツ振興くじ 助成金(2154万余円)
16	埼玉スタジアム2○○2	改修	埼玉県	埼玉県	外装塗装、防水塗装、観客席 更新等	外壁改修、外装塗装、防水塗装、観 客席更新等	Wi-Fi整備、ドーピン グ室改修等	2年3月	_	単独
17	横浜国際総合競技場	改修	横浜市	横浜市	照明設備更新、観客席更新、 天井工事等	照明設備更新、観客席更新、天井工事、フィールド改修等	観客席更新、電気・ 機械設備更新等	元年度末	_	単独、文部科学省(19億 9400万円)・国土交通省交 付金(25億9668万余円)、 スポーツ機関くじ助成金(1 億3443万余円)
18	茨城カシマスタジアム	改修	茨城県	茨城県	屋根鉄骨修繕工事、大型映像装置改修等	屋根鉄骨修繕工 事等	屋根鉄骨修繕工事 等	元年度末	_	単独、スポーツ振興くじ 助成金(1億5197万余 円)

- 注(1) 東京都の公表資料、立候補ファイル等の記載内容及び会計実地検査の際に都外自治体等から聴取した内容等を基に会 計検査院が作成した。
- 注(2) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうち主な内容を示しており、 「一」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。
- 注(3) 「所有者」及び「整備主体」は、民間団体である場合は全て「民間団体」と記載している。
- 注(4) 「整備費(見込)」は都外自治体等が令和元年7月末現在で事業完了までに必要であると見込んでいる額として公表 している場合のみ記載している。
- 注(5) 「30年度までの財源」のスポーツ振興くじ助成金の交付額については、令和元年5月29日までに交付した額である。
- 注(6) 大会施設ごとの実施予定の競技等については図表4-1参照

上記施設の整備費の財源をみると、ほとんどの施設が都外自治体又は民間団体の 単独費用で行われているが、野球・ソフトボールの競技会場となる福島あづま球場 の改修に向けた設計業務及びサッカーの競技会場となる横浜国際総合競技場の改修 等整備に係る費用の財源の一部に国庫補助金等が充てられている。そして、平成30 年度からは、福島あづま球場等6か所においてJSCが交付するスポーツ振興くじ助 成金が改修等整備に係る費用の財源の一部に充てられている。また、日本武道館は、 30年度に東京都から交付されたオリンピック・パラリンピックレガシー再整備補助 金7億0620万余円の交付を受けて整備が進められているほか、JSCが交付するスポーツ振興くじ助成金について、30年度に3か年計16億2077万余円の交付決定を受けて、 同年度は助成金の交付を受けていないものの令和元年度以降交付を受ける予定となっている。

キ 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会は、仮設整備及びオーバーレイ整備を行うこととなっている。仮設施設及びオーバーレイは、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要となるものであり、大会組織委員会は、公園等の敷地等を利用して整備したり、大会施設の新設若しくは改修のしゅん工後又は大会施設と併行して整備したりすることとしている。

大会組織委員会による大会施設の整備のうち元年7月末現在の仮設整備及びオーバーレイ整備の進捗状況について確認したところ、図表4-11のとおり、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。そして、大会施設45か所のうち、国から東京都を通じて大会組織委員会に交付されるパラリンピック交付金の交付対象とされる大会施設は22か所となっている。

図表4-11 大会組織委員会による大会施設の整備の進捗状況(令和元年7月末現在)

番		Im At		員会による仮設整 バーレイ整備	契約	パラリ ンピ交付 金の交 付対象
号	大会施設の名称	契約日	令和元年7月 末現在の進 捗状況	しゅん工予定	金額(億円)	
1	国立競技場 (オリンピックスタジアム) (内)	平成30年11月29日	実施設計	令和2年4月	32. 0	0
1	国立競技場 (オリンピックスタジアム)(外)	30年12月25日	実施設計	2年4月	30.8	U
2	国立代々木競技場	31年3月29日	実施設計	2年6月	21.8	0
3	馬事公苑	30年9月3日	工事実施中	2年5月	114. 2	0
4	東京体育館	30年12月25日	実施設計	2年4月	11. 7	0
5	東京国際フォーラム	_	工事実施中	2年7月	_	0
6	有明アリーナ	31年3月28日	実施設計	2年4月	23. 7	0
7	有明テニスの森	31年3月28日	実施設計	2年4月	49. 9	0
8	大井ホッケー競技場	31年3月28日	実施設計	2年4月	44. 2	
9	海の森水上競技場	31年3月28日	実施設計	2年3月	42. 9	0
10	カヌー・スラロームセン ター	31年3月28日	実施設計	2年3月	25. 7	
11	夢の島公園アーチェリー場	31年1月9日	実施設計	2年4月	36. 4	0
12	東京アクアティクスセン ター	31年3月25日	実施設計	2年6月	64. 5	0
13	東京辰巳国際水泳場	31年3月25日	実施設計	2年6月	27. 5	
14	武蔵野の森総合スポーツプラザ	31年4月25日	実施設計	2年6月	10. 4	0
15	東京スタジアム	31年4月25日	実施設計	2年6月	28. 7	
16	選手村	30年3月27日 ~31年1月24日	工事実施中	2年5月	568. 9	0
17	東京ビッグサイト	30年10月12日	工事実施中	2年6月	283. 0	
18	陸上自衛隊朝霞訓練場	31年3月29日	実施設計	2年1月	57.8	0
19	釣ヶ崎海岸サーフィンビー チ	31年1月23日	実施設計	2年7月	26. 7	
20	皇居外苑	30年12月25日	実施設計	2年6月	14. 3	
21	有明体操競技場	28年11月21日	工事実施中	2年5月	215. 2	0
22	有明アーバンスポーツパー ク	31年3月29日	実施設計	2年4月	37. 0	
23	お台場海浜公園	31年3月20日	実施設計	2年4月	23. 6	0
24	潮風公園	31年3月20日	実施設計	2年4月	40. 4	
25	海の森クロスカントリー コース	29年8月10日	工事実施中	2年3月	22.6	
26	青海アーバンスポーツパー ク	31年3月28日	実施設計	2年4月	26. 4	0
27	武蔵野の森公園	31年4月25日	実施設計	2年4月	3. 5	

				員会による仮設整	±n 44-	パラリ
番号	大会施設の名称	契約日	備及びオー 令和元年7月	バーレイ整備	契約 金額	ンピッ ク交付
7			末現在の進 捗状況	しゅん工予定	(億円)	金の交 付対象
0.0	日本武道館(内)	平成30年12月25日	実施設計	令和2年6月	10.0)
28	日本武道館(外)	30年12月25日	実施設計	2年6月	18. 3	0
29	富士スピードウェイ	_	契約手続 中	2年6月	_	0
20	国技館(館内)	_	実施設計	2年7月		
30	国技館 (館外)	_	実施設計	2年7月	_	
31	さいたまスーパーアリーナ	30年12月3日	実施設計	2年6月	11. 9	
32	霞ヶ関カンツリー倶楽部	31年3月29日	実施設計	2年5月	29. 9	
33	幕張メッセAホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	33.0	0
34	幕張メッセBホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	23. 7	0
35	幕張メッセCホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	7. 5	0
36	横浜スタジアム	31年3月8日	実施設計	2年6月	21. 2	
37	江の島ヨットハーバー	31年3月28日	実施設計	2年5月	19. 3	
38	伊豆ベロドローム	令和元年5月31日	工事実施中	2年3月	47. 7	0
39	伊豆MTBコース	平成31年1月31日	工事実施中	2年3月	10. 9	
40	福島あづま球場	31年3月18日	実施設計	2年6月	18. 5	
41	札幌ドーム	31年3月25日	実施設計	2年6月	13. 4	
42	宮城スタジアム	31年3月20日	実施設計	2年6月	12.8	
43	埼玉スタジアム2○○2	30年12月3日	実施設計	2年6月	18. 1	
44	横浜国際総合競技場	30年12月3日	実施設計	2年6月	12. 5	
45	茨城カシマスタジアム	30年12月3日	実施設計	2年6月	12. 9	
				·所、工事実施中 8か □ 1か所 計45か所		22か所

- 注(1) 東京都の公表資料及び会計実地検査の際に大会組織委員会から聴取した内容等を基に会計検査院が作成した。
- 注(2) 「国立競技場」は新国立競技場のしゅん工後の名称である。
- 注(3) 「契約日」は、実施設計から施工、維持管理、撤去・復旧までを一括して発注しているものは、当初契約の日を、その他のものは、当該大会施設に係る施工契約の契約日を記載している。「一」は、契約締結前又は令和元年7月末現在未公表となっているものを示している。
- 注(4) 「しゅん工予定」は、令和元年7月末現在におけるしゅん工予定である。大会組織委員会によると、実施設計において工事期間の短縮を図っており、各会場のしゅん工予定は変更となる場合がある。
- 注(5) 「契約金額」は、令和元年7月末現在で公表済みの金額の計であり、当初契約時点における契約金額を示している。 「一」は、契約締結前又は元年7月末現在未公表となっているものを示している。
- 注(6) 富士スピードウェイにおける「令和元年7月末現在の進捗状況」は、実施設計から施工、維持管理及び撤去・復旧までを一括して発注する契約の契約手続中のため、「契約手続中」としている。
- 注(7) オリンピック競技大会における陸上競技のマラソン及び競歩の競技会場については、令和元年10月16日に、IOCに

より開催地を札幌市に変更する計画が公表されている。

イからキまでのとおり、競技施設の中には既に恒久的に使用する部分の建設工事が 完了しているものもあるが、これらの完了したものについても大会の開催に向けて大 会組織委員会による仮設整備及びオーバーレイ整備が行われているところである。 J SCが整備している新国立競技場及び国立代々木競技場並びに JRAが整備している 馬事公苑については、それぞれ自らが行う整備はしゅん工間近ではあるが、引き続き 大会の開催に支障のないよう残りの整備を行うとともに、施設の所有者として大会組 織委員会と十分な調整を行っていく必要がある。

(5) 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

ア 30年報告の検査結果に対する対応等

会計検査院は、30年報告の所見において、新国立競技場の整備に係る財源スキーム (図表5-2参照) に基づく東京都の負担見込額395億円について、平成29年度末時点ではJSCへの入金時期や入金方法等が未定であったことなどから、「JSCは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと」と記述している。

令和元年10月末現在の状況について確認したところ、JSCは、上記の所見も踏まえて東京都と協議を進めて、平成31年1月に、JSCと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結するなど特定業務勘定への入金時期等を明確にしていた(ウ参照)。

また、会計検査院は、30年報告の所見において、「早期に新国立競技場の大会終 了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会 終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその 内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、 文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的 考え方に沿って遅滞なく進めること」と記述している。

令和元年10月末現在の状況について確認したところ、JSCは、上記の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したり、改

修整備に関する技術的検証等を行いどのような設計ができるか検証したりなどしている(オ参照)。

イ 事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況

新整備計画によれば、整備コストはスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費、 設計・監理等の費用を合わせて1590億円を上限(ただし、賃金又は物価等の変動や、 消費税率(地方消費税分を含む。)10%の適用により、上記の総額に不足が生じた 場合を除く。)とすることとされている。

JSCは、新国立競技場の整備について、新整備計画に基づき設計・施工を一貫 (注21) して行う公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)により公募を行い、その結果、JVの技術提案(事業費1529億8578万円(建設費1489億9993万余円、設計・監理等費39億8584万余円)、元年11月末完成・引渡し)を選定してJVを優先交渉権者として決定している。その後、JSCは、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議における点検を経て、平成28年1月に第Ⅰ期業務について契約金額24億9127万余円で契約を締結して、第Ⅰ期業務により実施された設計の内容等を基にJVと第Ⅱ期業務の価格等の交渉を行い、28年10月に契約金額1504億9449万円(建設費1489億9992万余円、設計・監理等費14億9456万余円)で契約を締結している。

第 I 期業務及び第 II 期業務の契約書の一部である業務要求水準書では、事業期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い事業費の増加のおそれがある場合は、受注者は、コスト縮減の方法を検討して、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調整についてJSCと協議することにより、公募の際に技術提案した事業費を遵守することとなっており、受注者であるJVは、建設費1489億9993万余円及び設計・監理等費39億8584万余円を遵守することが求められている。JVは、施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、JSCは、JVから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることを日々事業者と行う定例会議において確認するとともに、必要に応じて外部有識者で構成するアドバイザリー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結している。

第Ⅲ期業務については、図表5-1のとおり、30年度末現在において計6回の変更契約が締結されている。それぞれの変更契約においては、施工段階の検討等により設計内容が見直されて、使用者の利便性や施設の安全性等の面から必要と判断された設備等の施工内容が増える一方で、要求水準や安全性等に影響を及ぼさないと判断された塗装や仕上材の見直しによる施工費用の縮減により、29年度まではいずれの変更契約も契約金額の変更がないものとなっている。

(注21) 公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ) 発注者が最適な 仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な 工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業 務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立 した場合に施工の契約を締結する方式

図表5-1 平成30年度末現在の新国立競技場の第Ⅱ期業務の変更契約の概要 (単位:千円)

安田 実施的契約金額						
	契約		主な増額事項	主な減額事項	差引	変更後の契約
中成 29年3月10日						並領
		平成	の追加変更(高齢者、障害者団体、子育て グループ等で構成するユニバーサルデザ インワークショップを開催し、その意見を踏			
18北東 南東護島ショーケースは共身。 新郎的島本小の住職変更 150,494,490 指額の計 74,055,415 一 150,494,490	変更		ルミ製に見直し(避難経路のため、安全性	全性・利便性等に配慮した見直し)		
29年9月22日 ・断熱材の一部を不燃仕様に変更(断熱性 ・練習室の洗面器を取りやめ(競技団体の			加(壁画へのいたずら防止及び展示・保存	・軒庇防鳥ネットの仕様変更		
第2回 第12回		150,494,490	増額の計 74,055,415	減額の計 74,055,415	-	150,494,490
第2回 安東		29年9月22日			/	
デーム東京玄等の洗面カウンターを車椅 子仕様に見恵し(車椅子利用者に配慮し た見直し) 増額の計 25,662,518						
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			子仕様に見直し(車椅子利用者に配慮し			
第3回 第30年2月28日 防止装置、非常用昇降装置の設置・追加 地下宮際の現し架の塗装柱上の中止(色の 間関だけで耐火性に問題なし) 第40年2月28日 第50年2月28日 第50年2月2日 第50年2月2日 第50年2月2日 第50年2月2日 第50年2月2日 第50年3月21日 第60年3月21日 第60		150,494,490	増額の計 25,662,518	減額の計 25,662,518	-	150,494,490
第3回 変更 契約 院書者団体、子育でグループ等で構成す るユニバーサルデザインワークショップを 開催し、その意見を踏また見直し) 歩道に存する電力事業者の地上機器の移 設し、 地質の計 26,856,981		30年2月28日	防止装置、非常用昇降装置の設置・追加	・ 地下2階の現し梁の塗装仕上の中止(色の		
設(電力事業者との協議を踏まえた見直し より安価な塗装に変更(行政の指摘を踏ま 大見直し) 150,494,490 増額の計 26,856,981 26,856	変更		障害者団体、子育てグループ等で構成す るユニバーサルデザインワークショップを			
30年9月21日			設(電力事業者との協議を踏まえた見直	より安価な塗装に変更(行政の指摘を踏ま		
第4回 変更 契約		150,494,490	増額の計 26,856,981	減額の計 26,856,981	-	150,494,490
変更 変更 (維持管理に配慮した見直し) を見直したことなど (後述①) (後述②) (後述③) (後述②) (卷述②) (卷述》》) (卷述		30年9月21日	を追加(観客の座席誘導改善のため見直	実施することとなったため第Ⅱ期業務から		
150,494,490 増額の計 26,564,960 減額の計 27,166,952 △ 601,992 149,892,498 第5回 変更 契約	変更			70 - 110 · 1		
#5回 変更 契約	契約			(後述①)		
#55回 変更 契約		150,494,490		** ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	△ 601,992	149,892,498
第6回変更 変更 契約 ・地下2階から5階の散水障害部分にスプリンクラーへッドを増設(行政の指摘を踏まえた見直し) ・来内・誘導等のサインの数量増(観客の誘導改善のためJVから提案) ・下水熱利用設備について維持管理費を考慮して設置を見送り(維持管理等に配慮し設置の見送り) ・コンクリートガラなど地中障害物に対する撤去処分等の追加(予期することのできない事象への対応) ・VIPラウンジの壁意匠を見直し(設計コンセプトをより表現させるためのデザインの見直し)	変更	30年12月21日	して、JVから契約に基づく工事請負代金 額の増額請求によるもの	・なし		
31年3月11日 ンクラーヘッドを増設(行政の指摘を踏まえた見直し) ・ 案内・誘導等のサインの数量増(観客の誘導改善のためJVから提案) ・ 下水熱利用設備について維持管理費を考慮して設置を見送り(維持管理等に配慮し設置の見送り) ・ マンクリートガラなど地中障害物に対する 撤去処分等の追加(予期することのできない事象への対応) ・ VIPラウンジの壁意匠を見直し(設計コンセプトをより表現させるためのデザインの見直し)		149,892,498	増額の計 2,019,319	減額の計 -	2,019,319	151,911,817
#6回 変更 契約		31年3月11日	ンクラーヘッドを増設(行政の指摘を踏まえ			
撤去処分等の追加(予期することのできな い事象への対応) により表現させるためのデザインの見 により表現させるためのデザインの見 にし	変更			慮して設置を見送り(維持管理等に配慮し		
151,911,817 増額の計 23,806,627 減額の計 23,806,627 - 151,911,817	契約		撤去処分等の追加(予期することのできな	プトをより表現させるためのデザインの見		
		151,911,817	増額の計 23,806,627	減額の計 23,806,627		151,911,817

上記のとおり、29年度までは契約金額の変更はなかったものの、30年度において

は、次の2件の変更契約において、契約金額が変更されている。これらは、いずれもアドバイザリー会議に報告して確認を受けるなどしており、30年度末現在における契約金額は、急激な労務費等の上昇に対応する措置として、JVからJSCに対し、契約に基づく工事請負代金額の増額請求があったことなどにより、当初契約金額から14億1732万余円増加して1519億1181万余円となっている。

①第4回変更契約(変更契約年月日 30年9月21日)

新国立競技場における陸上トラック舗装については、IOCから大会組織委員会に対して国際陸上競技連盟の指定する仕様により整備するよう要請があり、これを受けて大会組織委員会が実施することとなったため第II 期業務の契約から切り離したこと、また、敷地南西部のペデストリアンデッキの形状を見直したこと、さらに、ペデストリアンデッキの形状の見直しにより地表公園として整備する予定地において、大会組織委員会からの要請を踏まえて大会開催中はブロードキャストコンパウンド(放送用大型中継車及び仮設諸室等のスペース)として使用して、大会終了後に地表公園として整備する二段階整備の方針が採られたことなどに伴う契約金額6億0199万余円の減(変更後の契約金額1498億9249万余円)

②第5回変更契約(変更契約年月日 30年12月21日)

第Ⅲ期業務の契約書においては、国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事請負代金額が不適当になったと認めたときは、請負代金額の変更を請求することができることとされており、30年4月に、急激な労務費等の上昇に対応する措置として、JVからJSCに対して、契約に基づく工事請負代金額の増額請求があったことに伴う契約金額20億1931万余円の増(変更後の契約金額1519億1181万余円)

ウ 整備費用に係る分担決定の状況

財源スキームに基づく国、東京都等の分担内容は、図表5-2のとおり、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、

JSCが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

図表5-2 財源スキームに基づく国及び東京都の分担内容

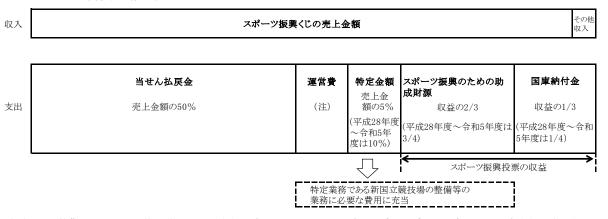


- 注(1) 本図表の金額は、財源スキームにおける見込額である。
- 注(2) 道路上空連結デッキ整備は、工事(スタジアム本体・周辺整備)及び設計・監理等に含まれる。
- 注(3) 上下水道工事は、スタジアム本体及び周辺整備並びに解体工事に含まれる。
- 注(4) 本図表の経費のほかにもJSCが負担する経費として埋蔵文化財調査費(見込額14億円)、日本青年館・JSC本部棟移転経費(同174億円)、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用、新整備計画への変更に伴い回収不可能となった旧整備計画の費用その他の関連経費がある。
- 注(5) V3予算において国が負担すると試算されている新国立競技場の整備に係る経費1200億円については、東京都によると、分担対象経費のうち国が負担する791億円、スポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる395億円及びJSCが実施して負担する上下水道工事に要する見込額27億円の計1213億円を概数として整理したものとされている。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、JSCは、30年報告の所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、31年1月に、JSCと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結しており、基本協定書によれば、東京都は、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、別途、JSCと締結する各年度の年度協定書に基づき各年度に負担する費用の額等を決定することとされている。そして、平成31年4月にJSCが東京都と締結した31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、前記第4回変更契約の際に大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億余円を上限とすることとされ、東京都は、同年4月にJSCからの請求に基づき30年度末現在における工事出来高に相当する280億0750万円をJSCに支払い、工事しゅん工後に残額をJSCに支払う予定となっている。

新国立競技場の整備費用にスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「JSC法」という。)等の改正により25年度に設けられたものである。売上金額の一部は特定金額として、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定業務に必要な費用に充てることとなっている。その金額は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額とされ、スポーツ振興くじの売上金額の5%(平成28年度から令和5年度までは10%)となっている(図表5-3参照)。特定業務は、新国立競技場の整備等に必要な業務等となっていて、平成28年度から、特定業務に国立代々木競技場の耐震改修等工事及びナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)拡充整備のための用地取得等に必要な業務が追加されている。また、特定業務に係る経理については、特定業務勘定を設けて整理することとなっている。

図表5-3 新国立競技場の整備費用にスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充て る制度の概要

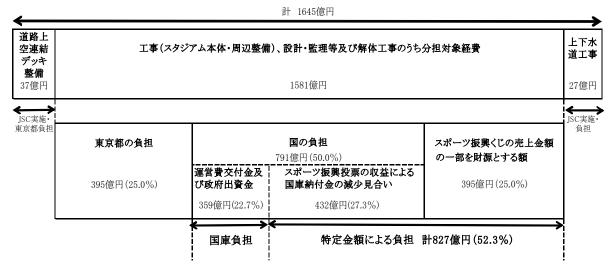


(注) 運営費は、JSC法等に基づき上限金額が定められており、平成28年度から令和5年度までは特定金額の増に伴い 上限金額が引き下げられている。

図表5-4のとおり、財源スキームに基づく国の負担額791億円のうち、文部科学省からJSCへ交付された運営費交付金及び政府出資金の計359億円を除く432億円は、特定金額としてスポーツ振興くじの売上金額の一部を特定業務の財源に充てることに伴い、スポーツ振興投票の収益が減少するため、毎事業年度に収益の一部を国庫に納付することとされている国庫納付金の額が減少することから、国庫納付金の額の減少額の見合いとして国の負担額に含めて整理することとされている。この結果、JSCの特定金額による負担は、827億円(分担対象経費1581億円の52.3%)と財源

スキーム上の分担対象経費の半分以上となっている。

図表5-4 分担対象経費に係る財源別の分担内容



(注) 本図表の金額は、財源スキームにおける見込額である。

30年報告においては、財源スキームにおける支出額又は支出見込額の合計1645億円に対する29年度までの契約金額は計1632億余円、支払額は計473億余円となっており、全体の支払額に対する運営費交付金及び政府出資金の負担額は29年度末時点で331億余円(473億余円の69.9%)となっていること、また、財源スキーム上の分担対象外の経費であり、JSCが整備して東京都へ引き渡すこととなっている道路上空連結デッキの整備に要する見込額37億円について、東京都がJSCと締結した協定書に基づき29年度末時点でその一部である5100万余円をJSCへ支払っていることを報告した。

今回、30年度末現在の状況を確認したところ、図表5-5のとおり、財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対して、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億余円となっており、これに対する支払額は計1087億余円となっている。また、支払額に対する運営費交付金及び政府出資金の負担額は331億余円(1087億余円の30.4%)となっている。

東京都は、分担対象外の経費である道路上空連結デッキの整備に要する見込額37 億円については、JSCと締結した協定書に基づきその一部である15億5153万余円 をJSCへ支払っている。

図表5-5 財源スキーム、分担対象経費等に対する平成30年度末現在の契約金額、支払額の 状況

7,700										
財源スキーム			財源スキームに対する契約額等							
					支払額の負担内訳					
財源スキームにおける経費の	見込額	契約の別	平成30年度末現任の	30年度までの支払 額	JSC0:	負担額				
内容別	九八領		契約金額	祖 -	運営費交付金及び 政府出資金を財源	特定金額を財源 (借入金を含む)	東京都の負担額			
	(億円)		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)			
工事(スタジアム本体・周辺整	1590	工事(スタジア ム本体・周辺整 備)及び設計・ 監理等	154,861	97,441	28,652	67,237	1,551			
備) 及び設計・監理等		上下水道工事	1,695	1,695	-	1,695	-			
		小計	156,556	99,136	28,652	68,932	1,551			
		解体工事	5,579	5,592	4,347	1,244	-			
解体工事		上下水道工事	4,331	4,043	121	3,921	-			
		小計	9,910	9,635	4,469	5,165	=			
計	1645	計	166,466	108,771	33,121	74,098	1,551			

分担対	象経費・分担対象外	経費の別			分担対象経費・分担	対象外経費に対する契約]額等		
	分担対象経費・分担対象外 経費における経費の内容別 見込額					支払額の負担内訳			
			契約の別	平成30年度末現在の	30年度までの支払	JSC0:			
				契約金額	額	運営費交付金及び 政府出資金を財源	特定金額を財源 (借入金を含む)	東京都の負担額	
		(億円)		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
備)、設計	ジアム本体・周辺整 ・監理等及び解体 っ分担対象経費	1581	工事(スタジア ム本体・周辺整 備)及び設計・ 監理等	154,861	97,441	28,652	67,237	1,551	
(分担対 象外)	道路上空連結デッ キ整備	37	解体工事	5,579	5,592	4,347	1,244	-	
	上下水道工事	27	上下水道工事	6,026	5,738	121	5,616	_	
		1645	計	166,466	108,771	33,121	74,098	1,551	

注(1) 道路上空連結デッキ整備の実際の契約は第Ⅰ期業務及び第Ⅱ期業務契約の一部であり、平成30年度末現在において分担対象経費との区分ができないため、契約金額及び支払額は東京都の負担分を含めて計上している。なお、支払額の負担内訳のうち東京都の負担額は、30年度末現在における実績額である。

エ 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

30年報告においては、25年度から29年度までのJSCの特定業務勘定の決算において、収入は計1174億余円となっていて、このうち運営費交付金及び政府出資金は計517億余円(全額、文部科学省からの交付)であり、特定金額は計383億余円であることを報告した。また、特定金額については、毎年度、スポーツ振興投票等業務に係る経理を区分して設けられた特別の勘定(以下「投票勘定」という。)から特定業務勘定へ繰り入れており、28年度から令和5年度まではスポーツ振興くじの売上金額の5%から10%に増額されていることから、平成27年度は54億余円であったものが、28年度は111億余円、29年度は108億余円となっていることを報告した。そして、

注(2) 本図表の契約金額及び支払額には、工事契約については契約金額50万円未満、その他の契約については契約金額100 万円未満の契約に係る金額は含んでいない。

注(3) 「30年度までの支払額」は平成30年度までの予算から支出している額である。

支出は計1174億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計744億余円、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は7296万余円、NTCの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっていることを報告した。また、国立代々木競技場の耐震改修等工事及びNTCの拡充整備のための用地取得等については、28年度から特定業務に追加されたことを報告した。

そして、JSCは、29年度中に支払のための資金が不足したことから、投票勘定から特定業務勘定へ短期貸付けとして50億1000万円の資金を融通しており、29年度の決算に当たり投票勘定へ返済するために民間金融機関から同額を短期借入金として借り入れていること、当該民間金融機関からの短期借入金については30年4月に、再度、同月に投票勘定から資金を融通して返済していることなどを報告した(以下、投票勘定から特定業務勘定への短期貸付けを「勘定間融通」という。)。

今回、30年度末現在の状況を確認したところ、25年度から30年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況は、図表5-6のとおり、収入は計2074億余円となっていて、このうち運営費交付金の221億余円及び政府出資金の295億余円の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっており、特定金額は計478億余円となっている。そして、支出は計1971億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計1364億余円(うち運営費交付金209億余円、政府出資金295億余円)、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は27億余円、NTCの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっている。

上記のうち特定金額については、毎年度、投票勘定から特定業務勘定へ繰り入れて、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるために、特定業務特別準備金として整理することとされている。特定金額は、前記のとおり、28、29両年度は100億円を上回っていたが、スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億余円から30年度は948億余円と減少したことから、30年度の特定金額は94億余円と100億円を下回っている。JSCによると、くじ市場全体が縮小傾向にあることの影響等により売上げが減少していることから、今後、効果的・効率的な広告宣伝や、新商品開発等により売上げの回復を目指すとしている。

また、JSCは、29年度に引き続き、30年度も48億5000万円の勘定間融通を行っており、30年度の決算に当たり投票勘定へ返済するために民間金融機関から同額を短期借入金として借り入れている。

JSCによると、勘定間融通を伴う短期借入金については、後述の長期借入金に 対する特定金額の充当による返済が終了する令和12年度まで継続して行い、13年度 以降に返済する予定としている。

図表5-6 特定業務勘定の決算の状況 (平成25年度~30年度)

(単位:百万円)

科目等	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
	特定金額	5,402	5,539	5,420	11,179	10,802	9,481	47,827
	運営費交付金	22,142	-	-	-	-	-	22,142
	政府等出資金	_	17,063	-	12,500	-	-	29,563
	特定業務特別準備金戻入	_	958	3,795	4,541	12,092	16,957	38,345
収入	利息収入	_	30	39	8	4	12	94
	長期借入金等	_	-	-	-	5,010	61,630	66,640
	都道府県整備費負担金	-	-	-	-	51	1,500	1,551
	その他収入	_	0	328	239	273	405	1,246
	計	27,545	23,592	9,584	28,469	28,233	89,987	207,412
	政府等出資金施設費	-	1,702	747	4,318	22,795	-	29,563
	新国立競技場整備事業費	1,188	6,940	16,551	7,284	12,872	62,012	106,850
	(うち運営費交付金)	1,188	5,656	12,091	850	749	404	20,940
	小計	1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413
支出	国立代々木競技場耐震改修等工事費	-	-	-	-	72	2,660	2,733
ХШ	ナショナルトレーニングセンター拡充整 備のための用地取得等事業費	-	-	-	-	4,668	0	4,668
	特定業務特別準備金繰入	5,402	5,539	5,420	11,179	10,802	9,481	47,827
	事業外支出	-	-	-	-	0	5,539	5,539
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6,591	14,182	22,719	22,782	51,213	79,694	197,183
各年度末	時点の運営費交付金の残高	20,954	15,297	3,205	2,355	1,606	1,201	
各年度末	時点の政府出資金の残高	-	15,361	14,613	22,795	-	-	
運営費交	付金及び政府出資金の残高の計	20,954	30,658	17,819	25,151	1,606	1,201	
各年度末	時点の特定業務特別準備金の残高	5,402	9,983	11,609	18,247	16,957	9,481	

注(1) JSCの決算書類を基に会計検査院が作成した。

JSCが示した元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、

JSCは、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、新たに文部科学大臣の認可を得て平成31年3月に256億8000万円を民間金融機関から長期借入金として借り入れており、また、令和元年12月に184億8000万円、2年7月に27億4000万円、計212億2000万円を長期借入金として借り入れる予定としている(図表5-7参照)。そして、これらの返済期間は、特定金額が6年度以降はスポーツ振興くじの売上金額の5%に戻ることなどにより、12年度までと長期にわたるものとなっている。さらに、13年度以降には勘定間融通を伴う短期借入金の返済が必要となる。

また、ウのとおり財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として1

注(2) 新国立競技場整備事業費は、政府出資金以外を原資としたスタジアム本体・周辺整備費、設計・監理等費用、解体工事費、日本青年館・JSC本部棟移転経費、通信・セキュリティ関連機器、什器等費用、旧整備計画関係経費のうち実施設計関係費以外の経費その他関係経費である。

注(3) 政府等出資金施設費は、政府出資金を原資としたスタジアム本体・周辺整備費、設計・監理等費用及び旧整備計画関係経費のうち実施設計関係費である。

10億円の収入が回復し、かつ、元年度に東京都から分担対象経費の負担額と道路上空連結デッキの整備費用の計431億余円が支払われると仮定したものである。

図表5-7 令和元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通し (単位:億円)

	U	. ,		14701		, ,	2 13 /	C > (~ 1)	/ 1 F-7 1	_ • > • ι	~ _ ~	- / 🗆 🛝	<u></u>			(-1-1-1	1思门/
科目	等		年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	平成30~ 令和12年 度の計
		È	前年度繰越	42.3		_	-	-	_	-	_	_	-	_	_	_	42.3
			収入	108.4	526.0	100.0	110.0	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	1504.5
借			特定金額	108.0	94.8	100.0	110.0	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	1072.8
入	内	東京都	分担対象経費	-	394.7	-	-	-	_	-	_	-	-	_	_	_	394.7
れ を 見	訳	からの 入金	道路上空連結デッキの 整備費用	_	36.4	-	ı	ı	_	I	_	-	I	_	_	_	36.4
込ま			その他収入	0.4	-	_	-	-	_	-	_	_	-	_	_	_	0.4
な			支出	629.6	792.2	29.6	6.1	-	_	-	_	-	-	_	_	_	1457.6
い 収 支	内訳		競技場整備(第Ⅱ期業 ・セキュリティ関連機器	603.0	655.9	2.1	6.1	ı	-	ı	-	-	ı	_	_	_	1267.1
	п/	国立代々	木競技場耐震改修等工事	26.6	136.2	27.5	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	190.4
			収支	△478.9	△266.1	70.3	103.8	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	
			借入額	311.0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	311.0
	平成	借入れ	借入金の返済	_	_	90.0	90.0	90.0	41.0	_	_	_	_	_	_	_	311.0
	30年 4月	に伴う	借入手数料	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	_	_	-	_	_	_	_	_	1.7
	借入	支出	支払利息	0.5	0.8	0.7	0.4	0.2	0.0	_	-	_	_	_	_	_	2.8
長			計	2.2	0.8	90.7	90.4	90.2	41.0	_	-	_	_	_	_	_	315.6
期借			借入額	256.8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	256.8
入金		借入れ	借入金の返済	_	_	_	_	_	49.0	90.0	55.0	55.0	7.8	_	_	_	256.8
を	31年 3月		借入手数料	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_	_	_	_	_	2.8
見 込	借入	ХЩ	支払利息	_	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.3	0.1	0.0	_	_	_	5.0
ん			計	2.7	0.6	0.8	0.8	0.8	49.8	90.5	55.3	55.1	7.8	_	-	_	264.7
だ 収	令和		借入見込額	_	184.8	27.4	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	212.2
支	元年 12月	借入れ	借入金の返済見込	-	_	-	-	_	_	_	_	_	47.2	55.0	55.0	55.0	212.2
	及び 2年7	に伴う支出	借入手数料見込	_	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
	月 借入	ХШ	支払利息見込	_	_	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.1	0.6	0.2	15.2
	予定		計	_	3.5	1.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	48.7	56.1	55.6	55.2	231.0
			収支	83.8	△86.3	4.5	10.8	17.1	17.4	17.7	△2.0	△1.8	△1.5	△1.1	△0.6	△0.2	

- 注(1) JSCが作成した資金計画を基に会計検査院が整理した。主に令和元年10月末現在の見込みによる計数である。
- 注(2) 資金計画上の長期借入金を見込んだ収支において、マイナスとなる年度があるが、JSCは、勘定間融通による充当 や資金残を繰り越すことにより資金不足は発生しない見込みであるとしている。
- 注(3) 短期借入金は決算に当たり投票勘定へ返済するために一時的に民間金融機関から借り入れるものであることから収支の見通しには含まれていない。
- 注(4) 特定金額に係る収入の減少が令和7年度からとなっているのは、投票勘定から特定業務勘定への資金の入金が翌事業 年度に実施されるためである。

オ 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

文部科学省に設置されたワーキングチームが策定した基本的考え方(第1の2参照)によれば、新国立競技場は、大会終了後に国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)及びワールドラグビー競技規則に対応し得る臨場感ある球技専用スタジアムに改修すること、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用してボックス席の設置等のホスピタリティ機能を充実する改修を行うことなどを運営管理の方向性として、元年年央を目途に民間事業化の事業スキームを構築して、公募を経て2年秋頃を

目途に優先交渉権者を選定すること、大会終了後に改修を行い、4年後半以降の供用 開始を目指すことなどとされている(図表5-8参照)。

図表5-8 基本的考え方の主な内容

主な項目	主な内容
利用方法	・サッカー(日本代表戦、国内最高クラスの大会の会場、Jリーグ・リーグ戦等) ・ラグビー(日本代表戦、国内最高クラスの大会の会場、トップリーグ・大学リーグ等) ・アメリカンフットボール等 ・イベント、コンサート、子供向けスポーツ教室、市民スポーツ大会等
大会後の改修	 ・国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)及びワールドラグビー競技規則に対応し得る臨場感ある球技専用スタジアムに改修する。 ・民間事業者のノウハウと創意工夫を活用してボックス席の設置等のホスピタリティ機能を充実する改修を行う。
民間事業化	・JSCにおいて専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション 事業の導入可能性調査・マーケットサウンディング等を行い、これを基にワーキングチームとして、令和元年 年央を目途に民間事業化の事業スキーム(事業の方式、業務の範囲・期間、運営権等の対価等)を構築す る。 ・公募を経て2年秋頃を目途に優先交渉権者を選定する。契約期間は10~30年の長期を想定している。 ・4年後半以降の供用開始を目指す。

(注) 文部科学省の公表資料を基に会計検査院が整理した。

会計検査院は、30年報告の所見において、「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること」と記述している。

基本的考え方に沿った新国立競技場の民間事業化等に向けた検討について、JSCは、図表5-9のとおり、平成29年度以降、各種検討業務を委託により実施しており、30年報告の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したりするアドバイザリー業務を30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務(令和元年10月末現在において業務期間は同月末までとされている。)を実施している。

図表5-9 新国立競技場の民間事業化等に向けて実施している業務

番号	事業名	事業内容	契約年月日	契約金額 (千円)	財源
1	民間事業化に向けた検討業務の	大会後、運営・管理事業に民間活力を導入する方針が示されており、民間事業化に向けた事業スキーム(事業期間、事業範囲、リスク分担等)案の整理・検討、民間意向調査、財務シミュレーション等を行う。	平成29年9月	13,500	運営費交 付金
	新国立競技場の運営管理に係る 民間事業化に向けたアドバイザ リー業務の委託	過年度に行った検討成果や民間事業者からのヒアリングを踏まえて、民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の実施方針素案等を作成したりする。	30年6月	74,844	運営費交 付金
3		大会終了後、球技専用スタジアムへの改修、ホスピタリティ機能が充実したスタジアムへの 改修を行うとする方針が示されており、これらの改修に向けて、改修整備に関する技術面、 法令面での検証やコスト試算を行いながら、どのような設計ができるかを検証する。	30年9月	97,200	運営費交 付金

新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト)が毎年度必要となる。JSCによると、元年10月末現在において、基本的考え方に基づき民間事業化が行われた場合、維持管理費については新国立競技場完成から民間事業化までの間はJSCが負担することが決まっており、その財源には新国立競技場の運営による収入(利用料金の徴収等)や運営費交付金等を充てるとしている。しかし、同月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJSCが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。これらのことから、JSCは引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりする必要がある。そして、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進める必要がある。

2 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(1) 大会の関連施策の全体状況等

ア 政府の取組状況報告

政府の取組状況報告については、オリパラ特措法によれば、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、国会へ報告するとともに公表することとされており、オリパラ推進本部は、平成29年5月、30年5月及び令和元年6月に国会へ報告し、公表している。政府の取組状況報告には、各府省等が実施する大会の関連施策の取組状況について、前年度までの主な内容、当該年度の主な内容、今後の主な内容等が記載されている。記載に当たっては、大会の関連施策の具体的な定義を策定することが困難であることから、各府省等が自ら実施する施策の内容について大会に関連する

と判断したものについて記載することとなっている。

令和元年取組状況報告によれば、図表6-1のとおり、大会の関連施策は、その取組 内容により15分野の71施策に整理されており、「大会の円滑な準備及び運営」に資 する8分野の45施策と「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策と されている。 図表6-1 各府省等が実施する大会の関連施策の概要

「大会の円滑な準	準備及び運営」に資する大会の関連施策	[7	大会を通じた新し	い日本の創造」に資する大会の関連施策
分野	施策の名称		分野	施策の名称
	1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備			46.被災地と連携した取組の検討
	2.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化		@ htt/// 11h @ //E	47.ホストタウンの推進
	3.大会運営に係るセキュリティの確保		⑨被災地の復 興・地域活	48.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジス
	4.警戒監視、被害拡大防止対策等		性化	ス環境の発信
	5.NBC (核・生物・化学物質)テロ対策の強化			49.東京都と連携した大会開催を契機とした全
全安心の確保	6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進			の中小企業のビジネス機会拡大
	7.首都直下地震対策の強化			50.社会全体のICT化の推進
	8.避難誘導対策の強化	大会を通 じた日本		51.大会における最新の科学技術活用の具体
	9.感染症対策の推進	の再生	@ n + n + 4 *	52.自動走行技術を活用した次世代都市交通システ
	10.食中毒予防策の推進		⑩日本の技術 力の発信	53.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実
	11.出入国審査の円滑化		73477616	54.高精度衛星測位技術を活用した新サービ
	12.CIQ体制の強化等			55.義肢装具等の先端技術の発信
	13.首都圏空港の機能強化			56.都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクトの推進
	14.空港アクセス等の改善		①外国人旅行	57.「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見
	15.道路輸送インフラの整備		者の訪日促	えた観光振興
②アスリート、観客等の	16.大会開催時の輸送		進	58.水辺環境の改善
円滑な輸送及び外国	17.多言語対応の強化			59.文化を通じた機運醸成
人受入れのための対策	18.無料公衆無線LAN	12日本文4	化の魅力	60.文化プログラムの推進
	19.宿泊施設の供給確保に向けた対策	の発信	, ,	61.クールジャパンの効果的なPRの実施
	20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備			62.和食・和の文化の発信強化
	21.外国人来訪者等への救急・防災対応			63.スポーツ基本計画の策定
	22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進		/基本法が	64.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参
	23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備	目指する国の実施	スポーツ立 ^钼	画人口の拡大と、そのための人材育成・場の 充実、スポーツを通じた活力があり絆の強い
	24.環境配慮の推進	BVX:	<i>5</i> 6	社会の実現、障害者スポーツの普及促進
③暑さ対策・環境問題	25.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決		⑭大会を弾みと	65.健康面等でのレガシーの創出
への配慮	and the second s		した健康増 進・受動喫煙	and the second of the second o
	26.アスリート・観客の暑さ対策の推進		防止	66.受動喫煙対策の推進
	27.競技力の向上	健康長 寿・ユニ		67.大会に向けたアクセシビリティの実現
④メダル獲得へ向けた	28.強化・研究拠点の在り方	バーサル		68.大会を契機としたユニバーサルデザイン・
競技力の強化	29.自衛官アスリートの育成及び競技力向上	デザイン	⑤コニバーサ	心のバリアフリーの推進
	30.射撃競技における競技技術の向上	による共 生社会の	ルデザイン・	69.バリアフリー対策の強化
⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備	実現	心のバリアフ リー	70.ICT化を活用した行動支援の普及・活用
⑥新国立競技場の整備	32.新国立競技場の整備等			71.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライ
⑦教育・国際貢献等に	33.Sport for Tomorrowプログラムの実施			フ・バランスの推進
よるオリンピック・パラリ	34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及			
ンピックムーブメントの 普及、ボランティア等の	35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催			
機運醸成	36.Specialプロジェクト2020の実施			
	37.記念貨幣の発行検討			
	38.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等			
	39.記念自動車ナンバープレートの発行			
	40.知的財産保護の在り方検討	1		
8その他	41.式典等大会運営への協力検討			
	42.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置	1		
	43.大会に向けた各種建設工事における安全確保	1		
	44.大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現			
	45 東京 パニロハル カ袋サナ人即原準度	1		

(注) 令和元年取組状況報告の記載内容を基に会計検査院が整理したものである。

45.東京パラリンピック競技大会開催準備

30年報告において、29年度に公表された政府の取組状況報告に記載された取組内

容に該当する事業の25年度から29年度までの間の支出額について各府省等に調書の提出を求めて集計したところ計8011億余円となっていることを報告した。これに対して、令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、会計検査院が各府省等に調書の提出を求めて、15分野の71施策の別に区分して集計したところ、図表6-2のとおり、14府省等(14府省等が大会の関連施策として整理した事業を運営費交付金、政府出資金及(注22)び自己収入を財源として実施する10独立行政法人を含む。)において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されている。そして、それらに係る支出額は計1兆0600億余円(事業ごとの支出額を算出することが困難な事業又は公表できないとされている事業に係る支出額を除く。以下同じ。)となっている(施策及び事業ごとの概要並びに支出額については別図表1参照)。

(注22) 10独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人 国際協力機構、同国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構、同科学技術振興機構、JSC、独立行政法 人日本芸術文化振興会、同高齢・障害・求職者雇用支援機構、同日 本貿易振興機構、同国際観光振興機構

図表6-2 各府省等が実施する大会の関連施策の支出額(平成25年度~30年度)

(単位:百万円)

						\ 1 I-	4.日ガロ)
		1滑な準備及び運 つる大会の関連施 45施策)		iじた新しい日本の 子する大会の関連施 16施策)	事業数	支出額	頂
	事業数	支出額	事業数	支出額			(合計に占 める割合)
内閣	9	3,295	7	1,154	16	4,450	(0.4%)
内閣府	24	5,623	9	13,799	33	19,422	(1.8%)
復興庁	0	-	2	0	2	0	(0.0%)
総務省	15	6,055	17	30,331	32	36,387	(3.4%)
法務省	10	9,260	1	40	11	9,300	(0.8%)
外務省	9	3,434	9	61,189	18	64,623	(6.0%)
財務省	3	(※) -	0	l	3	(※) -	-
文部科学省	27	255,964	25	16,392	52	272,356	(25.6%)
厚生労働省	11	8,692	14	40,344	25	49,037	(4.6%)
農林水産省	2	17	26	10,604	28	10,621	(1.0%)
経済産業省	14	223,138	18	18,714	32	241,853	(22.8%)
国土交通省	30	249,457	28	76,956	58	326,414	(30.7%)
環境省	19	20,993	3	10	22	21,003	(1.9%)
防衛省	6	4,097	0	-	6	4,097	(0.3%)
計	179	790,031	159	269,538	338	1,059,570	(99.9%)
両方にまたがる取 組(内閣)	2			437	2	437	(0.0%)
合計					340	1,060,008	(100.0%)

注(1) 「事業数」及び「支出額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が集計したものである。

注(2) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

注(3) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。

注(4) 「支出額」には、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として 実施する場合における支出額を含む。なお、文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金(300億円)につい ては、全額を計上している。

注(5) 施策の区分は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の施策に該当する内容を含むものもある。

イ オリパラ関係予算の執行状況

オリパラ関係予算の25年度から30年度までの執行状況について、会計検査院が各府省等に対して調書の提出を求めて、その内容を集計した結果を示すと、図表6-3のとおり、25年度から30年度までにオリパラ関係予算として整理された48事業に係るオリパラ事務局への登録額1875億円に対して、支出額は1756億余円となっている(事業ごとの登録額及び支出額については別図表2参照)。

図表6-3 オリパラ関係予算の執行状況 (平成25年度~30年度)

		(単位:百万円)																
区分			平瓦	以25年度					2	6年度					2	7年度		
府省等名	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額
内閣	0	-		-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
内閣府(警察庁)	0	-		1	1	1	0	-	-	-	1	-	1	8	-	2		6
総務省	0	-		-	ï	-	0	-	-	-	-	ï	0	ï	-	-	-	-
文部科学省	7	28,270		27,553	ī	719	10	26,307	-	24,897	-	1,415	11	13,409	-	12,728	61	623
厚生労働省	0	-		1	1	1	1	88	-	88	1	-	0	1	-	1		-
農林水産省	0	-		-	ï	-	0	-	-	-	-	-	0	ï	-	-	-	-
国土交通省	0	-		-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
環境省	0	-		-	Ī	-	0	-	-	-	Ī	Ī	4	385	-	318	-	67
計	7	28,270		27,553	-	719	11	26,395	-	24,985	-	1,415	16	13,802	-	13,049	61	696

区分			2	8年度					2	9年度					3	0年度					計	
府省等名	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額	事業	登録額	前年度 繰越額	支出額	翌年度 繰越額	差額	事業	登録額	支出額	差額
内閣	1	875	1	533	1	341	1	576	1	495	ī	80	1	825	1	563	249	13	1	2,276	1,592	434
内閣府(警察庁)	3	13	-	25	-	△ 11	0	1	1	1	1	-	6	8,346	-	5,450	831	2,064	10	8,367	5,477	2,058
総務省	0	1	1	1	1	ī	2	439	1	193	199	46	3	374	199	559	1	13	3	813	753	60
文部科学省	13	31,708	61	29,865	1,044	860	14	49,757	1,044	46,108	4,330	364	12	24,512	4,330	24,873	3,673	297	22	173,963	166,026	4,280
厚生労働省	2	75	1	49	1	24	2	85	1	55	ī	29	3	235	1	206	1	28	4	483	399	82
農林水産省	1	17	1	8	,	8	1	15	-	5	ı	10	1	11	1	4	1	6	1	43	17	25
国土交通省	1	162	1	160	1	1	1	809	1	725	ī	83	0	-	1	1	1	-	1	971	886	84
環境省	4	87	1	63	,	23	4	70	-	55	ı	14	3	42	1	48	1	△ 6	6	584	486	98
#	25	32,937	61	30,705	1,044	1,248	25	51,751	1,044	47,639	4,529	628	29	34,345	4,529	31,706	4,754	2,416	48	187,500	175,640	7,125

- 注(1) 「支出額」「翌年度繰越額」「前年度繰越額」及び「差額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が円単位で集計したものである。また、「登録額」は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」から転記(同一年度で当初、補正予算共に計上がある場合は百万円単位の計)したものである。
- 注(2) 「事業数」はオリパラ関係予算として登録された数であるが、翌年度へ繰り越して執行された事業も一部含まれている。そのため、大会の関連施策としての事業数とは一致しないものがある。
- 注(3) 「登録額」は予算決定時点のものであるため、執行段階で追加の支出の必要が生じ流用等によって対応したことなどにより、「登録額」を「支出額」が上回っているものがある。
- 注(4) 「差額」には、平成25年度は「登録額」から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額、26年度から30年度は 「登録額」と「前年度繰越額」を合算した額から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額を計上しており、決 算上の不用額とは異なる。
- 注(5) 「事業数」の計は純計である。

ウ 政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況

国及びJSC等の独立行政法人は、政府の取組状況報告に記載された事業以外に も、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営や、地方公共団体が自ら取り組むべ き事業を設定して実施している大会の関連施策等に対して支援を行っている。各地 方公共団体が実施する大会の関連施策は、地方公共団体により、設定した事業の内 容や、各府省等の国庫補助金等、独立行政法人の助成金等の活用状況が異なってい る。

オリパラ事務局は、これらの支援については、政府が行う大会の関連施策とは異なる行政経費であるなどとして政府の取組状況報告においては記載していない。そこで、会計検査院は、政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援の状況を把握するために、会計実地検査等で確認した内容について分析を行ったほか、各地方公共団体に調書の提出を求めるなどしてその内容を分析した。東京都を除く各地方公共団体において実施される大会の関連施策については、多くの地方公共団体で実施することが想定される主な分野を「競技会場の整備」「競技会場周辺施設の整備」「競技会場周辺の道路整備」「大会に向けた機運醸成」「広報・観光振興」「心のバリアフリー」及び「地域スポーツ・障害者スポーツ振興」の七つに分類して、各地方公共団体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について集計した。また、東京都については、東京都が公表している大会関連経費(1(2)イ(り)参照)の区分に分類して集計した。

これらの集計を行った結果については、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

- (ア) 国による東京都、その他の地方公共団体に対する支援状況
 - a 国による東京都に対する支援状況

東京都が大会関連経費(29年度から令和2年度まで)として整理した8100億円のうち、平成29、30両年度に実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状況をみると、その支援額は計93億7083万余円となっている(図表6-4参照)。

図表6-4 東京都が実施する大会の関連施策に対する支援状況(平成29、30両年度)

(単位:千円)

										(平	<u>以. I 円/</u>
		大会に	密接に関わ	る事業		大	会の成功を記	支える関連事	業		
府省等名	既存体育施 設の改修、 晴海地区基 盤整備等	理当に買り	部用のかり	プログラム、	競技力向上 施策の推 進、障害者 スポーツの振 興		女王・女心	観光振興、 東京・日本 の魅力発信	スポ゚ーツの振興	その他の 事業	計
内閣府(警察庁)	-	228, 618	-	-	-	23, 399	5, 331	-	-	1	257, 350
国土交通省	-	5, 199, 307	-	-	-	3, 914, 174	-	-	-	-	9, 113, 481
計	-	5, 427, 925	-	-	-	3, 937, 574	5, 331	-	-	_	9, 370, 831

(注) 表中の計数は国庫補助金等相当額である。

- b 国による大会施設が所在する8道県及び9都道県の26市区町に対する支援状況
 - (a) 国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援状況 東京都内の大会施設が所在する11市区の中には、東京都とは別に自ら取り 組むべき大会の関連施策を設定している市区もある。これらの市区が28年度 から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政 府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状 (注23) 況をみると、財政支援を受けているのは8市区であり、その支援額は計14億8 411万余円となっている(図表6-5参照)。

(注23) 8市区 調布市、中央、港、墨田、江東、品川、世田谷、江戸川各区 図表6-5 市及び特別区が実施する大会の関連施策に対する支援状況

(平成28年度~30年度)

(単位:千円)

府省等名	競技会場 整備	周辺施設の		た機運醸成 開催、文化プ 教育等)	地域スポー	ーツ・障害 ツ振興		計
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
文部科学省	0	-	1	274	1	192, 744	1	193, 018
国土交通省	8	1, 291, 100	0		0	_	8	1, 291, 100
計	8	1, 291, 100	1	274	1	192, 744	8	1, 484, 118

- (注) 「地方公共団体数」の計は純計である。
 - (b) 国による都外自治体に対する支援状況

都外自治体である8道県及び15市町の中には、自ら取り組むべき大会の関連施策を設定している都外自治体もある。これらの都外自治体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状況をみ(注24)ると、財政支援を受けているのは8道県7市であり、その支援額は計107億0587万余円となっている(図表6-6参照)。競技会場の整備については、横浜国際総合競技場及び福島あづま球場の整備の財源に国庫補助金が充てられている(1(4)カ参照)。

(注24) 8道県7市 北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県、福島、さいたま、川越、朝霞、千葉、横浜、伊豆各市

図表6-6 都外自治体が実施する大会の関連施策に対する支援状況

(平成28年度~30年度)

(単位:千円)

		· · / /			- 1 /-											
府省等名	競技会	場の整備	競技会場 整備	周辺施設の	競技会 道路整	場周辺の 備		た機運醸成 開催、文化プ 教育等)	広報・	観光振興	心のバリ	リアフリー	地域スポ 者スポー	ーツ・障害 ツ振興		#
	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額	地方公共 団体数	交付金額
内閣府	0	-	1	25, 611	0	-	2	38, 665	4	409, 461	1	21,600	1	5, 113	7	500, 451
文部科学省	1	1, 994, 000	0	-	0	-	6	855, 771	0	-	1	4, 319	1	15, 232	6	2, 869, 324
厚生労働省	0	-	0	-	0	-	2	3, 883	0	-	1	7, 511	6	531, 799	6	543, 194
経済産業省	1	21, 546	0	-	0	-	0	-	2	362, 162	0	-	1	468, 759	2	852, 467
農林水産省	0	-	0	-	0	-	0	-	1	587, 753	0	-	0	-	1	587, 753
国土交通省	1	2, 596, 689	0	-	4	1, 297, 509	0	-	3	1, 456, 572	0	-	0	-	8	5, 350, 770
環境省	0	-	0	-	0	-	1	1,911	0	-	0	1	0	-	1	1,911
##	2	4, 612, 235	1	25, 611	4	1, 297, 509	8	900, 232	6	2, 815, 949	3	33, 431	7	1, 020, 905	15	10, 705, 874

- 注(1) 「地方公共団体数」の計は純計である。
- 注(2) 競技会場の整備事業の大会施設ごとの交付金額の内訳は、福島あづま球場2154万余円、横浜国際総合競技場45億9068 万余円となっている。
 - 国による自転車競技(ロードレース)コース上に所在する1県及び4都県の15 市町村に対する支援状況

大会の競技が実施される地方公共団体には、前記の大会施設が所在する都道 県及び市区町のほか、オリンピック競技大会の自転車競技(ロードレース)に
 おいて、コースとなる公道が所在する地方公共団体もある(以下「通過地方公 共団体」という。)。ロードレースのコースは、東京都に所在する武蔵野の森 (注25) (注26) 公園をスタートし、4都県の15市町村内の公道を通り、静岡県に所在する富士 スピードウェイをゴールとしており、通過地方公共団体の中には、自ら取り組 むべき大会の関連施策を設定している地方公共団体もある。これらの通過地方 公共団体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省 等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による (注27) 財政支援の状況をみると、財政支援を受けているのは1県2市(大会施設も所 在する調布市は除く。)であり、その支援額は計3364万余円となっている(図 表6-7参照)。

- (注25)
- 東京都、神奈川、山梨、静岡各県 八王子、三鷹、府中、調布、町田、小金井、多摩、稲城、 京、御殿郡、裾野石村、足柄上郡山北、駿東郡小山両町、南都 15市町村 (注26) 相模原、 留郡道志、同郡山中湖両村
- 山梨県、府中、相模原両市 (注27) 1県2市

図表6-7 通過地方公共団体が実施する大会の関連施策に対する支援状況

(平成28年度~30年度)

(単位:千円)

府省等名		た機運醸成 開催、文化プ 教育等)	広報·	観光振興	地域スポープ者スポープ	ーツ・障害 ツ振興		計
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
内閣府	1	3, 643	2	9,860	0	-	2	13, 504
文部科学省	1	10, 355	0	ı	0	1	1	10, 355
厚生労働省	1	1, 719	0	ı	2	4, 993	2	6, 712
農林水産省	0	1	1	3,076	0	ı	1	3, 076
計	1	15, 718	2	12, 936	2	4, 993	3	33, 648

⁽注) 「地方公共団体数」の計は純計である。

(イ) JSC等の独立行政法人による大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団 体又は民間団体に対する支援状況

JSCは、1(2) ウ(イ) a 及び同 b のとおり、スポーツ振興くじ助成の一つの事業として、オリパラ開催助成を行っている。そして、図表6-8のとおり、オリパラ開催助成の事業として、「ガバナンス・コンプライアンス強化」「ドーピング防止活動推進強化」「競技会場整備」等の各事業により、それぞれ助成金を交付している。さらに、30年度からは、オリパラ開催助成の事業細目に大会に向けて日本武道館を整備する事業に要する経費を対象とした「日本武道館整備事業」を追加している。また、大会の開催に係る事業以外にも、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対して、毎年度、スポーツ振興くじ助成金を交付している。

図表6-8 スポーツ振興くじ助成金による助成事業

	助成事業名	目的	事業細目	事業の名称	対象事業
			組織体制強化事業	ガバナンス・コンプライアンス強 化	大会の開催準備のため、外部から専門的な知識や実際的な経験などを有する者 を配置することにより、組織体制の強化を図る事業
	東京オリンピック・パ ラリンピック競技大会	大会の円滑な開催を図るなど	国際広報活動事業	国際広報活動等	国内外で行われる国際競技大会等において、大会のプロモーション活動を行う 事業
大会の開	開催助成		ドーピング防止活動 推進強化事業	ドーピング防止活動推進強化 東京2020大会ラボラトリー分析機 器等整備	大会に向けたドーピング防止活動の推進強化(ドーピング検査に用いる分析機 器等の整備を含む。)を図る事業
催に係る事業(オ		大会等の円滑な開催及びレガシーを継承 するなど	大規模競技場機能補完	E施設整備事業	大会の主会場となることが決定している大規模競技場の機能を補完するスポー ツ施設を新設する事業
リパラ開催助成)	東京オリンピック・パ		競技会場整備事業		大会の競技会場に係る新設事業、改修又は改造事業
			キャンプ地施設整備事	3業	大会のキャンプ地において利用されるスポーツ競技施設の改修又は改造事業
		大会の円滑な開催、レガシーの継承及び 持続可能性の実現に資するなど	日本武道館整備事業		大会に向けて日本武道館を整備する事業
大会の開 催に係る 事業以外	総合型地域スポーツク ラブ活動助成等8助成	地域におけるスポーツ活動の拠点であり 地域住民の交流の場となる総合型地域ス ポーツクラブの創設及び育成の促進を図 るなど	総合型地域スポーツク	ラブ活動基盤強化等	総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ教室の開催等の事業等

そして、大会組織委員会、東京都以外の地方公共団体又は民間団体は、それぞれが行う大会の準備、運営等の取組に当たって、JSCが交付する大会の開催に

係る事業に交付するオリパラ開催助成を活用している。また、大会施設が所在する9都道県26市区町が自ら取り組むべきとして実施した大会の関連施策には、JSCによるオリパラ開催助成のような大会の開催に係る事業に交付する助成金以外の独立行政法人が交付する助成金等を活用しているものもある。

大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体が30年度までに 実施した大会の準備、運営等の取組に対してJSC等の独立行政法人が行った主 な支援の状況をみると、1(2) ウ(イ) a に記述した大会組織委員会に対する財政支援 (26年度~30年度計23億5863万余円)及び1(2) ウ(イ) b に記述した大会組織委員会 以外に対する財政支援(27年度~30年度計49億1627万余円)のほか、財政支援を (注28) 受けているのは、3道県2市区であり、その助成金等の額は28年度から30年度まで で計15億7077万円となっている(図表6-9参照)。

(注28) 3道県2市区 北海道、福島、神奈川両県、調布市、中央区

図表6-9 独立行政法人による大会施設が所在する地方公共団体に対する支援状況(JSC によるオリパラ開催助成を除く。)(平成28年度~30年度)

(単位:千円) 大会に向けた機運醸成 地域スポーツ・ 障害 (イベント開催、文化プ 計 独立行政 者スポーツ振興 ログラム、教育等) 法人名 地方公共団体数 交付金額 地方公共団体数 交付金額 地方公共団体数 交付金額 JSC 1,500,000 3 68, 375 1,568,375 独立行政法人 2,395 0 2,395 日本芸術文化 1 振興会 計 1,502,395 3 68, 375 5 1,570,770

エ その他の大会に関する主な支援

大会に関しては、以上のアからウまでのように国等による関連施策の実施や財政 支援が行われているもの以外にも、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員 会に対して国による職員の派遣等が行われている。また、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火リレー(以下、これらを合わせて「聖火リレー」という。)等 の大会の主な行事の中には、国等からの財政的な支援以外の方法により捻出した資金の活用や地方公共団体による協力等の様々な形の支援が行われているものがある。これらの支援状況について例示すると、次のとおりである。

(ア) 国による大会組織委員会に対する職員の派遣等の支援状況 オリパラ特措法に基づき、大会組織委員会による大会の準備及び運営に関する 業務のうち、大会の会場その他の施設の警備計画の作成等の国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要がある業務の円滑かつ効果的な遂行のために、各府省等から大会組織委員会に対して国の職員が派遣されている。また、派遣する職員には国から給与を支給しないこととされているが、特に必要があると認められるときは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができることとなっている。

上記職員の派遣等の実績は図表6-10のとおりであり、オリパラ特措法が施行された27年6月以前の大会組織委員会への出向等も含めて、25年度から30年度までに11府省等から計86人が大会組織委員会へ派遣等されている。大会組織委員会が実施する業務量の増加や組織規模の拡大に伴い、派遣等される職員の人数は増加傾向にある。

派遣等された職員に係る給与の国の負担状況をみると、27年度のオリパラ特措 法成立後、86人のうち44人に係る前記俸給等の大部分を各府省等が負担しており、 27年度から30年度までの負担額は計4億2301万余円となっている。

図表6-10 大会組織委員会への国の職員の派遣等の状況(平成25年度~30年度)

(単位:人、千円)

								`	FIL · 八、 111/
	平成	₹25 ~ 2	9年度の計		30年	F 度		言	t
府省等名	. 161	うち	国費負担		うち	国費負担	. 161	うち	国費負担
	人数	人数	負担額	人数	人数	負担額	人数	人数	負担額
内閣府 (警察庁)	8	6	51,589	8	6	33,588	11	8	85,178
総務省	6	4	46,062	6	5	26,167	10	7	72,230
法務省	2	1	2,840	3	2	4,889	4	2	7,730
外務省	4	2	18,066	4	3	15,624	5	3	33,690
財務省	5	4	53,242	8	7	30,337	8	7	83,580
文部科学省	17	0	ı	13	0	-	21	0	-
厚生労働省	1	0	I	1	0	I	1	0	_
農林水産省	2	0	I	2	0	I	2	0	_
国土交通省	10	7	73,806	10	8	42,616	16	12	116,423
環境省	1	0	_	1	0	_	2	0	_
防衛省	0	0	-	6	5	24,180	6	5	24,180
計	56	24	245,608	62	36	177,404	86	44	423,013

注(1) 各年度の人数は、派遣等の期間にかかわらず同年度内に派遣等した人数を計上している。

また、オリパラ特措法に基づきオリパラ推進本部が設置された27年以降、オリパラ事務局に所属して内閣官房から給与等の支給を受けている職員の人数は27年から30年までの間で延べ142人となっており、給与等支給総額は計8億0420万余円となっている。そのほか、他省庁に所属したまま併任等によりオリパラ事務局の職務に従事している職員の人数は27年度から30年度までの間で延べ76人となっており、当該職員に対する所属省庁からの給与等支給総額は計6億0166万余円となっている(図表6-11参照)。

注(2) 計欄の人数は純計である。

注(3) オリパラ特措法が施行された平成27年6月以前は、国の職員は大会組織委員会への出向等により大会組織委員会の業務に従事しており、国は給与を支給していない。

図表6-11 オリパラ事務局における	5 職員	炒玺
--------------------	------	----

(単位:人、千円)

			* . *		1// 1						
給与等	平瓦	対27年	2	8年	2	9年	3	0年	計		
支給区分	人数	給与等 支給総額	人数	数 給与等 支給総額 人数 支給総額 給与等 支給総額		人数	給与等 支給総額	人数	給与等 支給総額		
内閣官房	25 (3)	143, 627	31 (3)	215, 645	40 (5)	207, 244	46 (8)	237, 688	142 (19)	804, 205	
	平成27年度		28年度		29年度		30	年度	Ē	H	
各省庁	10	73, 931	21	157, 319	22	186, 226	23	184, 184	76	601,661	

- 注(1) 各年、各年度の人数は、従事期間にかかわらず、同年、同年度内にオリパラ事務局において事務に従事した人数を計上している。
- 注(2) 内閣官房の平成27年の給与等支給総額には、オリパラ事務局発足前の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」に在籍中に支払われた給与等を含む。
- 注(3) 内閣官房の各年の人数の括弧書きの数字は、オリパラ事務局において事務に従事した職員のうち、国が給与等を負担していない者の人数で、外数である。
- 注(4) 計欄の人数は延べ人数である。

(イ) 聖火リレーに対する支援状況

オリンピック聖火リレーは、福島県からスタートし、移動日を含めて121日間にわたって全国47都道府県で実施することとなっており、パラリンピック聖火リレーは、東京都及びパラリンピック競技開催県である埼玉、千葉、静岡各県において実施することとなっている。また、復興オリンピック・パラリンピックの観点から、オリンピック聖火リレーの開催に先立ち、ギリシャで採火した火を東日本大震災被災3県(岩手、宮城、福島各県)で順次展示する「復興の火」を実施することとなっている。

聖火リレー及び「復興の火」の実施に向けて、大会組織委員会は各都道府県を始めとする関係者と連携しながら準備を進めることとしている。また、各都道府県は、聖火リレー実施に向けた実行委員会を設立して、聖火リレーのルートの選定、聖火ランナーの選考、聖火リレー実施時の警備や交通整理、セレブレーション等の各種プログラムの提供や運営及びこれらの準備等を行うこととされており、これらに要する費用は、各都道府県も負担することとされている。そして、この負担部分を支援するために、大会協賛宝くじの収益金40億円が配分される予定となっている。

各都道府県の聖火リレー及び「復興の火」に係る予算額及び決算額についてみると、図表6-12のとおり、30年度及び令和元年度の47都道府県の予算額は計29億7819万余円(平成30年度は39都道府県に係る2億3195万余円、令和元年度は47都道府県に係る27億4623万余円)となっている。また、平成30年度に予算額を計上している39都道府県のうち、同年度中に支出がなされた37都道府県における決算額

は計8717万余円となっている。

図表6-12 各都道府県の聖火リレー及び「復興の火」に係る予算額及び決算額

(単位: 千円)

					予算額					算額	立: 干円)
		平	成30年度	令	和元年度	計		平成30年度			
		地 公 団 数	左の地方公 共団体に係 る予算額		左の地方公 共団体に係 る予算額	地 公 団 数	左の地方公 共団体に係 る予算額	地公団数	左の地方公 共団体に係 る決算額	うち、国庫 補助まれた まれた公 地数 団体数	公共団体に係る国
47	都道府県の計	39	231, 952	47	2, 746, 238	47	2, 978, 190	37	87, 175	1	0
	うちオリンピック聖火リレー のみを実施する40道府県	32	88, 873	40	1, 420, 913	40	1, 509, 786	31	63, 443	1	0
	うちオリンピック聖火リレー 及びパラリンピック聖火リ レーを実施する4都県	4	119, 818	4	661, 318	4	781, 136	4	14, 008	0	_
	うちオリンピック聖火リレー 及び「復興の火」を実施する 3県	3	23, 261	3	664, 007	3	687, 268	2	9, 723	0	_

⁽注) 平成30年度の決算額に係る地方公共団体数は、予算額に係る地方公共団体数のうち同年度中に支出がなされたものである。

(ウ) 東京2020大会選手村ビレッジプラザに対する支援状況

東京2020大会選手村ビレッジプラザ(以下「ビレッジプラザ」という。)は、選手村地区内に配置される大会期間中の選手の生活を支える施設であるとともに、チーム歓迎式典、花屋・雑貨店等の店舗、カフェ、メディアセンター等が配置され、関係者等が訪れる施設であり、メディアを通して多くの人の目に触れる選手村の代表的な施設である。そして、東京都及び招致委員会が25年1月にIOCに提出した立候補ファイルによれば、日本の文化を感じてもらうために、ビレッジプラザの設計は日本の伝統的な建築様式を取り入れ、木材を使用することとされている。

大会組織委員会は、東京都と協同して、日本全体で大会を盛り上げ、大会後に各地にレガシーを残すことを目的に、全国の木材を活用し、レガシーとして後利用を図る「日本の木材活用リレー〜みんなで作る選手村ビレッジプラザ〜」(以下「木材活用リレー」という。)を実施している。そして、ビレッジプラザの建築に必要な木材を提供する地方公共団体(以下「事業協力者」という。)を全国から公募するために、29年7月に事業協力者公募要項(以下「公募要項」という。)を定めるなどして、木材活用リレーを推進している。

公募要項によれば、事業協力者は木材の調達、加工及び運搬を行い、事業協力者の負担で大会組織委員会に木材を提供することとされており、大会組織委員会は事業協力者から提供された木材(以下「提供木材」という。)を活用して施設の建築を行い、大会後は施設を解体した上で提供木材を事業協力者に返却することとされている。

大会組織委員会は、29年9月から事業協力者の公募を開始し、同年11月までに6 3地方公共団体(23都県、25市、9町及び6村)から成る42者を事業協力者として決 定している。

この63地方公共団体の木材活用リレーに係る予算額及び決算額についてみると、図表6-13のとおり、61地方公共団体(23都県、25市、8町及び5村)が30年度又は令和元年度に予算額を計上しており、その額は、計4億7539万余円となっている。また、平成30年度に予算額を計上している51地方公共団体(20都県、21市、6町及び4村)のうち、同年度中に支出がなされた37地方公共団体(15都県、14市、4町及び4村)における決算額は、計1億2588万余円となっており、そのうち11地方公共団体(3県、6市、1町及び1村)においては、地方創生推進交付金、森林環境保全整備事業費補助金等の国庫補助金等相当額計699万余円の支援を受けていた。

図表6-13 各地方公共団体の木材活用リレーに係る予算額及び決算額

(単位:千円)

						予算額				決算額	117. 1 1 17
			平	成30年度	令	和元年度		計		平成30年	度
			地 が が は 数	左の地方公 共団体に係 る予算額	地 が 世 は は は 数	左の地方公 共団体に係 る予算額	□ /+-	左の地方公共 団体に係る予 算額	地方 公共 団体	共団体に係 る決算額	うち国庫 補助金等 相当額
		は令和元年度に予算 いる地方公共団体の	51	277, 721	48	197, 670	61	475, 392	37	125, 888	6, 993
うち国庫補助金等の支援あり				53, 645	10	29, 116	13	82, 762	11	18, 885	6, 993
	補助金等	(内閣府)	7	27, 517	8	23, 000	8	50, 517	7	15, 274	5, 706
の交付元 (農林水産省)				26, 127	2	6, 116	5	32, 244	4	3, 611	1, 286
うち国庫補助金等の支援なし				224, 076	38	168, 554	50	392, 630	26	107, 002	

注(1) 平成30年度及び令和元年度に予算額を計上していない地方公共団体があるため、予算額に係る計欄の地方公共団体数は、42事業協力者に決定している63地方公共団体数と一致しない。

注(2) 予算額の計欄について、単年度のみ国庫補助金等の支援がある地方公共団体があるため、「うち国庫補助金等の支援 あり」の地方公共団体数と「うち国庫補助金等の支援なし」の地方公共団体数の計は、「平成30年度又は令和元年度に 予算額を計上している地方公共団体の計」の地方公共団体数と一致しない。

注(3) 平成30年度の決算額に係る地方公共団体数は、予算額に係る地方公共団体数のうち同年度中に支出がなされたものである。

オ 大会の関連施策の全体状況

以上の各府省等が実施する大会の関連施策等の状況等のうち、国等による関連施策の実施や財政支援として実施されたアからウについて、本報告における報告事項との関係等について整理すると、図表6-14のとおりであり、既に公表されている事業である令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業のほかに、ウで示した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援があり、これらの支援状況については、30年報告を踏まえたオリパラ事務局の調査結果(1(2)ア(イ)参照)において、オリパラ事務局は、これらの行政経費のうち大会施設の整備、改修等に対する国庫補助等(図表6-14の表(1)政府の公表値の「大会施設」に相当)について、大会の準備、運営等に特に資する事業と認められるとして、その金額を公表しているところである。一方、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、1(2)ウ(ア)、同(イ)等において、「オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの」や「令和元年取組状況報告に記載されていないもの」

(図表6-14の表(2)本報告の対象の「国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの」における①オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの並びに「令和元年取組状況報告に記載されていないもののうち、大会組織委員会と協議して実施している業務及び大会の開催に係る事業に対する助成」における②令和元年取組状況報告に記載されていないもの、⑪JSCによる大会組織委員会に対する支援状況及び⑫JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況に相当)が見受けられたことを報告している。

図表6-14 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況と本報告における報告事項との関係に係る概念図

表(1) 政府の公表値 予算種別 オリバラ関係予算 行政経費 ABC分類 B分類、C分類 A分類 大会施設 事業種別等 令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業 大会施設 (注) は、大会の準備、運営等に特に資する とされた事業を示している。 表(2) 本報告の対象 オリパラ関係 予算、国庫債 務負担行為 JRAの 予算 予算種別 オリパラ関係予算 行政経費 国庫債務負担行為により後年度に執行がでにされている経費を公表していないもの 令和元年取組状況報告に記載されていないもののうち、大会組織委員会と協議して実施している業務及び大会の開催に係る事業に対する助成 既に公表されている事業 事業種別等 大会施設 大会施設 国庫債務負 担行為による 事業 JSCによる 大会施設に 対する支援 JSCの 事業 国による 大会施設に 対する支援 独立行政法人 による支援 (⑪⑫を除く。) JSCに よる支援 国による 支援 令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業 789 1 6 4 310 (12) 11)(12) 2 (13) (5)

表(3) 本報告における報告事項等

国等が負担する大会の関連施策の経費に係る本報告における者	と 告事項(件名・金額・	内訳)	左記の報告事項に対応 する表(2)の事業種別等	
① オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの	134億0982万余円	オリパラ関係予算とし て公表していない国庫 債務負担行為	国庫債務負担行為によ る事業	26ページ 第2の1(2)ウ(ア)
② 令和元年取組状況報告に記載されていないもの	5097万余円	平成30年度の契約金 額	国の事業	27ページ 第2の1(2)ウ(イ)
③ 大会施設のうち有明アリーナの整備・改修等に対する国庫補助金等	9820万余円	30年度までの国庫補 助金等交付額	国による大会施設に対 する支援	51ページ 第2の1(4)オ
大会施設のうち東京アクアティクスセンターの整備・改修等に対する国庫 補助金等	3923万円	1		
④ JSCによる国立代々木競技場の整備	31億3926万余円	30年度までの支払額	JSCの事業	48ページ 第2の1(4)ウ
⑤ JRAによる馬事公苑の整備	177億6517万余円	30会計年度までの支 払額	JRAの事業	50ページ 第2の1(4)エ
⑥ 令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	1兆0600億余円	25年度から30年度ま での間の支出額	令和元年取組状況報告 に記載された取組内容 に該当する事業	71ページ 第2の2(1)ア
⑦ 国による東京都に対する支援状況	93億7083万余円	29、30両年度の国庫 補助金等相当額	国による支援	77ページ 第2の2(1)ウ(ア)a
⑧ 国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援状況	14億8411万余円	28年度から30年度ま での間の国庫補助金 等交付額		78ページ 第2の2(1)ウ(ア)b(a)
⑨ 国による自転車競技(ロードレース)コース上に所在する1県及び4都県の 15市町村に対する支援状況	3364万余円			79ページ 第2の2(1)ウ(ア)c
⑩ 国による都外自治体に対する支援状況	107億0587万余円			78ページ 第2の2(1)ウ(ア)b(b)
うち大会施設(福島あづま球場)	(2154万余円)	1	国による大会施設に対 する支援	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
うち大会施設(横浜国際総合競技場)	(45億9068万余円)	•	7 3 2 18	
うち大会施設の計	(46億1223万余円)	-		
[®] JSCによる大会組織委員会に対する支援状況	23億5863万余円	26年度から30年度ま での間の助成額	JSCによる支援	28ページ 第2の1(2)ウ(イ)a
^② JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況	49億1627万余円	27年度から30年度ま での間の助成額		29ページ 第2の1(2)ウ(イ)b
うち大会施設(宮城スタジアム)	(2154万余円)	30年度の助成額	JSCによる大会施設に 対する支援	
うち大会施設(福島あづま球場)	(2億5029万円)			
うち大会施設(茨城カシマスタジアム)	(1億5197万余円)			
うち大会施設(幕張メッセAホール及びBホール)	(4696万余円)			
うち大会施設(江の島ヨットハーバー)	(6693万円)			
うち大会施設(横浜国際総合競技場)	(1億3443万余円)			
うち大会施設の計	(6億7214万余円)			
③ 独立行政法人による大会施設が所在する地方公共団体に対する支援状況 (JSCによるオリバラ開催助成を除く。)	15億7077万円	28年度から30年度ま での間の助成額	独立行政法人による支 援(⑪⑫を除く。)	80ページ 第2の2(1)ウ(イ)
	•	•		

- 注(1) 図表中に記載の金額は、集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、 各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。
- 注(2) 「令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業」の平成25年度から30年度までの支出額1兆0600億余 円には、新国立競技場の新規整備に係る経費及びパラリンピック交付金の支出額が含まれている。
- 注(3) 政府の公表値における大会施設は、国立代々木競技場、有明アリーナ、東京アクアティクスセンター、福島あづま球場及び横浜国際総合競技場である。そして、今回の報告においては、国立代々木競技場は「④JSCによる国立代々木競技場の整備」、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターはそれぞれ「③大会施設のうち有明アリーナの整備・改修等に対する国庫補助金等」及び「③大会施設のうち東京アクアティクスセンターの整備・改修等に対する国庫補助金等」、福島あづま球場及び横浜国際総合競技場は「⑩国による都外自治体に対する支援状況」及び「⑫JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況」に記載されている。

(2) 大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況

(1)アのとおり、令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業及び平成25年度から30年度までの支出額については、「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり区分が困難な2事業の計340事業が実施されており、これらに係る支出額は計1兆0600億余円となっている。

それぞれの大会の関連施策の実施に当たっては、1(1)イのとおり、必要に応じて分野別の連絡会議等を設置して取組の内容についての連絡調整等を行っている。連絡会議等の取組状況等について分野別にみると、次のとおりである。

ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る連絡会議等の取組状況

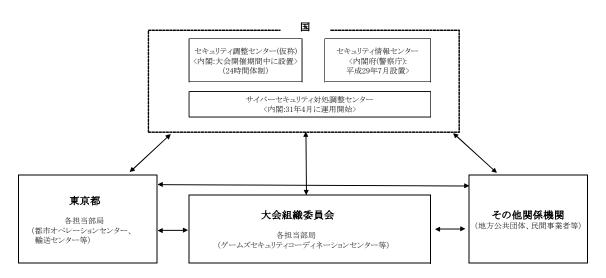
セキュリティ幹事会は、26年10月に設置され、内閣官房を事務局として関係府省等で構成され、関係府省等が所管する事務の調整を行っており、さらに、同幹事会の下に「テロ等警備対策ワーキングチーム」(28年11月まではテロ対策ワーキングチーム)及び「サイバーセキュリティワーキングチーム」を設置し、この体制に基づいてセキュリティ対策を推進している。

また、セキュリティ幹事会は、大会のセキュリティに関わる高度な大綱方針・戦略として、29年3月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)」(以下「セキュリティ基本戦略」という。)を策定(令和元年7月一部改定)して、国として担うセキュリティ対策の方向性を定めている。また、セキュリティ基本戦略では、大会組織委員会、東京都及び都外自治体とも緊密に連携を図りつつ、①大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性を確保するとともに、アスリート、観客等の安全を確保する、②我が国におけるテロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す、との考え方にのっとった対策

を推進するとしている。各府省等は、セキュリティ基本戦略に基づき、セキュリティ分野の様々な大会の関連施策を実施することとしている。また、図表7-1のとおり、大会期間中における関係機関との24時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター(仮称)」を内閣官房に設置することとしているほか、同年7月には、大会の安全に関する情報を集約して、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置している。

さらに、サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略(平成27年9月閣議決定)を着実に実施するほか、28年度に、関係府省庁が情報共有・対処体制に関する基本的な方針を大会組織委員会、東京都等と協議した上で、決定し、これを踏まえてサイバーセキュリティ対処調整センターを構築して、31年4月から運用を開始している。サイバーセキュリティ対処調整センターにおいては、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報を収集し、これらの情報を大会組織委員会を始めとした関係機関等に提供して、必要があるときには関係機関等のインシデント対処に対する対処支援調整を実施することとしている。

図表7-1 大会開催時のセキュリティ分野の連携体制



(注) 東京都及び内閣の公表資料を基に会計検査院が作成した。

イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る連絡 会議等の取組状況

大会の競技会場等の多くは通勤、物流等に係る交通需要が集中している地域に立 地しており、大会期間中においては関係者や観客の輸送と一般交通が交錯して、市 民生活や経済活動が大きな影響を受けるおそれがある。このため、大会輸送による 影響が最小限になるよう対応を行いつつ、大会輸送と一般交通が適切に共存できる よう、大会期間中の国民や企業等の行動計画を見直す取組を経済界と一体となって 全国的な視野で検討する体制を立ち上げることが必要であるとして、政府、大会組 織委員会、東京都、関係自治体及び経済界が一体となって検討して調整するために、 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会 議」(以下「輸送会議」という。)が設置されている。また、大会期間中の円滑な 出入国に関しては、平成28年12月に設置された「出入国に関する関係省庁等連絡会 議」において、大会の一時的な需要の精査や処理能力の検証及びその結果を踏まえ た体制強化の必要性について検討が行われている。さらに、開会式や閉会式の前後 には、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期 間に出入国するなど、大会特有の事情を考慮しつつ、空港における関係者の動線を 分離するなどの対応を行う必要があり、出入国審査、税関及び検疫の関係職員を増 員するなど体制強化に向けた取組も進められている。29年10月には、羽田空港の上 陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」を先行導入 して、日本人の帰国手続において運用を開始し、30年度には成田、羽田、中部、関 西、福岡各空港の上陸・出国審査場に本格導入して、日本人の出帰国手続における 運用が開始された((3)イ参照)。

ウ 「被災地の復興・地域活性化」に係る連絡会議等の取組状況

大会の開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるために、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」(第1回及び第2回は「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」)が設置され、令和元年7月末現在、平成26年7月の第1回から令和元年6月の第9回まで会議が開催されている。平成29年9月に、オリパラ事務局は被災3県(岩手、宮城、福島各県)の地方公共団体に対して、震災時に支援を行った海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、その国や地域の人々と住民との交流を行うホストタウンを「復興『ありがとう』ホストタウン」として新設して、令和2年の大会の開催に向けた交流を全面的に支援す

ることとしている。

エ 「日本文化の魅力の発信」に係る連絡会議等の取組状況

大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有、連携等を目的として「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」(以下「機運醸成会議」という。)が設置され、元年7月末現在、平成27年11月の第1回から30年12月の第8回まで会議が開催されている。機運醸成会議においては、文化を通じた機運醸成策に関する意見交換、関係府省庁、東京都、大会組織委員会等の取組状況の報告等が行われている。そして、28年3月には、令和2年は文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会であることから、この機会に、同年以降を見据えて、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化をいかして、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」(以下「beyond2020」という。)として認証して、日本全国に展開することが提案され、政府全体で推進していくこととされている((4)ウ(ア)参照)。

(3) 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

30年報告では、大会の関連施策の実施状況についての所見として「大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること。また、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること」と報告している。

今回の検査においては、図表8-1のとおり大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査を実施するとともに、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置いて、大会の関連施策の実施状況を検査した。

図表8-1 大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査の状況

分野	施策	府省等名	事業	30年報告における検査結果の概要及び掲載箇所	フォロー アップ の状況
暑さ対策・環 境問題への 配慮	分散型エネ ルギー資源 の活用によ るエネル ギー・環境 課題の解決	経済産業省	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	補助金を活用して運用されている商用の水素ステーションの設備のうち、事業主体が策定する 事業計画において年間水素充塡量を計画値として設定している設備(平成28年度は67設備、 29年度は170設備)について、当該計画充塡量と充塡量の実績を比較すると、計画充塡量を達 成しているのは28年度において2設備、29年度において3設備のみであり、両年度共に6割を 超える設備において計画充塡量に対する充塡量の実績の割合が25%未満となっている(30年 報告81ページ(2)ウ(7)a)。	ウ(イ)a
暑さ対策・環 境問題への 配慮	分散型エネ ルギー資源 の活用によ るギー・環境 課題の解決	環境省	再活会に使事経済である。 再を活会に使事経済である。 一座 一座 部省 業域素ン及テウ・事業 は 大変 でいる 大変 でいる 大変 でいる 大変 でいる 大変 でいる かった アール	補助金を活用するなどして稼働している再生可能エネルギー由来の水素ステーションは22か所であり、平成32年度までの目標設置箇所数100か所に対する達成率は22.0%となっている。本補助事業で導入された水素ステーションによる二酸化炭素排出量の削減状況をみると、28、29両年度において二酸化炭素排出削減量の目標値を達成しているのは、それぞれ1設備、2設備となっており、目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていた(30年報告82ページ(2)ウ(7)b)。	ウ (イ)b
メダル獲得 へ向けた競 技力の強化	競技力の向 上	文部科学省	ハイパ フォーマンス センターの 基盤整備	文部科学省が委託契約により実施する25年度から29年度までの競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発の実施状況についてみると、開発途中で中止となっていたものは、25年度2件(中止までの発積開発費計2602万余円)、26年度2件(同計1632万余円)、27年度4件(同計4422万余円)、28年度4件(同計6124万余円)、29年度1件(同1379万余円)であり、同省等は、中止の理由について、研究開発対象競技等の見直しにより開発途中で研究開発の対象外となったこと、市販品が販売されて開発の必要がなくなったことなどによるとしている。リオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会(以下リオ大会)に向けた夏季競技用の研究開発課題81件のうち、リオ大会前に活用されなかったものは、オリンピック競技で計5件(累積開発費計6億2288万余円)、パラリンピック競技で計2件(同計2037万余円)となっていた。同省及び受託者における評価の状況をみると、25年度から28年度までに終了した研究開発課題の終了時の外部評価等については、リオ大会等に向けた各種のアスリートサポートの効果等を総括した報告書の中で、研究開発についての概括的な評価が行われているものの、個々の研究開発課題についての評価は行われていなかった(30年報告88ページ(2)エ(7))。	エ (7)b
メダル獲得 へ向けた競 技力の強化	強化・研究 拠点の在り 方	文部科学省		文部科学省が委託して実施している同事業の受託者が所要の手続を行った場合には、同事業の実施により設備備品費で取得した機器等は、事業完了後の年度においても国から無償で借り受けて、競技団体が行う強化活動に活用することができることとなっている。そこで、10施設の事業完了後の年度における活用状況についてみたところ、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられた(30年報告91ページ(2)エ(4))。	工(1)
アンチ・ドー ピング対策 の体制整備	国内アンチ・ ドーピング活 動体制の整 備	文部科学省	ドーピング防 止活動推進 事業	文部科学省が毎年度公益財団法人日本アンチ・ドービング機構等と委託契約を締結して実施している競技者等への研修、ドーピング検査員の人材育成、ドービング検査技術の研究開発等のうち、ドーピング検査員の人材育成について、25年度から29年度までのドービング検査員の認定を受けている者の人数の推移をみると、29年度は269名となっており、毎年度減少している、大会に向けて、29年度末時点では大幅に不足している状況である(30年報告97ページ(2)オ)。	オ
教育・国際 貢献等によるオリンピック・パラリン ピックムーブ メントの普 及、ボティア等成 の機運醸成	国内のオリン ピック・パラリ ンピックムー ブメントの普 及	文部科学省	ク・ムーブメ ント全国展 開事業(オリ ンピック・パ ラリンピック・	各自治体が独自に推進するオリンピック・パラリンピックに関する歴史、競技種目、精神、意義等の知識等を学ぶオリンピック・パラリンピック教育(以下「オリパラ教育」という。)について、東原知識等を学ぶオリンピック・パラリンピック教育(以下「オリパラ教育」という。)について、東東京都を除く46道府県及び20政令指定都市(計66自治体)の公立学校における29年度の実施状況をみると、47自治体(66自治体の71.2%。うち都外自治体は12自治体が実施しており、このうち22自治体は文部科学省の事業によりオリパラ教育を実施している。一方、19自治体(同28.7%。都外自治体はなし)はオリパラ教育を全く実施していない。このように、都外自治体では29年度までにオリパラ教育が実施されているものの、全国でみると実施していない地方自治体が一定程度ある状況となっている(30年報告100ページ(2)キ)。	牛

「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策は、図表8-2のとおり、復興 庁を除く13府省等において、平成25年度から30年度までに8分野の45施策に係る計17 9事業が実施されており、その支出額は計7900億余円となっている。オリパラ基本方針における8分野ごとにその支出額をみると、「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の2779億余円が最も多く、次に多いのが「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の2081億余円となっている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

図表8-2 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の支出額(平成25年度~30年度) (単位:百万円)

														(平江	(単位:日ガ円)				
								分野(カ	施策数)									計	
府省等名	全と安	リティの万 全安心の 0施策)	等の円 及び外	国人受入 めの対策		策·環境問 配慮(3施		技力の強		・ドーピン の体制整 i策)	新国立整備(競技場の 施策)	よるオリ: リンピッ: の普及、	際貢献等に ノピック・パラ フムーブメント ボランティア 重醸成(4施	その値	也(9施策)	事業数	支出	,
	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額			(計に占め る割合)
内閣	9	3,295	0	-	0	-	0	-	0		0		0	-	0	-	9	3,295	(0.4%)
内閣府	23	5,619	1	3	0	-	0	-	0	-	0		0	-	0	-	24	5,623	(0.7%)
復興庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0		0	-	0	-	0	-	-
総務省	7	894	6	3,110	0	-	0	-	0	-	0		0	-	2	2,050	15	6,055	(0.7%)
法務省	3	1,062	7	8,198	0	-	0	-	0	-	0		0	-	0	-	10	9,260	(1.1%)
外務省	1	968	0	-	0	-	0	-	0	-	0		8	2,466	0	-	9	3,434	(0.4%)
財務省	1	(**) -	1	(※) -	0	-	0	-	0	-	0		0	-	1	(※) -	3	(※) -	-
文部科学省	0	-	0	-	0	-	15	82,149	2	1,336	1	136,413	8	6,064	1	30,000	27	255,964	(32.3%)
厚生労働省	7	7,938	3	609	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	144	11	8,692	(1.1%)
農林水産省	0	-	2	17	0	-	0	-	0	-	0		0	-	0	-	2	17	(0.0%)
経済産業省	1	6,063	2	1,427	11	215,646	0	-	0	-	0		0	-	0	-	14	223,138	(28.2%)
国土交通省	13	13,053	13	194,771	3	41,327	0	_	0	-	0	_	0	-	1	305	30	249,457	(31.5%)
環境省	3	19	0	-	16	20,974	0	-	0	-	0		0	-	0	-	19	20,993	(2.6%)
防衛省	0		0	-	0	-	3	3,758	0	-	0	-	0	-	3	339	6	4,097	(0.5%)
計	68	38,916	35	208,139	30	277,948	18	85,907	2	1,336	1	136,413	16	8,530	9	32,839	179	790,031	(100.0%)

注(1) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

そして、8分野ごとに大会の関連施策の実施状況等をみると、次のとおりである。

ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況 30年度までに実施された「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の 関連施策は、内閣等の10府省等が実施した「サイバーセキュリティ確保のための取 組の推進」「感染症対策の推進」等の10施策に係る計68事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計389億余円となっている。このうち、国土交 通省が130億余円(389億余円の33.5%)、厚生労働省が79億余円(同20.4%)とな

注(2) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として実施する場合における支出額を含む。なお、文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金(300億円)については、全額を計上している。

注(3) 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の分野に該当する内容を含むものもある。

っていて、その多くを占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額 については別図表1参照)。

上記の10府省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な 準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは、次の2事業(別図 表1の事業No. (以下、本報告書本文においては「番号」という。)43及び67)であ り、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

(ア) サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
内閣	43	リスク評価に基づく対策の促進及び対処体制 (オリンピック・パラリンピックCSIRT) の整備	- (注)	В

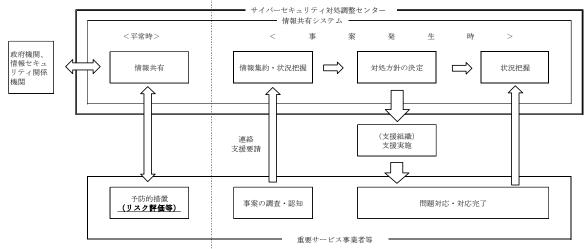
(注) 「オリパラ関係予算への計上」の「-」は、オリパラ関係予算としての計上がない事業であることを示す(以下同じ。)。

内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」という。)は、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としてサイバーセキュリティ対処調整センターを構築して31年4月から運用している。また、サイバーセキュリティ対処調整センターにおける関係する組織間の情報共有の手段として情報共有システムを構築して、サイバーセキュリティ対処調整センターの運用と合わせて同月から運用を開始している。NISCは、サイバーセキュリティ対処調整センターについて大会の開催2週間前から大会の終了まで24時間体制で運用する予定としており、大会の終了後も活用する方向で検討を進めている。

サイバーセキュリティ対処調整センターに係るシステム整備及び人員等の組織の構築は30年度に実施され、その支出額は計9228万余円となっており、情報共有システムの構築も同年度に実施され、その支出額は計1億1544万余円となっている。サイバーセキュリティ対処調整センターは、図表8-3のとおり、情報共有システムを通じて、平常時は、政府機関、情報セキュリティ関係機関等との間で大会の運営に支障を来す可能性がある情報等を共有して、この情報に基づき大会組織委員会、大会の円滑な準備、運営及び継続性の確保に不可欠なサービスを提供する各府省等、地方公共団体、民間事業者等(以下「重要サービス事業者等」という。)へ予防的措置等を促すこととするとともに、情報共有システムにおいて、同システムに登録した重要サービス事業者等を対象にした訓練を行うこととして

いる。そして、サイバー攻撃等の事案発生時には、インシデント等が発生した重要サービス事業者等からの連絡及び支援要請を受けて、対処方針の決定、支援可能な機関への支援要請等を行い、共有可能な範囲のインシデント情報や対処内容について、他の重要サービス事業者等との共有等を行うことを想定している。

図表8-3 サイバーセキュリティ対処調整センターを中心としたサイバーセキュリティ体制



また、NISCは、サイバーセキュリティ戦略等に基づき、平常時の予防的措置として、重要サービス事業者等を対象としてリスク評価の取組を実施している。

リスク評価の取組に当たって、NISCは、空港、道路・海上・航空交通管制、出入国管理、金融、電力、物流、行政サービス等の分野ごとに所管府省等の協力を得て選定した重要サービス事業者等に対して、リスク評価手順書を提供して自主的な実施を依頼している。NISCは、依頼先の各重要サービス事業者等に対して、大会の準備等に不可欠なサービスを確実に提供する上で想定されるサイバーセキュリティに係るリスクの特定、分析及び評価を自ら行うことを求めている。リスク評価の取組は、28年度から実施されており、令和2年度までの間に実施対象とする事業者の範囲を拡大の上、6回実施される予定である(リスク評価の取組に係る平成30年度までの支出額計5313万余円)。

30年度までのリスク評価の実施状況についてみると、図表8-4のとおり、第1回から第3回までの各回における実施依頼事業者数に対する回答事業者数の割合である回答率は、72.6%から86.7%までとなっている。そして、リスク対応には時間を要するものがあるものの、第2回のリスク評価結果の取りまとめ時点(29年11月)において、第1回で対応が必要なリスクを特定した19事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまり、第3回のリスク評価結果の取りまとめ時点

(30年11月)において、第2回で対応が必要なリスクを特定した25事業者のうち、 リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっていた。また、NISCは、同年度 に重要サービス事業者等のうち大会への影響度等の観点から特に選定した25事業 者に対して、5事業者には実地で、20事業者には書面でそれぞれリスク評価を行い、 その結果の検証を行って、検証の結果不備が発見された14事業者に対して改善提 案を行い、その改善状況についてフォローアップを行うこととしている。

また、NISCは、重要サービス事業者等が行うリスク評価結果の報告を受けて、それにより明確となる各種リスクへの対応を促進していくこととしている。

図表8-4 リスク評価の実施状況

	ローロー・フランにかくしょ			
年度	平成28年度	29年度	30:	年度
実施主体	重要サービス事業者等	重要サービス事業者等	重要サービス事業者等	NISC
回数	第1回	第2回	第3回	第1回
実施依頼事業者数	97事業者	151事業者	263事業者	25事業者
回答事業者数	75事業者	131事業者	191事業者	_
回答率	77. 3%	86. 7%	72.6%	_
回答事業者のうち対応が 必要なリスクを特定した 事業者数	19事業者	25事業者	- (注)	14事業者
前年度にリスクを特定し た事業者のうち、当該年 度の結果取りまとめ時点 において、リスク対応を 完了した事業者数		2事業者	2事業者	

(注) 重要サービス事業者等が実施主体となった第3回のリスク評価の結果は、平成30年度末現在取りまとめ中のため、「-」と記載している。

NISCは、サイバーセキュリティに係る脅威等に対する予防的措置として実施したリスク評価の結果を踏まえて、各重要サービス事業者等においてリスク対応が実施されるようより一層促していく必要がある。

(イ) 感染症対策の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
厚生労働省	67	感染症発生動向調査事業	_	В

厚生労働省は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、感染症の発生情報の正確な把握と分析及びその結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することなどを目的として、感染症発生動向調査事業を実施(30年度までの支出額は計35億4524万余円)しており、その実施主体は国、都道府県及び保健所を設置する市(特別区を含む。)としている。

一方、厚生労働省は、令和2年に開催される大会に合わせて様々な国からの訪日客の増加が見込まれ、感染症発生リスクが増加することが懸念されることから、地域の実情に合わせて、地方公共団体ごとに適切に感染症のリスク評価を実施し、(注29)その結果に基づき、事前にサーベイランス体制の整備等の必要な準備を行うよう「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価~自治体向けの手順書~」(以下「手順書」という。)を策定している。

(注29) サーベイランス 継続的、統計的なデータの収集・分析・評価と対策 部門・国民への情報提供を行う活動

手順書においては、外国選手団の事前キャンプ地等が所在するなどの関係する 地方公共団体において、感染症担当部局が、地域住民、訪日客等における感染症 のリスクを事前に評価するための手法として、①基本的な情報の収集と整理(ス テップ1)、②リスク評価(ステップ2)、③強化サーベイランスのプランニング を含む対策の策定(ステップ3)の三つのステップが示されている。

平成30年5月末現在におけるホストタウンの事前キャンプ地としての外国選手団の受入れが決定している59地方公共団体について、30年度末現在における感染症のリスク評価の実施状況を確認したところ、感染症のリスク評価を実施していない地方公共団体が24地方公共団体(59地方公共団体の40.6%)見受けられた。また、感染症のリスク評価を実施した35地方公共団体のうち21地方公共団体がステップ2のリスク評価を実施した結果、リスクが増加すると判断していたものの、このうち7地方公共団体(同11.8%)が当該増加するリスクに対する対策の策定であるステップ3の強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定を実施していなかった。

このように、感染症のリスク評価を実施していない24地方公共団体及びリスク評価を実施したものの、増加するリスクに対する対策の策定を実施していない7地方公共団体の計31地方公共団体において、必ずしも適切に感染症のリスク評価の実施又はその結果に基づく事前サーベイランス体制の整備が実施されていない状況となっていた(図表8-5参照)。

リスク評価未実施 リスク評価実施地方公共団体数 地方公共団体数 事前キャンプ地と 対応が必 しての外国選手団 要な地方 リスク評価の結 の受入決定地方公 公共団体 ステップ3を宝施 果、リスクが増加 するとした地方公 地方公共団体 共団体数 していない地方公 数 割合 割合 割合 割合 割合 共団体数 共団体数

(単位:地方公共団体)

リスク評価の実施状況(平成30年度末現在)

図表8-5

(f)= (b)+(e) (b) (a) (b)/(a)(c) (c)/(a) (d)/(a) (e)/(a) (f)/(a) 地方公共団体数 59 (40.6%) 35 (59.3%) 21 (35.5%) (11.8%) (52.5%) 24 うち都道府県数 36 16 (44.4%) 20 (55.5%) 11 (30.5%) (11.1%) 20 (55.5%) うち保健所設置 23 (34.7%) 15 (65, 2%) 10 (43.4%) (13.0%) 11 (47.8%)

厚生労働省は、感染症の予防等に係る対策を図るなどのために実施している感染症発生動向調査事業の目的をより確実に達成するために、感染症のリスクを適切に評価して、事前にサーベイランス体制の整備等を行うなど必要な準備に一層努めるよう関係する地方公共団体に促す必要がある。

イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会 の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策は、内閣府等の8府省が実施した「道路輸送インフラの整備」等の13施策に係る計35事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計2081億余円となっている。このうち、国土交通省が1947億余円(2081億余円の93.5%)となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の8府省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは、次の2事業(番号69及び70)であり、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

府省	î等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
法和	務省	69	自動化ゲートの更新・増配備	_	В
法和	務省	70	顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入	_	В

法務省は、19年度に、日本人及び日本に在留している外国人(以下「在留外国人」という。)で再入国許可を受けた者等(以下、これらを合わせて「日本人等」という。)の出入(帰)国手続について、あらかじめ入国管理局(31年4月1日以降

は、出入国在留管理庁)に個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供し、登録して、登録されている情報と出入(帰)国の際に機械的に読み取らせた情報とを照合することで入国審査官による対面審査を行わずに本人確認を行う自動化ゲート(以下「指紋認証ゲート」という。)を40台導入している。

その後、25年5月に第6次出入国管理懇談会により取りまとめられた「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」によれば、今後の自動化ゲートの在り方として、日本人等の出入(帰)国手続に自動化ゲートの導入を図ることで、増加が予想される訪日外国人の出入国審査により多くの入国審査官を充てることが可能となり、審査の円滑化に繋がることが期待できるなどとされている。また、導入する自動化ゲートについては、実証実験の結果から、指紋の認証が必要なく、旅券を取得する際の顔写真を活用することで事前登録手続を不要とすることができる顔認証ゲートを直ちに導入することは困難であるとし、顔認証ゲートの導入が可能となるまでの間、指紋認証ゲートを複数台設置して利便性の向上を図ることとされている。法務省は、この報告を踏まえて、円滑な出入国管理を実現するなどのために、26年度に、指紋認証ゲートをそれまでの40台に加えて30台増設しており、図表8-6のとおり、令和元年7月末現在で、成田、羽田、中部、関西各空港において計70台を設置・運用している。また、法務省は、指紋認証ゲートの設置・運用のために、毎年度、当該機器等を賃借するなどしており、平成26年度から30年度までの賃借料等の経費は計11億4332万余円となっている。

図表8-6 指紋認証ゲートの設置・運用状況(令和元年7月末現在) (単位:台)

		•																
	1	空港名	成田空港							羽田空港			中部空港		関西空港			
	ターミナル		第1ターミナル		第2ターミナル				国際線ターミナル			国際線		第1ターミナル 第2				合計
I	審	查場等	北ウィ ング	南ウィ ング	B (北側)	A (南側)	ターミ ナル	計	中央 審査場	北 審査場	計	ターミ ナル	計	北	南	ターミ ナル	計	
		上陸	4	4	4	4	0	32	4	4	10	4	Q	4	4	2	20	70
		出国	4	4	4	4	0	34	4	2	10	4	0	4	4	2	20	10

その後、法務省は、顔認証技術の確立に伴い、29年度から順次、顔認証ゲートを設置・運用している。事前登録手続が必要となる指紋認証ゲートよりも利便性が高い顔認証ゲートは、同年10月に羽田空港で3台が導入されて以降増設しており、図表8-7のとおり、令和元年7月末現在で、成田、羽田、中部、関西、福岡各空港において計137台が設置され、日本人の出帰国審査に利用されている。なお、法務省は、同年7月24日から、羽田空港において、顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始しており、成田空港等6空港においても、順次、運用を開始することとしている。

図表8-7 顔認証ゲートの設置・運用状況(令和元年7月末現在)

(単位:台)

	空港名 成田空港					羽田空港			中部空港		関西空港				福岡空港				
3	マーミナル	第1ター	・ミナル	第2ター	・ミナル	第3		国際線タ	ーミナル		国際線	1	第1ター	・ミナル	第2		国際線	4.	合計
	審査場等	北ウィ ング	南ウィ ング	B (北側)	A (南側)	ターミ ナル	計	中央 審査場	北 審査場	計	ターミ ナル	計	北	南	ターミ ナル	計	ターミ ナル	計	
	上陸	6	10	6	6	3	61	1	0		6	1.5	6	6	0	97	5	1.1	137
	出国	6	10	6	6	2	01	10	3	23	9	15	8	7	0	21	6	11	137

そして、顔認証ゲートの設置が開始された平成29年から令和元年5月までの顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、図表8-8のとおり、顔認証ゲートについては、増設に伴い18.5%から76.0%に増加している一方、指紋認証ゲートについては、8.6%から3.7%に低下している。また、会計検査院において、平成31年及び令和元年中における両ゲートの日本人出帰国者数及び利用者数に基づき1台当たりの月間利用人数を算出したところ、顔認証ゲートが16,890人/台となるのに対して、指紋認証ゲートは1,521人/台となっていた。

図表8-8 日本人の出帰国審査における指紋認証ゲートと顔認証ゲートの利用状況 (令和元年5月末現在) (単位:人)

	指紋認証	ゲート(4空港設	(置)	顔認証ゲート(5空港設置)					
区分	日本人出帰国	利用者数	割合	日本人出帰国	利用者数	割合			
	者数 A	В	C=B/A	者数 D	Е	F=E/D			
平成25年	31, 333, 715	1, 224, 301	3.9%						
26年	30, 499, 260	1,570,323	5.1%						
27年	29, 508, 511	2,048,942	6.9%						
28年	30, 934, 774	2,500,413	8.0%						
29年	32, 290, 140	2, 804, 354	8.6%	1, 138, 584	211, 327	18.5%			
30年	33, 847, 662	2,657,751	7.8%	16, 292, 270	9, 615, 602	59.0%			
31年、令和元年	14, 333, 913	532, 420	3.7%	15, 206, 076	11, 570, 189	76.0%			
(参考) 1台当たりの月 間利用人数	532, 420人	・70台÷5か月 =1,521人/台		11,570,189人÷137台÷5か月 =16,890人/台					

- 注(1) 令和元年の日本人出帰国者数並びに指紋認証ゲート及び顔認証ゲート利用者数は7月末時点の速報値である。また、両ゲートの設置空港数の内訳については、図表8-6及び図表8-7参照
- 注(2) 顔認証ゲートに係る日本人出帰国者数及び利用者数は、ゲートが導入された月からの計数を集計しており、羽田空港上陸審査場が平成29年10月、出国審査場が30年10月、成田空港上陸審査場が同年6月、出国審査場が同年10月、中部空港上陸審査場が同年7月、出国審査場が同年11月、関西空港上陸審査場が同年7月、出国審査場が同年11月、福岡空港上陸審査場が同年8月、出国審査場が同年11月からの計数を集計したものとなっている。ただし、羽田空港上陸審査場については、同年7月から顔認証ゲートが本格運用されており、29年10月から30年6月までの間は、開発プロセスの一環として設置された3台のみの利用者数を集計している。
- 注(3) 「(参考)1台当たりの月間利用人数」は、平成31年及び令和元年の利用人数を設置台数と月数で除した参考値である。

大会の開催に伴う出入国管理については、開会式や閉会式の前後に、要人を含む 特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するな どの大会特有の事情が生ずることが見込まれるため、審査における厳格さを維持しつつ円滑に行う必要がある。

指紋認証ゲートについては、利用が低調となっている一方で、在留外国人に係る 唯一の自動化ゲートとして運用されている側面もある。法務省は、顔認証技術の確 立に伴い利便性が高く利用者数の割合が増加している顔認証ゲートの導入が進んで いることから、より効率的な出入国審査を追求するために、指紋認証ゲートの需要 等に見合った設置台数の見直しを行うなど、限られた審査場のスペースを最大限活 用する方策を検討する必要がある。

ウ 「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策は、環境省等の3省が実施した「環境配慮の推進」「分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決」等の3施策に係る計30事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計2779億余円となっている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の3省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは1事業(番号112)であり、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは2事業(番号123及び128)である。これら3事業の検査結果を施策ごとに整理して示すと次のとおりであり、このうち1事業(番号128)については特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

(ア) 環境配慮の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
環境省	112	容器包装における環境負荷低減効果等モデル実証事業の実施等業務のうち2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける3R推進の調査・検討	△(注)	В

(注) 「オリパラ関係予算への計上」の「△」は、オリパラ関係予算として一部計上されているなどの事業であることを示す(以下同じ。)。

環境省は、26年8月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」を取りまとめて、リデュース・リユース・リサイクル(以下「3R」という。)の推進等の各種の取組を当面の取組として整理しており、容器包装廃棄物の3Rを推進する国民の意識向上等により、循環型社会

の構築を一層推進することを目的として、容器包装廃棄物に係る3Rを促進する 業務を実施している(以下「3R促進業務」という。)。

また、環境省は、容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を 図るために、19年から環境大臣により3R推進マイスターと呼ばれる推進員の委 嘱を行ってきている。

環境省は、3R促進業務の一環として、若手の3R推進マイスターを育成する ために、大会にボランティアとして参加する中高生に、体験も含めた研修を行う ための課題整理等を行う「2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける3 R推進の調査検討等業務」(以下「3R推進業務」という。)を28年度387万余円、 29年度267万余円、30年度89万余円、計744万余円で実施している。

東京都及び大会組織委員会は、28年12月に「東京2020大会に向けたボランティア 戦略」を策定しており、大会ボランティア・都市ボランティアには、全員に必要な 基礎知識を共通の研修を通じて習得してもらうこととしている。共通研修の内容と しては、「持続可能性」等が例示されており、具体的な研修内容等については、国 や関係機関と連携を取りながら検討していくこととしている。

また、大会組織委員会が30年6月に公表した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画(第二版)」によれば、大会組織委員会は、大会を契機として若手の3R推進マイスターの育成等を行う環境省と連携し、環境教育の一環として持続可能性についての研修を行い、当該研修を通じて、持続可能性への理解を深めた青少年の大会参加を促進することなどとされている。

環境省は、30年7月に3R推進業務により調査・検討等を行って、中高生を対象とした「持続可能性活動サポートボランティア」を若手の3R推進マイスターとして育成するために取りまとめた「2020年大会を契機とした3R人材育成プログラム(研修プログラム)案」を大会組織委員会に提出している。しかし、大会組織委員会から、同年12月に、「持続可能性活動サポートボランティア」を大会へ参加させることについて、夏の暑さを理由に困難になったとの連絡があった。そのため、上記のプログラム案は、当初予定していた「持続可能性活動サポートボランティア」の若手の3R推進マイスターとしての育成には使用されないことなどから、環境省は、同年度にオリパラ関係予算500万円を計上して3R促進業務の

中で発注する予定であった3R人材育成プログラムの運用状況を評価する業務等の実施を取りやめている。

上記のプログラム案等については、今後の他の機会等で活用が図られるように することが望まれる。

(4) 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

前記の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画(第二版)」によれば、大会車両に燃料電池自動車(以下「FCV」という。)等を導入するほか、大会に水素エネルギーを積極的に活用していくこととされている。

国は、29年12月に、将来の水素社会実現に向けて官民が共有すべき方向性・ビジョン及び行動計画である「水素基本戦略」を策定しており、その中で、大会を、水素社会実現に向けた我が国の先進的な取組を多くの国民や訪日する外国人に発信する絶好の機会と位置付けている。また、30年7月に策定された「第五次エネルギー基本計画」においても、大会の開催時に、水素・燃料電池技術を世界にアピールすることなどとされている。

a 商用の水素ステーションの整備・運用

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	ABC 分類
経済産業省		燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション 整備事業費補助金	_	В

水素基本戦略によれば、商用の水素ステーション(以下「商用ステーション」という。)を令和2年度までに160か所整備するとされている。経済産業省は、平成25年度から、FCVの普及により早期に自立的な市場を確立して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図ることを目的として、「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」により、事業主体に対して商用ステーション等の導入に要する経費等の一部を補助している。本補助事業に係る25年度から30年度までの支出額は計256億5529万余円となっており、このうち、上記の6か年度における商用ステーションの設置事業に係る同補助金の交付件数及び交付額は、計93件、計196億3011万余円となっている。

30年報告においては、29年度末までに上記の補助金を活用するなどして運用されている商用ステーションは98か所であることを報告した。そして、①補助金を活用して運用されている商用ステーションの設備のうち、事業主体が策定する事業計画において年間水素充塡量を計画値として設定している設備(28年度は67設備、29年度は70設備)について、当該計画充塡量と充塡量の実績を比較すると、計画充塡量を達成しているのは28年度において2設備、29年度において3設備のみであり、両年度共に6割を超える設備において計画充塡量に対する充塡量の実績の割合が25%未満となっていること、②このように設備の稼働が低調なのは、各地域におけるFCVの普及台数が計画時に想定した普及台数に満たないことなどによること及び③利用者から土日祝日が休業日となっているなどの利便性の面での課題が指摘されている商用ステーションもあり、利便性を向上させるためには商用ステーションにおける運営方法等に係る課題を改善する必要があることを報告した。

そして、30年報告後の商用ステーションの整備状況について確認したところ、30年度末現在、図表8-9のとおり、商用ステーションは103か所で運用されており、令和2年度までの目標設置箇所数160か所に対する達成率は64.3%となっていた。

図表8-9 商用ステーションの整備状況

	11.47.14 7			V114 V 4 V C			
年度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	令和2年度までの 目標(160か所)に 対する達成率
運用開始 箇所数	16	58	16	8	5	103	64.3%

(注) 商用ステーションの設備が移動式の場合は複数の箇所で運用されることがあるため、 本図表における箇所数は、補助金により整備された設備数とは一致しない。

> また、平成30年度末現在で運用されている商用ステーションの設備のうち、 年間水素充填量を計画値として設定している75設備について、同年度の充填量 の実績をみると、図表8-10のとおり、計画充填量を達成しているのは1設備のみ であり、30年報告における状況を上回る8割を超える設備において、計画充填量 に対する充填量の実績の割合が25%未満となっていた。一方、商用ステーショ ンにおける運営方法等に係る課題については、経済産業省は、商用ステーショ ンの利便性の向上を図るために、令和元年度から商用ステーションの運営に係 る補助金について、平日よりも土日の営業に係る金額を割り増すように変更を

行うことにより、利用者からの要望の多かった土日営業を事業主体に促すなど している。

図表8-10 計画充塡量を設定している商用ステーションの設備の稼働状況

計画充塡量に対		0%以上 25%未満	25%以上 50%未満		75%以上 100%未満	100%以上	計
	平成	44	16	2	3	2	67
	28年度	(65.6%)	(23.8%)	(2.9%)	(4.4%)	(2.9%)	(100.0%)
設備数(計に対する	00左曲	51	11	1	4	3	70
割合)	29年度	(72.8%)	(15.7%)	(1.4%)	(5.7%)	(4.2%)	(100.0%)
	30年度	63	7	1	3	1	75
	30平度	(84.0%)	(9.3%)	(1.3%)	(4.0%)	(1.3%)	(100.0%)

(注) 設置初年度の設備については、年度途中から稼働することになるため、計画充塡量に対する充塡量の実績の割合を算出する際に、充塡量の実績を商用ステーションの稼働月数で割り戻した値に12を乗じたものを1年間の充塡量として計算している。

上記のほか、商用ステーションの整備に関連して、東京都交通局の経営計画では、大会までに最大70台の燃料電池バス(以下「FCバス」という。)を都営バスとして導入する予定としている。

平成30年度末現在における東京都によるFCバスの導入台数は計15台となっている。このうち、29年度に導入された3台については、国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金(地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業)計1億円が活用されており、30年度に導入された12台については、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)計4億2000万円が活用されている。

同年度末現在、FCバスに対して安定的に水素を供給することができる商用ステーションは都内に2か所であることから、東京都は、大会までに導入を予定している残りの車両(最大55台)については、FCバスに対応した商用ステーションの今後の整備状況を踏まえて段階的に導入するとしている。

b 再生可能エネルギー由来の水素ステーションの整備・運用

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
環境省	128	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業 (一部経済産業省、一部国土交通省連携事業)のうち地 域再エネ水素ステーション導入事業及び水素ステーショ ン保守点検支援事業	_	В

水素基本戦略によれば、再生可能エネルギー由来の水素ステーション(以下

「再エネ水素ステーション」という。)を令和2年度までに100か所程度設置することを目指して、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上を図るとされている。

環境省は、平成27年度から、FCVの普及を促進し、もってエネルギー起源 (注30) 二酸化炭素の排出抑制に資することを目的として、地方公共団体や民間団体等 が再エネ水素ステーションを設置する事業に要する経費に充てるために、二酸 化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域再エネ水素ステーション導入事業。29年度は再エネ等を活用した水素社会推進事業、30年度は再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)を交付しており、27年度から30年度まで の4か年度における交付件数及び交付額は、計28件、計30億1019万余円となっている。

(注30) エネルギー起源二酸化炭素 燃料の燃焼、他者から供給された電気又 は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素

30年報告においては、29年度末時点で環境省の補助金を活用するなどして稼働している再エネ水素ステーションは22か所であること、また、事業主体等が別途調達するFCVが本補助事業で導入された再エネ水素ステーションから水素の充填を受けて走行した距離等に基づいて算出される二酸化炭素排出量の削減状況をみると、二酸化炭素排出削減量の目標値を達成しているのは、28年度において1か所、29年度において2か所となっており、両年度共に目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていることを報告した。そして、環境省において、今後、再エネ水素ステーションが十分に利用されることにより本補助事業の目的である二酸化炭素排出抑制が達成されるよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があることを報告した。

30年報告後の再エネ水素ステーションの設置状況について確認したところ、 運用開始箇所数は、30年度末現在、図表8-11のとおり27か所であり、令和2年度 までの目標設置箇所数100か所に対する達成率は27.0%にとどまっていた。

図表8-11 再エネ水素ステーションの目標設置箇所数と実績の対比

<u>四秋0 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11</u>			~ ~ 口 / / /		$\mathcal{A} \subseteq \mathcal{A}$:川只 V Z /V J Z L
年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度		令和2年度までの目標(100 か所)に対する達成率
運用開始箇所数	3	7	12	5	27	27.0%

(注) 運用開始箇所数には、本補助事業の補助金の交付を受けないで設置された再エネ水素ステーション4か所(平成27年度1か所、28年度1か所、29年度1か所及び30年度1か所)が含まれている。本補助事業で設置されて、30年度末時点で稼働している再エネ水素ステーションは計23か所である。

また、二酸化炭素削減量の実績については、平成30年度において二酸化炭素 削減量の目標値を達成しているのは図表8-12のとおり10か所であり、半数以上 の再エネ水素ステーションにおいて目標値を達成していない状況となっていた。

図表8-12 本補助事業で導入された再エネ水素ステーションによる二酸化炭素排出量の削減状況

二酸化炭素排出				50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上	計
	平成	3	3	1	0	1	8
なたっことを	28年度	(37.5%)	(37.5%)	(12.5%)	-	(12.5%)	(100.0%)
箇所数 (計に対する	29年度	6	8	1	2	2	19
割合)	23千尺	(31.5%)	(42.1%)	(5. 2%)	(10.5%)	(10.5%)	(100.0%)
D1 U /	30年度	4	4	3	2	10	23
	30平及	(17.3%)	(17.3%)	(13.0%)	(8.6%)	(43.4%)	(100.0%)

(注) 設置初年度の設備については、年度途中から稼働することになるため、二酸化炭素排出削減 量の目標値に対する実績の割合を算出する際に、削減量の実績を再エネ水素ステーションの稼 働月数で割り戻した値に12を乗じたものを1年間の削減量として計算している。

> 30年報告を踏まえて、環境省は、30年12月に、毎月の事業実施状況の報告を 行うよう各事業主体に対して指示している。そして、各事業主体が行っている 目標の設定及び目標達成状況の評価の方法について再確認した上で、再エネ水 素ステーションの利用実績が著しく低い事業主体に対しては、当該事業主体に よる利用率向上に向けた取組内容を提出するよう指示している。

環境省は、上記の各事業主体から提出された報告等を基に、各事業主体の事業実施状況を的確に把握して、再エネ水素ステーションの更なる利用を促進することにより、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上に資するよう、事業主体等に対して指導等を行う必要がある。

エ 「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策は、文部科学省及び防衛省が実施した「競技力の向上」「強化・研究拠点の在り方」「自衛官アスリートの育成及び競技力向上」等の4施策に係る計18事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計859億余円となっている。このうち、文部科学省が821億余円(859億余円の95.6%)となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の2省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及 び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは1事業(番号134)であり、 30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施した ものは3事業(番号139及び145並びに142)である。これらの4事業の検査結果を施策 ごとに整理して示すと次のとおりである。

(ア) 競技力の向上

文部科学省は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)に基づき、24年度から 10年間程度を見通した上でのおおむね5年間の期間に係る計画としてスポーツ基本 計画(平成24年3月30日文部科学省策定。以下「第1期スポーツ基本計画」という。)を策定している。そして、第1期スポーツ基本計画に続き、大会開催期間前後を含む29年度から令和3年度までの5年間におけるスポーツ立国を目指す上での 指針として、第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定。以下、第1期スポーツ基本計画と合わせて「スポーツ基本計画」という。)を策定している。

スポーツ基本計画においては、国際競技力の向上に向けた人材育成や環境整備について、国際競技大会において優れた成績を上げる競技数が増加するよう、各競技団体が行う競技力の強化を支援することとなっていることから、文部科学省は、競技力向上事業、ハイパフォーマンスセンターの基盤整備等の事業を実施している。

a 競技力向上事業

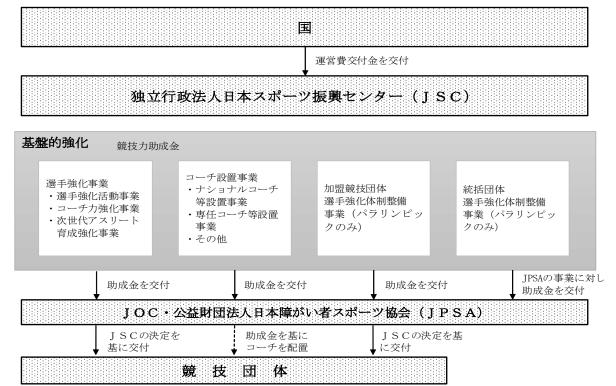
府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
文部科学省 【JSC】	134	競技力向上事業	Δ	A

競技力向上事業は、文部科学省がJSCに交付した運営費交付金を原資としてJSCが一元的に実施しており、①競技団体が行う国際競技力の向上を目指して計画的かつ継続的に実施する選手強化活動に対する支援として競技力向上事業助成金(以下「競技力助成金」という。)を交付する「基盤的強化」(平成30年度交付額計76億2568万余円)と、②オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う「戦略的強化」(30年度契約金額等計11億6335万余円)に区分されて実施されている。

このうち基盤的強化は、図表8-13のとおり、JSCが、JOC又はJPCに

加盟している競技団体に対して、JOC又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会を経由して競技力助成金を交付している。

図表8-13 競技力向上事業(基盤的強化)における競技力助成金の交付の流れ



(注) 本図表中の助成事業の内容は、平成30年度のものである。

27年度から30年度までの競技力助成金の交付額は、図表8-14のとおりである。

図表8-14 競技力助成金の交付額(平成27年度~30年度)

(単位:千円)

				選手強化	/事業					コーチ設置	事業					加盟競技	支団体	統括団体			
年度	助成区分	選手強化活動	事業	コーラ強化等		次世代アスリ 育成強化事業		ナショナル 等設置事		専任コー 設置事		その	他	選手発	組事業	選手強作		選手強作 整備事		計	オリンピッ ク・パラリン ピック合計
		金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数		
平成	オリンピック	2, 123, 844	49	42, 466	19	1, 117, 115	27	416, 202	22	921, 034	32	6, 595	1							4, 627, 256	5, 656, 891
27	パラリンピック	798, 527	47	1, 578	2					66, 720	11	-	0	8, 486	1	96, 394	40	57, 930	1	1, 029, 635	5, 656, 691
28	オリンピック	2, 342, 567	53	45, 450	22	1, 232, 104	29	429, 312	23	1, 089, 813	34	5, 834	1							5, 145, 080	6, 425, 384
20	パラリンピック	848, 371	47	2, 533	4					195, 970	14	276	1	10, 021	1	171, 899	47	51, 234	1	1, 280, 304	0, 423, 304
29	オリンピック	3, 307, 558	53	121, 231	22	1, 479, 884	40	523, 100	25	1, 228, 419	36	12, 963	1							6, 673, 155	8, 344, 604
29	パラリンピック	1, 105, 653	47	4, 738	3	28, 623	13	9, 600	1	274, 500	20	2,063	1			171, 988	46	74, 284	1	1, 671, 449	0, 344, 604
30	オリンピック	2, 796, 286	54	112, 343	18	1, 291, 355	39	504, 624	25	1, 310, 873	38	7, 485	1							6, 022, 966	7, 625, 681
30	パラリンピック	1, 023, 697	48	3, 296	1	36, 937	13	16, 800	2	327, 220	24	2,000	1			133, 899	43	58, 866	1	1, 602, 715	1,025,061
#1-	オリンピック	10, 570, 255		321, 490		5, 120, 458		1, 873, 238		4, 550, 139		32, 877								22, 468, 457	20 052 560
TF	パラリンピック	3, 776, 248	\overline{Z}	12, 145	\overline{Z}	65, 560		26, 400	\overline{Z}	864, 410		4, 339	\mathbb{Z}	18, 507		574, 180		242, 314	\overline{Z}	5, 584, 103	28, 052, 560

(注) 次世代アスリート育成強化事業は平成29年度以降の事業名称であり、27、28両年度の事業名はターゲットエイジ育成強化事業である。

JOCを経由する各競技団体への競技力助成金の配分については、スポーツ 庁が示す競技力向上事業の実施に関する基本方針を踏まえて、JSCが競技力 向上事業に関する実施基準を定めている。実施基準では、JOCから提出され る計画を基に、各競技団体の主要国際競技大会の成績、強化活動の事業計画やコーチ等の資質向上等の取組及び組織体制(ガバナンス等)、強化戦略プランの達成度等の観点から評価して競技力助成金の配分を決定することとしている。このうち、組織体制の評価については、JSCが実施する各競技団体に対するガバナンス調査を実施しており、調査項目は、会議体の権限分配、公正な会計原則の実施、財務計画、アンチドーピング活動の取組、コンプライアンスの徹底に向けた対策等となっている。また、強化戦略プランの達成度の評価については、JSC内に設置されたJOC及びJPCとの協働チームによる強化戦略プランの計画性・実効性の検証等を経て、JSCが設置した第三者で構成する評価委員会において評価した結果によることとしている。

このように、JSCから各競技団体への競技力助成金の配分に当たっては、 各競技団体の強化活動の取組についての評価を反映するなどして行ってきてい る。一方、近年、競技団体における不適切な経理処理や反社会的勢力との関わ り、アスリートによる違法賭博、選手・指導者間又は選手間における暴力行為 やハラスメント等のコンプライアンス違反事案が相次いでおり、競技団体自ら の積極的な組織改善を図る取組、個人のコンプライアンス意識の醸成、モラル 啓発等の取組及び計画的な選手育成を行うことが必要となっている。これに対 して、スポーツ庁は、30年12月にスポーツ・インテグリティの確保に向けたア クションプランを策定して、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めて各 団体の適合性審査を行うなどの取組を行うこととしている。また、JOCは、 大会に向けた選手強化本部のテーマとして、「人間力なくして競技力向上な し」を掲げ、選手強化、強化スタッフの育成及びこれらの支援に加えて、人間 力を高める教育プログラムに力を入れていて、暴力、ハラスメント、薬物、危 険ドラッグ、反社会的勢力、違法賭博、ギャンブル、八百長、差別表現、飲酒 トラブル、ソーシャルメディア・SNS等をテーマとするコンプライアンス教 育を含むインテグリティ教育事業を拡充している。このようにコンプライアン ス違反事案の防止や競技団体のガバナンス強化のための取組を行うことは、各 競技団体が選手を育成し強化する組織体制を構築する上で重要であり、JSC が行う競技力助成金の配分を決定する際の評価に取り入れられるべき要素に該 当すると考えられる。

(注31) インテグリティ 誠実性・健全性・高潔性

そこで、会計検査院が各競技団体のオリンピック強化指定選手に対するインテグリティ教育の実施状況や、各競技団体が明確な責任者を設置して計画的な選手・指導者等の育成の取組を実施しているかなどのガバナンス体制について、JOCが各競技団体を調査等している内容を分析するなどして、各競技団体の取組状況についてみたところ、図表8-15のとおり、オリンピック強化指定選手の中でインテグリティ教育プログラムを受講した選手の割合が50%未満となっている団体が見受けられたり、選手の教育・育成が計画的に行われていなかったり、選手の教育・育成の責任者が明確になっていなかったりしているなどのガバナンスに課題がある団体が見受けられた。

図表8-15 インテグリティ教育、選手・指導者等の計画的な育成の状況等 (単位:団体)

					JOCイ	ンテグリテ	ィ教育プログ	ラムの竸	党技団体ご。	との活用	状況			
調査項目	競技 団体数	ティ教育	営選手の中 育プログラ 合が以下の	ムを受講	構した選	一度も活用 競技種別か		ナショナルコーチ、専任コーチ等 の中でインテグリティ教育プログ ラムを受講したコーチの割合が以 下の範囲の競技団体				代表者会議・合宿への団 体としての出席率が 75%未満の競技団体		
競技団体区分	50%未満 50%以上 80%未満 :		体 :		50%	%未満		6以上 6未満						
			(割合)		(割合)	i	(割合)		(割合)		(割合)		(割合)	
オリンピック競技 夏季	35	6	11.1 %	7	12.9 %	20	37.0 %	1	1.8 %	6	11.1 %	12	22.2 %	
冬季	6	4	7.4 %	0	-	4	7.4 %	2	3.7 %	0	_	4	7.4 %	
その他競技	13	0	_	13	24.0 %	13	24.0 %	0	_	13	24.0 %	13	24.0 %	
計	54	10	18.5 %	20	37.0 %	37	68.5 %	3	5.5 %	19	35.1 %	29	53.7 %	

-)	競技団体にお	ける取組状況			
調査項	競技団体数)責任者が明確に 団体	指導者の教 任者が明確! ない競技団(選手の教育・育成が ていない競技団体	が計画的に行われ	指導者の教育・育成が計 画的に行われていない 競技団体	
競技団体区分				(割合)		(割合)		(割合)		(割合)
オリンピック競技 夏季	ŧ	35	2	3.7 %	5	9.2 %	7	12.9 %	10	18.5 %
冬季		6	1	1.8 %	2	3.7 %	3	5.5 %	3	5.5 %
その他競技		13	2	3.7 %	1	1.8 %	9	16.6 %	6	11.1 %
計		54	5	9.2 %	8	14.8 %	19	35.1 %	19	35.1 %

⁽注) 表中の「(割合)」は、全競技団体数(54団体)に対する割合である。

なお、JSCは、令和元年度から、競技力向上事業の実施に当たり、新たなインテグリティ教育プログラムの活用状況、競技団体における選手・指導者の教育・育成計画の策定・実行状況及び責任者の明確化についての評価を新たに行うなどの見直しを実施している。

b ハイパフォーマンスサポート事業等

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
文部科学省	139	ハイパフォーマンス・サポート事業	〇 (注)	А
文部科学省	145	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	0	A

⁽注) 「オリパラ関係予算への計上」の「○」は、オリパラ関係予算として全額計上されている事業であることを示す(以下同じ。)。

文部科学省は、スポーツ基本計画等に基づき、我が国の国際競技力を強化していくために、競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発等を「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備」(平成28年度までは「ハイパフォーマンスサポート事業」等)によりJSC等に委託して実施している。

30年報告においては、同省及び受託者が、25年度から28年度までに終了した研究開発課題の終了時の外部評価等については、28年にリオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会等に向けた各種のアスリートサポートの効果等を総括した報告書の中で、研究開発についての概括的な評価が行われているものの、個々の研究開発課題についての評価は行われていなかったことを報告した。そして、同省は、研究開発の評価結果を研究開発の計画等に適切に反映するという循環過程を構築するために、本委託事業の評価において、終了時の外部評価等の導入を検討する必要があることを報告した。

30年報告後の研究開発の状況について確認したところ、受託者であるJSCにおいて、外部の専門家から構成される評価委員会による事後評価を行うこととして、30年に平昌で開催された第23回オリンピック冬季競技大会及び第12回パラリンピック冬季競技大会に向けた研究開発については、同年12月に開催した評価委員会において事後評価を実施していた。

(イ) 強化・研究拠点の在り方

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	ABC 分類
文部科学省	142	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	0	A

文部科学省は、NTC (中核拠点) のみでは対応できない冬季競技や、屋外系 競技等について、既存のトレーニング施設をナショナルトレーニングセンター競 技別強化拠点施設(以下「競技別NTC」という。)に指定して、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業を競技別NTCの設置者や、指定管理者等に委託して実施している。

30年報告においては、同事業の受託者が所要の手続を行った場合には、同事業の実施により設備備品費で取得した機器等を事業完了後の年度においても国から無償で借り受けて、競技団体が行う強化活動に活用することができることとなっているが、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられたことを報告した。

30年報告後の機器の活用状況について確認したところ、同機器が同施設に保有されている事実が競技団体に対して周知され、同機器は30年度中に行われた競技団体の強化合宿において活用されていた。

オ 「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策は、図表8-2のとおり、文部科学省が実施する2事業であり、25年度から30年度までの支出額は計13億余円となっている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の文部科学省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告に おいて課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の 1事業(番号152)である。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	ABC 分類
文部科学省	152	ドーピング防止活動推進事業	Δ	A

文部科学省は、国内のアンチ・ドーピング活動を行う機関として公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)を指定して、JADAが行うアンチ・ドーピング活動に対して必要な支援を行うこととしている。また、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講じている。そして、文部科学省は、ドーピング防止活動推進事業として、毎年度、JADA等と委託契約を締結して、競技者等への研修、ドーピング検査員(以下「DCO」という。)の人材育成、ドーピング検査技術の

研究開発等を実施している(30年度までの委託契約に係る支払額計11億7953万余円)。

大会におけるドーピングコントロールに当たっては、大会組織委員会が検査対象となったアスリートから尿等の検体を採取するドーピング検査を行い、世界ドーピング防止機構により認定された分析機関が採取した検体中の禁止物質等の含有を検証する検体分析を行い、IOC及びIPCが分析の結果に基づき措置を講ずる結果管理を行うこととなっている。そして、大会開催時は短期間に多数の検体を検査するなどの必要があり、通常JADAが行っているドーピングコントロールの人員、分析機器等の体制では対応できないことが想定されるため、DCO等の必要な人材の確保や分析機関の追加整備等について、大会組織委員会とJADAが相互に連携して運営準備を進めていくこととしている。

文部科学省が設置した「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」の試算によれば、大会期間中の大会における検査及び抜き打ち検査等の大会外の検査にはドーピング検査室責任者を含むDCOが約500名程度必要であるとされている。

30年報告においては、DCOについては、本業の合間にDCOとして検査活動を行っている者が本業等の都合でDCOの認定の更新を行わないことなどにより既認定者が年々減少しており、一方で、JADAによると年間を通じて安定的に検査活動に従事できるDCOが確保できるようになってきているとはしているものの、29年度末においてDCOの既認定者数は269人であることから、大会に必要なDCOの人数を確保して、大会の円滑な準備及び運営に資するよう、引き続きDCOの養成に取り組んでいく必要があることを報告した。

そして、30年報告後のDCOの状況について確認したところ、DCOの認定を受けている者の人数について、25年度から30年度までの推移をみると図表8-16のとおりであり、30年度においては、大会での活動を想定した一定の語学力を有することなどを要件としたDCOを養成することとして募集したところ、約360名が応募し、104名が新規に認定を受けており、DCOの認定者数は361名に増加している。そして、JADAによると、大会に必要なDCOの人数については、これまで養成した国内のDCOに加えて、海外から受け入れるDCO等により確保することとしており、令和元年度は、DCOの新規の養成は行わず、DCOの質の向上を図る研修の

継続やDCOの業務範囲の一部を補完する人材の育成等により、ドーピング検査体制の強化を図ることとしている。

図表8-16 DCOの認定を受けている人数の推移(平成25年度~30年度)

(単位・人)

						(十四.70)
項目	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
DCOの既認定者 数	328	322	299	276	269	361
うち新規認定者数	9	11	9	11	16	104

- (注) DCOの既認定者数には、DCOへ指導監督を行うシニアDCOを含む。
 - カ 「新国立競技場の整備」に係る大会の関連施策の実施状況

(新国立競技場の整備については、1(4)イ、1(5)及び別図表1参照)

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
文部科学省 【JSC】	154	新国立競技場の整備	Δ	A

キ 「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、 ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策は、外務省及び文部科学省が実施した「国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及」等の4施策に係る計16事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計85億余円となっている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の2省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の1事業(番号166)である。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	ABC 分類
文部科学省		オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 (オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業)	0	A

全国へのオリンピック・パラリンピック教育(以下「オリパラ教育」という。) の推進については、文部科学省と大会組織委員会が取り組んでいる。文部科学省は、 各道府県や政令指定都市等と委託契約を締結してオリパラ教育を実施する推進校を 選定して、全国の学校でオリパラ教育を実施することにより、全国的な大会の機運 醸成を図るオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(27年度は オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業。以下「オリパラ全国 展開事業」という。27年度から30年度までの支出額計8億5947万余円)を27年度から 実施している。

30年報告においては、東京都を除く46道府県及び20政令指定都市(計66地方公共 団体)の公立学校におけるオリパラ全国展開事業及び各地方公共団体が独自にオリ パラ教育を推進する事業の実施状況について、都外自治体ではオリパラ教育が実施 されているものの、都外自治体以外の19地方公共団体ではオリパラ教育を全く実施 しておらず、全国でみると実施していない地方公共団体が一定程度ある状況となっ ていることを報告した。

30年報告後の19地方公共団体におけるオリパラ教育の実施状況について確認した ところ、19地方公共団体全でが30年度中にオリパラ教育を実施しており、このうち オリパラ全国展開事業によりオリパラ教育を実施しているのは9地方公共団体となっ ていた。

ク その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況

アからキまでのほか、30年度までに実施されたその他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策は、文部科学省等の6省が実施した「大会に向けた各種建設工事における安全確保」「東京パラリンピック競技大会開催準備」等の9施策に係る計9事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計328億余円となっている。このうち、平成29年度一般会計補正予算により文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金300億円が全体の91.3%となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照。パラリンピック交付金については、1(3)参照)。

上記の6省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及 び運営に資するための課題等が新たに見受けられたのは次の1事業(番号176)であ り、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
厚生労働省	176	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に 係る建設需要に対応した労働災害防止対策	0	A

大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するために、26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられ、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることとされた。そして、27年4月から同措置の対象となる外国人材の受入れが開始されている。

厚生労働省は、大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラの整備、再開発等が集中して行われ、人手不足により現場の作業に習熟した労働者等の不足も懸念される状況にあるとして、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等の安全衛生教育や施工業者への技術指導等を行うことなどを目的として、28年度から30年度までの間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」(以下「労働災害防止対策事業」という。)を建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に委託して実施している(28年度から30年度までの契約金額計1億4444万余円)。

労働災害防止対策事業の委託要綱及び仕様書によれば、受託者である建災防は、新規入職者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者を雇用する事業者(以下「外国人雇用事業者」という。)に対する安全衛生教育等及び工事現場に対する助言指導等の業務を行うこととされている。このうち新規入職者等に対する安全衛生教育及び工事現場に対する助言指導等については、首都圏で実施することとされている。一方、外国人建設就労者に対する安全衛生教育及び外国人雇用事業者に対する安全衛生教育(以下、これらを合わせて「外国人安全衛生教育」という。)については、大会を契機として受入れが開始された外国人建設就労者の労働災害が増加することは、大会の開催機運醸成を損なうおそれがあるなどとして、全国で実施することとされている。労働災害防止対策事業のうち、外国人安全衛生教育については、28年度に東京都、大阪府、愛知、広島両県の4か所、29年度に東京都、京都府、富山、岐阜、岡山、広島各県の6か所、30年度に東京都、大阪府、茨城、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、長野、愛知、岡山、香川各県の12か所で研修会が実施されている。また、28年度から30年度までに外国人安全衛生教育に要した経費は計2302万余円となっている。

外国人安全衛生教育の実施状況は図表8-17のとおりであり、仕様書に示された回数及び外国人安全衛生教育の対象者数(以下「対象者数」という。)に対する委託

契約の実績の回数及び人数の状況をみると、29年度における外国人建設就労者に対する安全衛生教育については、仕様書の18回に対して6回(33.3%)、同720人に対して97人(13.4%)、外国人雇用事業者に対する安全衛生教育については、同6回に対して5回(83.3%)、同240人に対して47人(19.5%)となっており、対象者数に対する実績の人数は低調となっている。

図表8-17 外国人安全衛生教育の実施状況(平成28年度~30年度)

	平成28年度				29年	度		30年度			
	仕様	実績		f.	土様	実	績	ſ	土様	実績	
	回数	回数	人数	回数	対象者数	回数	人数	回数	対象者数	回数	人数
外国人建設就労者に対する 安全衛生教育	14回	9回	48人	18回	720人	6回	97人	12回	120人	14回	147人
外国人雇用事業者に対する 安全衛生教育	5回	4回	44人	6回	240人	5回	47人	6回	60人	12回	126人
外国人建設就労者受入人数	1,480人			2,983人				4,796人			

注(1) 平成28年度の対象者数は、仕様書に示されていない。

厚生労働省は、28、29両年度の外国人安全衛生教育の実績等を踏まえて、30年度の委託契約における回数及び対象者数を見直し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育については回数12回、対象者数120人、外国人雇用事業者に対する安全衛生教育については回数6回、対象者数60人としており、実績についてはそれぞれ仕様書に示された回数及び対象者数を上回る14回、147人及び12回、126人となっている。実績の人数については、外国人建設就労者に対する安全衛生教育及び外国人雇用事業者に対する安全衛生教育共に28年度と比較してそれぞれ3倍程度に増加しており、また、外国人建設就労者受入人数についても28年度から30年度にかけて1,480人から4、796人と2年間で3倍程度に増加している。

そして、厚生労働省は、外国人建設就労者等に対する研修会の実施による外国人安全衛生教育を30年度に終了して、各外国人雇用事業者が外国人建設就労者に対して安全衛生教育を実施する際に活用できるよう、新たに外国人建設就労者に対する安全衛生教育用視聴覚教材(以下「視聴覚教材」という。)を同年度に建災防に855万余円で委託して作成している。

厚生労働省は、新たに作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全 衛生教育が効果的に行われるよう、関係機関と連携を図るなどして、外国人雇用事 業者に対して十分に周知を行うとともに、その活用状況等の把握に努めていく必要 がある。

注(2) 外国人建設就労者受入人数は、平成31年4月に国土交通省が公表した「建設分野における外国人材の受入れ」を基に 各年度の年度末時点の人数を記載している。

(4) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

(3)のとおり、今回の検査においては、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置くこととし、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況については、フォローアップ検査を実施した(図表9-1参照)。

図表9-1 大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査の状況

分野	施策	府省等名	事業	30年報告における検査結果の概要及び掲載箇所	フォロー アップ の状況
被災地の復 興・地域活 性化	ホストタウン の推進	内閣	東京オリンピック・パラリンピック・パラリンピック推進のうち③ホストタウン 東京オリンピック推進のうち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前合宿の誘致等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体であるホストタウン等として、オリバラ事務局によって第1次から第5次までに登録されている団体のうち、平成28年度分の年度事業調に記載されている111団体の386事業、29年度分の年度事業調に記載されている220団体の692事業について、事業の実施状況をみると、28年度については43団体の80事業(事業費4503万余円)、29年度については56団体の88事業(事業費8289万余円)が全く実施されていない状況となっていた(30年報告105ページ(3)ア)。	7
外国人旅行 者の訪日促 進	「2020年オリ ンピック・パ ラリンピック」 後も見据え た観光振興	国土交通省	訪日外国人 旅行者受入 環境整備緊 急対策事業 等	事業の交付要綱等において、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。しかし、28年度の3補助金による補助事業に係る事業評価についてみたところ、29年度末時点で、東北運輸局において、二次評価案の作成以降の事業評価プロセスが実施されていなかったり、6地方運輸局において、事業評価の結果が期限までに本省等に提出されていなかったりしていて、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができず、PDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況となっていた(30年報告117ページ(3)ウ(7))。	A(T)
外国人旅行 者の訪日促 進	「2020年オリ ンピック・パ ラリンピック」 後も見据え た観光振興	独立行政法 人国際観光 振興機構		事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できなかったりしたものが見受けられた(30年報告121ページ(3)ウ(イ))。	A(1)
日本文化の 魅力の発信	「文化を通じ た機運醸 成」及び「文 化プログラム の推進」	内閣	本方針推進 調査(文化を 通じた機運 醸成) 東京オリン ピック・バラリ ンピック推進	東京都を除く46道府県及び20政令指定都市における29年度までのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況をみると、各地方自治体が実施する事業について文化オリンピアード又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは58自治体(66自治体の87.8%)に上り、実績がないのは8自治体(同12.1%)となっている。特に都外自治体は12自治体の全てで認証を受けた実績があり、レガシーの創出に資する文化プログラムの実施に積極的に取り組んでいる状況となっている。また、認証を受けた実績の有無にかかわらず、大会の開催を契機として独自にレガシーの創出に資する文化プログラムを実施しているのは36自治体(同54.5%)、beyond2020の認証組織となって民間事業者等への周知及び認証を行っているのは37自治体(同56.0%)となっている。29年度までに大会の開催を契機として、文化オリンピアード又はbeyond2020の認証を受けるなどのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組実績がないのは都外自治体以外の4自治体であり、特に都外自治体以外の地方自治体間で取組内容に差がある状況となっている(30年報告123ページ(3)エ(7))。	ウ (ア)
日本文化の魅力の発信	和食・和の 文化の発信 強化	農林水産省	農山漁村振 興推進交付金 農 興整備交付金	農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行(以下「農泊」という。)をビジネスとして実施できる体制を持った地域(以下「農泊地域」という。)を32年までに500地域創出する政策目標を達成するために、29年度から農山漁村振興交付金の交付対象事業として「農泊推進対策」及び「農泊推進関連対策」を創設している。同省によると、農泊地域の創出に当たっては、地域ぐるみで農泊をビジネスとして実施できる体制を整備する必要があるとしており、両事業において、これに資するよう、それぞれの事業目標を設定させているが、各取組の事業目標値の達成が農泊地域の創出に結び付くものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められる。また、同省によると、両事業は、29年度末時点では、目標年度が到来していないため、事業目標の達成状況を踏まえるなどしたとで農泊地域の創出見込みを把握することができないとしている。しかし、農泊の推進に当たっては、地域ぐるみの取組が必要であるとされているのに、農泊推進関連対策については、農泊を地域ぐるみで推進することを事業採択の要件としていないったため、地域ぐるみの推進組織である地域協議会等が存在していない事態も見受けられた(30年報告128ページ(3)エ(イ))。	ウ (イ)

「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策は、大会開催を契機に、 大会終了後に残すべきレガシーの創出を意識して国として取り組む施策であり、図表 9-2のとおり、12府省等において平成25年度から30年度までに7分野の26施策に係る計 159事業が実施されており、この支出額は計2695億余円となっている。オリパラ基本方 針における7分野ごとにその支出額をみると、「日本文化の魅力の発信」に係る大会の 関連施策の829億余円が最も多く、次いで「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリ ー」に係る大会の関連施策の780億余円となっている(施策及び事業ごとの概要並びに 年度別の支出額については別図表1参照)。

図表9-2 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の支出額(平成25年度~30年度) (単位:百万円)

分野(施策数)												半型・日刀门)					
府省等名							目指すスポーツ立 康増進・受動喫煙		ユニバーサルデザ イン・心のバリアフ リー(5施策)		事業数	支出額					
	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額			(計に占め る割合)
内閣	2	188	0	-	0	-	2	899	0	-	0	-	3	66	7	1,154	(0.4%)
内閣府	0	-	4	12,733	1	9	1	118	0	-	0	-	3	938	9	13,799	(5.1%)
復興庁	2	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	2	0	(0.0%)
総務省	0	-	16	30,318	0	-	0	-	0	-	0	-	1	12	17	30,331	(11.2%)
法務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	40	1	40	(0.0%)
外務省	0	-	0	-	0	-	9	61,189	0	-	0	-	0	-	9	61,189	(22.7%)
財務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-
文部科学省	0	-	0	-	0	-	4	9,632	20	6,602	0	-	1	158	25	16,392	(6.0%)
厚生労働省	0	-	2	671	0	-	2	571	0	-	0	-	10	39,101	14	40,344	(14.9%)
農林水産省	0	-	1	(※) -	0	-	21	9,081	0	-	0	-	4	1,522	26	10,604	(3.9%)
経済産業省	4	799	4	16,751	0	-	10	1,164	0	-	0	-	0	-	18	18,714	(6.9%)
国土交通省	0	-	0	-	5	40,451	1	324	0	-	0	-	22	36,180	28	76,956	(28.5%)
環境省	0	-	2	10	0	-	1	(※) -	0	-	0	-	0	-	3	10	(0.0%)
防衛省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	_	0	-	0	-	_
計	8	988	29	60,484	6	40,460	51	82,981	20	6,602	0	-	45	78,021	159	269,538	(100.0%)

注(1) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

そして、7分野に対するフォローアップ検査を実施した結果は、次のとおりである。

ア 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策は内閣等の3省等が実施した「ホストタウンの推進」等の4施策に係る計8事業であり、

注(2) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として実施する場合における支出額を含む。

注(3) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の分野に該当する内容を含むものもある。

図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計9億余円となっている。この うち、経済産業省が7億余円(9億余円の80.8%)となっていて、その大部分を占め ている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の3省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において 課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の2事業 (番号182及び183)であり、同事業については引き続き事業を実施していく上での 課題等が見受けられた。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
内閣		東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のう ち③ホストタウン	0	A
内閣	183	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち®オリパラ基本方針推進調査 (ホストタウン)	0	A

オリパラ基本方針によれば、大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機として、地域の活性化等を推進するために、事前合宿の誘致等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体をホストタウンとして、被災地を含む全国各地に広げることとされている。

上記を踏まえて、オリパラ事務局は、ホストタウン推進要綱(平成27年9月30日策定)に基づき、住民等と大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者及び日本人オリンピアン・パラリンピアンとの交流を行うものであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を28年1月から行っている。ホストタウンの推進に係る前記2事業の30年度までの支出額は計1億8813万余円となっている。

ホストタウンとしての登録に当たっては、地方公共団体から提出された交流計画に基づきオリパラ事務局が審査を行うこととなっている。そして、審査の結果、ホストタウンとして登録された地方公共団体(以下「登録団体」という。)は、毎年度、交流計画の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている。また、登録団体は、交流計画提出後の相手国との折衝状況、交流計画及びその後新規に実施することとした施策のうち当該年度に実施予定の事業とその所要経費等を記載した「年度事業調」を作成してオリパラ事務局に報告することとなっており、所要経費の内

訳には、特別交付税の対象とする事業(以下「交流事業」という。) と特別交付税の対象としない事業とを分けて記載することとなっている。

30年度末までに、ホストタウンの登録は計12回、前記の復興「ありがとう」ホストタウン((2)ウ参照)の登録は計8回行われていて、計381団体が登録されている。 今回、これらの登録団体における交流事業の実施状況等をみたところ、次のような状況となっていた。

(ア) 交流事業の実施状況

30年報告においては、29年度末までに登録されている第1次から第5次までの登録団体のうち、28年度分の年度事業調に記載されている111団体の386事業、29年度分の年度事業調に記載されている220団体の692事業の実施状況をみたところ、28年度については43団体の80事業(事業費計4503万余円)、29年度については56団体の88事業(事業費計8289万余円)が全く実施されていない状況となっていることを報告した。

そこで、30年報告後の交流事業の実施状況について確認したところ、30年度の年度事業調を提出している300団体の1,111事業に係る30年度末現在の事業の実施状況については、図表9-3のとおり、91団体の135事業(事業費計1億2996万余円)が全く実施されていない状況となっていた(以下、全く実施されていない交流事業を「未実施事業」という。)。

図表9-3 交流事業の実施状況 (平成30年度)

登録団体	Ż	交流事	業	事業費	(千円)
団体数	300	事業数	1, 111	事業費	1, 952, 678
うち未実施事業	91	うち未実施事業	135	うち未実施事業	129, 964
がある団体数	(30.3%)	の事業数	(12.1%)	に係る事業費	(6.6%)

(注) 団体数、事業数、事業費については、特別交付税が交付されていない登録団体に 係る計数も含めて集計している。

> 交流事業を実施できなかった理由についてみると、図表9-4のとおり、相手方と の日程調整ができなかったとするものが、およそ5割を占めている。

図表9-4 交流事業を実施できなかった理由(平成30年度末現在)

交流事業を実施できなかった理由	事業数	割合
相手方との日程調整ができなかったこと	74	54.8%
相手国側の突発的事情	18	13.3%
登録団体内部で日程が検討できなかったこと	17	12.5%
その他	26	19.2%
計	135	100.0%

なお、前記の各年度における未実施事業については、翌年度以降に再度年度事業調に記載するなどして実施している場合もあり、各地方公共団体がホストタウンとして登録するなどの際に計画した交流計画に沿った大会関係者等との交流等が行われたか否かについての最終的な評価が可能となるのは大会の終了後となる。

(イ) 未実施事業等に係る特別交付税に関する省令に基づく控除措置

特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)第2条第2項の規定によれば、前年度以前の特別交付税の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあることなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除することとされている(以下、同規定に基づく控除を「控除措置」という。)。しかし、総務省は、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回った場合に控除措置を行うことができるよう、特別交付税の交付を受けた登録団体に対して実際に要した経費について報告を求めていない。

30年報告においては、未実施事業がある28年度の43団体及び29年度の56団体のうち、翌年度以降に控除措置を受けた、又は控除措置に必要な資料を総務省に提出する予定としているのは、28、29両年度共に17団体(43団体の39.5%、56団体の30.3%)となっていることを報告した。

上記の未実施事業がある28年度の43団体及び29年度の56団体のうち、実際に未 実施事業に係る特別交付税の交付を受けた28年度39団体、29年度47団体について、 30年度末現在における控除措置の状況について確認したところ、28年度は32団体 (39団体の82.0%)、29年度は42団体(47団体の89.3%)について、控除措置が 行われていない状況となっていた。

また、30年度については、前記の未実施事業135事業(当該135事業に係る特別

交付税算定額計5825万余円)のほかに、特別交付税の算定に用いる資料の提出後に他の団体が経費を負担したなどのため登録団体において交流事業に要する経費の負担がなくなった事業47事業(当該47事業に係る特別交付税算定額計1191万余円)があり、これらの未実施事業等がある計116団体のうち、当該未実施事業等に係る特別交付税相当額について次年度以降に控除措置に係る資料を提出する予定としていたのは54団体(116団体の46.5%)となっていた。

したがって、適切に控除措置を行うことができるよう、総務省は、特別交付税の交付を受けた団体に対して実際に要した経費の報告を求める必要があると認められた。

上記会計検査院の検査の結果を踏まえて、総務省は、令和元年10月に地方公共 団体に対して、ホストタウン交流事業に係る経費について、見込額等に基づく報 告額と決算額との差額等について報告を求める事務連絡を発出して、同報告の内 容を基に、元年度の特別交付税の算定において控除措置を行うこととしている。

イ 「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策は内閣府及び国土交通省が実施した「「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興」等の2施策に係る計6事業であり、図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計404億余円となっている。このうち、国土交通省が404億余円(404億余円の99.9%)となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の2府省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において 課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは8事業(番号 85、88、93、96、328、329、338及び218)であり、そのうち引き続き大会終了後の レガシーの創出に資するための課題等が見受けられたものは7事業(番号85、88、9 3、96、328、329及び338)である。

これらを事業の内容により整理して示すと、次のとおりである。

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	ABC 分類
国土交通省	85、93、 328、329	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	ı	В
国土交通省	86、94、 330、331、332	訪日外国人旅行者受入基盤整備事業	-	В
国土交通省	87、95、 330、331、332	訪日外国人旅行者受入加速化事業	-	В
国土交通省	88、96	旅行環境整備事業	-	_
国土交通省	338	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	-	_

- 注(1) ABC分類の「一」は平成30年度からの新規事業であるため、分類されていないことを示す。
- 注(2) 訪日外国人旅行者受入基盤整備事業及び訪日外国人旅行者受入加速化事業については、いずれも平成29 年度に事業が終了していたことから、両事業に係る7事業(番号86、87、94、95、330~332) については、フォローアップ検査を実施していない。

国土交通省は、28年度から、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人、20 30年までに6000万人とする目標の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るために、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」(28年度から30年度までの支出額計218億9163万余円)、「訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金」(28、29両年度の支出額計58億0087万余円)及び「訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金」(28、29両年度の支出額計34億4936万余円)(以下、これらを合わせて「3補助金」という。)を交付している。

そして、3補助金により実施する補助事業メニューについては、1事業メニューを除き、交付要綱等において、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。交付要綱等においては、事業評価の手順は、補助対象事業者が自ら一次評価を実施し、地方運輸局等が一次評価結果を基に二次評価を実施して、二次評価結果を3補助金の交付の翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出することとなっている。同省によると、本省等の担当部局が、各地方運輸局等から提出を受けた事業評価の結果(二次評価結果)を分析することにより、事業の具体的な効果を把握して、3補助金の対象とする事業内容等のより効果的な改善策の検討が可能になるとともに、交付翌年度の事業実施計画の見直しを行ったり、翌々年度の概算要求に反映させたりすることができるPDCAサイクルの仕組みが構築されているとしている。

30年報告においては、28年度に実施した3補助金による補助事業に係る事業評価

について、29年度末現在、東北運輸局において、二次評価案の作成以降の事業評価プロセスが実施されていなかったり、6地方運輸局において、事業評価の結果が交付翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出されておらず、2か月から10か月程度提出が遅れていたりしていたこと、このため、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができず、PDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況となっていたことを報告した。

そこで、30年報告後の3補助金の状況について確認したところ、30年度に実施した訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金及び30年度から事業を開始し同補助金と同一の事業評価プロセスによることとされている旅行環境整備事業費補助金による補助事業に係る事業評価結果の国土交通本省等への提出について、交付要綱の期限である31年4月末までに完了していたのは、10地方運輸局等のうち3地方運輸局にとどまっていて、7地方運輸局等において、2か月から3か月程度提出が遅れていた。

国土交通省は、交付要綱を改正して、令和元年度の補助事業から、事業評価結果の提出期限を1か月延長した交付翌年度の5月末としているが、PDCAサイクルを適切に機能させることができるよう、適時適切に事業評価を実施する必要がある。

(イ) 訪日プロモーション事業

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
国土交通省 【JNT0】	218	訪日プロモーション事業	1	В

独立行政法人国際観光振興機構(以下「JNTO」という。)は、平成26年度 一般会計補正予算から、運営費交付金を財源として、海外メディアの訪日取材・ 番組制作を支援して日本の魅力を紹介する記事の掲載等により現地における訪日 意欲増進等を行う訪日プロモーション事業(28年度から30年度までの支出額計35 3億9090万余円(27年度は海外観光宣伝事業費72億9264万余円の内数))を実施し ている。

30年報告において、JNTOは、本事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Vi sit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業

の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できな かったりしたものが見受けられたことを報告した。

そこで、30年報告後の訪日プロモーション事業の状況について確認したところ、 JNTOは、31年3月に事業担当者を対象とした部内研修会を実施して、事業実施 前に目標値を設定した上で事業の評価を実施する旨を周知しており、令和元年度 に契約した事業においては、仕様書において目標値を設定していた。

ウ 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策は 内閣等の9府省等が実施した「文化を通じた機運醸成」「文化プログラムの推進」等 の4施策に係る計51事業であり、図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額 は計829億余円となっている。このうち、外務省が611億余円(829億余円の73.7%) となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の 支出額については別図表1参照)。

上記の9府省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは4事業(番号223、225、256及び257)であり、その全ての事業で引き続き大会終了後のレガシーの創出に資するための課題等が見受けられた。

これらを施策ごとに整理して示すと、次のとおりである。

(ア) 「文化を通じた機運醸成」及び「文化プログラムの推進」

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
内閣	223	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち ⑦オリパラ基本方針推進調査(文化を通じた機運醸成)	0	A
内閣	225	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち ⑥文化プログラム経費	0	A

オリパラ基本方針では、文化プログラムの推進も含めて、多様な文化を通じて 日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成して、日本文化の魅力を世界に発信す るなどとされている。28年度から30年度までにオリパラ事務局が実施した上記の 2事業における支出額は計8億9974万余円となっている。

大会組織委員会は、日本文化の再認識と継承・発展等のレガシーに係るコンセプトに合致する事業を「東京2020文化オリンピアード」(以下「文化オリンピアード」という。)として認証する取組を28年10月から行っている。

一方、オリパラ事務局は、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向けたレガシーの創出に寄与することを目的として、①日本文化の魅力を発信する事業・活動であること、②成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出のため、障害者にとってのバリア又は外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含むこと、という二つの要件を満たす事業をbeyond2020として認証する取組を29年1月から行っている。認証された事業は、beyond2020のロゴマーク(図表9-5参照)を使用することができることとされており、認証に係る事務については、オリパラ事務局だけでなく、beyond2020の趣旨に賛同した関係府省、独立行政法人、都道府県等も実施しており、自らが実施する事業又は所管している分野の関連事業等を認証するなどしている。

図表9-5 beyond2020 ロゴマーク



30年報告においては、東京都を除く46道府県及び20政令指定都市における29年度までのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況を調査して、各地方公共団体の事業について文化オリンピアード又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは58地方公共団体(66地方公共団体の87.8%)であること、認証を受けた実績の有無にかかわらず、大会の開催を契機として独自の文化プログラムを実施しているのは36地方公共団体(同54.5%)であること、beyond2020の認証組織となっているのは37地方公共団体(同56.0%)であることを報告した。

そこで、30年報告後の東京都を除く46道府県及び20政令指定都市におけるレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況について確認したところ、図表9-6のとおり、30年度末現在において、各地方公共団体が実施する事業のうち文化オリンピアード又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは、62地方公共団体(66地方公共団体の93.9%)となっており、29年度末時点から4団体(6.1ポイント)増加している。また、認証を受けた実績の有無にかかわらず、独自の文化プ

ログラムを実施している地方公共団体は41団体(66地方公共団体の62.1%)、b eyond2020の認証組織となっているのは60団体(文化プログラムのための実行委員会が認証組織となっていて、自身は構成員となっている2団体を含む。同90.9%)となっていて、29年度末時点と比較して、それぞれ5団体、23団体増加している。

図表9-6 46道府県及び20政令指定都市における文化オリンピアード又はbeyond2020の認 証を受けた文化プログラムへの取組状況(平成30年度末現在)

(単位:地方公共団体)

		文化スがある	で化オリンピアード又はbeyond2020の認証を受けた実績 がある					認証を受けた実績はない				計						
				その他	也取り組んでい	る内容			その作	也取り組んでい	る内容			その	他取り	組んでいる	内容	
					beyond2020 の認証組織 となっている	特になし			独自の文化 プログラムを 実施	beyond2020 の認証組織 となっている	特になし			D文化プロ ムを実施	beyon の認証 なって	E組織と	特	になし
			(計に対する 割合)					(計に対する 割合)						(計に対する 割合)		(計に対する 割合)		(計に対する 割合)
46道 指定	府県及び20政令 都市	62	(93.9%)	39	56	2	4	(6.0%)	2	4	0	66	41	(62.1%)	60	(90.9%)	2	(3.0%)
		(58)	(87.8%)	(34)	(35)	(11)	(8)	(12.1%)	(2)	(2)	(4)	(66)	(36)	(54.5%)	(37)	(56.0%)	(15)	(22.7%)
	(うち都外自治体)	12	(100.0%)	9	10	1	0	(-)	0	0	0	12	9	(75.0%)	10	(83.3%)	1	(8.3%)
		(12)	(100.0%)	(8)	(5)	(3)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(12)	(8)	(66.6%)	(5)	(41.6%)	(3)	(25.0%)
	(うち都外自治体 以外)	50	(92.5%)	30	46	1	4	(7.4%)	2	4	0	54	32	(59.2%)	50	(92.5%)	1	(1.8%)
		(46)	(85.1%)	(26)	(30)	(8)	(8)	(14.8%)	(2)	(2)	(4)	(54)	(28)	(51.8%)	(32)	(59.2%)	(12)	(22.2%)

(注) 各項目の下段にある括弧書きは、平成29年度末時点の計数を示している。

上記のとおり、文化プログラムに取り組んでいる団体数が増加している一方で、beyond2020及びロゴマークの認知度についてみると、オリパラ事務局が一般国民を対象に実施した認知度調査において、「beyond2020という文化プログラムを知っている」及び「beyond2020のロゴマークを見たことがある」と回答した回答者の割合は、図表9-7のとおり、28、29、30各年度のいずれの調査結果においても10%前後にとどまっており、beyond2020及びロゴマークの認知度が向上しているとは言い難い状況となっている。

<u>図表9-7 beyond20</u>20及びロゴマークの認知度

	平成 28年度	29年度	30年度
サンプル数(人)	300	1,000	350
beyond2020の認知度(%)	10.3	8.4	- 注(1)
ロゴマークの認知度(%) 注(2)	9.7	14.3	11.4

注(1) 平成30年度の調査には、beyond2020の認知度に係る設問が含まれていない。

注(2) 平成29、30両年度の調査における認知度は、ロゴマークについて、「見たことがある」とする回答及び「見たことがあるような気がする」とする回答の合計数の割合となっている。

beyond2020及びロゴマークの認知度向上に関して、オリパラ事務局は、30年度から、beyond2020の認証イベントにおけるロゴマークの掲示の促進、beyond2020に係る認証事例集や紹介動画の作成、シンポジウムの開催等の取組を行っている。オリパラ事務局及び関係機関は、引き続き、beyond2020の推進等により、大会のレガシーの創出に資する文化プログラムを全国に浸透させる取組を進める必要がある。

(イ) 和食・和の文化の発信強化

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
農林水産省	256	農山漁村振興推進交付金	_	В
農林水産省	257	農山漁村振興整備交付金	_	В

農林水産省は、地方の特性をいかした魅力ある観光地域の形成に係る取組として、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊をビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域を令和2年までに500地域創出することを政策目標としている。この政策目標を達成するために、平成29年度に農山漁村振興交付金の対象事業として農泊推進対策及び農泊推進関連対策を創設している。農泊推進対策では、地域ぐるみの農泊推進組織である地域協議会等を事業主体として、自立的に活動できる体制の構築、地域の観光資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援しており、農泊推進関連対策では、市町村等を事業主体として、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進して、農泊に取り組む地域への集客力等を高める取組等を支援している。30年度末までの農泊推進対策及び農泊推進関連対策の交付件数はそれぞれ694件、53件となっており、交付額はそれぞれ計56億7445万余円、計20億0706万余円となっている。

同省によると、農泊地域の創出に当たっては、地域ぐるみで農泊をビジネスとして実施できる体制を整備する必要があるとしており、これに資するよう、農泊推進対策においては「体験プログラムの販売や宿泊料等の売上げ」等を事業目標として、農泊推進関連対策においては「定住人口の増加、交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加」等を事業目標として事業主体に設定させている。そし

て、政策目標の達成見込みを把握するためには、事業目標の達成状況を確認する 必要があるとしている。

30年報告においては、各取組で設定した事業目標の達成が農泊地域の創出に結び付くものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められること、同省によると、29年度末時点では、目標年度が到来していないため、農泊地域の創出見込みを把握することができないとしていること、及び農泊の推進に当たっては、地域ぐるみの取組が必要とされているのに、農泊推進関連対策については、農泊を地域ぐるみで推進することを事業採択の要件としていなかったため、地域協議会等が存在していない事態も見受けられたことを報告した。そして、農林水産省において、各事業主体の取組の進捗状況を把握するとともに、目標年度等の到来に先立ち、異なる地域で行われている各取組を横断的に検証するなどして、農泊地域の創出の見込みを適切に把握して、目標年度等の到来を待つことなく必要な指導等を行う必要があることを報告した。

そこで、30年度における農林水産省による指導等の状況を確認したところ、同省は、農泊推進対策で採択した地域の実態を把握して、地域と連携して各地域に応じた今後の農泊をビジネスとして実施できる体制の確立に向けて、地域協議会等の体制整備や宿泊、食事、体験メニューの充実等について指導を行っているとしている。また、農泊推進関連対策で採択した地区についても、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策を実施するように指導を行っている。しかし、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した28団体について農泊推進対策を実施できたか確認したところ、30年度末現在において、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策が採択されたのは15団体(28団体の53.5%)となっていて、残り13団体(28団体の46.4%)は農泊推進対策が採択されていなかった。採択されなかった13団体の46.4%)は農泊推進対策が採択されていなかった。採択されなかった13団体のうち、農泊推進関連対策の計画を取り下げた1団体を除く12団体について、農泊推進対策を実施できなかった理由をみると、地域の合意形成に時間を要したことなどから、地域協議会が設立できなかったためとしている。なお、上記12団体のうち5団体については、令和元年8月末現在、元年度の農泊推進対策に採択されている。

農林水産省は、政策目標の達成に向けて、更に各地域における農泊地域の創出

の見込みの適切な把握に努めて必要な指導等を行う必要がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、大会の開催準備の進捗状況、パラリンピック経費の執行状況、30年報 告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況等について、合規性、経済性、効率性、 有効性等の観点から、①大会の開催に向けた取組等の状況について、国は、大会の準備 及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように相互 に連携して、取組内容等の調整を図っているか、国が既にその一部を負担している経費 や今後負担することとなる経費が含まれている大会経費の試算等の内容はどのようにな っているか、特に、オリパラ事務局は、大会の準備、運営等に特に資すると認められる 業務について、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか、大会組 織委員会によるパラリンピック経費の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピ ック経費の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか、新国立競技場等の 大会施設の整備状況等はどのようになっているか、特に、新国立競技場の整備に係る財 源の確保、大会終了後の活用方法の検討等についての進捗状況はどのようになっている か、②各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、各府省等が実施する大会 の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか、また、実施内容は大会 の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっ ているか、各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都、都外自治体等が実施す る大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているかなどに着眼 して検査した。

(1) 大会の開催に向けた取組等の状況

ア 大会の開催に向けた取組体制等の状況

大会の開催に向けた取組体制をみると、大会組織委員会が主体となって大会の準備及び運営を行い、東京都は開催都市としての大会の関連施策の立案及び実行により、JOCは国内オリンピック委員会としての取組の実施により、それぞれ大会組織委員会の取組を様々な形で支援している。国は、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により、また、JPCは国内パラリンピック委員会としての取組の実施により、東京都以外の地方公共団体等は各種取組の実施により、それぞれ開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で

支援している(8~10ページ参照)。

大会の開催に向けては、大会組織委員会、東京都、国、JOC及びJPCにおいて、平成26年1月に調整会議を設置して、大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、オリパラ担当大臣、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしており、また、27年7月、オリパラ推進本部の下に全府省庁の事務次官等が構成員である大会連絡会議が設置されて、大会の開催に向けて関係機関の連携体制が執られている(10~12ページ参照)。

イ 大会経費の試算等の状況

(ア) 30年報告の検査結果に対する対応等

オリパラ事務局は、30年報告の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億余円について、各府省等に改めてそれぞれの所管する事業に係る政府の取組状況報告との関係、オリパラ関係予算との関係等について記入する事業シートの提出を求めるなどして、これらにより得られた結果を基にA:大会の準備、運営等に特に資する事業(8府省等、53事業、1725億円)、B:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業(14府省等、208事業、5461億円)、C:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業(8府省等、29事業、826億円)に分類して公表している(15~17ページ参照)。

(イ) 大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況

ABC分類の公表以降、大会組織委員会が大会経費について30年12月21日に公表しているV3予算において、大会経費の総額は1兆3500億円と試算されており、その内訳をみると、会場関係の大会施設に係る経費として計8100億円、大会関係の大会の運営に係る経費として計5400億円となっていて、このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費1200億円と、パラリンピック経費1200億円のうち300億円の計1500億円となっている。V2予算と比較すると、総額で増減はしていない(17~20ページ参照)。

また、オリパラ事務局は、大会の関連施策の経費について、30年度補正予算案

及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月29日に公表している。 オリパラ関係予算として整理する際の要件は従来と同様に①大会の運営又は大会 の開催機運の醸成や成功に直接資すること、②大会招致を前提に、新たに又は追 加的に講ずる施策であること(実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単 なる看板の掛け替えは認めない。)であるが、オリパラ事務局は、30年報告の所 見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、新たにオリパラ関係予算と位置付 けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関 係予算の合計額は、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている(2 1、22ページ参照)。

令和元年取組状況報告は、29年5月及び30年5月にそれぞれ国会に提出された政府の取組状況報告に引き続いて、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、30年度の主な取組の内容や今後の主な取組を追記するなどして取りまとめられたものである。政府の取組状況報告の内容は、ABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている(22ページ参照)。

また、東京都が31年1月に発表した31年度の東京都予算案の概要資料においては、 大会経費及び大会関連経費の額は、それぞれ6000億円、約8100億円と前年度と同 額となっており、新たにその内訳の金額が公表されている(22~24ページ参照)。

(ウ) 国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況

オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち歳出予算として計上された額以外の後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としておらず、オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算計398億1430万余円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万余円については、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。また、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが1業務、

事業費5097万余円見受けられた(24~28ページ参照)。

さらに、JSCが大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興くじの売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が見受けられた(大会組織委員会に対する財政支援(26年度~30年度計23億5863万余円)、大会組織委員会以外に対する財政支援(27年度~30年度計49億1627万余円)) (28~30ページ参照)。

上記のほか、大会組織委員会が負担して実施することとされている大会運営関係の一部について、大会組織委員会と防衛省との間で各種協力の調整が行われていて、このような大会組織委員会と調整している各種協力については、その実施に当たって、実施内容を適切に公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれる(30、31ページ参照)。

(エ) 大会組織委員会の決算等の状況

大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書に基づくと、25年度から30年度までの経常収益は計2646億余円であり、V3予算における大会組織委員会の収入に係る試算額6000億円に占める割合は44.1%となっていて、経常費用は計1276億余円であり、V3予算における大会組織委員会の支出に係る試算額6000億円に占める割合は21.2%となっている(31、32ページ参照)。

ウ パラリンピック経費の執行状況

(ア) パラリンピック経費の予算及び決算の状況

文部科学省は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額を負担するために、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付していて、東京都は、既存の基金に積み立てて自らの資金と区分経理している。パラリンピック経費における国の負担額の状況は、29年度1億8253万余円、30年度12億6083万余円と増加傾向にあるものの、30年度までで計14億4336万余円となっていて、国が既に東京都に交付しているパラリンピック交付金300億円に対する執行割合は、4.8%となっている。30年度末現在の執行割合が低調となっている理由について、大会組織委員会は、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されているためであるとしている(32~35ページ参

照)。

(イ) パラリンピック経費の確認状況

共同実施事業管理委員会は、共同実施事業に係る経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであることなどについてパラリンピック経費の基本的な考え方に沿って確認している(35~37ページ参照)。

検査したところ、パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約に係る平成2 9、30両年度のパラリンピック経費計4166万余円(うちパラリンピック交付金相当 額計1041万余円)について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数 等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において、受託者が実施すべき業 務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理 規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。 また、パラリンピック交付金の交付対象とされた2契約に係る29、30両年度のパラ リンピック経費計4135万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1033万余円) について、パラリンピック経費の基本的な考え方に照らして、オリンピック経費 とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認 められる事態が見受けられた。パラリンピック経費に係る契約件数や金額等は、 今後、令和2年に開催される大会に向けて大幅に増加していくことが見込まれるこ とから、大会組織委員会において、これらに係る会計経理が適切になされる必要 がある。国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のう ちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会 組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたもので あるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっている かなどの確認がより的確に行われるように働きかけていく必要がある(37~40~ ージ参照)。

エ 大会施設の整備状況

(ア) 大会施設の概要等

主な大会施設は、元年7月末現在で9都道県の26市区町にわたって45か所となっ

ており、このうち43か所の競技会場が9都道県にわたって所在しているほか、選手村と国際放送センター・メインプレスセンターが東京都内に整備されることになっている。競技会場を使用する競技大会別にみると、オリパラ共通会場は20か所、オリンピック専用会場は22か所、パラリンピック競技大会のみで使用されるものは1か所となっている。また、大会施設を整備等の内容別にみると、43か所の競技会場については、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等を一時的に使用したりするなどとされている。なお、大枠の合意によれば、大会準備における進行管理の強化として、東京都、大会組織委員会、国及び関係自治体の4者は、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくこととされている(40~44ページ参照)。

(イ) JSCによる新国立競技場の整備

JSCが行う新国立競技場の主な整備には、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等に加えて、旧競技場の解体工事があり、その他に埋蔵文化財調査、計画用地内に所在する日本青年館・JSC本部棟移転、通信・セキュリティ関連機器整備、什器等整備、旧整備計画関係がある。新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、平成30年度までの契約金額計2073億余円に対して支払額は計1362億余円となっている。令和元年10月末現在のスタジアム本体等の工事を行う第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、JSCによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしており、屋根工事は同年5月に、地上工事、外装仕上工事、内装仕上工事及びフィールド工事は同年10月に完了している。また、歩行者デッキ工事及び各種検査は同年11月に完了する予定としている(44~48ページ参照)。

(ウ) JSCによる国立代々木競技場の整備

国立代々木競技場は、第一体育館、第二体育館、付属棟等から成り、耐震改修 工事については、第一体育館及び付属棟等は平成29年12月に、第二体育館は30年 7月にそれぞれ着手している。また、機能向上工事及び老朽化対策工事については、 第一体育館及び付属棟等は30年11月に、第二体育館は令和元年9月にいずれも第一 体育館及び付属棟等の耐震改修工事の契約に追加する契約変更を行って着手して いる。そして、上記工事のしゅん工予定は、第一体育館及び付属棟等が同年11月、 第二体育館が2年6月とされている。

これらの平成30年度までの契約金額は計169億4166万余円、支払額は計31億392 6万余円であり、その財源は運営費交付金8424万円、施設整備費補助金4億1061万 余円及び特定金額26億4440万余円となっている(48~50ページ参照)。

(エ) IRAによる馬事公苑の整備

令和元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、JRAによると、第1期工事について同月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしていて、特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万余円を支払っている(50、51ページ参照)。

(オ) 東京都による大会施設の整備

開催都市である東京都が所有する大会施設は14か所となっており、このうち東京都が大会に向けた新規整備又は改修整備を行うのは11か所となっている。令和元年7月末現在、武蔵野の森総合スポーツプラザ等4施設がしゅん工している。整備費の財源をみると、その一部として国庫補助金等が充てられており、有明アリーナについては、平成29年度及び30年度に国土交通省から計9820万余円が、また、東京アクアティクスセンターについては、28年度及び30年度に文部科学省から計3923万円がそれぞれ交付されている(51~53ページ参照)。

(カ) 都外自治体又は民間団体による大会施設の整備

都外自治体又は民間団体が所有する大会施設は18か所となっており、このうち大会に資する改修整備を行っているのは、都外自治体によるものが10か所、民間団体によるものが2か所の計12か所となっている。整備費の財源をみると、ほとんどの施設が都外自治体又は民間団体の単独費用で行われているが、一部に国庫補助金等が充てられていて、30年度からは、福島あづま球場等6か所においてJSCが交付するスポーツ振興くじ助成金が改修等整備に係る費用の財源の一部に充てられている(53~55ページ参照)。

(キ) 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会が整備を行うこととなっている仮設施設及びオーバーレイは、 各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要とな るものであり、令和元年7月末現在において、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。そして、大会施設45か所のうち、国から東京都を通じて大会組織委員会に交付されるパラリンピック交付金の交付対象とされる大会施設は22か所となっている(55~58ページ参照)。

オ 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

(ア) 事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況

新整備計画によれば、整備コストはスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費、設計・監理等の費用を合わせて1590億円を上限(賃金又は物価等の変動等による場合を除く。)とすることとされている。受注者であるJVは、公募の際に技術提案した事業費(建設費1489億9993万余円及び設計・監理等費39億8584万余円)を遵守することが求められていて、施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、JSCは、JVから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることを日々事業者と行う定例会議において確認するとともに、必要に応じて外部有識者で構成するアドバイザリー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結している(59ページ参照)。

第 II 期業務については、平成30年度末現在において計6回の変更契約が締結されている。それぞれの変更契約においては、施工段階の検討等により設計内容が見直されて、使用者の利便性や施設の安全性等の面から必要と判断された設備等の施工内容が増える一方で、要求水準や安全性等に影響を及ぼさないと判断された塗装や仕上材の見直しによる施工費用の縮減により、29年度まではいずれの変更契約も契約金額の変更がないものとなっている。30年度末現在における契約金額は、急激な労務費等の上昇に対応するなどの変更契約により、当初契約金額から14億1732万余円増加して1519億1181万余円となっている(60~62ページ参照)。

(イ) 整備費用に係る分担決定の状況

財源スキームに基づく国、東京都等の分担内容は、スタジアム本体・周辺整備 に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工 事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して 負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、JSCが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている(62、63ページ参照)。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、JSCは、30年報告の「JSCは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと」との所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、31年1月に、JSCと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結して、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、別途、平成31年4月にJSCが東京都と締結した31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億余円を上限とすることとされた(63ページ参照)。

財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対する30年度末現在の契約金額、支払額の状況を確認したところ、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億余円となっており、これに対する支払額は計1087億余円となっている(65、66ページ参照)。

(ウ) 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

25年度から30年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況を確認したところ、収入は計2074億余円となっていて、このうち運営費交付金の221億余円及び政府出資金の295億余円の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっており、特定金額は計478億余円となっている。そして、支出は計1971億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計1364億余円(うち運営費交付金209億余円、政府出資金295億余円)、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は27億余円、NTCの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっている(66、67ページ参照)。

上記のうち特定金額については、28、29両年度は100億円を上回っていたが、ス

ポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億余円から30年度は948億余円と減少したことから、30年度の特定金額は94億余円と100億円を下回っている。JSCが示した元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、平成31年3月に借り入れた256億8000万円、また、令和元年12月及び2年7月に借り入れる予定としている計212億2000万円の長期借入金の返済期間は12年度までと長期にわたるものとなっている。財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として110億円の収入が回復すると仮定したものである(67~69ページ参照)。

(エ) 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

基本的考え方に沿った新国立競技場の民間事業化等に向けた検討について、J SCは、平成29年度以降、各種検討業務を委託により実施している。JSCは、 30年報告の「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政 負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、 関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向 調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基 づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進 めること」との所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間 事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、 コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施 方針素案等を作成したりするアドバイザリー業務を30年度末までに実施するとと もに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的 及び法令的に検証する業務(令和元年10月末現在において業務期間は同月末まで とされている。)を実施している。新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応 の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上 下水道に要するコスト)が毎年度必要となる。しかし、同月末現在では、大会終 了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場 の完成後のJSCが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で 負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。これらのことから、 JSCは引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了

後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりする必要がある。そして、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進める必要がある(69~71ページ参照)。

(2) 大会の関連施策の全体状況等

ア 政府の取組状況報告

令和元年取組状況報告に記載された15分野71施策の取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、各府省等に調書の提出を求めて集計したところ、14府省等において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されていて、それらに係る支出額は計1兆0600億余円となっている(71~75ページ参照)。

イ オリパラ関係予算の執行状況

オリパラ関係予算の25年度から30年度までの執行状況について、各府省等に対して調書の提出を求めて集計したところ、25年度から30年度までにオリパラ関係予算として整理された48事業に係るオリパラ事務局への登録額1875億円に対して、支出額は1756億余円となっている(76ページ参照)。

ウ 政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況

国及びJSC等の独立行政法人は、政府の取組状況報告に記載された事業以外に も、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営や、地方公共団体が自ら取り組むべ き事業を設定して実施している大会の関連施策等に対して支援を行っている。

そこで、会計実地検査等で確認した内容について分析を行ったほか、各地方公共団体に調書の提出を求めるなどしてその内容を分析した。その結果、①国による東京都に対する支援として、29、30両年度に国庫補助金等による財政支援が計93億7083万余円、②国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計14億8411万余円、③国による都外自治体に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計107億0587万余円、④国による自転車競技(ロードレース)コー

ス上に所在する1県及び4都県の15市町村に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計3364万余円、⑤JSC等の独立行政法人による大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する支援として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対してJSCが助成する前記のスポーツ振興くじ助成の一つの事業であるオリパラ開催助成による大会組織委員会に対する財政支援(26年度~30年度計23億5863万余円)及び大会組織委員会以外に対する財政支援(27年度~30年度計49億1627万余円)のほか、28年度から30年度までに助成金等が計15億7077万円となっている(76~81ページ参照)。

エ その他の大会に関する主な支援

大会に関しては、国等による関連施策の実施や財政支援が行われているもの以外にも、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会に対して国による職員の派遣が行われている。また、聖火リレーの実施やビレッジプラザの建築に必要な木材の提供のように国等からの財政的な支援以外の方法により捻出した資金の活用や地方公共団体による協力等の様々な形の支援が行われているものがある(81~86ページ参照)。

(3) 大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況

大会の関連施策の実施に当たっては、「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係るものにおいては「セキュリティ幹事会」、「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係るものにおいては「輸送会議」等、必要に応じて分野別の連絡会議等を設置して取組の内容についての連絡調整等を行っている(89~92ページ参照)。

(4)「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況

NISCが、サイバーセキュリティ戦略等に基づき、平常時の予防的措置として、重要サービス事業者等を対象として実施しているリスク評価の30年度までの実施状況についてみると、第1回(28年度)から第3回(30年度)までの各回における実施依頼事業者数に対する回答事業者数の割合である回答率は、72.6%から86.7%までとなっている。そして、リスク対応には時間を要するものがあるものの、第3回のリスク評価結果の取りまとめ時点(30年11月)において、第2回で対応が必要なリスク

を特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっているなど、各重要サービス事業者等においてリスク対応が実施されるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた(95~97ページ参照)。

厚生労働省は、大会に合わせて感染症発生リスクが増加することが懸念されることから、地方公共団体ごとに適切に感染症のリスク評価を実施し、その結果に基づき必要な準備を行うよう手順書を策定している。30年5月末現在におけるホストタウンの事前キャンプ地としての外国選手団の受入れが決定している59地方公共団体について、30年度末現在における感染症のリスク評価の実施状況を確認したところ、感染症のリスク評価を実施していない地方公共団体が24地方公共団体(59地方公共団体の40.6%)見受けられた。また、感染症のリスク評価を実施した35地方公共団体のうち21地方公共団体がステップ2のリスク評価を実施した結果、リスクが増加すると判断していたものの、このうち7地方公共団体(同11.8%)が当該増加するリスクに対する対策の策定であるステップ3の強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定を実施しておらず、感染症のリスクを適切に評価して、事前にサーベイランス体制の整備等を行うなど必要な準備に一層努めるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた(97~99ページ参照)。

イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会 の関連施策の実施状況

法務省は、19年度に、日本人等の出入(帰)国手続について、指紋認証ゲートを40台導入して、26年度に30台増設している。その後、法務省は、顔認証技術の確立に伴い、指紋の認証が必要なく、旅券を取得する際の顔写真を活用することで事前登録手続を不要とすることができる顔認証ゲートを、29年度から順次設置・運用しており、令和元年7月末現在で計137台が設置されている。顔認証ゲートの設置が開始された平成29年から令和元年7月までの顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、顔認証ゲートについては、増設に伴い18.5%から76.0%に増加している一方、指紋認証ゲートについては、8.6%から3.7%に低下していて、平成31年及び令和元年中における両ゲートの日本人出帰国者数及び利用者数に基づき1台当たりの月間利用人数を算出したところ、顔認証ゲートが16,890人/台となるのに対して、指紋認証ゲートは1,521人/台となっていた。大会の開催に伴う出入国管理については、審査における厳格さ

を維持しつつ円滑に行う必要があることから、より効率的な出入国審査を追求するために、指紋認証ゲートの需要等に見合った設置台数の見直しを行うなど大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた(99~102ページ参照)。

ウ 「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

環境省は、平成30年7月に3R推進業務により調査・検討等を行って、中高生を対象とした「持続可能性活動サポートボランティア」を若手の3R推進マイスターとして育成する「2020年大会を契機とした3R人材育成プログラム(研修プログラム)案」を取りまとめて大会組織委員会に提出している。しかし、大会組織委員会から、同年12月に、「持続可能性活動サポートボランティア」を大会へ参加させることについて、夏の暑さを理由に困難になったとの連絡があったため、上記のプログラム案は、当初予定していた「持続可能性活動サポートボランティア」の若手の3R推進マイスターとしての育成には使用されないことなどから、環境省は、同年度にオリパラ関係予算500万円を計上して3R促進業務の中で発注する予定であった3R人材育成プログラムの運用状況を評価する業務等の実施を取りやめている(102~104ページ参照)。

経済産業省は、25年度から、「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」により、事業主体に対して商用ステーション等の導入に要する経費等の一部を補助している。30年報告においては、商用ステーションについて、28、29両年度共に6割を超える設備において計画充塡量に対する充塡量の実績の割合が25%未満となっていて、このように設備の稼働が低調なのは、各地域におけるFCVの普及台数が計画時に想定した普及台数に満たないことなどによること、及び利用者から土日祝日が休業日となっているなどの利便性の面での課題が指摘されている商用ステーションもあり、利便性を向上させるためには商用ステーションにおける運営方法等に係る課題を改善する必要があることを報告した。30年報告後の商用ステーションの整備状況について確認したところ、30年度末現在における年間水素充塡量を計画値として設定している75設備の同年度の充塡量の実績をみると、8割を超える設備において計画充塡量に対する充塡量の実績の割合が25%未満となっていた一方、商用ステーションにおける運営方法等に係る課題については、経済産業省は、商用ステーションの利便性の向上を図るために、令和元年度から商用ステーションの運営に係る補助金について、平日よりも土日の営業に係る金額を割り増

すように変更を行うことにより、利用者からの要望の多かった土日営業を事業主体に促すなどしている(104~106ページ参照)。

環境省は、平成27年度から、再エネ水素ステーションを設置する事業に要する経費に充てるために、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付しており、30年報告においては、28、29両年度共に二酸化炭素排出削減量の目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていて、環境省において、今後、再エネ水素ステーションが十分に利用されることにより本補助事業の目的である二酸化炭素排出抑制が達成されるよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があることを報告した。30年報告後の再エネ水素ステーションの設置状況について確認したところ、運用開始箇所数は、30年度末現在において27か所であり、二酸化炭素削減量の実績についてみると、半数以上の再エネ水素ステーションにおいて目標値を達成していない状況となっていて、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上に資するよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた(106~108ページ参照)。

エ 「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況

JSCが、競技団体が行う国際競技力の向上を目指して計画的かつ継続的に実施する選手強化活動に対する支援等として実施している競技力向上事業のうち、JSCから各競技団体への競技力助成金の配分に当たっては、各競技団体の強化活動の取組についての評価を反映するなどして行ってきている。一方、近年、競技団体におけるコンプライアンス違反事案が相次いでおり、競技団体自らの積極的な組織改善を図る取組、個人のコンプライアンス意識の醸成、モラル啓発等の取組及び計画的な選手育成を行うことが必要となっている。そこで、各競技団体のオリンピック強化指定選手に対するインテグリティ教育の実施状況や、各競技団体が明確な責任者を設置して計画的な選手・指導者等の育成の取組を実施しているかなどのガバナンス体制について、JOCが各競技団体を調査等している内容を分析するなどして、各競技団体の取組状況についてみたところ、オリンピック強化指定選手の中でインテグリティ教育プログラムを受講した選手の割合が50%未満となっている団体が見受けられたり、選手の教育・育成が計画的に行われていなかったりしているなどのガバナンスに課題がある団体が見受けられた。なお、JSCは、令和元年度から、競技力向上事業の実施に当たり、新たなインテグリティ教育プログラムの活用状況、

競技団体における選手・指導者の教育・育成計画の策定・実行状況及び責任者の明確化についての評価を新たに行うなどの見直しを実施している(109~112ページ参照)。

文部科学省は、我が国の国際競技力を強化していくために、競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発等をJSC等に委託して実施している。30年報告においては、同省は、研究開発の評価結果を研究開発の計画等に適切に反映するという循環過程を構築するために、本委託事業の評価において、終了時の外部評価等の導入を検討する必要があることを報告した。30年報告後の研究開発の状況について確認したところ、受託者であるJSCにおいて、外部の専門家から構成される評価委員会による事後評価を実施していた(113ページ参照)。

文部科学省は、NTC(中核拠点)のみでは対応できない冬季競技や、屋外系競技等について、既存のトレーニング施設を競技別NTCに指定して、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業を施設の設置者等に委託している。30年報告においては、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられたことを報告した。30年報告後の機器の活用状況について確認したところ、同機器が同施設に保有されている事実が競技団体に対して周知され、同機器は平成30年度中に行われた競技団体の強化合宿において活用されていた(113、114ページ参照)。

オ 「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況

文部科学省は、ドーピング防止活動推進事業として、毎年度、JADA等と委託契約を締結して、競技者等への研修、DCOの人材育成、ドーピング検査技術の研究開発等を実施している。30年報告においては、大会に必要なDCOの人数を確保して、大会の円滑な準備及び運営に資するよう、引き続きDCOの養成に取り組んでいく必要があることを報告した。30年報告後のDCOの状況について確認したところ、DCOの認定を受けている者の人数について、25年度から30年度までの推移をみると、30年度においては、約360名が応募し、104名が新規に認定を受けており、DCOの認定者数は361名に増加している。そして、JADAによると、大会に必要なDCOの人数については、これまで養成した国内のDCOに加えて、海外から受け入れるDCO等により確保することとしており、令和元年度は、DCOの新規の養成は行わず、DCOの質の向上を図る研修の継続やDCOの業務範囲の一部を補

完する人材の育成等により、ドーピング検査体制の強化を図ることとしている(114~116ページ参照)。

カ 「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、 ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況

文部科学省は、各道府県や政令指定都市等と委託契約を締結してオリパラ教育を 実施する推進校を選定して、全国の学校でオリパラ教育を実施することにより、全 国的な大会の機運醸成を図るオリパラ全国展開事業を平成27年度から実施している。 30年報告においては、都外自治体ではオリパラ教育が実施されているものの、都外 自治体以外の19地方公共団体ではオリパラ教育を全く実施しておらず、全国でみる と実施していない地方公共団体が一定程度ある状況となっていることを報告した。 30年報告後の19地方公共団体におけるオリパラ教育の実施状況について確認したと ころ、19地方公共団体全てが30年度中にオリパラ教育を実施しており、このうちオ リパラ全国展開事業によりオリパラ教育を実施しているのは9地方公共団体となって いた(116、117ページ参照)。

キ その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況

厚生労働省は、大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラの整備等による人手不足により現場の作業に習熟した労働者等の不足も懸念される状況にあるとして、28年度から30年度までの間、労働災害防止対策事業を建災防に委託して実施している(28年度から30年度までの契約金額計1億4444万余円)。このうち外国人安全衛生教育の対象者数に対する委託契約の実績の回数及び人数の状況をみると、29年度における外国人建設就労者に対する安全衛生教育については、仕様書の18回に対して6回(33.3%)、同720人に対して97人(13.4%)となっている。厚生労働省は、28、29両年度の外国人安全衛生教育の実績等を踏まえて、30年度の委託契約における回数及び対象者数を見直し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育については回数12回、対象者数120人としており、実績については仕様書に示された回数及び対象者数を上回る14回、147人となっている。実績の人数については、28年度と比較して3倍程度に増加しており、また、外国人建設就労者受入人数についても28年度から30年度にがけて1、480人から4、796人と2年間で3倍程度に増加している。そして、厚生労働省は、外国人建設就労者等に対する研修会の実施による外国人安全衛生教育を30年度に終了して、新たに視聴覚教材を同年度に建災防に委託して作成しており、

新たに作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育が効果的に行われるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた(117~119~ ージ参照)。

(5) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

今回の検査においては、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及 び運営」に資する大会の関連施策に重点を置くこととし、「大会を通じた新しい日本 の創造」に資する大会の関連施策の状況については、フォローアップ検査を実施した (120、121ページ参照)。

ア 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、住民等と大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者及び日本人オリンピアン・パラリンピアンとの交流を行うものであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を平成28年1月から行っている。登録団体は、交流計画の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている。30年報告においては、年度事業調に記載されている登録団体の事業のうち、28年度については43団体の80事業、29年度については56団体の88事業が全く実施されていない状況となっていることを報告した。30年報告後の交流事業の実施状況について確認したところ、30年度の年度事業調を提出している300団体の1,111事業に係る30年度末現在の事業の実施状況については、91団体の135事業(事業費計1億2996万余円)が全く実施されていない状況となっていた。

特別交付税については、総務省は、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回った場合に、特別交付税について控除措置を行うことができるよう、特別交付税の交付を受けた登録団体に対して実際に要した経費について報告を求めていない。また、30年度については、未実施事業等がある計116団体のうち、当該未実施事業等に係る特別交付税相当額について次年度以降に控除措置に係る資料を提出する予定としていたのは54団体(116団体の46.5%)となっていた。上記会計検査院の検査の結果を踏まえて、総務省は、令和元年10月に地方公共団体に対して、ホストタウン交流事業に係る経費について、見込額等に基づく報告額と決算額との差額等について報告を求める事務連絡を発出して、同報告の内容を基に、

元年度の特別交付税の算定において控除措置を行うこととしている(122~125~ージ参照)。

イ 「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

国土交通省が、平成28年度から、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人、2030年までに6000万人とする目標の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るために交付している3補助金により実施する補助事業メニューについては、1事業メニューを除き、事業評価を実施することとなっている。30年報告においては、28年度の3補助金に係る事業評価について、29年度末現在、事業評価の結果が交付翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出されておらず、2か月から10か月程度提出が遅れているなどしていて、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができていない状況となっていたことを報告した。30年報告後の3補助金の状況について確認したところ、30年度に実施した補助事業に係る事業評価結果の国土交通本省等への提出について、交付要綱の期限である31年4月末までに完了していたのは、10地方運輸局等のうち3地方運輸局にとどまっていて、7地方運輸局等において、2か月から3か月程度提出が遅れていた(126、127ページ参照)。

JNTOは、海外メディアの訪日取材・番組制作を支援して日本の魅力を紹介する記事の掲載等により現地における訪日意欲増進等を行う訪日プロモーション事業を実施している。30年報告において、JNTOは、本事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できなかったりしたものが見受けられたことを報告した。30年報告後の訪日プロモーション事業の状況について確認したところ、JNTOは、31年3月に事業担当者を対象とした部内研修会を実施して、事業実施前に目標値を設定した上で事業の評価を実施する旨を周知しており、令和元年度に契約した事業においては、仕様書において目標値を設定していた(127、128ページ参照)。

ウ 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる 社会に向けたレガシーの創出に寄与することを目的として、日本文化の魅力を発信 する事業・活動であることなどの要件を満たす事業をbeyond2020として認証する取 組を平成29年1月から行っている。30年報告においては、各地方公共団体の事業についてbeyond2020等の認証を受けた実績があるのは58地方公共団体であることなどを報告した。30年報告後の文化プログラムへの取組状況について確認したところ、30年度末現在において、認証を受けた実績があるのは62地方公共団体となっており、文化プログラムに取り組んでいる団体数が増加している状況となっている。一方、beyond2020及びロゴマークの認知度についてみると、オリパラ事務局が一般国民を対象に実施した認知度調査において、「beyond2020という文化プログラムを知っている」及び「beyond2020のロゴマークを見たことがある」と回答した回答者の割合は、28、29、30各年度のいずれの調査結果においても10%前後にとどまっており、beyond2020及びロゴマークの認知度が向上しているとは言い難い状況となっている(128~131ページ参照)。

農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地 域の人々との交流を楽しむ農泊をビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域 を令和2年までに500地域創出することを政策目標としていて、平成29年度に農山漁 村振興交付金の対象事業として農泊推進対策及び農泊推進関連対策を創設している。 農泊地域の創出に当たっては、両事業において、それぞれの事業目標を事業主体に 設定させていて、政策目標の達成見込みを把握するためには、事業目標の達成状況 を確認する必要があるとしている。30年報告においては、農林水産省において、各 事業主体の取組の進捗状況を把握するとともに、異なる地域で行われている各取組 を横断的に検証するなどして、農泊地域の創出の見込みを適切に把握して、目標年 度等の到来を待つことなく必要な指導等を行う必要があることを報告した。30年度 における農林水産省による指導等の状況を確認したところ、同省は、農泊推進対策 で採択した地域の実態を把握して、地域協議会等の体制整備等について指導を行っ ているとしている。また、農泊推進関連対策で採択した地区についても、地域協議 会を設立するなどして農泊推進対策を実施するように指導を行っている。しかし、 30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した28団体について 農泊推進対策を実施できたか確認したところ、30年度末現在において、地域協議会 を設立するなどして農泊推進対策が採択されたのは15団体(28団体の53.5%)とな っていて、残り13団体(28団体の46.4%)は農泊推進対策が採択されていなかった。 なお、上記13団体から農泊推進関連対策の計画を取り下げた1団体を除く12団体のう ち5団体については、令和元年8月末現在、元年度の農泊推進対策に採択されている (131~133ページ参照)。

2 所見

国は、平成25年9月に大会の開催都市を東京都とすることが決定されて以降、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援を行っているところである。

大枠の合意においては、国は、東京都、大会組織委員会、関係自治体と共に、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくとしており、これまで、関係者間の連携を図るために様々な連絡会議等が実施され、大会の準備に関する進行管理等を行ってきているところであるが、大会の開催も間近に迫り、準備も大詰めを迎えようとしている。そのうち、大会施設については、JSC及びJRAが整備等を行っている新国立競技場を始めとした競技会場のように既に整備がほぼ完了しているものもあるが、大会を支障なく実施するためには、さらに、大会組織委員会がその一部の経費にパラリンピック交付金を充てて実施する仮設整備及びオーバーレイ整備を適切に実施する必要がある。また、大会施設の維持管理や運営、レガシーの創出等の大会終了後も見据えた準備等も着実に実施していく必要がある。

ついては、オリパラ事務局、各府省等、JSC及びJRAは、大会の成功に向けて、 引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機 関と相互に緊密な連携を図って大会の準備、運営等に係る取組を適時適切に実施してい く必要がある。

- ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと
- イ 国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がより的確に行われるように働きかけていくこと
- ウ JSC及びJRAは、引き続き、大会の開催に支障のないよう、所有する大会施設の

仮設整備及びオーバーレイ整備を実施する大会組織委員会と十分な調整を行っていくこ と

- エ JSCは、引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりすること、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること
- オ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業については、個々の施策の目的に沿って課題等の解消に向けて取り組むこと、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

会計検査院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技大会であることなどに鑑み、30年報告に続き、今回、30年報告の検査結果に対する改善状況、大会の開催に向けた取組等について分析して報告することとした。そして、令和2年には大会の開催を迎えて、国も大会組織委員会、東京都等と共に、大会の準備や運営に注力していくことになることから、引き続き、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策の状況について総括的な検査を実施して、その結果については、大会の終了後に取りまとめが出来次第報告することとする。

別 図 表 目 次

別図表1	各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧(平成25年
	度~30年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
別図表2	オリパラ関係予算に係る事業別の執行状況一覧(平成25年度~30年度)・174

				オリ									(単位:百)
施策 No	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	パラ関係	ABC 分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	支出額 28年度	29年度	30年度	計	備考
等が	実施す	る大会の関連施策 合	計 (340事業)			87,250	109,824	169,325	176,990	262,752	253,865	1,060,008	
大会	の円滑	な準備及び運営】	(179事業)			63,306	81,143	129,987	119,715	199,302	196,576	790,031	
① t=	キュリテ	ィの万全と安全安心の	確保 (68事業)			1,651	3,497	4,683	7,081	7,146	14,855	38,916	
1.	セキュリ	ティ対策検討・推進体	制の整備 (2事業)			-	102	118	249	120	170	763	
1	内閣	国土強靱化基本計 画に基づく対策の推 進	自然災害が発生しても安全・安心な大会 の実現や災害時に弱者となる外国人観光 客等に必要な対策を計画的かつ総合的 に進めるなど見直し後の基本計画に盛り 込んでいる。		_	-	102	118	249	120	151	743	
2	環境省	放射線対策委託費 (特定放射性同位元 素防護管理者等育 成プログラム事業)	放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号)の円滑な施行を 目指し、特定放射性同位元素防護管理者 等の候補者に教育及び訓練を実施		-	-	-	-	-	-	19	19	
2. : 化	未然防	止のための水際対策及	び情報収集・分析機能の強 (13事業)			5	8	287	1,673	2,387	5,577	9,939	
3	内閣	国際テロ情報収集・ 集約体制の強化	大会の確実な成功等に寄与するために7 「国際アロ情報収集ユニット」の新設(27年 12月)、国際アロ情報収集ユニット」の体 制強化(28年9月)等を通じ、邦人関連事 案に関する国際アロ情報収集・集約の体 制・能力を抜本的に強化		В	-	-	43	429	158	962	1,593	
4	内閣	国際テロ対策等に資 する情報共有の迅速 化のための体制整備	「国際テロ情報集約室」に30年8月に設置 した「国際テロ対策等情報共有センター」 におけるテロ容疑事案等に関する情報の 共有・分析を強化		-	1	-	1	-	1	134	134	
5	法務 省	乗客予約記録(PNR) 情報の取得に係る機 器の取得等	乗客予約記録(PNR)情報の電子的取得 等に必要となる機器の取得等		В	-	-	131	192 (内数)	200 (内数)	199 (内数)	131	
6	法務 省	バイオメトリクスシステ ム顔画像照合機能 の活用強化のための 機器の取得等	テロリスト等の発見をより確実に行うため に、入国審査等における顔画像照合機能 の活用の強化のための機器の取得等		В	-	-	-	629	-	-	629	
7	法務 省	破壊的団体等調査	テロを含めた危険動向等の未然防止を始め、不審者・不穏動向の早期把握及び実態解明に向け、段階的に取組を実施 大会の確実な成功等に寄与するために、		В	5	8	66	77	49	93	301	
8	外務省	情報収集機能の強 化	「国際テロ情報収集ユニット」の新設(27年 12月)、「国際テロ情報収集ユニット」の体 制強化(28年9月)等を通じ、邦人関連事 案に関する国際テロ情報収集の体制・能 力を抜本的に強化		В	-	-	46	245	343	332	968	
9	財務省	リスク分析に必要な 事前情報の取得・活 用(輸出入・通関情 報処理システム等経 費)	事前旅客情報(API)に加え、入国旅客に 係る乗客予約記録(PNR)も輸出入・港湾 関連情報処理システム(NACCS)による電 子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得		В	9,345 (内数)	10,084 (内数)	11,754 (内数)	11,428 (内数)	11,392 (内数)	12,101 (内数)	-	
10	国土 交通 省	保安検査の高度化	航空保安対策の強化に向けて、空港にお ける先進的な保安検査機器の導入により 保安検査を高度化		С	-	-	-	291	1,810	3,036	5,138	
11	国土 交通 省	旅客自動車運送事 業等におけるテロ対 策の強化	バスターミナル内の巡回に加え、先進的 警備ンステム実証実験を実施し、追加措置を検討		-	-	-	-	-	-	2	2	
12	国土 交通 省	出入管理情報システ ムの導入	国際埠頭施設のゲートにおける本人・所展・立入目的の確認を電子的に行うことに より、制限区域への出入を確実かつ円滑 に管理する出入管理情報システムについ て、システムが導入されていない国際埠頭 施設への導入を推進		ı	-	-	-	342 (内数)	300 (内数)	416 (内数)	-	
13	国土 交通省	クルーズ船ターミナ ルへの先進的カメラ システムの導入	港湾のクルーズ船ターミナルの保安対策 を強化するため、不審者や不審物を識別 するための先進的なカメランステンを 管理者が導入する際の参考資料を取りま とめ		-	_	-	_	-	_	9 (内数)	-	
14	国土 交通省	空港内監視の強化	ソフトターゲットに対するテロへの対策として、空港ターミナルビルー般区域の警戒 強化を目指して、不審行動者を自動検知 するなどの先進的警備システム及び爆発 物等検知システムの導入に向けた取組を 推進		-	-	-	-	-	24	19	44	
15	国土 交通 省	保安検査の高度化	航空保安対策の強化に向けて、空港における施設改修補助により先進的な保安検 査機器の導入を推進		-	-	-	-	-	-	995	995	
3.		L 営に係るセキュリティの				11	1,857	2,879	4,050	2,920	6,085	17,805	
16	内閣 府(警 察庁)	海外における情報収 集要員の配置	大会を標的とした国際テロ関連情報を含む各種情報収集体制の強化、海外治安情報機関との連携を図るために、事案対処を中心とするテロ関連情報等の収集を行う要員の配置を実施	0	А	-	-	-	19	-	-	19	「No.3」
17	内閣 府(警 察庁)	海外治安情報機関 関係者の招へい	大会に際して予定している各国治安情報 機関を対象とした情報センターの設置に 向けて、英国等のオリンピック開催経験国 の治安情報機関関係者の招へいを行い、 セキュリティに関する情報交換等を実施	0	А	-	-	-	1	-	-	1	「No.4」
18	内閣 府(警 察庁)	インターネット・オシ ントセンターの設置	インターネット上のテロ関連情報の収集 等、技術的手段による情報収集・分析強 化のために、インターネット・オシントセン ターを設置		В	-	-	-	215	1	68	284	
19	内閣 府(警 察庁)	警察職員の増員等 の人的基盤の強化	我が国を取り巻く国際情勢の変化への的 確な対応を図るとともに、大会の成功に向 けて、警察の事態対処能力を強化		С	-	-	-	130 (内数)	116 (内数)	-	-	
20	内閣 府(警 察庁)	東京オリンピック・パ ラリンピック対策に係 る新たな警備手法に 関する調査研究	2012年ロンドン大会等における警備手法 をまとめた報告書の作成に向けて、調査 研究を実施	0	А	-	-	2	-	-	-	2	「No.2」
21	内閣 府(警 察庁)	情報の収集・分析に 要する経費	大会の安全を確保するため、必要な装備 資機材等を整備し、テロ等に関する情報 の収集・分析能力を強化	0	-	-	-	-	-	-	843	843	「No.6」
22		警察庁における指揮 機能の強化に要する 経費	大会期間中は、長期にわたり、複数の競技会場等の警備対策に当たる必要がある ことから、警察庁における指揮調整機能を 強化	0	-	_	-	_	-	_	1,152	1,152	「No.9」
23	察庁)	各種部隊の資機材 の整備等に要する経 費	能力の向上を図る。	0	-	-	-	-	-	-	1,798	1,798	「No.7」
24	内閣 府(警 察庁)	警備実施及び要人 警護に要する経費	大会における警備実施及び要人警護に 万全を期すため、必要な資機材や待機施 設を整備	0	-	-	_	-	-	-	760	760	「No.8」

支出額 府省 ABO 事業概要 分類 注(3) 等名 注(1) 平成25年度 26年度 27年度 29年度 30年度 28年度 スマートフォン等を使用した音声以外で緊 急通報が行える全国一律の携帯電話用 110番サイトシステムの整備を検討 携帯電話用110番サ イトシステムの整備 一般社団法人JPCERTコーディネーション センターを通じ、各国の攻撃情報の集約・ 対応を行う機関(窓口CSIRT)との連携に より、国際的なサイバー攻撃基盤を共同 経済 産業 省 経済基盤構築事業 26 (サイバー攻撃等国 際連携対応調整事 1.179 1.152 1.200 1.236 1.295 6.063 駆除する活動の支援 駆除する活動の支援 大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するために、東京港等の詳細な海 洋調査を実施し、海上警備体制構築に必 撃な最新の情報を含んだ警備制参考で 等の整備を行うための小型測量船の代替 等がたませた。 国土 交通 省 小型測量船の代替 整備 27 Α 138 725 864 整備を実施 登禰を夫地 大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するために、関係機関からの情報 収集や研修の受講を実施 大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するため、特殊警備隊の能力を維 持するために、資機材の代替整備を実施 国土 交通 省 28 Α No.421 特殊警備隊の能力 29 Α 10 10 国土 交通 大会におけるテロの未然防止、 30 けん締の代麸整備 こ対応するために、けん銃の代替整備を Α 大規模災害発生時において、海難発生の 極小化、海上輸送機能の確保及びサブラ イチェーンの寸断の防止を図るために、 備上交通センターと各港内交通管制室を統 合の上、一元的な海上交通管制を実施す る体制を構築し、船舶への登報の伝達や 避難海域の情報提供等を迅速確実に実 国土 交通 省 災害対応体制の強 化 В 11 678 1 724 2 453 956 47 5.872 テロ事案を始め、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動や海上犯罪等への対応に万全を期すための資機材等を整 国土 交通 省 テロの未然防止等の 32 ための資機材等の整 112 112 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 侵原序物質,係終系科物質及(5)原子炉の 規制に関する法律(昭和32年法律第166 号)に基づき、試験研究用等原子炉施設 及び核燃料質等の使用施設の核物質 防護規定に係る審查、検查等を実施する とともに、核物質防護規制の高度化等に 資するため新核物質防護システム確立調 環境 省 試験研究炉等の核 セキュリティ対策 54 29 (内数) (内数) (内数) 33 (内数 (内数) 査を実施 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等 の新たな脅威や輸送時の核セキュリティ、 最新の防護設備等について試験等による 技術データ収集、分析により有効性を評 価するとともに、技術動向の調査等を実施 環境 省 144 34 (内数 (内数 (内数 4. 警戒監視、被害拡大防止対策等 21 10 10 大会に向けた教急医療提供体制の整備 を図るために、爆発物や、銃器、刃物等の 外的要因による創傷(切削、銃削、繰削 等)により生じた外傷治療を担う外科医を 育成し、負傷者への医療提供体制を整備 厚生 労働 外傷外科医養成研 修事業 35 10 10 21 No.39] Α 555 137 563 5. NBC(核・生物・化学物質)テロ対策の強化 508 601 826 3,192 NBCテロ災害への対応力強化のために、 特殊災害対応車両のうち、大型除染シス テム搭載車を消防組織法(昭和22年法律 第226号)第50条の無償使用制度に基づ 総務 省 特殊災害対応車両 の整備 В 32 28 32 94 NBCテロ災害への対応能力向上のため に、国と地方公共団体とが共同で行う訓練に係る費用で、地方公共団体が支弁し 総務 国民保護訓練費負 37 В 57 57 71 81 75 94 438 担金 東に係る費用で、 こものを国が負担 NBC災害の専門救助部隊養成のために 消防大学校におけるNBC災害の教育内 総務 NBC災害専門部隊 С 38 0 0 0 教育の実施 テロ災害等対応資機 材の整備(化学剤遠 総務 39 化学剤遠隔検知装置の整備 138 138 隔検知装置) ラグビーワールドカップ2019及び大会の 開催に当たり、競技会場等を管轄する消 防本部等を委員とした消防対策協議会を 春競技大会において設置し、全ての会において近し、全での会においてが近し、全での会においておりに対してが 2020年東京オリン 総務 ピック・パラリンピ 競技大会等の開 「No.14」 :等の開催 消防・救急 に向けた消防 体制の構築 においての主な目的、私恋体的で作業 化学テロリズム対策についての提言」(厚 生科学審議会健康危機管理部会、26年7 月)において、東京大会等大規模国際イ ベントに備えて解毒剤の備蓄など化学テ ロこついての対応強化の必要性が指摘さ れたこと等を踏まえ、26年度に備蓄を開始 厚生 41 労働 省 化学災害・テロ対応 医薬品の備蓄 131 219 「No.40」 42 В 450 455 450 27 455 455 ワクチン対策事業 2,293 6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進 5 46 47 1,118 1,217 大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要システム・サービスを対象としたリスク評価に基づく対策の促進や、大会組織委員会を含めた関係組織との情報共有の中核的組織としての対処体制(オリンピック・パープンピンクCSIRT)の整備に向けた検討の実施 リスク評価に基づく対策の促進及び対処 体制(オリンピック・パラリンピックCSIRT) の整備 43 内閣 В 20 32 58 政府機関における高度なサイバーセキュリティ人材育成のた 政府機関における高度なサイバーセキュ! ティ人材育成のための研修の実施 44 内関 В 31 31 の研修の実施 トイバーセキュリティ C係るリスクアセスメ サイバーセキュリティに係るリスクアセスメ 45 内閣 В 11 27 113 152 小支援 小支援業務 海外のサイバーセキュリティ機関との連携 を図るなどのために、リオ大会等へ連携要 オデジャネイロ大会 ~の連携要員の В 内閣 46 を図めなどのにのい、リオ大芸寺へ連携楽 員の派遣を実施 サイバーセキュリティに関わる情報収集と 情報共有が24時間体制で運用可能となる サイバーセキュリティ対処調整センター及 び関係機関と重要インフラ事業者等相互 の情報共有やインシデト外処支援に資 する情報共有システムを構築 派遣 サイバーセキュリティ 対処調整センター及 び情報共有システム の構築 47 内閣 248 248 する日本収売日ングルを海楽 重要インフラ事業者等が自ら所有する情 報システムの脆弱性(リス)を評価し、そ の対策実施を促進させるほか、第三者の 視点からの評価を促進し、適切な評価の 実施が難しい事業者等に対しては、評価 の支援を実施 重要インフラ事業者 等における情報シス テム等に係る緊急点 内閣 48 329 329

分野、施策 支出額 府省 ABO バフ 関係 予算 注(2) り区分 事業概要 等名 注(1) 分類 注(3) 平成25年度 26年度 27年度 29年度 30年度 28年度 内閣 サイン 府(警 防止を 察庁) 経費 サイバー攻撃の未然 防止対策等に要する 材等を整備し、サイバー攻撃の未然防止 対策等を実施 49 393 393 「No.11」 首都直下地震対策の強化 (12事業) 97 69 34 48 63 42 355 南海トラフ巨大地震 及び首都直下地震 に係る人的・物的被 内関 50 В 63 63 害軽減対策等検討 南海トラフ巨大地震 用価トノン巨人地展 及び首都直下地震 に係る経済被害軽減 対策等検討業務 内閣 51 В 34 34 和心中等限的系统 都心中部の市市街地 等発災時の発生抑制に向けた方策及び 情報集約・提供等に 関する機能 内閣 府 52 18 大規模地震における 災害応急対策の具 体的な活動内容に 内関 53 В 10 10 係ろ計画(仮称)作 成に関する調査・検 計業務 首都直下地震及び 中部圏・近畿圏直 内閣 54 В 39 39 対策の検討業務 大規模地震対策、津波対策、火山対策、 大規模水害対策等について、中央防災会 議等の議論を踏まえて、被害想定や具体 的な対策の検討、調査研究等を実施 木造住宅密集市街 地を中心とした大規 模地震時の火災延 焼リスクと効率的な避 難方策の検討及び 内閣 55 В 24 24 効果的な普及促進 方策に関する検討業 大規模地震における 具体的な応急対策 活動に関する計画策 定等支援業務 内閣 56 В 大規模地震時に延 大規模地震時に延 焼のおそれのある密 集市街地の把握及 び感震プレーカーの 普及や適切な避難 誘導等に関する調査 検討業務 内閣 57 В 21 12 34 大規模地震における 具体的な応急対策 活動に関する計画改 内関 58 В 12 13 11 36 T等支援業務 大規模地震の発生 内関 に伴う帰宅困難者対 59 В 26 16 42 策に関する調査検討 学務 業務 緊急災害現地対策 本部運営訓練にお 内閣 60 В ける支援業務 防災訓練大綱に定める「政府における総 合防災訓練等」を実施 政府図上訓練等に おける支援業務 内閣 В 61 11 14 34 8. 避難誘導対策の強化 117 98 216 (3事業 災害情報の視覚化が可能なシステム等の 災害情報の視覚化が可能なシステム等の レアラート高度化システムの実現に寄与す 地域防災等のための G空間情報の利活用 指進 推進 推進 大学信報)に地理空間情報を付 与した避難指示等を情報発信するための 標準仕様の策定に関する調査研究等を 空 総務 62 116 98 215 外国人が必要とする 防災・気象情報等へ のアクセスの簡易化 総務 省 63 避難勧告等について、多言語辞書を作成 0 0 気象情報等に用いられる文言を多言語化 するための資料を作成・公開し、民間事業 者による外国人への防災気象情報の提供 を支援 国土 交通 民間事業者による多 言語情報配信のた めの環境整備 64 9. 感染症対策の推進 1,028 857 802 874 915 925 5,403 風しんの予防接種が必要である者を検出 するために、地方自治体が行う抗体検査 に対する固庫補助 2000年までに低まん延国になることを目指 し、健康診断、公費負担医療、予防接種、 直接限薬確認療法(Directly Observed Treatment, Short-course: DOTS)による 対策等、総合的な結核対策を推進 環路をアルタナル理想の工能がお理想し公断 167 318 (内数 1,343 (内数 65 風しん抗体検査事業 В (内数) (内数 結核対策特別促進 66 労働 В 521 318 254 257 255 250 1.858 感染症の発生情報の正確な把握と分析、 その結果の国民や医療機関への迅速な 提供・公開により、感染症に対する有効か の的確な予防・診断・治療に係る対策を 図り、多様な感染症の発生及びまん延を 厚生 労働 省 感染症発生動向調 査事業 67 В 506 539 548 616 659 674 3,545 食品の安全管理の国際標準である HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)による工程管理の導入を 推進 HACCP導入推進事 68 В (内数 (内数 (内数 (内数 スリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための (35事業) 34 271 10.511 28 385 39 332 50 241 45 396 208 139 対策 11. 出入国審査の円滑化 744 299 767 3,434 2,951 8,198 あらかじめ入国管理局(平成31年4月1日 以降は出入国在留管理庁)に個人識別情 報(バイオペリクス)を提供して利用登録 を行った者が、出入国時に自動的に出入 国手続を行うことができる自動化ゲートの 更新、増配備 法務 省 自動化ゲートの更 新・増配備 69 71 213 213 213 923 日本人出帰国審査を合理化し、外国人出 入国審査の迅速化を図るために、顔認証 技術を活用した自動化ゲートを導入 法務 省 В 199 169 2,169 2,538

包策	府省				ABC				支出額				(単位:日刀円
No.	等名 注(1)	事業名	事業概要		分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
71	法務 省	外国人の出国手続 における自動化ゲー ト利用の検討	入国審査時に取得した個人識別情報又はICチップ内の個人識別情報と出国時の個人識別情報を照合することにより、事前 登録することなく出国時の自動化ゲートの 利用が可能		В	_	_	_	-	19	482	502	
72	法務 省	トラスティド・トラベ ラー・プログラム (TTP)に係るシステ ム開発	TTPの開始に向けて、「信頼できる渡航者」に係る申請の受理・管理、審査結果等の管理及び特定登録者カードの発行・管理等の機能を有する特定登録者システムの開発を実施		В	-	_	313	490	86	86	976	
73	法務 省	縦型審査ブース改 修・設置	横型の審査カウンターを改修して縦型の 審査カウンターを詰めて配置することで、 急増する訪日外国人旅行者を円滑に誘 導・審査できるようにし、もって、空港での 最長審査待ち時間の縮減・解消を図る。		В	-	228	241	10	255	-	736	
74	法務 省	バイオカートの導入	上陸審査場での最長待ち時間を短縮する ことを目的として、上陸審査待ち時間を活 用した個人識別情報を事前に取得する 「バイオカート」の導入		В	-	-	-	2,521	-	-	2,521	
12.	CIQ体	制の強化等	(5事業)			-	-	-	8	5	4	17	
75	法務 省	入国審査官の増員	入国審査官の増員		В	-	-	24,089 (内数)	25,726 (内数)	26,930 (内数)	28,520 (内数)	-	本図表には、日
76	財務省	税関職員の増員	税関職員の増員		В	-	-	61,706 (内数)	62,890 (内数)	64,137 (内数)	65,180 (内数)	-	本図表には、「 入国審査・税限 検疫(CIQ)に依 人的体制の充
77	厚生 労働 省	検疫所職員の増員	検疫所職員の増員		В	-	-	5,855 (内数)	6,173 (内数)	6,370 (内数)	6,698 (内数)	-	強化を図るため 措置された27年度からの増員
78	農林水産省	動植物検疫官の増 員	動植物検疫官の増員		В	-	-	9,886 (内数)	10,062 (内数)	10,230 (内数)	10,408 (内数)	-	上
79	農林	2020年東京オリン ビック・パラリンピック 競技大会馬術競技 場における衛生管理 事業委託費	大会における馬術競技において、馬ピロ プラズマ病の我が国への侵入及び競技出 撮馬へのよん延を防止して円滑な大会実 施に資するために、馬術競技場及びその 周辺におけるゲーロを思調査を実施し、 生息分布状況を踏まえた駅除及び駆除効 果を測定し、清浄性を確認	0	A	-	-	-	8	5	4	17	「No.41」
13.	首都匿 国土	空港の機能強化	(1事業) 羽田空港の飛行経路の見直し等により			-	_	-	-	-	-	-	
80		首都圏空港整備事 業	2020年までに羽田・成田両空港の空港処 理能力を約8万回拡大		В	-	-	-	59,362 (内数)	61,074 (内数)	72,484 (内数)	-	
14.		クセス等の改善	(1事業)			-	21	-	-	-	-	21	
81	国土 交通 省	羽田空港の深夜早 朝時間帯における利 用促進調査	深夜早朝時間帯におけるアクセスバスの 運行		В	-	21	-	-	-	-	21	
15.	道路輔	送インフラの整備	(1事業)			31,832	7,241	22,570	31,134	46,188	38,233	177,202	
82	国土交省	首都高速中央環状 品川線・晴海線、一 般国道357号・14号 窓港道路南北線の 整備 (直轄)	首都高速中央環状品川線27年3月7日 開通・晴海線、一般国道357号(立体化 等)14号、臨港道路南北線について整 備を推進し、渋滞緩和等を図るともに、 選手村のアクセス道路としても活用予定の 環状第2号線等について東京都による整 備を支援		В	16,124	1,813	19,512	29,422	42,553	32,017	141,443	
		(交付金)				15,708	5,428	3,058	1,712	3,635	6,216	35,758	
16.	大会開	開催時の輸送	(1事業)			-	_	-	3	-	-	3	
			大会で実施する交通対策の検討に当たり、2016年開催のリオ大会における交通 状況の把握及びオリンピック・レーン等各種交通対策の視察	0	А	-	-	-	3	-	-		「No.5」
	国土	対応の強化 道路案内標識の英 語表記改善	(5事業) ・東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定			_	-	72,323	20	95,646	285	333	
84	交通 省	(直轄)	・案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取組を推進		В	-	-	(内数)	89,152 (内数) 20	(内数)	77,167 (内数) 21	- 69	
85	国土交通	訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バ スターミナル等における情報発信・利便性		В	_	_	-	4,913	4,147	1,358	-	
86	省 国土 交通	対策事業 訪日外国人旅行者 受入基盤整備事業	向上を支援 ハード面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界		В	_	-	-	(内数)	(内数) 5,228 (内数)	(内数)	-	
87	省 国土 交通	訪日外国人旅行者 受入加速化事業	最高水準の観光拠点の整備を加速化 ソフト面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最		В	-	-	-	265 (内数)	2,904 (内数)	-	-	
88		旅行環境整備事業	高水準の観光拠点の整備を加速化 観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性		_	-	_	-	(1190)	(1190)	264	264	
18.	省 無料公	·衆無線LAN	向上を支援 (8事業)			_	_	648	412	637	1,302	3,001	
89	総務省	観光・防災Wi-Fiス テーション整備事業	観光や防災の拠点等における来訪者や 住民の情報収集等の利便性を高めるため に、観光拠点及び防災拠点等における Wi-F環境の整備を行う地方公共団体・第 三セクターに対して、その費用の一部を補 助		В	-	_	620	322	_	-	942	
90	総務省	携帯電話等エリア整 備事業のうち公衆無 線LAN環境整備支 援事業	防災拠点等における住民の情報収集等の利便性を高めるために、防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共 団体・第三セクターに対して、その費用の一部を補助		В	-	_	-	90	-	-	90	
91	総務省	公衆無線LAN環境 整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備を行うととは、災害発生時の情報伝達主段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点 (博物館、文化財、自然公園等) におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対して、その費用の一部を補助		В	-	-	-	-	637	1,246	1,884	
92	総務省	無料公衆無線LAN の利用開始手続等 の簡素化・一元化に 係る実証実験	無料公衆無線LANの利用開始手続等の 簡素化・一元化に係る調査研究を実施		В	_		27	-	-	-	27	

施策	府省			オリパラ	ABC				支出額				(単位:百万
No.	等名 注(1)	事業名	事業概要	関係	分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
93	国土 交通 省	訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急 対策事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バ スターミナル等における情報発信・利便性 向上を支援		В	-	-	-	1,132 (内数)	252 (内数)	1,131 (内数)	-	
94	国土交通省	訪日外国人旅行者 受入基盤整備事業	ハード面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最高水準の観光拠点の整備を加速化		В	-	-	-	12 (内数)	262 (内数)	-	-	
95	国土交通省	訪日外国人旅行者 受入加速化事業	ソフト面からの受入環境整備を通じた訪問 時・滞在時の利便性向上を図り、世界最 高水準の観光拠点の整備を加速化		В	-	-	-	10 (内数)	265 (内数)	-	-	
96	国土 交通	旅行環境整備事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性向上を支援		_	-	-	-	_	-	56	56	
19.	宿泊施	 設の供給確保に向け				-	-	-	-	-	-	-	
20.	医療機	関における外国人患	者受入れ環境整備 (2事業)			63	68	130	117	129	101	609	
97	厚生 労働 省	医療機関における外 国人患者受入環境 整備推進事業	医療通訳・医療コーディネーターの配置 支援や院内資料の多言語化等の支援を 実施 日本国内の医療機関に対し、多言語によ る診療案内や、異文化・宗教に配慮した		В	53	58	123	110	121	96	561	
98	厚生 労働 省	外国人患者受入に 資する医療機関認 証制度推進事業	対応等、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的に評価することを通じて、 利の医療機関を受診する全ての外国人 に、安心・安全な医療サービスを提供でき る体制づくりを支援		В	10	10	7	7	8	4	47	
21.	外国人	来訪者等への救急・	1			-	-	76	89	-	_	165	
99		119番緊急通報多様 化に向けた検討	音声による意思疎通が困難な感覚・言語 障害者が、いつでも全国どこでも最寄りの 消防本部へ通報できる仕組みを作るべく、 技術条件仕様を策定		В	-	-	73	74	-	-	147	
100	総務省	多言語対応の全国 版防災アプリの整備 に向けた検討	(27年度)防災アプリに関する調査及び有 議者会会を開催し、全国で利用できる整 難誘導に関する防災アプリに求められる 機能・条件について寛見交換を行った。ま 、就験用アプリ作成及び実地による機 能確認影響を実施し、報告書を作成 (28年度)27年度の事業を対象として、全国各 自治体の地域特性に応じた避難支援方 法の検討と、避難支援アプリの開発推進 に関する検討を実施し、「避難支援アプリ の作成等に関する検討を実施し、「避難支援アプリ の作成等に関する検討を実施し、「避難支援アプリ		В	-	-	3	14	-	-	18	
22. 進	国際都	I 市にふさわしい景観和	】 割出等のための無電柱化の推 (1事業)			2,375	2,879	4,146	3,614	1,922	2,218	17,157	
101	国土 交通 省	無電柱化の推進 (直轄)	大会を控えて、美しい都市景観の創出や 道路の防災性向上等の観点から無電柱 化を推進		В	1,581 (内数)	846	1,020	1,379	1,346	1,587	6,180	
23	外围人	(交付金)	訪者がストレス無く楽しめる環 (a.東.**)			2,375	2,032	3,126	2,234	576	631	10,976	
境惠	経備経済業	IoTを活用した新ビジネス創出推進事業 (IoT活用おもてなし 実証事業)	フーアが共有できる基盤(おもくない) ラットフォーム」)を整備し、社会実装を目 指す。訪日外国人が国内滞在中にシーム レスな"おもてなし"を受けることを可能に		В				496	609	299	1,427	
103	産業	我が国経済社会の 情報化・サービス化 に係る基盤整備 (国内における消費 活動を促進するプラットフォーム構築に 係る調査)	する。 訪日外国人のストレスフリーを実現する 「消費活動促進(おもてなし)ブラットフォー ム」の構築に向けて、既存事業者の競争 領域を踏まえた課題の洗い出し、実現に 必要なビジネスモデルやルールに関する 検討及び参考となる事例の収集、実現に 向けたロードマップの検討		В	_	_	22	-	-	-	22	
3暑さ	対策・	環境問題への配慮	(30事業)			20,569	49,804	66,635	44,112	50,910	45,916	277,948	
24.		慮の推進 ヒートアイランド現象	(12事業)			438	834	1,289	1,436	2,120	1,104	7,223	
104	環境 省	に対する適応策検討 調査業務	街路空間等におけるヒートアイランド現象 に対する適応策の調査・検討を実施 微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシ		С	51	42	22	5	9	9	142	
105	環境省	微小粒子状物質 (PM2.5)等総合対策 事業	ダントの削減に向けて、PM2.5等の機構解明のための解析の高度化、発生源の把握・生成機構の解明、シミュレーションモデルの高度化及び対策の検討・実施全国の都道府県等とオンラインで接続した		С	234	394	435	585	488	488	2,626	
106	環境 省	大気環境システム整 備事業	十年年沈勝所庁は彫用シフテル(涌発, ス		С	152	138	170	153	175	163	954	
107	環境 省	機とした一般廃棄物	東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物の排出 が予想されるため、分かめやすく、実効性 の高い分別方策について検討を行い、分 別ラベル等の運用に関するガイドラインを 策定し、認知度向上と普及を図る。	0	А	-	-	21	15	-	-	36	「No.45」
108		熱中症対策推進事 業	大会に向けて、夏季の大規模イベント等 における熱中症のリスク把握手法等開発 や観客、特に日本の夏に慣れていない海 外からの旅行客等に向けた熱中症予防策 の検討	0	Α	-	-	13	40	24	18	97	「No.44」
109	環境 省	オリンピック・パラリン ピック暑熱環境測定 事業	オリパラ主要競技会場周辺等の14地区程度を対象に気温、湿度等を実測調査するとともに、暑さ指数の推計手法を確立 ・大会におけるグリーン購入の実施に関す	0	A	-	-	-	-	28	29	58	「No.47」
110	環境省	東京オリンピック・パ ラリンピックにおける グリーン購入促進検 討	○ 技術的支援を視野に、これまでの国内 外のイベントにおけるグリーン購入の対象 品目、基準等の調査を行い課題を明確化 するととは、環境ラベル及び環境関連技 術等の動向を把握 ・さらに、国内外イベントにおける環境配 慮の取組等を参考に、プレマアム基準の 考え方を活用した各種イベントにおけるグ リーン購入がドラインを変化し、大会での リーンで購入がドラインを変化し、大会での リーンで購入がドラインを変化し、大会での	0	A	-	-	7	4	1	-	14	「No.46」

包策	府省 等名	事業名	事業概要	オリ パラ 関係	ABC 分類				支出額				備考
No.	注(1)	尹水伯	低炭素・資源循環・自然共生政策の統合	予算 注(2)	万規 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	湘与
111		2020年東京オリン ビックに向けた都市 圏における環境対策 評価検証等事業	的アプローチによる東京都市圏の環境対 策について、ソアからいードに至るまでの あらゆる施策の総合的な実施効果を検証 するために、マクロモデルを活用して都市 圏における環境対策の巣をシミュレーションし、都市圏の環境対策の推進に向けた 方策等を取りまとめたカイアラインを作成 し、環境対策を実践する地方公共団体等 の取組を支援するための調査検討事業を 実施	0	A	-	-	276	2	-	-	279	「No.43」
112	環境省	容器包装における環境負荷低減効果等 モデル実証事業の 実施等業務のうち 2020年東京オリン ピック・パラリンピック における3R推進の 調査・検討	大会における環境負荷低減、国民各層の 3R(リデュース・リュース・リサイクル)意識 の醸成に資するために、大会期間中のみ ならず大会の終了後に3Rに関する意識 が高まるような施策の検討を実施	Δ	В	-	-	-	3	2	0	7	「No.48」 オリパラ関係 は30年度の
113	環境省	皇居外苑濠水環境 改善事業	27年度に策定した水環境改善計画に基 づき濠水環境の改善を図るために、濠水 浄化施設発生汚泥処理施設の整備、中 長期的対策として濠に蓄積した底泥対 策、局所的・一時的水質対策の検討、生 物の生息・生育環境の整備等を実施		В	-	39	64	69	193	234	602	
114	環境 省	国民公園における競 技会場周辺の環境 整備事業	皇居前広場や園路の舗装、標識・サイン の多言語化及びトイレの洋式化等新たな ユニバーサルデザインを導入するための 整備等を実施		В	-	449 (内数)	229	527	1,143	119	2,021	
115	18	外国人旅行者向け の魅力発信の強化	ICTを活用した訪日外国人向け情報発信、都内の観光スポットやゲストハウス等でのPR等を実施		В	-	219	47	25	50	38	383	
	が 解決 経済	クリーンエネルギー	用によるエネルギー・環境課 (14事業) 次世代自動車等の購入時の負担軽減を			9,781	41,441	58,443	35,168	43,542	41,074	229,452	
116		自動車導入事業費補助金	行うことで初期需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進し、世界に先駆けて国内市場を確立 高度なエネルギーマネジメント技術によ		В	-	15,169	21,059	7,819	12,816	12,659	69,525	
117	経済産業省	需要家側エネルギー リソースを活用した バーチャルパワープ ラント構築実証事業 費補助金	り、電力グリッド上に散在する蓄電池等の 蓄エネルギー設備、デイマンドリスポンス 等需要家側のエネルギーリソースを統合 的に制御し、あたかも一つの発電所(仮想 発電所)のように機能させる実証事業等を 実施		В	-	-	-	1,602	2,112	2,448	6,163	
118	[NED O]	水素利用技術研究 開発事業	FCV及び水素ステーションの自立拡大の 早期実現と、FCV関連産業の競争力向 に向けて、水素ステーションの整備・運営 コスト、FCVコストの低減に資する研究開 発、規制見直し及び国際標準に係る取組 を実施		В	1,734	3,593	4,649	4,308	3,730	-	18,016	
119	経済 産業 【NED O】	水素社会構築技術 開発事業	再生可能エネルギー由来の電力による水 素製造、輸送・貯蔵及び利用技術を組み 合わせたエネルギーシステムの開発		В	-	7	1,809	2,344	6,485	7,510	18,158	
120	経済産業省	固体高分子形燃料 電池利用高度化技 術開発事業	固体高分子形燃料電池(PEFC)の社会への本格実装に向けて、高効率、高耐火・低 の本格実装に向けて、高効率、高耐火・低 コストの燃料電池システムの実現に資する 基盤技術開発、大量生産可能な生産プロ セス化に資する実用化技術開発等を総合 的に推進し、PEFCの大量普及に必要な 要素技術を確立		В	-	-	3,165	3,093	2,309	2,058	10,626	
121		固体酸化物形燃料 電池等実用化推進 技術開発	固体酸化物形燃料電池(SOFC)エネファームの本格普及及び中・大容量システムへの展開のための技術開発及び実証研究		В	328	816	1,133	1,951	633	700	5,564	
122	経産省	革新的エネルギーマ ネジメントの確立	電力料金の変動やポイントの与軽による 電力のビークカトが効果を検証する電気料 を型ディマンドリスポンス実施、電力会社 とアグリゲーターとの間でネガワット(節電 割)を取引するイヤセンティブ型デイマンド リスポンス実証、蓄電池やエネルギー管理 システム等に関しての標準化に資する調 意・研究、実証、本実証で構築したシステ ムの普及の際に必要な認証制度の構築 等を実施		В	5,593	3,827	-	-	-	-	9,420	
123	経済産業省	燃料電池自動車の 普及促進に向けた水 素ステーション整備 事業費補助金	水素供給設備の整備者に対して当該整備費用の一部を補助するとともに、水素ス テーションを活用した普及啓発活動や FCVユーザーの情報の収集・共有等、 FCVの需要を喚起するための活動に必要な費用の一部を補助		В	69	3,749	11,789	3,744	2,890	3,411	25,655	
124	経済産業省	燃料電池の利用拡 大に向けたエネ ファーム等導入支援 事業費補助金	家庭等における省エネを促進するため に、21年から世界に先駆けて本格販売が 開始された家庭用燃料電池(エネファー ム)及び29年度から市場導入された業務 産業用燃料電池の普及拡大と早期の自 立的な市場の確立を目指し、導入費用の ・部を補助		В	2,055	14,264	13,774	7,966	6,748	5,004	49,815	
125	経済産業	福島県における再生 可能エネルギーロー 不素製造実証のた めの発電設備の整 備支援事業費補助 金	工业工作工艺。20 第15517 20 第1		_	-	-	-	-	-	2,699	2,699	
126	国土 交通 省	地域交通のグリーン 化に向けた次世代環境対応車普及促進 事業	来を又接し、日勤年度と事業有等に対し て次世代環境対応車の導入に対する支 援を実施		В	-	14	33	105	101	-	253	
127	環境省	携事業)のうち地域 連携・低炭素水素技 術実証事業	地方自治体と連携の上、地域の再生可能 エネルギーや未利用エネルギーを活用 し、水素の製造・貯蔵・輸送・利用まで一 貫した低炭素な水素サプライチェーンの 実証を通じて、低炭素な水素サプライ チェーンのモデルを確立		С	-	-	798	1,571	4,287	2,743	9,400	
128	環境省		再生可能エネルギー由来の水素ステー ションの導入補助		В	-	-	228	659	1,241	1,014	3,144	

恒策	府省 等名	事業名	事業概要	オリ パラ 関係	ABC 分類				支出額				(単位:百)
No.	注(1)	尹采石	李 来帆女	予算 注(2)	注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	湘与
129	環境省	再エネ水素を活用した社会インフラの低 炭素化促進事業(一 部経済産業省、一部 国土交通省連携事 業)のうち水素社会 実現に向けた産業 両における燃料電池 化促進事業	燃料電池産業車両の導入補助		С	-	-	-	-	184	822	1,007	
26.	アスリー	ート・観客の暑さ対策の	推進 (4事業)			10,349	7,528	6,902	7,507	5,247	3,737	41,272	
130	経済 産業 省	製造基盤技術実態 等調査(都市部にお ける暑熱対策・技術 と化学産業の貢献可 能性に関する調査)	都市部の暑熱対策技術として遮熱塗料を 取り上げ、普及状況の実績調査を行うとと もに、遮熱メーカーと地方自治体間の購 入判断の意識調査を実施		В	-	-	-	4 (内数)	-	-	-	
131	国土政省	路面温度上昇抑制 機能を有する舗装の整備等 (直轄・調査) (直轄・工事) (交付金)	東京都や大会組織委員会、有識者等を 委員とする検討会において取りまとめられ た総合的な道路空間の暑熱対策につい て、関係機関と連携し、路面温度上昇抑 制機能を有する舗装の整備等、必要な対 策を推進		В	-	9	17 - 15	17 255 (内数)	19 513 (内数) 48	- 1,012 (内数) 11	55	
132	国土 交通 省	気象情報に係る予測 精度の向上及び充 実	27年7月から運用を開始したひまわり8号を始めとする最新の気象観測システムの活用、情報処理基盤の強化等による気象情報の予測精度向上や充実		С	10,331	7,518	6,770	7,390	5,179	3,725	40,915	
133	18	余剰地下水等を利 用した低炭素型都市 制出のための調査・ 検証事業	都市部の余剰地下水や雨水等を活用した 屋外の体感温度を下げる取組が、人の屋 外での活動や生活習慣等に変化を与える ことによる低炭素型のライフスタイルへの 転換を促進する可能性、都市全体のCO2 排出量が削減される可能性について調 査・検証		С	-	-	99	99	-	-	198	
		へ向けた競技力の強				5,413	7,245	10,965	14,839	22,590	24,854	85,907	
27.	競技力	の向上	(8事業)			4,891	6,295	9,886	11,201	13,085	11,174	56,534	_
134	文部 科省 【JSC 】	競技力向上事業	大会における日本代表選手のメダル獲得 に向けて、各職技団体が行う日常的・維 統的な選手強化活動を支援するととして、 大会で活躍が剥待される次世代アメリート の発掘・育成等の戦略的な選手強化を実 施	Δ	А	-	-	6,437	7,707	10,894	9,409	34,449	「No.27」 本図表では おける支出 図表2では JSCへの運 付金支出都 を記載して め、計 数い。
135	文部 科学	日本オリンピック委員会補助	国際総合競技大会への日本代表選手団 の派遣及び日韓競技力向上スポーツ交 流等を実施	0	А	2,356	2,376	77	84	112	112	5,119	「No.15」
136	文部 科学	日本障がい者スポー ツ協会補助(競技力 向上推進事業等)	国際総合競技大会への日本代表選手団 の派遣及び国際競技力向上に資する情 報収集・提供等を実施	Δ	А	-	1,012 (内数)	61	51	51	52	215	「No.30」 オリパラ関係 としての登録 年度以降
137	文部科省	次世代アスリート特 別強化推進事業	メダルの獲得が期待できる競技を選定し、 次世代のトップアスリートを育成するため の中・長期的な強化戦略プランに基づく 強化活動全般を統括するナショナルコー 夫及びより実動的に強化に取り組むアシ スタントナショナルコーチを設置することに より、競技団体の更なるレベルアップを図 る。	0	A	377	383	-	-	-	-	761	「No.19」
138			大会において活躍が期待される年代の競技者に対する特別育成・強化プロジェクトを実施することにより、スポーツ基本計画の目標に指げる金メダルランキング世界3位~5位を目指す。	0	Α		1,024		-	-		1,024	「No.23」
139	文部 科学省	ハイパフォーマンス・ サポート事業	メダル獲得が期待される競技をターゲット として、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施 女性特有の課題に着目した調査研究や	0	А	2,084	2,267	2,934	2,974	1,588	1,293	13,143	「No.16」
140	文部 科学 省	女性アスリートの育 成・支援プロジェクト	医・科学サポート等による支援プログラム、 女性競技種目における強化プログラム、 女性エリートコーチの育成プログラムを実施	0	А	71	243	314	310	350	205	1,497	「No.18」
141	文部科省	スポーツ国際展開基 盤形成事業(28年度 当初予算:国際情報 戦略強化事業)	・国際的地位の向上、国際競技大会等の相接・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の表が国のスポーツ国際政策を治 協力等の表が国のスポーツ国際政策を治 合的に展開し、その効果を最大限に高め るために、官長合同の「スポーツ国際破策会議」を設置するとともに、国内外の政策・ 情報を収集・分析し、共有・活用する国際 情報を収集・分析し、共有・活用する国際 情報で収集・分析し、共有・活用する国際 情報で収集・分析し、国際競技連盟役 良等の選挙及び国際的な人材の育成を 支援	0	A	-	-	61	73	88	100	323	「No.31」
28.	強化・	研究拠点の在り方	(7事業)			519	592	720	3,512	8,128	12,141	25,614	
142	文部 科学	ナショナルトレーニン グセンター競技別強 化拠点施設活用事 業	NTCのみでは対応が困難な冬季、海洋・ 水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地 トレーニング及びペラリンピック競技につ いて、既存の施設を活用した事業を実施	0	Α	518	578	606	764	853	783	4,104	「No.17」
143	文部 科学 省 【JSC 】	ナショナルトレーニン グセンターの拡充整 備	我が国のトップレベル競技者が、同一の 活動拠点で集中的・継続的にトレーニン グ・強化活動を行うための拠点施設である NTCのオリンピック競技ンデリンピック競技 放大同利用化等による機能強化を図る ために、NTCを拡充整備	Δ	А	-	-	1	2,648	5,376	10,330	18,356	「No.29」 本図表は、 おける自己 財源として を額であるたる 図表2の計 致しない。
144	文部 科学 省	ハイパフォーマンス センター情報システ ムの基盤整備	我が国の国際競技力が中長期的に成長していくための基盤として必要となる先進的な情報システム基盤を整備	0	А	-	-	-	9	998	-	1,008	「No.33」
145	文部 科学	ハイパフォーマンス センターの基盤整備	ハイパフォーマンスに関する情報収集や、 競技用具の機能を向上させる技術等を開 発するための体制を整備し、大会等の けた我が国アスリートのメダル獲得の優位 性を確実に向上させる取組等を実施	0	Α	-	-	-	-	814	945	1,760	「No.34」
146	文部 科学	スポーツ研究イ/ ベーション拠点形成 プロジェクト	スポーツに関する雑創的で革新的な研究、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新的な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定	0	А	-	-	95	89	85	81	352	「No.28」

施策	府省			オリパラ	ABC				支出額				(単位:百万円)
分 No.	等名 注(1)	事業名	事業概要	関係 予算 注(2)	分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
147	文部 科学	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	我が国のNTC中核拠点、NTC競技別強 化拠点及び国立スポーツ科学センターの 効果を分析するとともに、メタル獲得上位 国やNTC中核拠点、地域のトレーニング 拠点及びスポーツ科学センターの機能や 連携状況が優れている話外回の調査・分 析を行い、我が国の強化・研究活動拠点 の更なる機能強化に向けた調査研究を実 施	0	_	0	2	16	-	-	-	19	「No.20」
148	文部 科学	パラリンピックに向け た強化・研究活動拠 点に関する調査研究	我が国のバラリンピックアスリート等のニー ズ調査や諸外国の強化・研究活動環境に 関する調査を結まえ、強化・研究活動場 点の整備・運営に関する検討課題(設置 形態、設置形態に応じた役割や機能等) について検討するなど、バラリンピック競 技に関する強化・研究活動拠点に関する 調査研究を実施	0	_	-	11	-	-	-	-	11	「No.24」
29.	自衛官	アスリートの育成及び	•			2	356	358	126	1,376	1,537	3,758	
149	防衛省	自衛官アスリート育成基盤の整備	国際大会等参加に伴う各種経費、国内で 実施する集合訓練実施に必要な経費及 び訓練に必要な資材等を取得するために 必要な経費		В	-	-	-	39	3	48	91	
150	防衛 省	体育教官等の部外 委託(アスリート関 連)	体育教育の一部を部外の専門家に委託して自衛隊体育学校の体育教育の充実を 図る。	•	В	2	7	12	-	23	16	61	
151	防衛省	後方支援施設整備 (防災拠点)	50m射場建替、陸上競技場照明、隊庁舎 空調設備等整備、総合体育館改修等		В	-	349	346	86	1,349	1,473	3,606	
30.	射撃競	技における競技技術	の向上 (0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
		ーピング対策の体制整				188	212	180	191	235	328	1,336	
	文部 科学	ンチ・ドーピング活動(ドーピング防止活動 推進事業	本制の整備 (2事業) ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」における「国の役割」であるドーピングの防止に関する教	Δ	A	188	212	180	191	235 196	328 279	1,336 1,179	「No.35」 オリパラ関係予算 としての登録は2
153	省 文部 科学 省 【JSC	ドーピング防止活動の推進	育・研修及び研究に係る取組を実施 スポーツにおけるドーピングの防止活動の 推進に関する業務(JSC法15条1項6号)の 環として、JADA等の関係機関と連携 し、スポーツにおけるドーピングの防止に		В	1	10	20	37	38	48	156	年度以降
6新	】 国立競打	支場の整備	係るインテリジェンス活動を実施 (1事業)			1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413	
32.	新国立	ヹ 競技場の整備等	(1事業)			1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413	
	文部学 科省 【JSC 】	新国立競技場の整備	関係関僚会議で策定した新国立競技場の整備計画に基づき、事業主体である JSCが整備事業を実施	Δ	А	1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413	「No.21」「No.25」 「No.25」 オリバラ関係計 としての登堂に26年 付金並びに26年 度及び28年。本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
		賃献等によるオリンピ ンティア等の機運醸成	ック・パラリンピックムーブメント (16事業)			24	1,226	1,676	2,254	1,521	1,827	8,530	
33.	Sport f	for Tomorrow プログラ	ムの実施 (11事業) スポーツ選手等の招へい、派遣、スポーツ			24	1,226	1,550	1,507	1,202	1,501	7,013	
155	外務省	スポーツ外交推進事業	器材の輸送支援、在外公館長主催レセプ ション等を実施		В	-	-	59	98	59	59	277	
156	外務省	無償資金協力 (文化無償資金協 力)	開発途上国に対する文化面を含むパランスのとれた経済社会開発を支援する開発 協力の一環として、スポーツ関連施設の整備や器材供与等の事業を実施 人間の安全保障の理念を踏まえて、開発		В	106 (内数)	154 (内数)	219 (内数)	98 (内数)	(内数)	1,418 (内数)	-	Sport for Tomorrow プロ:
157	, 外務 省	無償資金協力 (草の根・人間の安 全保障無償資金協 力)	途上国における経済社会開発を目的と し、草の根レベルの住民に直接ひ益する 比較的小規模な事業のために必要な資 金を供与		В	2,068 (内数)	3,167 (内数)	2,897 (内数)	3,229 (内数)	3,140 (内数)	2,263 (内数)	-	ラムの認定を受 た範囲で支出る の切り分けがで ない事業につい
158	外務 省 【JIC A】	国民参加型協力関 係費 (JICAボランティア)	開発途上国からの要請に基づき、それに 見合った技術・知識・経験を持ち、「開発 途上国の人々のために生かしたい」と望 む方を募集し、選考、訓練を経て派遣		В	11,136 (内数)	11,896 (内数)	12,510 (内数)	12,027 (内数)	12,044 (内数)	11,025 (内数)		ては、事業全体 内数表記として る。
159	外務 省 【JIC A】	JICA技術協力	開発途上国からの要請に基づき、専門家 派遣や研修員受入れ、技術協力プロジェ クトを実施し、開発途上国の人々が直面 する開発課題に自ら対処していべための 総合的な能力向上を目指す。		В	24	281	457	486	308	630	2,188	
160	外務 省	対日理解促進交流 プログラムJENESYS	日本とアジア大洋州の各国・地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を 招へい、派遣し、政治、経済、社会、文 化、歴史、外交政策等に関する対日理解 の促進を図るととに、親日派、知日派を 長楣し、日本の外交姿勢や魅力等につい て被招へい者・被派遣者自ら積極的に発 信してもらうことで対外発信を強化し、我が 国の外交基盤を拡充		В	-	-	1,700 (内数)	2,064 (内数)	1,713 (内数)	1,625 (内数)	-	
161	外務省	日露青年交流事業	(ア)短期招へい・派遣事業、(イ)日本語 教師派遣事業、(ウ)若手研究者等フェ ローシップ事業の実施		В	-	-	-	2,972 (内数)	-	-	-	
162	外務省	日露草の根交流事 業	在ロシア公館とロシアの対日友好団体が 共同で実施する対日理解に資する文化交 流事業を支援 IOC、JOC、NOC、体育系大学等が連携し		В	(内数)	(内数)	(内数)	0	0	0	0	
163	文部 科学	スポーツ・アカデミー 形成支援事業	て、オリンピズムの普及とスポーツ医科学 研究の推進を図るために、IOC関係者等 を教員等として招〜い、国際的なスポーツ 界での活躍が期待される人材の受入れ・ 養成を行う中核拠点を構築	0	A	-	553	554	457	399	378	2,343	26年度 「No.22」、 27年度以降
	文部 科学	戦略的二国間スポー ツ国際貢献事業	大会に向けて、スポーツの力を日本から 世界へ発信すべく、開発途上国を中心に スポーツを通じた国際貢献、国際交流を	0	A	-	196	300	281	250	249	1,277	「No.26」

拖策	府省 等名	事業名	事業概要	オリ パラ 関係	ABC 分類		I		支出額	I	T		備考
No.	注(1)	子水石	尹 來既及		注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	Ma S
165	文部科学省	国際アンチ・ドービン グ強化支援事業	・アンチ・ドーピング活動が選択でいる国へのドーピング防止発育・研修バッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンボジウム開催等を通じ、世界のスポーツにおけるドービング操滅に貢献・・アジアのアンチドーピング防止活動等の発展を促進するために、アジア・ドーピング防止基金及び世界ドーピング防止機構(新研究基金)に対して、資金を拠出	0	A	-	194	179	184	184	183	926	26年度 「No.22」、 27年度以降 「No.26」
34.	国内の	カナリンピック・パラリンヒ	ニックムーブメントの普及 (3事業)			-	-	125	273	286	296	981	
166	文部科学省	国展開事業(オリン ピック・パラリンピッ	オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを 全国に被及させ、大会の成功に資するた めに、オリンピック・パラリンピック教育を全 国に展開	0	A	-	-	92	214	276	276	860	「No.26」
	文部 科学省	学校でのオリンピッ ク・パラリンピック理 解促進事業 デジタルアーカイブ	全国の学校でオリンビック・パラリンピック の意義・役割等の教育を促進するための 指導参考資料を作成し、オリンピック・パラ リンピック教育を促進 主要なスポーツ系資料の保存・利用状況 等に関する調査研究の実施、スポーツ・	0	A	-	_	32	49	-	_	81	
168	科学 省	調査研究事業	マーカイブの利活用に関する有識者会議の実施		В	-	-	-	9	9	19	38	
35.	スポー	ツ・文化・ワールド・フォ 				-	-	-	473	-	-	473	
169	文部科学	スポーツ・文化・ワー ルド・フォーラムの開 催	観光とも連動させつつ、スポーツ、文化・ ビジネスによる国際貢献や有形・無形の・ ガシー等について議論、情報発信する国 際フォーラムを官民協働で開催すること で、国際的な機運の向上に資するとと に、最先端科学技術分野を始めとする 様々な分野において、対日直接投資の拡 大等に寄与する情報を発信	0	A	-	-	-	473	-	-	473	「No.32」
36.	Special	プロジェクト2020の実	施 (1事業)			-	-	-	-	32	30	62	
170	文部科学	Specialプロジェクト 2020	大会のレガシーとして共生社会を実現するために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を 開催するためのモデル事業や、特別支援 学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施		В	-	-	-	-	32	30	62	
8)その	つ他		(9事業)			0	2	162	300	30,987	1,385	32,839	
37.	記念貨	常の発行検討	(1事業)										
171	財務省	2020年東京オリン ピック・パラリンピック 競技大会記念貨幣 の製造	大会記念貨幣の製造		В								貨種別の製造価については 貨の信認に関 るため従来よ 表していない
38.	大会協	3費宝くじ・記念切手の	発行検討等 (0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
39.	記念自	動車ナンバープレー	への発行 (0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
40.	知的財	産保護の在り方検討	(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
41.	式典等	大会運営への協力検				0	2	5	192	50	87	339	
172	自	する調査研究	ブルーインパルスにおけるカラー・スモークの再開に関する調査の実施		В	0	1	-	109	45	73	231	
173	18	常装等改正検討のための試作品作成	特別儀じょう演奏服装の試作品作成		В	-	-	5	25	-	-	31	
174	防衛	特別儀じょう服装等 の整備	特別儀じょう演奏服装の作成		В	-	1	-	56	4	13	77	
42.	建設分)野における外国人材	の活用に係る緊急措置 (1事業)			-	-	157	72	75	-	305	
175	国土交省	建設分野における外 国人材の活用に係る 緊急措置	復興事業の更なる加速を図りつつ、大会等の関連施設整備等による一時的な建設 需要の増大に対応するために、緊急かつ 時限的措置(2020年度で新規受入終了) として、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外 国人材の活用を促進		В	-	-	157	72	75	75 (内数)	305	
43.	大会に	向けた各種建設工事	i e			-	-	-	35	44	64	144	
176	厚生 労働 省	ピック・パラリンピック	大会における大会施設の整備やインフラ 整備、再開発等の各種建設工事におい て、労働災害の増加を相くことがないよう 新規入職者等の経験が浅い工事従事者 への安全衛生教育や、各種建設工事現 場を巡回し、安全允律業方法等について 専門技術的な立場で助言指導を実施	0	А	-	-	-	35	44	64	144	「No.37」
177	松敬	間中に使用される無約 2020年東京オリン ビック・バラリンピック 競技大会に伴って開 設される無線局と既 存無線局の周波数 井に関する調査検 討	和及び無線局の混信等を避けるために、 思かる無線システム間の効率的な周波器	0	A	-	-	-	-	816 193	1,233	2,050 559	「No.12」
	総務省	電波の監視等に必要な経費	競技会場内において電波監視のためのア シテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源 を特定・排除		_	-	-	-	-	623	867	1,490	
178		i					i .						
	東京バ	ペラリンピック競技大会				-	-	-	-	30,000	-	30,000	

重策	府省			オリパラ	ABC				支出額				(単位:百万
No.	等名 注(1)	事業名	事業概要	関係 予算 注(2)	分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
大会を	通じた	新しい日本の創造】	(159事業)	1111(-)		23,943	28,680	39,337	57,140	63,325	57,110	269,538	
大会	を通じ	た日本の再生	(43事業)			4,033	7,232	13,311	25,748	30,584	21,022	101,933	
D被災	泛地の行	复興・地域活性化	(8事業)			-	-	-	817	49	121	988	
46.	被災地	地と連携した取組の検討	付 (2事業)			-		-	0	-	-	0	
180	復興 庁	「復興ポータルサイト」の開設	復興庁HPに「復興ポータルサイト」を開設 し、復興の情報とともに、被災地における 大会に関連するイベントや事前キャンプ等 の情報を発信		В	-	-	-	0	17 (内数)	17 (内数)	0	
181	復興庁		IOC調整委員会等公式夕食会等において、東北3県の復興についてPRを実施		В	-	-	-	_	200 (内数)	178 (内数)	-	
47.	ホストタ	アウンの推進	(2事業)			-	ı	-	16	49	121	188	
182	内閣		ホストタウンについて、質の高い取組を全 国に広げていくための調査を実施	0	Α	-	I	-	16	27	-	44	
183	内閣	東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち⑨オリパラ 基本方針推進調査 (ホストタウン)		0	Α	-	I	-	-	22	121	144	「No.1」
48.	対日直	[接投資の拡大に向け	た我が国ビジネス環境の発信 (4事業)			-	-	-	799	-	-	799	
184	経済 産省 経済	グローバル・ベン チャー・エコシステム 連携強化事業	令和2年に大規模なグローバルベン チャーサミットを開催 外部専門家の活用や自治体との連携を図		В	-	-	335 (内数)	396 (内数)	341 (内数)	580 (内数)	-	
185	産業	対日投資促進事業	り、有望な外国企業の発掘・誘致や海外 での政府首脳によるトップセールス等を通 じて、日本の魅力に関する情報発信を強 化		В	31,698 (内数)	35,816 (内数)	3,486 (内数)	3,026 (内数)	2,966 (内数)	2,834 (内数)	-	
186	経済 産業 省	ジャパン・キャンペー ン事業	海外における案件発掘型対日投資セミナーの開催や対日直接投資促進に関する広報手法の調査の実施等		В	-	-	-	256	-	-	256	
187	経済 産業 省	対内投資等地域活性化立地推進事業 費補助金(グローバルイノベーション拠点設立等支援事業)	外国企業によるイノベーション拠点の設立 や我が国企業等と連携して行う実証研究 等に要する経費を補助		В	-	-	-	542	-	-	542	
			と契機とした全国の中小企業 (0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
		析力の発信	(29事業)			3,977	7,186	12,717	14,310	12,752	9,539	60,484	
50.	社会全	と体のICT化の推進	(14事業)			1,031	449	5,715	8,655	7,658	6,499	30,009	
188	総務省	グローバルコミュニ ケーション計画の推 進 一多言語音声翻訳 技術の研究開発及 び社会実証ー	世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現する「ソローバルマミューケーション計画」を推進するとともに、訪日外国人への対応の充実による観光産業、地方創生に関するために、①多言語音声翻訳技術の対応領域及び対比言語の比大に向けた研究開発、②病院・商業施設、観光地等における社会実施と実施しており、大会に向けてこれらの取組を加速		В	-	-	1,362	1,262	1,396	698	4,719	
189	総務省	loTおもてなしクラウド 事業 (27年度事業名:デ ジタルサイネージ相 互運用性検証事業) 4K・8K等最先端技	物等の条拠に同けて、入マーアンス・ス 通系化力・ドやデジタルサイネージ等と、 共通クラウド基盤を活用した多様なサービ 入連携(個人の属性・言節等に応じた情報 提供や支払手続の簡略化等)を可能とす るために、複数地域で実証を実施 4K・8Kの着実な推進のために、国、放送		В	-	-	37	639	244	-	921	
190	総務省	術を活用した放送・ 通信分野の事業支援	事業者、受信機メーカー、通信事業者等の関係者が連携して、4K・8Kサービスの 実現に必要な技術の実証を実施 2020年の第5世代移動通信システム(5G)		В	_	-	396	381	-	-	778	
191	自	第5世代移動通信システム実現に向けた 研究開発 多数デバイスを収容	実現に向けて、大容量化、超高速化等に 関する技術の研究開発を実施し、周波数 の有効利用を促進		В	-	-	1,826	2,326	2,186	2,154	8,493	
192	総務省	する携帯電話網に関 する高効率通信方 式の研究開発 第5世代移動通信シ	多数接続・低遅延の実現に向けて、携帯 電話網へ多数のデバイスを収容可能とす る高効率通信方式の研究開発を実施		В	-	-	-	219	295	248	763	
193	総務省	ステムの無線アクセ ステクノロジの相互	複数の通信事業者が提供する無線アクセ ス技術の中から最適なものを選択し、利用 可能とする技術等の研究開発を実施		В	-	-	-	80	99	108	288	
194	総務省	オープンデータ等利 活用推進事業	オープンデータ等を活用したモデル実証 等に取り組むことにより、データを活用した 新事業・新サービスの創出、住民サービス の向上等を促進		В	-	-	44	21	18	-	85	
195	総務省	放送コンテンツの海 外展開の促進	日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援		В	-	-	1,648	1,406	1,576	1,610	6,242	
196	総務省	サイバー攻撃複合防 御モデル・実践演習	実践的な防御演習を実施し、我が国にお ける標的型攻撃に対する対処能力を向上		A/B	1,031	449	398	689	-	-	2,568	
197	総務省	ナショナルサイバート レーニングセンター の構築	loTの普及や、大会を挖えて、サイバーセキュリティの確保を担う人材の育成に早急 に取り組むため、NICTに組織した「ナショナルサイバートレーニングセンター」において、①国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ等に対するサイバ・女祭について、実験的な演習、②大会の適切な運営に向けたセキュリティ人材へ育成、③若手セキュリティイノベーターの育成、冬英館		A/B	-	-	-	-	1,375	1,490	2,865	

極策	府省	車業々	事業概要	オリ パラ 関係	ABC 分類				支出額				備考
No.	等名 注(1)	事業名	尹業慨安		分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	il	(順考
198	総務 省 【NIC T】	サイバーセキュリティ の強化	・28年度は、日本年金機構の情報流出事業等を踏まえて、サイバー攻撃を再現し、その対処方法を研究、東部するために、複雑なネットワーク環境を模擬した設備を、情報通信研究機構に整備するととして、当該設備については実践的なサイバー防御演習にも活用し、不足するサイバーでキュリティ人材の育成を抜本的に強化・29年度は、高度なセキュリティ人材育成を目的としたシステム基盤の構築等を実を目的としたシステム基盤の構築等をま		В	-	-	-	1,233	87	-	1,320	
	500 TM	ICT環境の変化に応	施 我が国における情報セキュリティ対策基盤										
199	総務省	じた情報セキュリティ 対応方策の推進事 業	を強化するため、関係事業者間における サイバー攻撃等の情報共有を実施 競技会場において、訪日外国人や障害者		В	-	-	-	394	378	-	772	
200	総務省	競技会場における ICT利活用促進事業	などが防災情報や災害時における避難誘 導等の情報を容易に入手できるよう高速 無線LANやデジタルサイネージ等のICT を利活用したモデル事業を実施	0	_	-	-	_	-	-	189	189	「No.13」
201	総務 省	オープンデータ・テス トベッド整備等事業	地方公共団体等におけるオープンデータ の取組を支援し、データを活用した新事 業・新サービスの創出等を促進		-	-	-	-	-	-	250 (内数)	-	
51.	大会に	こおける最新の科学技行				1,252	4,570	4,759	3,679	3,374	2,710	20,346	
202	内閣 府 【JST 】	ゲリラ豪雨・竜巻事 前予測	ゲリラ豪雨等の極端気象に係る災害情報 を正確かつ時間的な余裕をもって提供す ることで、安全な大会運営の実現と来訪者 の安全な滞在を確保		В	-	358	470	345	338	524	2,037	
203	内閣 府 【JST 】	水素エネルギーシス テム	水素社会実現への貢献を目指したエネル ギーキャリア技術の開発を通じ、環境負荷 の低い水素社会に向けた日本の可能性を 世界へ発信		В	-	1,712	1,699	2,370	2,209	1,482	9,475	
204	総務省	自律型モビリティシス テム(自動走行技 術、自動制御技術 等)の開発・実証	自動走行技術を実装した自律型モビリケスシステムについて、自動走行に必要な高度地図データベースの更新・配信のための通信技術の開発や、自動走行技術、自動制を対策等を活用した安全・安心な自動制を研究・アンステムの開発及び利活用実証を推進		В	-	-	-	103	-	-	103	
205	総務省	膨大な数の自律型 モビリティシステムを 支える多様な状況に 応じた周波数有効利 用技術の研究開発	多様な分野への展開が期待されている自 律型モビリティシステムを支える適信技術 を確立するために、高度地図テータペー ス等の多様で大容量な情報について、膨 大な数の移動体との間でリアルタイムなや り取りを可能とする技術を確立するととも に、限られた電波質源を最大限に有効利 用するための技術を確立		В	-	-	-	-	110	95	206	
206	厚生労働	障害者対策総合研 究開発事業(該当課 題)	筋萎縮性側索硬化症等によりコミュニケーションが困難な方々の意思伝達を可能とするブレイン・マシン・イク・フェイスを 用いた生活環境制御・コミュニケーション支援機器の開発と、体温調節が困難でうつ熟、熱中症が問題になる強髄損傷者の患者等に対して活用できる体温調節システムの実現のための散組を実施		В	50	42	49	11	28	22	204	
207	厚生 労働 省	感染症サーベイラン ス強化	世界各国から多くの人が流入することで懸 念される感染症流行を迅速に探知するた めの感染症サーベイランスの強化		В	86	86	86	72	71	64	466	
208	農林水産省	生産現場強化のための研究開発	「国産花きの国際競争力強化のための技 情開発しとして、 ① 栽培コハ削減技術 ② 日持ちの良い花き品種 ③採花後の日持ち延伸技術 等を開発		В	-	-	105 (内数)	92 (内数)	88 (内数)	70 (内数)	-	
209	経済 産業 【NED O】	革新的低消費電力型インタラクティブ シートディスプレイ技 術開発	高精細で操作性や寿命等の基本性能は 維持しつつ、樹脂等のシート基板と自発 光型の有機ELを用いた中小型有機ELの 革新的低消費電力型インタラクティブシー トディスプレイの開発		В	156	952	1,355	-	_	-	2,465	
210	経業 《NED O】	プリンテッドエレクトロ ニクス技術の研究開 発	省エネ・大面積・軽量・薄型・フレキシブル 性を実現可能なプリンテッドエレクトロニク スの技術開発を行い、産業競争力の強化 と新規市場の創出に貢献		В	932	1,328	991	699	526	448	4,927	
211	経済産業	課題解決型福祉用 具実用化開発支援 事業	「福祉用具の研究開発及び普及の促進に 関する法律」(平成5年法律第38号)に基 づき、福祉用具の開発を行う中小企業に 対して助成金を交付することにより、福祉 用具の実用化開発を推進		В	27	87	105	76	89	71	458	
52.		↓ 全行技術を活用した次†				-	23	116	388	361	329	1,219	
212	内閣 府 【NED O】	戦略的イノベーショ ン創造プログラム (SIP)自動走行シス テム	東京の成長と高齢化社会を見据えた次世 代都市交通システム (ART:Advanced Rapid Transit)の開発		В	_	23	116	388	361	329	1,219	
53.	先端口	ボット技術によるユニノ	ベーサル未来社会の実現 (1事業)			1,693	2,143	2,126	1,588	1,347	-	8,899	
213	経済 産業 省	ロボット介護機器開発・導入促進事業	高齢者の自立支援、介護実施者の負担 軽減に資するロボット介護機器の開発・導 入を促進し、我が国の新しいものづくり産 業の創出に貢献		В	1,693	2,143	2,126	1,588	1,347	_	8,899	
54.	高精度	で衛星測位技術を活用				-	-	-	-	-	-	-	
214	州	術を活用した新サー ビス	準天頂衛星を活用したマルチGNSS対応 のスポーツ用デバイス(衛星測位トラッ カー)の開発・実証実験		В	-	-	-	-	103 (内数)	-	-	
		た具等の先端技術の発 た山からつくろ! みんか	信 (0事業) のメダルプロジェクトの推進 (2事業)			-	-	-	-	10	_	10	
215		レアメタル等を含む 小型電子機器等リサイクル推進事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するために、広く国民への情報発信を行うともに、市町村の参加促進につなが る支援事業の実施や、回収量の拡大やサイクル効率化に向けた調査・検討等を		A/B	_	-	-	-	142 (内数)	105 (内数)	- 10	
216	環境	「都市鉱山からつく る!みんなのメダル プロジェクト」促進支	実施 小型家電リサイクル制度に基づく「都市鉱山からつくる! みんなのメダルブロジェクト」の取組促進を図るための業務を実施		_	-	-	_	-	10	-	10	

The Company of th	分野.		府省			オリパラ	ABC				支出額				(単位:日刀円)
Transport の	の区		等名 注(1)	事業名	事業概要	関係 予算	分類	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
### 12		34	国人旅行	う者の訪日促進	(6事業)			56	45	593	10,621	17,782	11,361	40,460	
20		57	. 「2020s	年オリンピック・パラリン	ピック」後も見据えた観光振興 (5事業)			-	-	499	10,368	17,546	11,180	39,594	
10		21	17 府(消 費者		により、都道府県及び市区町村で設置されている消費生活センター等における訪 日外国人旅行者の国内での消費活動に		В	-	-	0	2	2	3	9	
1		21	交通 省 【JNT		本の観光ブランドイメージを確立し、戦略 的に展開 ・海外の著名人やメダリストが各地で日本 文化を体験する映像を制作し、海外キー		В				9,299	16,248	9,842	35,390	
전		21	19 交通		地方運輸局・沖縄総合事務局が、地方(自 治体及び観光関係団体等)と広域に連携 し、外国人旅行者に魅力のある地域の観 光資源等を海外に発信し、外国人旅行者		В							-	
1		22	20 交通		するテーマ・ストーリーを持ったルートの形 成を促進するため、具体的なモデルコー スを中心に、ターゲット市場へのプロモー ション等、外国人旅行者の周遊促進の取		В	-	-	499	1,065	1,294		2,859	
1		22	21 交通	のための観光地域支	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(D MO)が中心となって行う、地域の関係者 が連携して観光客の来訪・滞在促進を図		_	-	-	-	-	-	1,334	1,334	
1		58	3. 水辺環	境の改善				56	45	94	253	236	181	866	
1 日本の中で大きない。		22	22 交通		活用しつつ、まちづくりと一体となった水		В	56	45	94	253	236	181	866	
日本の大学などの表現を観視		(2)日			I.			7 239	8 341	12 581	18 329	16 735	19 754	82 981	
233 188								- 1,200	- 0,011	12,001					
機能的				東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち⑦オリパラ 基本方針推進調査	オリバラ基本方針に盛り込まれた施策の 推進に当たり、大会成功に向けた重点分 野である文化に関する調査として試行プロ ジェクトを実施し、その効果と課題を分析	0	А		-	-				·	「No.1」
一次の、アドフィングルの他態		22	外務 省	醸成) 「ロシアにおける日本	政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流等の幅広い分野に		_	_	-	-	_	35	1,000	1,036	
日本の映画の音楽を表現している。					事を実施				0.440	40.040	1004	40.400	40.400		
205 内型		60). 又化フ					7,187	8,119	12,246	16,947	12,482	13,460	70,444	
200 2		22		ラリンピック推進本部 経費のうち⑥文化プ	富んだ文化をいかし、成熟社会にふさわ しい次世代に誇れるレガシーを作り出す 文化プログラムを「beyond2020プログラム」 として認証し、日本全国に展開	0	Α	-	-	-	13	31	42	87	「No.1」
中国		22	26省	文化芸術交流事業	介することにより、海外における対日関心		В	1,729	1,475	1,949	6,079	1,377	1,661	14,273	
Profession		22	外務 27 省	海外日本語事業	各国・地域に日本語教育が定着し、自立 的・継続的に発展していく素地としての基 盤整備事業を中心に実施		В	3,903	3,818	4,128	4,285	3,627	3,457	23,219	
20 日本の大の歌歌 (1.4,8.5 14,685 14		22	28省		プログラムを戦略的に運用 ・国際的重要課題についての対話と共同 研究を推進する海外のオピニオンリー		В	1,331	1,041	1,067	1,083	936	945	6,405	
230 合物 在外公館文化事業 形成を目的比て、外交活動の一環比で 1,336 189 214 286 246 200 199 1,336 136 146 261 149 1,336 146 261 200 199 1,336 146 261 200 199 1,336 146 261 200 199 1,336 146 261 200 199 1,336 146 261 200 199 1,336 231 231 231 232 242 286 246 200 199 1,336 231 231 231 231 231 231 231 232 232 231 231 231 232 232 231 231 232		22	29省		方向の芸術・文化交流を強化・推進		В	11	1,227	3,107	3,364	3,622	3,352	14,685	
231 音			が省の数		形成を目的として、外交活動の一環として 主催(共催)する日本文化紹介事業 日本全体のブランド向上に資するために、										事業内容による場
232 名 名		23	31省		等、日本の多様な魅力を海外に発信		В	21	18	36	34	16	26		とから、その目的
233 235 236 237 247 247 247 248 24		23	32 外務 省		における文化行事・セミナーの開催等を、 現地に精通し幅広い人脈を有する友好団体に委託し、より効果的な発信を行うととも に、当該友好団体の活動を支援		В	-	-	30	23	9	14	77	業の性質上大会 に資する内容を 含む事業の全体
日本		23	33 科学		プレベルの芸術団体等に対し、国が芸術 文化の振興における課題を示し、それを 解決するための取組を公募、実施すること により、我が国の芸術水準の飛躍的向上 と優れた実演芸術の鑑賞機会の充実を推		В	-	324	391	413	732	1,241	3,103	
235 23		23	科学 34 省	文化プログラム経費	文化芸術を楽しむことができる様々な公 演・イベント等を開催し、その魅力を国内 外に発信するための取組を年間を通じて		В	-	-	18	144	119	145	428	
地域の核となる美術 地域に存する文化財の活用、観光振興、		23	85 科学	造拠点形成事業 (H30~)国際文化芸 術発信拠点形成事	の発展や社会的包摂の取組を牽引する 地方公共団体の総合的な取組を先進的		В	-	-	-	_	479	1,181	1,660	
厚生 237 労働 全国障害者芸術・文化祭」の 開作を契機に、大化祭」の 本サンデ酸係子学 224 113 113 123年度のみで 224 123年度のみで 224 123年度のみで 224 224年度のみで 224年度のようで 224年度のみで 224年度のようを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		23	86 科学	地域の核となる美術館・歴史博物館支援 事業 (H30~)地域の美術館・歴史博物館を中 核とした文化クラス	多言語化による国際発信、国際交流、地 域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美 術館・歴史博物館を活用・強化する取組 を支援		В	-	-	1,231	1,219	1,066	922	4,439	
 		23	37 労働		の場である「全国障害者芸術・文化祭」の 開催を契機に、大会で予定されている文	Δ	A/B	-	-	-	40	71	113	224	オリパラ関係予算 は28年度のみで、 支出額は14百万
		23	38 労働		層の促進を図るために、過去実施したモデル事業で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動 (美術、演劇、音楽等)の更なる振興を推		В	-	-	-	_	191	155	346	

分野、施	策	府省			オリパラ	ABC				支出額				(単位:日ガ円)
の区分	No.	等名 注(1)	事業名	事業概要	関係	分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
	61.	クール	ジャパンの効果的なPl	Rの実施 (15事業)			49	217	290	601	336	247	1,743	
	239	内閣府	クールジャパン拠点 連携実証調査	全国に点在するクールジャパン拠点間の 連携・ネットワーク化を推進するための方 策に係る実証プロジェクトを実施 我が国の戦略的対外発信拠点であるジャ		В	-	-	-	118	1		118	
	240	外務 省	ジャパン・ハウス事業	我か国の戦略的対外発信拠点であるシャパシ・ハウスを創設・運営し、我が国の多様な魅力や政策・取組の発信を通して親 日派・知日派の裾野拡大を推進		С	-	-	1,542 (内数)	4,176 (内数)	4,469 (内数)	2,964 (内数)	-	
-	241	農林水産省	食によるインバウンド 対応推進事業のうち 地域の食文化資源 魅力活用・需要拡大 事業	地域の食・食文化の海外におけるプランド 力を強化するために、「食と農の景勝地」 に認定された地域等における農林水産 物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘 し、地域特有のストーリーとともに分かりや すく伝えるための映像化等を通じて海外 に発信する取組を支援		С	-	-	-	51	52	32	135	
	242	経済 産業 省	日本コンテンツ関連 イベントネットワーク 構築・発信事業(28 年度までコ・フェスタ におけるネットワーク 構築事業)	日本発コンテンツに係るイベントのネット ワーク構築を行い、コンテンツを主軸とし たオープ・イノベーションの在り方等を検 討し、国内外に向けて情報を発信		В	49	52	52	46	49	269 (内数)	250	
	243	経済産業省	ふるさと名物応援事業(インフルエン サー)	ふるさと名物を通して地域活性化の機運 醸成に向けて、各地域が主体となって行う 海外展開又は訪日外国人に対してPRす べきふるさと名物等の普及、周知を促すた めに全国の各地域を巻き込んで情報発信 事業等を実施		В	-	-	99	-	-	-	99	
	244	経済産業省	海外情報発信事業 (インフルエンサー)	民間団体等が、日本の高品質なサービス 等に関する情報を国内及び環太平洋 バートナーシップ協定に参加している国を 始めとする海外に向けて発信し、国内外 のサービス産業事業者や 般消費者等 に対して周知することで、日本のサービス 産業に関連する事業者の国際競争力を 向上		В	-	-	-	30	-	-	30	
	245	経済産業	小規模事業者等 JAPANブランド育成・ 地域産業資源活用 支援事業補助金 (JAPANブランドプロ デュース支援事業)	・複数の小規模事業者等が連携し、自ら が持つ素材や技術、地場産品・伝統工芸 品等の強みを踏まえた戦略を策定し、商 品の開発や海外展示会への出展等を支 援することにより、海外版局相がの実現を 図る。 ・加えて、クール・ジャパン戦略と連携し 地域が有する魅力の発掘等を行うプロ デューサー人科等を派遣		В	-	94	-	-	-	_	94	
	246	経済 産業 省	ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド等プロデュース支援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を 活用し、日本の特色をいかした商材の開		В	-	-	96	95	99	-	291	
:	247	経済産業省	ふるさと名物応援事業補助金(TPP対策 JAPANブランド等プロデュース支援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材の 活用によって、日本の特色をいかした商 材の海外展開に向けたプランディング、 PR・流通まで一貫したプロデュース活動や 流通まで一貫したプロデュース活動や 高場内消費の喚起に向けた中小企業者等 が行う地域の産品等の磨き上げや海外向 けPR活動を支援		В	-	-	-	142	-	-	142	
-	248	経済産業省	新興国市場開拓等 事業費補助金(テス トマーケティング等支援事業)	我が国の生活文化の特色をいかした魅力 ある商品・サービスの海外販路開拓を行 おうせっる事業者が、製造、流通・広告等 関係企業と連携した上で、新興国等にお いて販路開拓に至るまでの一貫した取組 を行うために必要な経費の一部を補助す ることにより、現地における継続的な事業 展開を円滑に行えるよう支援		В	-	71	43	48	_	-	162	
:	249	経済産省	海外見本市事業、中	海外市場に活路を見いだそうとする中小 企業・小規模事業者に対して、事業計画 策定から海外販路開拓、現地進出、進出 後の課題まで、戦略的に支援を実施		В	-	368 (内数)	441 (内数)	593 (内数)	442 (内数)	505 (内数)	-	
:	250	経済 産業 省	J∞QUALITY 商品 認証事業	織り・編み、染色整理加工、縫製の3工程 を日本国内で行っているアパレル商品を 対象として、企業から申請のあった商品に 対し認証ラベルを付する。		В	-	-	-	7 (内数)	-	-	-	
	251	経済 産業 省	ふるさと名物応援事 業補助金(専門家招 聘型プロデュース支 援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を 活用し、日本の特色をいかした商材の開 発、ブランディング、PR・流通までのプロ デュース活動を支援		-	_	-	_	-	-	94	94	
	252	国土 交省	テーマ別観光による 地方誘客事業	同じテーマで観光振興を図る複数地域に よるネットワーク化を促進するために、複 数地域のネットワークを構築し、このネット ワーケで共同プロモーンョン等の取組を行 うとさし、共同シンボジウムの開催や共 通マニュアルの作成等を実施		В		-		67	135	121	324	
	253	環境省	訪日外国人旅行者 の利便性向上のため の環境整備	訪日外国人対応のための国立公園施設 の多言語化やサインの統一、ユニバーサ ルデザインの推進のための整備及び自治 体への支援		В	7,712 (内数)	5,473 (内数)	5,592 (内数)	4,702 (内数)	9,806 (内数)	5,666 (内数)	-	
	62.	和食・	和の文化の発信強化	(20事業)			2	4	44	442	3,625	4,825	8,945	
	254	農林水産省	オリンピック・パラリン ピックフラワー安定供 給事業	花さの生産流通にとって最も厳しい真夏 のオリンピック等の新たな需要に対応し、 技が国ならではの香り高い高品質な花さ を安定的に供給する上で必要な栽培試 験、日排も試験、各種情報の収集等に取 り組み、その結果を取りまとめる。		В	-	-	20	-	-	-	20	
	255	農林 水産 省	和食に関連した日本 文化(茶、畳、絹製 品)PR手法等調査 事業	畳、絹製品のPRを効果的・効率的に進めていくための手法等について調査を実施		В	2	-		-	-	-	2	
	256	農林水産省	農山漁村振興推進交付金	「農泊」を特続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るために、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして暦き上げる取組及び古民家等を活用した滞在比違なと乗権漁業体験施設等の整備を支援		В	-	-	-	-	1,541	2,324	3,866	
	257	農林水産省	農山漁村振興整備交付金	「農泊」と持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るために、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援		В	-	-	-	-	1,741	2,073	3,814	

拖策	府省 等名	事業名	事業概要	オリパラ	ABC 分類				支出額				備考
No.	注(1)	農山漁村おみやげ	訪日外国人による農林水産物の購入等の	予算 注(2)	注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
258	水産 省	農畜産物販売促進事業	助日外国人による展析が産初の購入等の 新たな需要を創出するための農山漁村に おける受入体制構築		С	-	-	-	394	189	-	583	
259	農林 水産 省	森林認証材普及促 進対策事業	森林認証材の普及促進		В	-	-	23	24	10	9	67	
260	農林水産省	2020年オリンピック・ パラリンピック東京大 会に向けた木材利用 の実現可能性調査 事業	過去の大会での木材の利用状況を把握 するとともに、木材利用の効果、地方公共 団体の移設・再利用のニーズについて調 査を実施		С	_	4	_	-	-	-	4	
261	農林 水産 省	外食産業における食 品リサイクルマニュア ル策定・普及事業	外食産業における食品リサイクルマニュア ル策定・普及		В	-	-	-	12	-		12	
262	農林水産省	食品産業リサイクル 状況等調査委託事 業(スポーツイベント における食品ロス削 減手法に関する調 査)	大規模スポーツイベントにおいて、通常時 と食品ロス削減に効果的な啓発資材の活 用や、提供手法の工夫を行った上で提供 した場合の食品廃棄物量を計測し比較す る等で効果的な手法を検証		ı				-	-	4	4	
263	農林水産省	国際水準GAP等取 得拡大緊急支援事 業	我が国発の輸出用GAP(JGAP Advance ※)の国際規格化や導入推進のための取 組やGAP認証を取得しやすくするための 技術マニュアルの策定、生産現場における指導員の育成や国際水準GAPの認証 取得のために必要な取組を支援 ※ 現在は「ASIAGAP」		1	_	_	_	43 (内数)	296 (内数)	-	-	
264	農林水産省	GAP体制強化・供給 拡大事業	国内におけるGAPの取組レベルの底上げ に向け、GAPの共通基盤に関するガイドラ インに則したGAPグイドラインGAPりの 組を広く普及させるための取組や第三者 がGAPの取組を認証する仕組みを導入す るための取組を支援		1				-	50	-	50	
265	農林水産省	国際認証取得拡大 緊急支援事業	農産物等の輸出拡大に向け、農業者等に よるGLOBALG、A.P. 認証の取得のために 必要な取組や日本等GAP認証 (ASIAGAP)の国際規格化に向けた環境 整備のための国際情勢等研修の開催、日 本発GAP認立取得、GAP審査員の育成 等の取組を支援		1	-	-	-	-	2 (内数)	127 (内数)	-	
266	農林水産省	GAP拡大推進加速 化事業のうちGAP取 組・認証拡大推進交 付金	指導員等の育成・充実や活動推進を通じ た生産者のレベルアップ、地域のモデルと なる農業者を対象とした認証取得のため の環境整備や審査費用の補助など、都道 所県の取組に対して交付金事業として機 動的に支援		1				-	-	253	253	
267	農林水産	GAP拡大推進加速 化事業のうち農業生 産工程管理推進事 業補助金	食品安全、環境保全、労働安全等のGAP の取組内容に関する生産者の更解度向 上に向けた所修会開催等の取組や日本 発GAP認証(ASIAGAP)の国際承認によ る国際規格化を促進するために必要な取 組を支援		ı	-	-	-	-	-	38	38	
268	農林水産省	国産畜産物の輸出 環境整備事業	日本版畜産GAPの策定、日本版畜産 GAP等の認証取得、GAP認証農場で生産 された畜産物を区分して流通するための 環境の構築等を支援		-	-	-	-	11	64	-	75	
269	農林水産省	持続可能性配慮型 飼養管理推進事業	日本版畜産GAPの認証取得の準備段階 となる「GAP取得チャレンジンステム」を普 及・啓発するための検討委員会の開催、 研修会の開催等を支援		1	_	-	-	-	28	_	28	
270	農林水産省	畜産GAP拡大推進 加速化事業	日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化 を図るための指導員等の育成、GAP認証 取得、GAP認証取得の準備段階の取組と なるGAP取得チャレンジンステムの普及等 を支援		1	-	-	-	-	-	120	120	
271	農林水産省	国際的に通用する我 が国発の水産エコラ ベル認証取得推進 事業(H28)	我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化に向けて、その認証取得,講習会の 開催、普及指導員の育成並びに国内外 事業者及び消費者等に向けての水産資源情報の提供体制の整備について支援		-	-	-	-	24 (内数)	-	-	-	
272	農林水産省	日本発の水産エコラ ベル認証取得加速 化事業(H29)	我が国発の水産エコラベル認証の国内外 への普及を加速化させるため、認証を取 得しやすくするシステムの構築や、講習 会・研修会の開催、海外専門家の招へい 等について支援		ı	-	-	-	-	1 (内数)	244 (内数)	-	
273	農林水産省	日本発の水産エコラ ベル普及推進事業 (H30)	我が国の事業者が取り組みやすい水産エ コラベル認証規格の国際規格化や加工流 通業者等を含めた国内外の認知度向上 の取組、認証を取得しやすくなるためのコ ンサルティング等について支援		-	-	-	-	-	-	69 (内数)	-	
		本法が目指すスポーツ				498	905	1,309	1,442	1,206	1,239	6,602	
		ツ基本計画の策定	(0事業) (10事業) (10事業)			-	-	=	-	-	-		
拡力		のための人材育成・場 学校における体育・ スポーツ資質向上等 推進事業	の充実 体育・保健体育の授業における現場が抱 えている諸課題の解決に向けた先進的な 取組を基に、解決プログラムを開発し全国 的か普及を促進することによって、質の高 い授業の実践が展開されることにより、体 育授業での子供の「できる」の実感の拡 大、子供の運動・スポーツに対する意欲や 関心喚起、継続的な活動につなげ、ひい では、新し、学習指導要傾の普及をより		В	498	850	764	772	796 28	25	4,531	
275	文部科学	学校における体育活動での事故防止対策推進事業(28年度まで体育活動における課題対策推進事業)	円滑に推進 体育活動中の事故防止やスポーツ医・科 学を活用した体育授業の効果的な実施等 の様々な課題に対応し、安全でより効果 的な体育活動を実施するための取組を推 進		В	35	43	46	24	21	24	195	
276	文部科学省	運動部活動指導の工夫・改善支援事業	スポーツ医・科学等を活用した運動部活動指導体制の構築や、多様な指導内容・ 方法の工夫改善を推進するとともに、体系 的な資質向上のための研究協議や研修 等の場の整備を行うことなどにより、体罰 機絶や指導体制の充実を図り指導者の資 質向上を推進		В	-	244	215	243	-	-	703	
277	文部科学	スポーツキャリアサ ポート戦略	大会に向けて、国としてアスリートの競技 力向上を推進している中、トップアスリート が安心してスポーツに専念できるよう、アス リートのキャリアについて、関係者が協働 して効果的な支援を行うための仕組みを		В	37	27	40	30	29	37	204	

支出額 府省 ABO り区分 事業名 事業概要 等名 注(1) 分類 注(3) 平成25年度 27年度 30年度 26年度 28年度 29年度 ビジネスパーソン向け国民運動(運動・スポーツ習慣づくり)や年齢、性別、運動能力といった違いを感じずに誰もが生涯を 通じて楽しめる新たなスポーツの開発等に 官民で連携して取り組むことにより、スポーツ、口をむす スポーツ人口拡大に 向けた官民連携プロ 文部 278 科学 省 В 84 92 177 ジェクト ツ人口を拡大 ボーツ人口を拡大・ ・日常的に運動・ホポーツを実施する習慣 を身に付け、多様な体の動きを獲得すべ き年代の子供に対し、運動遊びプログラム を通じて、楽しみながら多様な動きを身に 付けるとができる機会を提供・ また、その年代の保護者を中心に、この 時期に多様な運動をすることの重要性を 度発 文部 279 科学 省 子供の運動習慣ア プ支援事業 В 9 16 啓発 資質の高いスポーツ指導者を養成する「スポーツ指導者を養成する「スポーツ指導者養成事業」やアジア地域と のスポーツ交流を推進する「アジア地区スポーツ交流事業」等の取組を支援 文部 280 科学 省 日本体育協会補助 В 393 502 430 445 502 494 2,770 心身の健全な発達に重要な役割を果たす スポーツに、国民の誰もが生涯を通じてい つでも身近に親しむことができる環境を整 備するために必要な諸施策を実施 生涯スポーツ振興事 文部 281 科学 В 31 32 30 27 31 30 184 適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横 断的かつ競技横断的統括組織の創設に 学横断的かつ競 文部 282 科学 技横断的統括組織 (日本版NCAA)創設 組織の具体的な在り方に В 87 132 219 検討する学産官連携の協議会を開催する とともに、大学スポーツの活性化に全学的体制で取り組む各大学において、専門人材の育成や先進的モデル事業を展開 事業 地域の身近な場で、安全・次心に、多様 なスポーツに親しめる環境の整備に向け た地方公共団体やスポーツ団体等の取組 を支援する。具体的には、年齢、性別、障 等の有無にかかわらず、全ての人々が関 心や適性等に応じて、気軽にスポーツに 親しめる機会を提供し、ライフステージに 応じたスポーツ活動の推進を図る。 文部 283 科学 省 スポーツ活動支援事 業 64-b. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 279 367 130 165 942 地方自治体、スポーツ団体、民間企業等 が一体となり、スポーツと地域資源を掛け 合わせて地域活性化に取り組む組織であ ろ「地域スポーツコミッション」の活動に対 して支援を行い、スポーツによる地域活性 化を促進 域スポーツコミッシンへの活動支援) (H30~)スポーツ 35 26 131 (H30〜)スポーツに よる地域活性化推進 事業(スポーツによる まちづくり・地域活性 化活動支援事業) スポーツによる地域 活性化推進事業(ス ポーツを通じた健康 長寿社会等の創生) 文部 285 科学 В 239 323 563 取組を支援 取組で又接 地方公共団体におけるスポーツを通じた 健康増進に関する施策を持続可能な取 組とするために、域内の体制整備及び運 動、スポーツへの興味・関心を持ち、習慣 化につながる取組を支援 スポーツによる地域 活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化 促進事業) 文部 286 科学 78 110 188 ILL-ンAGから収組を支援 関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身 の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガポテラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的 なプログラム等の検討を実施 文部 287 科学 省 ツ医・科学等 を活用した健康増進 プロジェクト В 6 16 スポーソツーリズム需要喚起・定着化を目 的とした関連産業と連携・協働したプロ モーション展開や、スポーツと文化芸術を 融合させた希少性・体験価値の高い「ス ボーツ文化ンーリズム」の推進により、ス ポーツ、フィンーリストリの推進により、ス ポーツ、アンによる国内外からの交流人口の拡 文部 288 科学 ドーツツーリズム・ ーブメント創出事 В 19 24 43 大・関連産業の活性化を促進 64-c. 障害者スポーツの普及促進 55 279 224 1,127 265 302 ・地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進するために、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・経験体制を構築し、相互に一体となり障害者スポーツを推進するととして、実施の発力、地方公井団体へ専門家を示された。 選出、先進的な事例や専門的なクウッの提供等・また、地域において障害者が乗りつかなり、また、地域において障害者が継続的にエーツに参加できる環境の整備を促進するため、スポーツを加できる環境の整備を促進するため、スポーツ参加における障壁の調査分析を実施 文部 289 科学 省 地域における障害者 スポーツ普及促進事 В 54 61 46 162 腰害者スポーツに係る普及・啓発、調査 研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指 導者の養成・活用等の総合的な振興事業 を行い、障害者の自主的かつ積極的なス ポーツの実施を実現 文部 290 科学 省 日本障がい者スポ ソ協会補助(障害者 スポーツ振興事業) В 129 152 152 104 539 (内数) ボーツの実施を実現 障害のある選手が競技等を通じて、ス ボーツの楽しさを体験するととに、、国民 の障害に対する理解を深め、障害者の社 会参加の推進に害与するために、全国障 害者スポーツ大会を開催 文部 科学 全国障害者スポー 大会開催事業 С 55 291 8 81 379 告者スパーン人宝を開催 障害児者が安心して安全にスポーツが できる場と想定される特別支援学校等を 有効に活用するための実践研究を実施す ることにより、地域における障害者スポー ツの拠点づくりを推進 特別支援学校等を 活用した障害児・者 のスポーツ活動実践 文部 292 科学 В 事業 マルニーヘンと理理 各地域において障害者が身近な場所でネポーツを実施できる環境の整備等を図ると ともに、障害者スポーツ団体の体制の強 化を図り、他団体や民間企業等と連携し た活動の充実を図る。 文部 293 科学 障害者スポーツ推進 プロジェクト 39 39 (4)健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現 (45事業 12,171 12,201 12,134 11,620 14,798 15,094 78,021 ①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止 (0事業 65. 健康面等でのレガシーの創出 (0事業 66. 受動喫煙対策の推進 (0事業)

支出額 府省 ABO 事業概要 等名 注(1) 分類 注(3) 平成25年度 26年度 27年度 29年度 30年度 28年度 ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー (45事業) 12,171 12,201 12,134 11.620 14,798 15.094 78.021 67. 大会に向けたアクセシビリティの実現 (0事業 68. 大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリー 4,556 5.760 6,214 7,572 8,825 41,339 (22事業) 8,410 の推進 東京オリンピック・バ ラリンピック推進本部 食、教育などの幅広い関係者による接遇 経費のうち④心のバ リアフリー ファンリー 294 内閣 11 11 東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち⑤ボラン ティアの推進 大会を契機に、障害者・高齢者等へのサポートの輪が広がる仕組みを創設すべく、 先進事例の調査を実施 295 内閣 Α 18 0 No.1 オリバラ基本方針に盛り込まれた施策の 推進に当たり、大会成功に向けた重点分 野であるニュバーサルデザインに関する 調査として試行プロジェクトを実施し、その 効果と課題を分析し、全国的な横展開を 図る、 東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち®オリパ 296 内閣 Α 20 15 36 基本方針推進調査 (ユニバーサルデザ 図の。 全国の市区町村に対して、避難行動要支援者名簿の活用状況、要配慮者等の支援体制、福祉避難所設置に係る課題等を 抽出するためのアンケートやセアリンク調 査等の実施 避難所における特に 配慮を要する者等の を接に関する調査業 内閣 府 297 障害者への国民の関心・理解促進、障害 者差別解消法(平成25年法律第65号)の 趣旨及び内容の啓発・広報、これらに関 連する調査研究等、障害者施策の推進 障害者施策推進経 内閣 С 72 82 90 68 60 53 428 、空港や競技場、旅館・ホテル等の施 駅、空港や蝦技場、派館・ホアル等の施 設について、火災や地震が発生した場合 に、これらの施設を利用する障害のある人 のニーズ等に配慮して、施設関係者がデ ジタルサイネージ等の多様な手段を活用 した情報伝達や避難誘導を行うときの留 き事宜等について始對 外国人来訪者等に 配慮したターミナル 施設等における防火 299総務省 С 12 安全対策の推進 した情報伝達や避難誘導を行うときの留 意事項等について検討 障害者スポーツチームやパラリンピック選 手を講師とする小学生・中学生向けの人 権教室等、法務局、人権護護委員による 人権啓発活動を各地において実施 「心のバリアフリー」 の推進に向けた人権 啓発活動 法務 14 21 40 300 障害者権利条約の批准の趣旨等を踏まえ 障害者権利条約の批准の趣旨等を除主えて、障害者理解の推進のために、障害の ある子供と障害のない子供の交流及びま 同学習の推進が必要であり、障害者スポーツや文化、表術の体験学習なども通 した交流及び共同学習を進めることにより、障害者理解(心のバリアプリー)を推進 し、互いの個性や多様性を認め合える共 生社会の形成に向けた取組を実施 学校における交流及 び共同学習を通じた 障害者理解(心のバ 文部 301 科学 省 В 29 30 50 48 158 -)の推進事 障害者の職業生活における自立を必定図るために、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を実施 障害者就業・生活支援センター事業 175一种がな叉核を美趣 精神障害者の更なる雇用の推進のため に、ハローワークにおいて、就労支援プロ グラム等を実施する医療機関と連携したモ デル事業を実施し、当該医療機関との 額関係を構築するとともに、地域の他の医 療機関に対してもハローワークでの取組 状況について普及・啓発を図り、医療機 関との連携を推進 厚生 303 労働 省 精神科医療機関と ローワークとの連携 モデル事業 164 426 ジョブコーチの養成・ 研修の推進 労働 JEEDにおいて、ジョブコーチの養成研修 С 企業内において、精神・発達障害者を温 かく見守り、支援する応援者となる「精神・ 発達障害者しごとサポーター」を養成し、 厚生 労働 精神・発達障害者し ごとサポーターの養 С 22 32 精神・発達障害に対する正しい理解を促 速 雇用する障害者の職場定着に資する障害 特性に配慮した雇用管理や雇用形態の 見直しなどの措置について計画を作成 し、計画に基づいて一つ以上の措置を講 じた場合に助成金を支給 厚生 306 労働 障害者雇用安定助 成金 С 170 143 346 487 544 703 2,395 ① 差別禁止及び合理的配慮に係るノウ ハウ普及・対応支援 ア 障害者雇用の専門窓口を設置し、窓 厚生 307 労働 省 口の相談や企業訪問により、対応支 障害者に対する差別 禁止及び合理的配 慮に係るノウハウ普 及・対応支援事業 援を行う 講習・事例報告会、相談・交流会の С 11 13 53 57 146 の創設 (在宅勤務)導入の ための総合支援事 С 25 33 59 農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工資水準の向上及び農業の支え 手の拡大を図るととい、障害者が地域を 支えて地域で活躍する社会(11億総括 躍 社会)の実現に資するため、障害者就 労施設への展案に関する専門家の派遣 や農福連携マルシェの開催等を支援 農福連携による障害 309 労働 者の就農促進プロ В 132 229 285 646 ジェクト 下機師座绣*バウンのが随守さえな 都道所県が行う心のパリアリー (陳書福 社分野において、様々な心身の特性や考 え方を持つ全ての人々が、相互に理解を 深めようシェュケーションをとり、支え合 うことをいう。)を広めるための取組を支援 厚生 310 労働 省 「心のバリアフリー」 推進事業 В 75 44 119

支出額 府省 ABO 事業名 事業概要 等名 注(1) 分類 注(3) 平成25年度 26年度 27年度 29年度 30年度 28年度 計 試行的に障害者のサテライトオフィス動務 を導入するモデル企業を開拓し、モデル 企業へのコンサルテンイグ・導入支援を信 きるの定着支援を実施する。その後、モ デル企業における取組内容(サテライトオ フィスにおいて障害者に担告させた業務 の内容、定着のための工夫等。をまとめた 取組衛告書を作成し、障害者のサラライトオフィス勤務についてのPRセミナーを開 備するなどして、広の風かち。 障害者のサテライト オフィス勤務導入推 進事業 厚生 労働 省 311 14 14 権するなどして、広く周知する。 農山漁村が中の豊かな自然や「食」を活 用した都市と農村との共生・対流等を推進 する取組、農稲連携を推進する取組、地 域資源を活用した所得の自一たや雇用の単 大等に向けた取組及び農山漁村における 定住を図るための取組等を終合的に支援 し、農山漁村の活性化を推進 農山漁村振興交付 金(都市農村共生· 対流総合対策交付 金) 農林 312 水産 省 С 69 156 266 219 246 187 1,146 し、農山漁村の活性化を推進 農山漁村が高生化を推進 用した都市と農村との共生・対流等を推進 す放資源を活用した所得の日上や曜日の世 状資源を活用した所得の日上や曜日の世 大等に向けた取組及び農山漁村における 定住を図るための取組等を総合的に支援 は、農山漁村の活性化を推進 福祉農園の全国展開のための普及モラ ルの創出とその普及活動を推進するため に①農業分野と福祉分野の双方について 専門的な知度を有する職員の育成。②他 域に福祉農園を普及するための活動を支 援 農山漁村振興交付 金(農山漁村活性化 プロジェクト支援交 付金) 農林 313 水産 省 С 47 153 32 233 福祉農園地域支援 農林 314 水産 С 14 16 事業(都市農業機能 発揮推進事業) 29 60 農林 315 水産 都市農業機能発揮 整備事業 福祉農園の整備 С 44 38 82 69 バリアフリー対策の強化 (23事業) 7,615 6,440 5 920 4,047 6,388 6,268 36,681 大会における大会関係者や観客等の円 内関 大会の開催に伴う交 人云におりる人云関係有や観春寺の日 清な輸送の実現及び競技会場周辺等の パリアフリー化の推進に向けた交通安全 施設等の整備事業を実施 316 通安全施設等整備 500 500 「No.10」 察庁 高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らし やすいまちづくり、社会づくりを進めるため に、公共交通のパリアフリー化を一体的に 支援 地域の公共交通ネットワークの再構築(*/* ス・タクシー) 317 交通 省 В 886 818 233 346 1,696 4,943 962 高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らし やすいまちづくり、社会づくりを進めるため に、公共交通のバリアフリー化を一体的に 支援 国土 交通 省 41 32 18 50 143 トワークの再構築(旅 客船ターミナル) へ協 高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らし やすいまちづくり、社会づくりを進めるため に、公共交通のバリアフリー化を一体的に 支援 国土 交通 省 地域の公共交通ネッ トワークの再構築(航 空旅客ターミナル) В 17 11 36 高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らし 国土 交通 省 地域の公共交通ネ やすいまちづくり、社会づくりを進めるため に、公共交通のバリアフリー化を一体的に トワークの再構築(鉄 軌道事業者) В 6.295 5,136 4,429 2.469 1,159 732 20,222 支援 固が単先して、高齢者、障害者等の当事 者の参画の下、地方公共団体・事業者・ 国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけ ることにより、パリアリー施策等の迅速か つ着実な展開を図るとともに、「ユニバー サルデザイン02020行動計画」の決定を受け、大会の円滑な開催等に向けて、更な るパリアフリー・ユニバーサルデザイン化を す始 バリアフリー法等に 基づく一体的・総合 的なバリアフリー化の 推進 国土 交通 省 В (内数) (内数) (内数 (内数) 実施 国が率先して、高齢者、障害者等の当事 者の参画の下、地方公共団体・事業者 国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけ ることにより、パリアリー施策等の迅速か つ着実な展開を図るとともに、「ユニバー サルデザイン2020行動計画」の決定を受 け、大会の円滑な開催等に向けて、更な るパリアフリー・ユニバーサルデザイン化を 実施 実施 道路のユニバーサル デザイン化(直轄)東 京都国道1、4、6、 14、15、17、20、 246、254、357号等 国土 322 交通 省 1,927,469 (内数) 2,212,105 1,737,932 (内数 1,760,90 (内数 1,875,061 1,829,892 (内数 実施 交通利便性や業務機能の集積の程度が 高く、経済活動が活発な国際的ビジネス の拠点となる地域を形成し、大都市の国 際競争力を強化 国土 323 交通 省 国際競争拠点都市整備事業(虎ノ門) 22 54 477 2,355 4,925 2,016 体法、自転車、自動車、公共交通等の多様なモードの連携が図られた自由通路、 地下街、駐車場等の公共的空間や公共 交通等から成る都市の交通システムを削 確立政策目的の下、都市・地域総合交通 戦略等に基づき、バッケージ施策として総 会的にも考 都市·地域交通戦略 推進事業(新宿) 324 交通 В 344 92 304 350 57 295 1,444 都内主要ターミナル 等における交通結節 機能の強化・バリアフ 国十 主要ターミナル等において、交通結節機 325 交通 В 62 74 228 606 283 1,264 能の強化に向けた取組を推進 一化(渋谷·品川) ・競技会場周辺や外国人が多く訪れる主 ・親は云場市辺で外国人が多くのれる主 要な観光地周辺の都市公園を選定し、バ リアフリー化の実態を調査。基本的に選定 した全ての公園で2020年(令和2年)まで に都市公園移動等円滑化基準への適合 競技会場周辺エリ 等における都市公園 のバリアフリーの推 326 交通 В 42 35 44 35 31 194 に他用公園参剰等内存化差単への適合 を図る。 ・さらに、代表的な公園(競技会場等)に ついて、高水準のユニバーサルデザイン ・さらに、1人を力な公園(競技会場等)について、高水準のユニバーサルデザイン 化が達成された全国の都市公園のモデル 事例として整備を図ることを検討 利便性の高い新たな公共交通システムを 構築するためには、多くの都市で基幹的 な公共交通となるバス交通の高度任(BRT 導入)かと、利用環境の改善を進めること が必要であるため、道路空間の維持管理 や既存自動車交通への影響を加味し、バリアフリー化や大量実際可能なバス停 等のお核的始終がまな解 新技術の導入による 公共交通の利用推 進に関する検討調査 国土 交通 省 17 В 10 28 バリアフリー化や大量乗り 等の技術的検討を実施 訪日外国人旅行者数4000万人等の実現 に向けて、訪日外国人旅行者のストレスフ リーな受入環境を整備するための必要な 訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急 対策事業(バス・タク 国土 交通 省 В 570 593 1,164 (内数 支援を実施 訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急 対策事業(鉄軌道事 スムとスパー エレベーターやスロープによる段差の解 消、多機能トイレ、ホームドアの設置等、公 共交通のバリアフリー施設の整備に対す る支援を実施 国土 329 交通 省 1,499 5,450 (内数 415 (内数) 業者) 訪日外国人旅行者 受入基盤整備・加速 化・事業(バス・タク ある大阪を天祀 訪日外国人旅行者数4000万人等の実現 に向けて、訪日外国人旅行者のストレスフ リーな受入環境を整備するための必要な ま程を実施 国土 330 交通 省 В 1,098 1,098 (内数) 支援を実施

分野、施策 の区分		府省	-t- M/L 61	事業概要	オリパラ	ABC				支出額				(単位:日月日
	No	等名 注(1)	事業名	尹 未队女		分類 注(3)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	備考
	331	国土 1 交通 省	訪日外国人旅行者 受入基盤整備·加速 化事業(鉄軌道事業 者)	エレベーターやスローブによる段差の解消、多機能トイレ、ホームドアの設置等、公 共交通のバリアフリー施設の整備に対す る支援		В	-	-	-	206 (内数)	4,906 (内数)	-	-	
	332	国土 2 交通 省	訪日外国人旅行者 受入基盤整備・加速 化事業(旅客船ター ミナル)	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便 性及び安全性の向上の促進を図るために 必要な段差の解消等を行う事業		В	-	-	-	-	33	-	33	
	333	国土3交通省	バリアフリー施設の 整備の推進(地下鉄 事業者)	地下高速鉄道の新線建設、耐震補強、浸 水対策及び大規模改良工事(パリアフリー 化工事、列車運行円滑化工事)に係る費 用の一部(補助対象事業費の35%以内) について、予算の範囲内において補助		В	3,984 (内数)	4,910 (内数)	11,552 (内数)	5,811 (内数)	5,194 (内数)	3,699 (内数)	-	
	334	国土 4 交通 省	ユニバーサルツーリ ズム促進事業	高齢者、障害者、乳幼児連れ旅行者、外 国人等を含む誰もが旅行を楽しむとが できる環境を整備するために、地方自治 体、NPO等の幅広い関係者の協力の 下、地域の受入体制の強化を進めるほ か、ユニバーサルツーリズムに関連する旅 行商品の造成、普及を促進		В	31	33	27	28	17	13	152	
	338	国土 5 交通 省	3次元地理空間情報 を活用した安全・安 心・快適な社会実現 のための技術開発 (屋内外の測位情報 のシームレス化に関 する技術開発)	屋内外の測位環境や、複雑な都市空間 (地下街を含む公共的屋内空間等)を表 現する3次元の地理空間情報(以下「3次 元地図)というの未整備等、高精度測位 による新サービスの実現に係る課題を解 決するために、した街など都是測位が困 鍵な箇所を含む屋内外の測位環境の改 善と相互連携、3次元地図の整備・更新に 関する技術開発を実施		В	-	-	10	9	10	-	31	
	336	国土 6 交通 省	高精度測位技術を 活用したストレスフ リー環境づくりの推 進	訪日外国人や障害者・高齢者を含む誰も がストレスを感じることが、円滑に移動・ 活動できる社会を実現するために、屋内 の電子地図や測位環境等の空間情報イ ンプラの整備・活用の促進に向けた検討・ 実証等を行い、民間事業者による多様な 位置情報サービスが生まれやすい環境づ く		В	-	-	92	90	55	49	287	
	337	国土 7 交通 省	歩行者移動支援の 普及・活用の推進	民間事業者等が多様な歩行者移動支援 サービスを提供できる環境を整備するために、移動に必要なデータのオープン データ化等の検討		В	-	38	32	39	42	45	197	
	338	国土 交通省	訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急 対策事業(旅客船 ターミナル)	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便 性及び安全性の向上の促進を図るために 必要な段差の解消等の実施		-	-	-	-	-	-	10	10	
	70.	. ICT化	を活用した行動支援の)普及·活用 (0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
	71. 推ù		弾みとした働き方改革	等ワーク・ライフ・バランスの (0事業)			-	_	-	_	-	-	_	
A, B	両力	ちにまた	がる取組であり、その	区分が困難なもの】 (2事業)			_	-	-	134	125	178	437	
	339	9 内閣	東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち①推進本 部	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営を行うとと もに、大会の円滑な準備及び運営に関す る総合調整を実施	0	А	-	-	-	133	125	178	437	「No.1」
	340	0 内閣	東京オリンピック・パ ラリンピック推進本部 経費のうち②レガ シー	過去のオリンピック・パラリンピックのレガ シーに係る知見を深めるとともに、基本方 針の実施にいかす。	0	А	-	-	-	0	0	-	0	100.1]

注(1) 「事業名」、「事業概要」及び「支出額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が整理したものである。

一部の事業については、平成29年度以前の計数が、事業費の確定に伴う精算等により30年報告における計数と一致しない場合がある。

また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を運営費交付金等を財源として実施する独立行政法人における支出額を含む。その場合、「府省等名」に当該独立行政法人の略称を【 】で記載しており、各独立行政法人の略称は次のとおりである。

国立研究開発法人情報通信研究機構:NICT、独立行政法人国際協力機構:JICA、独立行政法人国際交流基金:JF、国立研究開発法人科学技術振興機構:JST、独立行政法人日本芸術文化振興会:JAC、

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構:JEED、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構:NEDO、独立行政法人日本貿易振興機構:JETRO

- 注(2) 「オリバラ関係予算」は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・バラリンピック競技大会関係予算」を示し、同欄における「○」はオリバラ関係予算として全額計上されている事業、「△」は一部計上されている などの事業、空欄はオリバラ関係予算としての計上がない事業であることをそれぞれ示している。
- 注(3) 「ABC分類」は、各府省等が大会の関連施策として報告した平成25年度から29年度までの事業について、オリバラ事務局が分類した結果を記載している。そのため、各府省等が大会の関連施策として整理した事業のうち、 30年度から支出額がある事業、30年5月以降に公表された政府の取組状況報告に大会の関連施策として記載された事業等については、ABC分類の対象とされていないことから、同欄を「一」としている。 注(4) 事業数は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業(「支出額」欄に「(内数)」の記載がある事業)を含む。
- 注(4) 事業数は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業(「支出額」欄に「(内数)」の記載がある事業) 注(5) 項目ごとの支出額合計には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業(「支出額」欄に「(内数)」の記載がある事業)に係る金額は含んでいない。
- 注(6) 備考欄の「」書きの番号は、別図表2において対応する事業を示している。
- 注(7) 予算を府省等間で移し替えて実施する事業については、移替元の府省等名を記載している。

N	⊒r. 6t/c	事 类力		平成2	5年度				26年度			27年度						
No.	所管	事業名	登録額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額		
1	内閣	東京オリンピック・パラリンピッ ク競技大会推進本部経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2		東京オリンピック・パラリンピッ ク対策に係る新たな警備手法 に関する調査研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	2	-	6		
3		海外における情報収集要員 の配置	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-		
4		海外治安情報機関関係者の 招へい	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-		
5		オリンピック開催時における 交通対策の視察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6	内閣府	情報の収集・分析に要する経 費	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
7	(警察 庁)	各種部隊の資機材の整備等 に要する経費	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
8		警備実施及び要人警護に要 する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9		警察庁における指揮機能の 強化に要する経費	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
10		大会の開催に伴う交通安全 施設等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11		サイバー攻撃の未然防止対 策等に要する経費	ı	ı	-	-	ı	ı	ı	-	-	-	-	I	-	-		
12		2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会に伴って 開設される無線局と既存無線 局の周波数共用に関する調 査検討	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-		
13	総務省	競技会場におけるICT利活用 促進事業	ı	ı	-	-	ı	I	ı	-	-	-	-	I	-	-		
14		2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会等の開催 に向けた消防・救急体制の構 築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15		日本オリンピック委員会補助	2,357	2,356	-	0	2,391	-	2,376	-	15	91	-	77	-	13		
16		ハイパフォーマンス・サポート 事業 (注4)	2,299	2,084	-	214	2,834	ı	2,267	-	566	3,099	-	2,934	-	165		
17		ナショナルトレーニングセン ター競技別強化拠点施設活 用事業	589	518	-	70	658	-	578	-	80	883	-	606	-	277		
18		女性アスリートの育成・支援プ ロジェクト	467	71	-	395	412	-	243	-	168	378	-	314	-	63		
19		次世代アスリート特別強化推 進事業	394	377	-	16	394	-	383	-	10	-	-	-	-	-		
20		トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	22	0	-	21	21	-	2	-	19	18	-	16	-	1		
21	文部 科学省	独立行政法人日本スポーツ 振興センター運営費交付金 に必要な経費	22,142	22,142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
22		戦略的スポーツ国際貢献事 業	-	-	-	-	1,144	1	945	_	199	-	-	-	-	-		
23		2020ターゲットエイジ育成・強 化プロジェクト	-	-	-	-	1,369	1	1,024	-	345	-	-	-	-	-		
24		パラリンピックに向けた強化・ 研究活動拠点に関する調査 研究	-	-	-	-	22	ı	11	-	10	-	-	I	-	-		
25		独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	-	-	-	-	17,062	-	17,063	-	-	-	-	-	-	-		
26		スポーツ・フォー・トゥモロー等 推進プログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,224	-	1,159	-	64		

			00/T: III					00/17:10					00/17 15			(単位:百万円)
No.	登録額	前年度繰越額	28年度 支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	29年度 支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	30年度 支出額	翌年度繰越額	差額	備考
1	875	-	533	_	341	576	-	495	-	80	825	-	563	249		No.182, 183, 223, 225, 294~296, 339, 340
2	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	ı	ı	-	-	-	ı	No.20
3	9	-	19	1	△ 10	ı	-	-	-	1	ı	-	-	_	ı	No.16
4	2	-	1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.17
5	2	-	3	-	△ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.83
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,448	-	843	-	604	No.21
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,208	-	1,798	340	68	No.23
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,297	-	760	490	45	No.24
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300	-	1,152	-	1,147	No.22
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	510	-	500	-	9	No.316
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	583	-	393	-	189	No.49
12	-	-	-	-	-	240	-	193	-	46	370	-	366	-	3	No.177
13	-	-	-	-	-	199	-	-	199	-	-	199	189	-	10	No.200
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	△ 0	No.40
15	113	-	84	-	28	113	-	112	-	-	113	-	112	-	-	No.135
16	3,528	-	2,974	-	554	1,591	-	1,588	-	2	1,296	-	1,293	-	3	No.139
17	900	-	764	-	135	900	-	853	-	46	912	-	783	-	128	No.142
18	380	-	310	-	69	388	-	350	-	37	230	-	205	-	24	No.140
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.137
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.147
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	No.154 本図表では国から JSCへの運営費交付 金支出額全額、別図 表1ではJSCにおける 支出額を記載してい るため、計数は一致 しない。
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.163~165
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.138
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.148
25	12,500	-	12,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.154 本図表では国から JSCへの出資額全 額、別図表1ではJSC における支出額を記 載しているため、計数 は一致しない。
26	1,214	-	1,186	-	28	1,167	-	1,110	-	56	1,167	-	1,087	-	79	No.163∼167

No.	所管	事業名			5年度				26年度	ı	ı		ı	27年度	ı	
	771 10	7701	登録額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額
27		競技力向上事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,400	-	7,400	-	-
28		スポーツ研究イノベーション 拠点形成プロジェクト	1	-	-	1	-	-	-	-	-	100	-	95	-	4
29		ナショナルトレーニングセン ターの拡充整備	1	-	-	1	-	-	-	-	-	84	-	1	61	22
30		日本障がい者スポーツ協会補助	1	-	-	ı	-	-	-	-	_	62	-	61	-	1
31	文部 科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業 (注5)	-	-	-	-	-	-	-	_	_	70	-	61	-	8
32		スポーツ・文化・ワールド・ フォーラムの開催	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33		ハイパフォーマンスセンター 情報システムの基盤整備	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34		ハイパフォーマンスセンター の基盤整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35		ドーピング防止活動推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36		東京パラリンピック競技大会 開催準備	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37		2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会に係る建 設需要に対応した労働災害 防止対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	厚生 労働省	障害者芸術·文化祭開催事 業	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-
39		外傷外科医養成研修事業	ı	-	-	ı	ı	ı	-	-	-	ı	-	-	-	ı
40		化学災害・テロ対応医薬品備 蓄等事業	-	-	-	-	88	-	88	-	-	-	-	-	-	-
41	農林 水産省	2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会馬術競技 場における衛生管理事業委 託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	大 //// 日	海上警備体制等の強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43		2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対 策評価検証等事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	330	-	276	-	53
44		熱中症対策推進事業(2020 年東京オリンピックに向けた 熱中症に関する普及啓発事 業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	13	-	1
45	環境省	東京オリンピックを契機とした 一般廃棄物の統一分別ラベ ル導入検討事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	21	-	8
46		東京オリンピック・パラリンピッ クにおけるグリーン購入促進 検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	7	-	3
47		オリンピック・パラリンピック暑 熱環境測定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48		2020年オリンピック・パラリン ピック東京大会を契機とする3 R推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計 額「翌年度繰越額」「前年度編	28,270	27,553	-	719	26,395	-	24,985	-	1,415	13,802	-	13,049	61	696

注(1) 「支出額」「翌年度繰越額」「前年度繰越額」及び「差額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が円単位で集計したものである。 また、「事業名」及び「登録額」の計数は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」から転記(同一年度で当初、補正予算共に計上がある場合は 百万円単位の計)したものである。一部の事業については、平成29年度以前の計数が、事業費の確定に伴う精算等により30年報告における計数と一致しない場合がある。

- 注(2) 「登録額」は予算決定時点のものであるため、執行段階で追加の支出の必要が生じ流用等によって対応したことなどにより、「登録額」を「支出額」が上回っているものがある。
- 注(3) 「差額」には、平成25年度は「登録額」から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額、26年度から30年度までは「登録額」と「前年度繰越額」を合算した額から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額を計上しており、決算上の不用額とは異なる。なお、注(1)のとおり、「登録額」は内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」からの転記であり、単位未満切捨てとなっていないものがあるため、図表中の数値を集計しても「差額」が一致しないものがある。
- 注(4) 平成27年度以前の事業名は「マルチサポートによるトップアスリートの支援」(25年度)、「メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業」(26年度)及び「マルチサポート戦略事業」(27年度)である。
- 注(5) 平成27、28両年度の事業名は「国際情報戦略強化事業(IF役員倍増戦略)」である。
- 注(6) 備考欄の番号は別図表1において対応する事業を示している。

	28年度 29年度 30年度														(単位:百万円)	
No.	25 V3 422	前年度繰越額		翌年度繰越額	学 #5	25 V3 422	前年度繰越額		翌年度繰越額	学 #5	25 V3 452	前年度繰越額		翌年度繰越額	± 45	備考
27	登録額 8,700	用干皮練超級	支出額 8,700	空牛皮練越組	差額 -	登録額 9,150	用牛及藥超額	支出額 9,150	空牛皮棒越術	差額 -	登録額 9,600	川平及標框 組	支出額 9,600	空牛皮棒越樹	-	No.134 本図表では国から JSCへの運営費交付 金支出額全額、別図 表1ではJSCたおける 支出額を記載してい るため、計数は一致 しない。
28	90	-	89	-	0	86	-	85	-	0	81	-	81	-	-	No.146
29	2,606	61	2,648	-	18	5,064	-	707	4,330	26	9,690	4,330	10,330	3,673		No.143 本図表の29年度支出 額は、別図表1にお ける支出額5,376百 万余円の内数
30	51	-	51	-	-	51	-	51	-	-	52	-	52	-	-	No.136 オリパラ関係予算とし ての登録は27年度以 降
31	71	-	73	-	△ 2	101	-	88	-	12	130	-	100	-	29	No.141
32	501	-	473	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.169
33	1,054	-	9	1,044	-	-	1,044	998	-	46	-	-	-	-	-	No.144
34	-	-	-	-	-	945	-	814	-	130	945	-	945	-		No.145
35	-	-	-	-	-	201	-	196	-	4	296	-	279	-	16	No.152 オリパラ関係予算とし ての登録は29年度以 降
36	-	-	-	-	-	30,000	-	30,000	-	-	-	-	-	-	-	No.179
37	61	_	35	_	24	74	-	44	_	29	72	_	64	_	7	No.176
38	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.237 オリパラ関係予算としての登録は28年度の み。また、本図表の28年度支出額は、別図表 1における支出額40 百万余円の内数
39	-	-	-	-	-	11	-	10	-	-	11	-	10	-	-	No.35
40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152	-	131	-	20	No.41
41	17	-	8	-	8	15	-	5	-	10	11	-	4	-	6	No.79
42	162	-	160	-	1	809	-	725	-	83	-	-	-	-	-	No.27∼30
43	26	-	2	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.111
44	36	-	40	-	△ 3	21	-	24	-	△ 3	7	-	18	-	△ 10	No.108
45	18	-	15	-	2	17	-	-	-	17	-	-	-	-	-	No.107
46	7	-	4	-	1	3	-	1	-	0	-	-	-	-	-	No.110
47	-	-	-	-	-	29	-	28	-	0	30	-	29	-	0	No.109
48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	0	-		No.112 オリパラ関係予算とし ての登録は30年度の み
\angle	32,937	61	30,705	1,044	1,248	51,751	1,044	47,639	4,529	628	34,345	4,529	31,706	4,754	2,416	